



第2部 健康福祉施策



第1章 健康福祉総合推進計画の着実な推進（福祉推進課）

第1 保健・福祉・医療の効果的な連携を運営管理

1 苦情調整

（1）福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）

①目的

区が提供する福祉サービスの適用に係る区民の苦情を、公平な第三者機関である福祉サービス苦情調整委員（通称：福祉オンブズマン）を通して処理することにより、区民の権利及び利益を擁護し、もって公正で信頼される区政の推進に資することを目的とし、平成2年10月から実施している（中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例）。

②福祉オンブズマン

区長の附属機関として条例で設置し、区長が委嘱する。人数は4人以内、任期は2年。再任も可能である。職務内容は、(a)区民から福祉サービスに関する申立てを受け付けること、(b)苦情の申立てに関する調査・審査をし、その結果を申立人に通知すること、(c)必要があると認めるときは是正を求める意見、または制度の改善を求める意見を表明すること、(d)申立ての処理状況について、毎年度区長に報告することなどである。

申立てを受け付けたときは、実施機関（区長等）に対して関係書類の提出及び事情の説明を求めるなどの調査を行うことができる調査権が付与されている。

③制度のしくみ

ア 申立ての手続き

苦情を申し立てることができる事項は、区が行う福祉サービスの個別の適用に関する苦情で、その事実があつてから2年以内のものであること。

申立てができるのは、(a)現に区の福祉サービスを利用している者や取り消された者またはその申請を却下された者、(b)その家族、(c)区内の民生委員等であること。

申立てには事前予約が必要（随時受付）。電話、電子メール、ファクシミリ、手紙等で住所、氏名、電話番号、苦情の要旨を事務局に伝え、相談する。申立日は、毎週火曜日（第5週を除く）。

イ 申立ての処理

福祉オンブズマンは、申立ての内容の適否について調査・審査をし、その結果を申立人に通知する。申立てに理由があると認めるときは、実施機関に対し、福祉サービスの適用について是正を求める意見を表明するとともに、その旨を申立人に通知しなければならない。

また、申立てに係る苦情の原因が福祉サービスの制度に起因し、その改善が必要と判断したときは、合議により、当該制度の改善を求める意見を表明することができる。

実施機関は、福祉オンブズマンから意見の表明を受けたときは、これを尊重し、誠実に対応しなければならない。

区長は、本制度の運営状況について、毎年度公表しなければならない。

④苦情申立て状況

○苦情申立件数 3件

(2) 民間福祉サービス紛争調整事業

①目的

民間福祉サービスに係る民間事業者と利用者との間の紛争について、調停の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図り、もって区民の権利及び利益を擁護するとともに、民間福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、平成19年10月から実施している（中野区民間福祉サービスに係る紛争の解決の促進に関する条例）。

②紛争調停委員

区長の附属機関として条例で設置し、区長が委嘱する。人数は3人以内、任期は2年。再任も可能である。職務内容は、区長が受け付けた調停の申請のうち紛争調停委員の調停に付された紛争について、(a)調停案を作成し、当事者に受諾の勧告をすること、(b)必要があると認めるときは、当事者に説明を求めること、調査を行うこと、(c)当事者が正当な理由なく調停案を受諾しないときは、調停案を受諾すべき旨の勧告を区長に求めること、(d)調停に付された紛争に係る民間福祉サービスが違法または不当なものであると認められるときは、当該民間福祉サービスに關し必要な措置をとるべき旨の勧告を区長に求めること、(e)調停の処理状況について、毎年度区長に報告することなどである。

③制度のしくみ

ア 調停の申請手続き

調停を申請することができる事項は、民間事業者が中野区の区域内において有償で提供する福祉サービスの利用に関する紛争で、その事実があつてから1年以内のものである。

申請ができるのは、利用者（現に民間福祉サービスを利用している者、利用しようとする者及び利用していた者で、区内に住所を有するもの）または民間事業者である。

事前に電話、電子メール、ファクシミリ、手紙等で住所、氏名、電話番号及び紛争の概要を事務局に伝え相談の上、文書により調停の申請をする。

イ 申請の処理

区長が受け付けた調停の申請を紛争調停委員の調停に付すと、紛争調停委員は、必要に応じて当事者から説明を受けるなどして調査を行う。その結果、調停案を作成し当事者に受諾の勧告をする。当事者双方が調停案を受諾すると調停が成立するが、受諾しない場合は調停が打ち切られる。なお、当事者が正当な理由なく調停案を受諾しないときは、調停案を受諾すべき旨の勧告を区長に求める。区長は当事者が正当な理由なく当該勧告に従わないとときはその旨を公表することができる。

区長は、本制度の運営状況について、毎年度公表しなければならない。

④処理状況

○調停申請件数 0件

(3) 区民葬儀

葬祭費の軽減を図るため、「特別区区民葬儀運営協議会」の実施要領に基づき昭和40年4月から実施している。

○区民葬儀券交付件数 503件

第2 健康・福祉を推進する企画運営

1 健康・福祉計画

(1) 計画調整

①健康福祉審議会

中野区の保健医療、社会福祉及び健康増進に関する重要な事項について、総合的に検討し、区民の生涯にわたる健康で文化的な生活の確保及び活力に満ちた長寿社会の実現を目的とした施策の推進を図るために、区長の附属機関として中野区健康福祉審議会を設置している（中野区健康福祉審議会条例、中野区健康福祉審議会条例施行規則）。

令和5年4月、中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画、中野区スポーツ・健康づくり推進計画、中野区高齢者保健福祉計画及び第9期中野区介護保険事業計画、中野区認知症施策推進計画、並びに中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画及び第3期中野区障害児福祉計画の改定・策定に向け、第10期中野区健康福祉審議会を設置した（委員38人、任期3年）。

中野区健康福祉審議会の答申を踏まえ、令和6年3月に上記の9つの計画を包含する「中野区健康福祉総合推進計画」を策定した。

令和9年3月の「中野区健康福祉総合推進計画」の改定に向け、令和8年4月に第11期健康福祉審議会の設置を予定している。

②健康福祉に関する意識調査

中野区地域福祉計画等の健康福祉関連計画策定の検討に資することを目的として、健康福祉施策等に係る区民等の関心や意見を把握するため、3年に1度アンケート調査を実施する。令和7年度は、9月に実施予定である。

調査対象・・・満18歳以上の区民（民法改正による成年年齢引き下げに伴い、令和4年度からは20歳以上の区民から18歳以上の区民に改めた。）

調査地域・・・中野区全域

標本抽出数・・・3,000人

抽出方法・・・無作為抽出

回収状況

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|-------|---|-------|---|---|
| 有効回収数 | 1,379 | - | 980 | - | - |
| 回収率 | 46.0% | - | 32.7% | - | - |

③福祉のまちづくり

区内の建築物その他の施設について建築確認申請時に事前協議を行い、建築主等施設の設置管理者の協力を得て、障害のある人や高齢者を含めたすべての人が容易に利用できるよう、その構造及び設備の整備・改善を進めている（福祉のまちづくりのための環境整備要綱）。

なお、福祉のまちづくりのための環境整備に関する事前協議等の事務は、都市基盤部建築課が所管している。

福祉のまちづくり協議成立件数

単位：件

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----|----|----|----|----|----|
| 都条例 | 22 | 36 | 31 | 32 | 54 |
| 区要綱 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 |

第3 地域で安心して暮らす高齢者

1 高齢者専門相談

(1) 高齢者困難事例等専門相談

①高齢者虐待防止

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が、平成18年4月1日に施行され、区市町村の役割や高齢者虐待発見者の通報義務（努力義務を含む）等が定められた。これを受け、区では、平成20年4月、「高齢者虐待防止に向けて～中野区高齢者虐待対応マニュアル～」を作成し、令和2年3月に改訂版を発行している。また、「知って防ごう高齢者虐待」のリーフレットを各相談窓口に配布し啓発を行っている。

○高齢者虐待の通報・届出件数

高齢者虐待通報・届出

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 75 | 107 | 118 | 111 | 118 |

ア 中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会

高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関して、区、関係機関及び関係団体との連携協力体制を整備するため、「中野区高齢者虐待対応連絡会」を平成18年11月24日に設置し、年1回程度実施している。平成24年度から障害者への虐待防止等のために障害福祉関係機関を加え「中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会」に改組した（中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会設置要綱）。

○開催実績 1回

イ 高齢者支援専門ケース会議

高齢者専門相談係や地域包括支援センター等が支援している高齢者の中で、虐待や認知症等の理由で特に支援が困難なケースについて、弁護士及び精神科医を招いて専門ケース会議を開催し、専門的立場からの助言を得て適切な支援方法を検討している。

○開催実績 3回

②成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人々の権利や財産を守ることを目的として、平成12年4月から始まった民法で規定された制度である。区では、関係機関と連携を図りながら、同制度の区民への普及・定着を目指している。

ア 制度創設の背景

高齢社会が進み、加齢に伴い心身の機能が衰えた高齢者が単身や夫婦だけの生活を続けることが増えている。また、知的障害や精神障害のある人も住み慣れた地域で生活し続けたいというニーズがある。こうした人々が持てる力を活かし自己決定の原則が尊重されながら、地域で生活できる社会を実現することがノーマライゼーションの理念が目指しているところである。

認知症や障害などで判断能力が不十分な人々にとって、本人の意思や本人の利益を最大限に尊重しながら、契約など日常の諸手続を代理する仕組みが必要とされていた。かつて、措置として行われていた高齢者サービスから、本人と事業者との契約に基づきサービスを受ける介護保険制度が平成12年4月に導入されることに併せて民法が改正され、成年後見制度が創設された。

イ 法定後見制度と任意後見制度

同制度には、「法定」と「任意」の二つの仕組みが設けられている。

法定後見制度は、現に判断能力の不十分な状態にある人について、主として本人や家族（配偶者または四親等内の親族）の申立てにより、家庭裁判所が適任と認める者を成年後見人等に選任する制度である。援助者としての後見人等は、本人（対象者）の判断能力の程度により、「補助人」「保佐人」「後見人」（※）に分かれており、それぞれの援助者に付与された権限に従って、財産の管理や保健福祉サービス等の契約などの法律行為を行う。

後見人等には、配偶者等の親族のほか、弁護士や司法書士などの法律家や社会福祉士など、事情を考慮した上でふさわしい人が選任される（複数の人や法人もなることができる）。また、後見人等を監督する監督人が選任されることもある。

これに対し、任意後見制度は、本人が十分な判断能力を持っている間に、将来に備えて、自らが選んだ代理人（任意後見人）を事前の契約によって決めておく制度であり、自己決定の尊重の理念が反映されている。

なお、法定後見制度では、民法等で認める申立権者の他に、本人に身寄りがないなどの特別な場合には、区長による申立てを認めている（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）。

※「補助人」… 判断能力が不十分な方

「保佐人」… 判断能力が著しく不十分な方

「後見人」… 判断能力が欠けているのが通常の状態の方

ウ 区の取組

（ア）区長申立て実績（老人福祉法によるもの）

区長申立て件数

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----|----|----|----|----|----|
| 件数 | 34 | 39 | 37 | 32 | 44 |

※知的障害または精神障害のある人の区長申立て件数は70ページ参照

区長申立て内訳

単位：人

| 性別 | 年齢 | | | 類型 | | |
|----|-------|--------|-------|----|----|----|
| | 65歳未満 | 65～74歳 | 75歳以上 | 後見 | 保佐 | 補助 |
| 男 | 21 | 0 | 2 | 19 | 16 | 2 |
| 女 | 23 | 0 | 1 | 22 | 20 | 1 |
| 計 | 44 | 0 | 3 | 41 | 36 | 3 |

※諸事情のため、申立合計と類型合計が異なることがある。

（イ）普及活動

関係する相談窓口にチラシ等を置き、区民への啓発に努めている。

（ウ）利用支援（介護保険地域支援事業）

平成18年度から身近な総合相談支援・権利擁護の窓口として、地域包括支援センターが区内8か所に設置され、福祉推進課の高齢者専門相談係や成年後見支援センター（中野区社会福祉協議会）と連携をとりながら、成年後見制度利用支援の役割を担っている。

(2) 緊急一時宿泊事業

平成16年度から、区内の特別養護老人ホーム等を利用し、家庭の事情や災害、介護者の急病などにより、在宅での生活が困難な概ね65歳以上の高齢者に対し、原則として14日以内で利用できる緊急時の一時宿泊（ショートステイ）事業を実施している。家族や関係者及び関係機関と連携し、必要なサービスの調整を行っている。

○利用相談窓口 各地域包括支援センター

○自己負担 ①利用料…要介護認定の有無や住民税の課税状況に応じた負担あり
②施設で定める食費、滞在費、雑費

○利用実績 利用日数 延500日、利用者数 実利用者59人

(3) 高齢者施設措置

養護老人ホームは、概ね65歳以上で、家庭環境上及び経済上の理由により家庭で生活することが困難な方のための施設で、本人及び世帯の生計中心者が、区民税所得割非課税の方及び生活保護受給世帯、または災害等により生活の状態が困窮していると認められる人を対象としている。

特別養護老人ホームは、契約による入所が困難である等、やむを得ない事由がある場合に限り、措置による入所を行う（老人福祉法第10条の4、第11条）。

①老人ホーム入所判定委員会

老人ホーム入所措置等の適正な実施を図るため、入所判定委員会（委員任期は1年度）を昭和61年10月から設置している（中野区老人ホーム入所判定委員会設置要綱）。

○開催回数 3回

②年度別・施設別ホーム入所状況（措置によるもののみ）

養護老人ホーム入所実績

単位：人

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 延入所者数 | 857 | 810 | 814 | 896 | 872 |

養護老人ホーム施設別入所者数

単位：人

| 施設名 | 所在地 | 入所者数 | 施設名 | 所在地 | 入所者数 |
|-----------|------|------|----------|-------|------|
| さくらコート青葉町 | 東村山市 | 9 | 白寿園 | 目黒区 | 1 |
| 檜の里 | 八王子市 | 9 | 偕生園 | 昭島市 | 16 |
| 竹の里 | 八王子市 | 4 | 聖家族ホーム | 清瀬市 | 6 |
| 美山苑 | 八王子市 | 3 | 松楓園 | あきる野市 | 2 |
| 浅川ホーム | 八王子市 | 1 | 高幡台老人ホーム | 日野市 | 4 |
| 新浅川園 | 八王子市 | 1 | 弘寿園 | 三鷹市 | 1 |
| 信愛寮 | 府中市 | 1 | 浴風園 | 杉並区 | 6 |
| 安立園 | 府中市 | 3 | ひとみ園 | 埼玉県 | 1 |
| 吉祥寺老人ホーム | 武蔵野市 | 5 | あすらや荘 | 広島県 | 1 |
| 聖明園曙荘 | 青梅市 | 3 | 敬愛の園 | 神奈川県 | 1 |
| 合計（20施設） | | | | | 78 |

特別養護老人ホーム入所実績（やむを得ない事由による入所）

単位：人

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|---|---|---|---|---|
| 延入所者数 | 3 | 3 | 6 | 0 | 0 |

施設別の入所数は、面会制限等があるため公表しない。

第4 区民の尊厳を守り支援する地域の福祉

1 地域福祉活動推進

(1) 地域福祉活動支援

①中野区社会福祉協議会

区民の社会福祉活動への参加を援助し、地域福祉の推進を目的として運営する社会福祉協議会を支援するため事務局人件費や在宅福祉活動、地域福祉権利擁護事業等への補助を行った。

○社会福祉協議会の運営内容については、180ページを参照。

運営助成状況

単位：千円

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 運営助成額 | 146,719 | 143,694 | 146,900 | 163,921 | 193,131 |

②福祉有償運送運営協議会

障害のある人や要介護者等の移動制約者の交通手段の量の確保と質の向上を目指すため、NPO法人等による福祉有償運送の必要性や安全の確保、旅客の利便の確保等に関して協議することを目的として、福祉有償運送運営協議会を設置している。

○協議会委員：利用者代表、学識経験者、関係交通機関代表等10人

○実績：令和6年度実施なし

③移送サービス

平成19年5月より、障害のある人や要介護者等の移動制約者の自立した在宅生活の充実を図ることを目的とし、NPO法人等が実施する福祉有償運送事業に助成金を交付する事業を開始。

しかし、平成30年度以降は助成金の交付実績はなく、令和7年3月に当助成要綱を廃止し、事業を廃止している。

(2) 社会福祉会館管理

社会福祉会館（スマイルなかの）は、社会福祉に関する区民の自主的活動を支援するとともに、障害のある人の福祉の向上を図ることを目的に設置した複合施設である。また、地域の活性化に先導的な役割を果たすよう配慮している（中野区社会福祉会館条例）。平成18年度から、中野区社会福祉協議会が指定管理者として管理している。

①施設の内容

○平成7年2月16日開館

○鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上7階・地下2階（延床面積 4,310.06m²）

②3階会議室利用状況

○延利用件数 1,224件

○延利用人数 12,445人

社会福社会館（スマイルなかの）

| | | |
|---|----|--|
| スマイル歯科診療所 | 7階 | 障害のある人や要介護高齢者等、一人ひとりにあった歯の治療を行うとともに、歯科に関する相談にも応じている。 |
| 精神障害者地域生活支援センター（せせらぎ） | 6階 | 精神障害のある人に日常生活の支援や相談、地域交流事業のほか通所事業を行っている。（79ページ参照） |
| 障害者社会活動センター 障害者地域自立生活支援センター（つむぎ） 中野区福祉団体連合会 | 5階 | 障害者社会活動センターに多目的室、会議室、和室、聴覚・視覚研修室等がある。障害者地域自立生活支援センターでは身体・知的障害のある人の相談・ピアカウンセリング・セミナー等の事業を行う他、高次脳機能障害、発達障害についての専門相談も実施している。（70ページ参照） 中野区福祉団体連合会は障害者の自立活動を支援する会で、10の障害者団体から成立している。 |
| 中野区社会福祉協議会 | 4階 | 社会福祉協議会経営管理課、地域活動推進課、あんしん生活支援課、点訳パソコンを備えたボランティア活動室などがあり、生活福祉資金貸付事業、ほほえみサービス事業、中野区ファミリー・サポート事業などを行っている。 |
| 中野区社会福祉協議会 会議室 | 3階 | 社会福祉自主活動等に利用できる会議室4室（1室は社会福祉協議会各事業の相談室として暫定利用）やボランティアセンターなどがあり、ボランティア活動の相談、福祉何でも相談、ひきこもり支援事業などを行っている。 |
| なかの芸能小劇場 | 2階 | 伝統芸能等の公演や地域の文化活動の発表等に適したホール。 客席は110席。舞台は間口6.0m、奥行4.5m、高さ3.5m |

（3）戦没者引揚者の援護

①叙位叙勲

第2次大戦に従軍し、戦没した軍人、軍属及び生存者の叙勲の伝達、調査を行っている。

○取扱件数 伝達事務 0件、調査事務 0件

②旧軍人等世話関係

旧軍人の戦没者の遺族等に対する、給付金、弔慰金等の請求受付及び旧軍人恩給等請求書、平和祈念事業特別基金等に関する各種請求書の配付を行っている。

○取扱件数 特別弔慰金の交付 0件、特別給付金の交付 0件

（4）権利擁護推進

①権利擁護事業支援

中野区社会福祉協議会が設置するアシストなかの（権利擁護センター）に対し、人件費等の補助を行っている。

○アシストなかの（権利擁護センター）の運営内容については、188ページを参照。

②成年後見制度推進事業

ア 中野区成年後見支援センター

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な区民の権利と財産を守る成年後見制度の、より一層の普及・利用促進を図るため、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業を活用し、中野区成年後見制度推進機関として平成20年10月1日に中野区成年後見支援センターを開設した。事業運営は、中野区社会福祉協議会に委託している。令和4年度からは、区とともに成年後見制度利用促進の中心的な役割を果たす中核機関を担っている。（中野区成年後見制度利用促進に係る中核機関事業運営要綱）。

○中野区成年後見支援センターの事業内容については、189ページを参照。

イ 中野区成年後見制度利用促進計画

区における成年後見制度を中心とした権利擁護支援を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年10月に「中野区成年後見制度利用促進計画」を策定。当該計画に基づき、令和4年度に、成年後見制度利用促進の中核機関及び関係機関・団体等により成年後見制度利用促進に係る課題の共有、情報交換及び連携等についての協議を行う成年後見制度連携推進協議会を設置するなど、成年後見制度の利用促進を図っている。なお、「中野区成年後見制度利用促進計画」は、状況の変化等に対する見直しを行い令和6年3月に改定を行った。

○成年後見制度連携推進協議会 2回開催

ウ 法人後見・法人後見監督事業

中野区社会福祉協議会が行っている法人後見・法人後見監督事業に対し、人件費等の補助を行っている。

○法人後見・法人後見監督事業については、190ページを参照。

2 公衆浴場助成事業等

(1) 公衆浴場助成事業等

①いきいき入浴・はつらつ事業

昭和56年度から特別開放のみ実施する「公衆浴場無料開放」を開始。平成6年度に「入浴券の交付」事業を廃止し、それに代わる定期開放を平成7年度から開始した。

平成14年度から「いきいき入浴」として、利用する浴場への登録制とした。定期開放日を毎月第2・4日曜日に統一し、併せて健康維持・増進を目的として保健師による健康教室の開催や健康・保健に関する情報提供を行った。平成16年度から入浴1回につき50円の費用負担を導入するとともに練馬区の浴場1軒も対象浴場とした。

平成17年度から保健師による健康教室を「はつらつ体操」に変更した。また、はつらつ体操実施のため、施設をバリアフリー化改修した浴場に補助金を交付している。

平成18年度から、毎月の定期開放日を浴場ごとの第2・4の指定曜日とし、同時に「はつらつ体操」を拡充し、「はつらつ事業」としてすべての定期開放日に区内の全浴場で実施した。

平成22年度から、一般入浴者との均衡を考慮して費用負担を100円とした。

利用対象者は区内在住の65歳以上の方（中野区いきいき入浴事業実施要綱、中野区はつらつ事業実施要綱、中野区はつらつ事業施設改修費補助金交付要綱）。

いきいき入浴実施状況

| 名 称 | 実施年月日 | 利用者数 |
|-------|-------------|----------|
| 七 夕 湯 | 令和6年7月7日 | 729人 |
| 敬 老 湯 | 令和6年9月16日 | 841人 |
| ひな祭り湯 | 令和7年3月3日 | 756人 |
| 定期開放 | 毎月第2・4の指定曜日 | 延27,859人 |
| 利用者合計 | | 30,185人 |

はつらつ事業

| 浴場数 | 回数 | 利用者数 |
|-----|-------|---------|
| 19 | 延430回 | 延1,144人 |

はつらつ事業施設改修費補助金交付実績

| 補助件数 | 補助金額 |
|------|------|
| 0件 | 0円 |

②公衆浴場設備資金助成事業

公衆浴場の設備改善に必要な経費の一部を助成することにより区内公衆浴場の経営の安定を図り、もって区民の公衆浴場の利用の機会の確保と公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目

的として実施している（平成22年8月から所管を産業・都市振興分野から福祉推進分野（現：福祉推進課）へ移行）。

助成額は設備の改善に要する経費の総額の3分の2以下とし、1公衆浴場の1年度中の上限は200万円としている。これまで申請は1年度中に1公衆浴場1回のみとしていたが、令和5年度から申請回数の制限を廃止した（中野区公衆浴場設備改善資金助成要綱）。

○助成実績 26件、19,772,107円

③公衆浴場活性化支援事業

公衆浴場業の振興及び公衆浴場の利用促進のため、公衆浴場が実施する季節ごとの特色を持たせた入浴事業やその他のイベント等の事業に対して補助金を交付し、もって来場者の増加を図ることを目的として、平成25年度から実施している。

補助金額は入浴事業やその他のイベント等の事業経費の総額とし、70,000円に補助事業を実施する公衆浴場数を乗じた額を限度としている（中野区公衆浴場活性化支援補助金交付要綱）。

また、令和4年度、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、消毒液、衛生用品等の配置による衛生環境整備事業経費に対して、20,000円に補助事業を実施する公衆浴場数を乗じた額を限度に助成を実施した。

○補助実績 浴場組合、1,330,000円

④公衆浴場燃料費助成事業

公衆浴場経営における主要経費である燃料費に対し助成することにより、経営の安定を図り、もって区民の公衆浴場の利用機会の確保と公衆衛生向上及び健康増進に寄与することを目的として、平成26年度から実施している。

助成額は公衆浴場が負担する燃料費相当額とし、1公衆浴場当たり月額20,000円（ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用する場合にあっては、月額20,000円を限度として加算）を限度としている（中野区公衆浴場燃料費助成金交付要綱）。

○助成実績 19公衆浴場、8,120,000円

⑤健康増進型公衆浴場改築等助成事業

区民の公衆浴場の利用の機会の確保並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として平成28年度から実施している（中野区健康増進型公衆浴場改築等助成金交付要綱）。

助成額は、改築の場合は30,000,000円を限度として対象となる工事の費用の4分の1以下の額とし、改修の場合は20,000,000円を限度として対象となる工事の費用の4分の1以下の額としている。

○助成実績 0件

3 犯罪被害者等支援

（1）犯罪被害者等相談支援

①経過

平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法には、犯罪被害者等の支援が社会全体の責務であると明記されている。区はこれを受けて犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、相談・支援窓口を平成20年4月に開設した。

平成23年6月から、具体的な支援メニューとして、犯罪被害者等に家事援助などを無料で提供する「犯罪被害者等緊急生活サポート事業」を開始し、被害のために日常生活が困難となっている被害者への支援を実施している。令和2年度からは、犯罪被害者等支援に対する区の基

本理念を明らかにし、区の取組をさらに充実するために「中野区犯罪被害者等支援条例」を制定し新たな支援事業を開始している。

②支援事業

ア 相談支援

専任の相談支援員を配置し、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連携、裁判所や病院等への付き添い支援等、被害者の要望に応じた幅広い支援を行っている。

イ 経済的支援

犯罪被害により亡くなられた方のご遺族、重傷病（治療に1ヶ月以上を要する怪我や病気）を負われた方に支援金を支給する。

ウ 日常生活支援

犯罪被害により家事、育児等が困難になった方のご自宅に、家事等を援助する協力員を無料で派遣している。平成23年から実施していた緊急生活サポート事業を、申請期間や利用時間の上限を拡大して、引き続き中野区社会福祉協議会に委託して実施している。また、新たに配食サービスも開始している。

エ 精神的被害回復への支援

犯罪被害による精神的被害回復のためのカウンセリングの費用を一部助成する。

オ 法律問題解決への支援

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士に相談する費用の一部を助成する。また、刑事裁判に被害者参加する場合、法テラスの民事法律扶助制度を利用した場合の弁護士費用についても助成する。

カ 居住支援

犯罪被害のために今までの住居に居住することが困難になった場合、転居等の費用を助成する。

キ 犯罪被害についての理解促進のための普及・啓発事業

犯罪被害者に対する正しい理解と二次被害防止の観点から、広く区民を対象に講演会、パネル展示、警察署と合同の相談会等の活動を行っている。

③事業実績

○相談件数 相談実人員 46人、延1,513件

○法律相談費用助成 1件

○緊急生活サポート事業 2件15回

○区民向け啓発講演会 開催 1回、参加者90名

○生命のメッセージ展 in なかの 5日間延べ277名来所

第5 法令を遵守した適正な福祉サービスが利用できる区民

1 社会福祉法人指導

(1) 社会福祉法人指導

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、平成25年4月1日から、中野区内のみで事業を実施する社会福祉法人の所轄庁が、東京都知事から中野区長となった。これに伴い、該当する社会福祉法人の監督や認可等の権限が区に移譲された。

区は、福祉サービスの重要な担い手である社会福祉法人の適正な運営及び社会福祉事業の円滑な経営の確保を図るため、福祉サービス会計専門員を設置し、所轄庁が区長である社会福祉法人に対し、法令等に基づき指導監査や認可等を実施している。

また、同じく社会福祉法の一部改正により、令和4年4月1日から、社会福祉連携推進法人制度が施行され、中野区内のみで事業を実施する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁が中野区長と定められた。社会福祉法人と同様に、令和4年度より認定所轄庁が区長である社会福祉連携推進法人に対し、法令等に基づき指導監査及び認定等を実施できる体制をとっている。

（中野区社会福祉法人指導監査実施要綱、中野区社会福祉法人設立認可審査委員会設置要綱、中野区福祉サービス会計専門員設置要綱、中野区社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱）

- | | |
|------------------|-----|
| ○所轄庁が区長である社会福祉法人 | 7法人 |
| ○社会福祉法人指導監査件数 | 5件 |
| ○社会福祉法人認可等件数 | 3件 |

第2章 スポーツ活動を推進し、誰もがいきいきと暮らす地域社会（スポーツ振興課）

第1 主体的にスポーツ活動を行う区民

1 スポーツ活動

(1) スポーツ・健康づくり推進計画

平成28年3月に「中野区スポーツ推進条例」を制定し、同年7月に「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」を策定した。その後、令和3年10月及び令和6年3月に改定しており、現在の計画期間は、令和6年からの5年間である。

この計画は、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画であり、区民一人ひとりが、健康的なライフスタイルを身につけ、誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会を実現することを目標としている。

区は、この計画に沿って、区民一人ひとりのライフスタイルや健康課題に応じ、様々なきっかけを提供していくとともに、年齢や性別、障害の有無に関わらず、スポーツ・健康づくり活動に参加できるよう支援し、社会参加及び地域コミュニティの活性化につなげていくようスポーツ・健康づくりを推進していく。

(2) スポーツ団体援助

①各種区民スポーツ事業

区内の社会体育団体が区民を対象として体育大会等を開催するにあたり、審判員の報償費等の必要な経費の一部を補助するものである。

（スポーツ基本法、中野区社会体育事業補助金交付要綱）

区民スポーツ事業

| 事業名 | 開催時期 | 会場 | 参加人員 |
|-----------------------------|-------------|------------------|-------|
| 障害者水泳教室 | 4/7～3/23 | 中野中学校プール | 43 |
| みんなの体操普及・推進活動 | 4/1～3/31 | 区内各所 | 1,330 |
| 春季軟式野球大会 | 3/10～8/25 | 上高田野球場 | 1,220 |
| 春季サッカー大会 | — | — | — |
| 春季テニス大会 | 4/6・7 | 哲学堂庭球場 | 101 |
| 太極拳表演交流大会 | 4/14 | 総合体育館 | 68 |
| 春季空手道大会 | 4/7 | 総合体育館 | 307 |
| 春季パドルテニス大会 | 4/6 | 総合体育館 | 94 |
| 春季ソフトボール大会 | 4/7・14・29 | 上高田野球場 | 247 |
| 春季ソフトテニス大会 | 4/7・14・21 | 上高田庭球場 | 126 |
| 区民フォークダンス大会 | 5/4 | 総合体育館 | 102 |
| Dance Sports Festival in 中野 | 5/25 | 総合体育館 | 62 |
| 春季卓球大会 | 4/21 | 総合体育館 | 377 |
| 合気道演武大会 | 6/9 | 総合体育館 | 45 |
| 春季柔道大会 | 5/12 | 総合体育館 | 130 |
| 春季バレーボール大会 | 5/5・6・11・12 | 総合体育館 | 620 |
| スポーツ少年団育成事業 | 6/1～3/31 | 区内の小学校校庭 | 158 |
| 春季剣道大会 | 5/19 | 総合体育館 | 267 |
| 夏季ゲートボール大会 | 6/1 | 妙正寺川公園運動広場 | 39 |
| スポーツ祭典 | 9/7～10/20 | 総合体育館、上高田庭球場 | 424 |
| 夏季軟式野球大会 | 6/30～10/27 | 上高田野球場 | 1,220 |
| 夏季弓道大会 | — | — | — |
| 夏季水泳大会 | 8/25 | 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ | 370 |
| 秋季卓球大会 | 9/22 | 総合体育館 | 282 |
| 秋季ソフトテニス大会 | 9/1・15・22 | 上高田庭球場 | 56 |
| 秋季少年軟式野球大会 | 8/25～11/24 | 平和の森公園多目的運動広場他 | 408 |
| 秋季剣道大会 | 9/8 | 総合体育館 | 242 |

| | | | |
|---------------|-------------------|---------------|-------|
| 秋季区民バレーボール大会 | 9/28・29、10/12・13 | 総合体育館 | 625 |
| クレー射撃区民大会 | 9/29 | 東松山吉見百穴射場 | 6 |
| 秋季サッカー大会 | — | — | — |
| 秋季弓道大会 | 10/6 | 哲学堂弓道場 | 56 |
| 秋季パドルテニス大会 | 11/10 | 総合体育館 | 90 |
| 秋季ソフトボール大会 | 11/3、11/10 | 上高田野球場 | 249 |
| 区民スポーツフェスティバル | 10/14 | 総合体育館他 | 954 |
| ライフル区民射撃大会 | 10/14 | 中央区総合スポーツセンター | 12 |
| 秋季空手道大会 | 10/27 | 総合体育館 | 275 |
| 秋季ダブルステニス大会 | 10/19・20 | 哲学堂庭球場 | 102 |
| 区民ボウリング大会 | — | — | — |
| 少林寺拳法中野区大会 | 10/20 | 総合体育館 | 50 |
| トリムの集い | — | — | — |
| 秋季バスケットボール大会 | 11/2・3・4・9・10・16 | 総合体育館 | 1,000 |
| 秋季少年サッカー大会 | 10/6～12/22 | 白鷺せせらぎグランド他 | 1,046 |
| 秋季柔道大会 | 11/10 | 総合体育館 | 130 |
| 駄道演武会 | 7/2・16 | 総合体育館 | 30 |
| スキー教室 | 1/11～13 | 野沢温泉スキー場 | 15 |
| スキー大会 | 1/19 | 菅平高原スキー場 | 24 |
| 新春バドミントン大会 | 2/2 | 総合体育館 | 196 |
| 区民バスケットボール大会 | 2/8・9・11・22・23・24 | 総合体育館 | 800 |
| バトミントン混合大会 | 3/23 | 総合体育館 | 180 |
| なぎなた大会 | 11/3 | 総合体育館 | 48 |

②東京都スポーツ大会（旧都民体育大会）等代表選手派遣

公益財団法人東京都体育協会及び東京都が主催する各種競技大会に、区の代表選手を派遣することにより、競技力の向上とスポーツ愛好者の交流を図る。（スポーツ基本法）

ア 東京都スポーツ大会 ※第78回大会より名称変更

【主催】公益財団法人東京都スポーツ会、東京都

【要項】東京都スポーツ大会実施要項

【概要】広く都民の間にスポーツを普及し、都民の健康増進と体力向上を図り、都民生活を明るく豊かにしようとするものである。

東京都スポーツ大会（旧都民体育大会）総合成績

| 回数・年度 | 男子 成績 | 女子 成績 | 主な種目別成績 | | | |
|-----------------|----------|----------|---------|-------------------------|------|-------------------------|
| | | | 【男子】 | 軟式野球3位、スキー5位、卓球5位 | 【女子】 | なぎなた1位、少林寺拳法3位、ソフトテニス5位 |
| 第76回 4夏・冬、5春 | 24位 | 15位 | 【男子】 | 水泳1位、ソフトテニス5位、卓球5位、柔道5位 | 【女子】 | バレーボール3位、少林寺拳法5位、テニス16位 |
| 第77回 5夏・冬、6春 | 20位 | 30位 | 【男子】 | 水泳1位、ソフトテニス5位、卓球5位、柔道5位 | 【女子】 | バレーボール3位、少林寺拳法5位、テニス16位 |
| 第78回 6夏・冬、7春 | 18位 | 18位 | 【男子】 | 水泳1位、ソフトテニス5位、剣道3位 | 【女子】 | なぎなた1位、少林寺拳法6位、テニス5位 |

※第78回より大会名変更

春季大会（陸上競技等）

| 回数・年度 | 開催時期 | 会場 | 派遣人員 | | | 成績 | |
|--------|-----------|----------|-------|----|-----|------------------------|----|
| | | | 監督・選手 | 役員 | 合計 | 男子 | 女子 |
| 第76回・5 | 4/30～6/4 | 駒沢陸上競技場等 | 253 | 5 | 258 | 総合成績の表 中「主な種目別成績」参照 | |
| 第77回・6 | 4/20～6/2 | 駒沢陸上競技場等 | 222 | 5 | 227 | | |
| 第78回・7 | 4/26～6/14 | 駒沢陸上競技場等 | 253 | 5 | 258 | | |

夏季大会（水泳競技、ゴルフ競技）

| 回数・年度 | 開催時期 | 会場 | 派遣人員 | | | 成績 | |
|--------|----------|---------------|-------|----|----|-----|-----|
| | | | 監督・選手 | 役員 | 合計 | 男子 | 女子 |
| 第76回・4 | 7/18 | 東京辰巳国際水泳場 | 5 | 0 | 5 | 9位 | — |
| | 10/12・13 | 立川国際カントリー倶楽部 | 10 | 0 | 10 | 27位 | 21位 |
| 第77回・5 | 7/17 | 東京辰巳国際水泳場 | 20 | 0 | 20 | 1位 | — |
| | 10/11・12 | 立川国際カントリー倶楽部 | 9 | 0 | 9 | 30位 | 20位 |
| 第78回・6 | 7/15 | 東京アクアティクスセンター | 18 | 0 | 18 | 1位 | — |
| | 10/9・10 | 立川国際カントリー倶楽部 | 10 | 0 | 10 | 7位 | 22位 |

冬季大会（スキー競技）

| 回数・年度 | 開催時期 | 会場 | 派遣人員 | | | 成績 | |
|--------|-------|-------------|-------|----|----|-----|-----|
| | | | 監督・選手 | 役員 | 合計 | 男子 | 女子 |
| 第76回・4 | 3/4・5 | 菅平高原裏太郎ゲレンデ | 16 | 0 | 16 | 5位 | 17位 |
| 第77回・5 | 3/2・3 | 菅平高原裏太郎ゲレンデ | 15 | 0 | 15 | 27位 | 17位 |
| 第78回・6 | 3/1・2 | 菅平高原裏太郎ゲレンデ | 15 | 0 | 15 | 7位 | 17位 |

イ スポーツフェスティバル東京 ※令和6年度より名称変更

【主催】公益財団法人東京都スポーツ協会、東京都

【要項】スポーツフェスティバル東京実施要項

【概要】都民のスポーツ愛好者の中で、中・高年者を対象としたスポーツ大会であり、参加者がお互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、生涯にわたるスポーツ活動のより一層の普及・振興に資することを目指す。

スポーツフェスティバル東京（旧都民生涯スポーツ大会）

| 年度 | 開催時期 | 開催種目数 | 派遣人員 |
|----|------------|-------|------|
| 4 | 8/21～12/4 | 14 | 115 |
| 5 | 8/19～12/2 | 14 | 141 |
| 6 | 8/17～11/24 | 17 | 115 |

※令和6年度より大会名変更

ウ 都民スポレクふれあい大会

【主催】一般社団法人東京都レクリエーション協会、東京都

【要項】都民スポレクふれあい大会実施要項

【概要】広く都民の間にスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供し、都民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起するとともに、子どもから高齢者までが、家族とともに参加することにより、世代を超えたふれあいと、健康・体力づくり、生きがいづくりに資することを目的として開催する。

都民スポレクふれあい大会

| 年度 | 開催時期 | 開催種目数 | 派遣人員 |
|----|------------|-------|------|
| 4 | 5/8～12/11 | 28 | 20 |
| 5 | 7/9～11/24 | 28 | 24 |
| 6 | 5/12～12/21 | 30 | 29 |

(3) スポーツ事業

①スポーツ事業

「障害者スポーツ教室（わくわくスポーツクラブ）」は、知的障害のある人にスポーツの機会を提供し、健康及び体力づくりの一助とすることを目的に、委託事業として実施している。「夏季障害児水泳教室」は、知的障害のある小・中学生が水に親しみ、基本技術を習得することを目的として、実施している。

また、平成30年度より、知的障害のある人を対象に、地域で健康に暮らしていくための支援を行うことを目的とし、運動・音楽・コミュニケーション活動の機会を提供する「知的障害者文化スポーツ事業」を実施してきた。令和5年度には、身体障害のある人を対象に加え、「障害者文化スポーツ事業」として実施している。

令和5年度より、第二中学校の利用促進、区民の水泳ニーズ対応のため、通年の障害者向け水泳教室、子ども向け水泳体験会、高齢者向け水中運動体験会を開始した。

スポーツ教室（区主催事業）

| 事業名 | 年度 | 4 | | 5 | | 6 | |
|--|--------------------------|--------|-----|------|-----|------|-----|
| | | 会場 | 回数 | 参加人員 | 回数 | 参加人員 | 回数 |
| 障害者スポーツ教室 (わくわくスポーツクラブ) | 都立 中野特別支援学校 | 5 | 59 | 5 | 38 | — | — |
| 夏季障害児水泳教室 | 第二中学校 温水プール | 5 | 115 | 5 | 109 | 5 | 98 |
| 障害者文化スポーツ事業 (令和5年度以後) 知的障害者文化スポーツ事業 (令和4年度以前) | 中部スポーツ・ コミュニケーションプラザ等 | 24 | 155 | 24 | 172 | 31 | 136 |
| | 南部スポーツ・ コミュニケーションプラザ等 | 24 | 96 | 30 | 86 | 30 | 91 |
| | 鷺宮スポーツ・ コミュニケーションプラザ | 24 | 145 | 30 | 221 | 25 | 155 |
| | 中野区立総合体育館 | 24 | 108 | 24 | 149 | 30 | 156 |
| 第二中学校温水プールを活用 した水泳事業 | 第二中学校 温水プール | 幼児・子ども | — | — | 6 | 40 | 10 |
| | | 高齢者 | — | — | 3 | 7 | 5 |
| | | 知的障害者 | — | — | 3 | 21 | 5 |
| | | 身体障害者 | — | — | 3 | 13 | 5 |
| ※第二中学校温水プールを活用した水泳事業は令和5年度からの新規事業 | | | | | | | |

※障害者スポーツ教室（わくわくスポーツクラブ）は、令和6年度より障害者文化スポーツ事業に統合

②大学連携事業

東京工芸大学との連携事業として、令和4年度は哲学堂運動施設等における利用案内冊子の制作、令和5年度はスポーツ推進委員のロゴマークを作成した。

中野区・東洋大学連携事業「少年・少女野球教室」は、令和3年度からは哲学堂運動施設のイベント事業として実施している。

(4) 小中学校施設開放

①区立小学校開放

ア 校庭球技開放

小学校の校庭について、日曜、祝日、第1・第3・第4土曜日の主に午前9時から午後1時30分まで、区内在住または在学の小学生10人以上で構成され、区に登録したスポーツ団体を対象とし、軟式野球・サッカー等の球技開放を実施している。

イ 体育館自主運営開放

小学校の体育館（未開放校を除く）について、平日、土曜日は午後6時30分から午後9時30分まで、日曜、祝日は午前9時から午後9時30分まで、区内在住・在勤者または区内在学の小・中学生10人以上で、各校の体育館開放運営委員会（利用者等で構成）に登録したスポーツ団体に開放している。利用については3か月毎に各校の体育館開放運営委員会を開催して利用調整を行う。

小学校校庭、体育館開放状況

| 小学校名 | 校庭球技開放 | | 体育館自主運営開放 | | |
|------|--------|--------|-----------|---------|--------|
| | 開放日数 | 延利用団体数 | 開放日数 | 延利用人員 | 延利用団体数 |
| 桃園第二 | 78 | 129 | 264 | 5,422 | 352 |
| 塔山 | 72 | 153 | 263 | 5,865 | 336 |
| 谷戸 | 47 | 75 | 308 | 7,324 | 409 |
| 中野本郷 | 76 | 159 | 202 | 4,045 | 284 |
| 江古田 | 103 | 178 | 315 | 7,619 | 484 |
| 啓明 | 97 | 148 | — | — | — |
| 北原 | 60 | 102 | — | — | — |
| 江原 | 75 | 87 | 299 | 5,635 | 448 |
| 武藏台 | 98 | 160 | 267 | 5,869 | 349 |
| 上鷺宮 | 79 | 137 | — | — | — |
| 桃花 | 105 | 226 | 259 | 5,949 | 391 |
| 白桜 | 88 | 173 | 236 | 3,616 | 326 |
| 平和の森 | 81 | 114 | 238 | 7,487 | 348 |
| 緑野 | 93 | 248 | 261 | 9,143 | 423 |
| 南台 | 63 | 65 | 229 | 9,230 | 366 |
| みなみの | 102 | 249 | 252 | 6,045 | 400 |
| 美鳩 | 92 | 175 | 272 | 6,287 | 395 |
| 中野第一 | 0 | 0 | 295 | 7,252 | 441 |
| 令和 | 67 | 137 | 262 | 5,151 | 392 |
| 鷺の杜 | 47 | 138 | 144 | 3,628 | 184 |
| 合計 | 1,523 | 2,853 | 4,366 | 105,567 | 6,328 |

※啓明、北原、上鷺宮小学校は体育館未開放

②区立中学校開放

区内在住・在勤者を対象に、校庭及び体育館を団体または個人利用にて開放している。

団体利用は、区内在住・在勤者(15歳以上)並びに区内中学校の在学者10人以上の区に登録したスポーツ団体が利用でき、施設予約システムにより受付を行っている。

個人利用は、直接開放校へ行き利用することができる。

ア 校庭休日開放

校庭またはテニスコートを、主に日曜、祝日の午前9時から午後5時まで、団体または個人利用として開放している。

中学校校庭開放状況

| 中学校名 | 利用形態 | 利用種目 | 開放日数 | 延利用人員 |
|------|------|-------------------------|------|-------|
| 第二 | 個人 | 硬式テニス、ソフトテニス | 56 | 702 |
| 第七 | 団体 | 硬式テニス、ソフトテニス | 37 | 235 |
| 緑野 | 団体 | 軟式野球、サッカー、ソフトボール、ソフトテニス | 57 | 486 |
| 南中野 | 個人 | 硬式テニス | 49 | 280 |
| 中野東 | 団体 | サッカー、フットサル、ソフトテニス | 35 | 894 |
| 明和 | 個人 | ソフトテニス | 46 | 527 |
| 合計 | | | 280 | 3,124 |

イ 体育館休日開放

体育館及び小体育館を、主に休日の午前9時から午後5時まで、団体または個人利用として開放している。

ウ 体育館夜間開放

体育館及び小体育館を、主に午後6時30分から午後9時30分まで、団体または個人利用として開放している。

エ 体育館平日開放

第二中学校（火、木：午後3時30分～午後6時30分、土：午後0時30分～午後6時30分）、緑野中学校（月、水：午後1時～午後2時45分、土：午前9時45分～午後0時45分）の小体育館を、団体利用として開放している。

中学校体育館開放状況

| 中学校名 | 区分 | 利用形態 | 開放曜日（個人利用種目） | 開放日数 | 延利用人員 |
|------|----|----------|------------------|-------|--------|
| 第二 | 休日 | 団体 | 日曜、祝日 | — | — |
| | | 団体(小体育館) | 日曜、祝日 | | |
| | 夜間 | 団体 | 日、月、火、水、金、土、祝日 | 329 | 7,396 |
| | | 個人 | 木(バドミントン) | | |
| | | 団体(小体育館) | 日、月、水、金、土 | | |
| | | 個人(小体育館) | 火(卓球)、木(剣道) | | |
| | 平日 | 団体(小体育館) | 火、木、土 | 47 | 435 |
| 第五 | 夜間 | 団体 | 火、水、木、金 | 65 | 652 |
| | | 個人 | 月(バドミントン) | | |
| 北中野 | 夜間 | 団体 | 月、火、木 | 208 | 1,878 |
| | | 個人 | 水(卓球)、金(バドミントン) | | |
| 緑野 | 夜間 | 団体 | 月、水、木、金 | 271 | 3,553 |
| | | 個人 | 火、土(バドミントン) | | |
| | | 団体(小体育館) | 月、水、木、金 | | |
| | | 個人(小体育館) | 火、土(卓球) | | |
| | 平日 | 団体(小体育館) | 月、水、土 | 28 | 354 |
| 南中野 | 夜間 | 団体 | 日、月、火、水、木、金、土、祝日 | 215 | 2,518 |
| 中野 | 夜間 | 団体 | 日、月、火、水、木、金、土、祝日 | 177 | 1,938 |
| 中野東 | 夜間 | 団体 | 日、月、火、水、木、金、土、祝日 | 247 | 4,229 |
| 小計 | 休日 | | | — | — |
| | 夜間 | | | 1,512 | 22,164 |
| | 平日 | | | 75 | 789 |
| 合計 | | | | 1,587 | 22,953 |

オ 温水プール開放

第二中学校及び中野中学校を、フリータイム制（開放時間中はいつでも入場可）により開放している。※両校のプールとも障害者用スロープの設置あり。

【第二中学校】 25m×15m (7コース)、水深1.2~1.3m 定員160人

【中野中学校】 25m×13m (6コース)、水深1.2~1.3m 定員120人

温水プール開放状況

| 区分 | 利用人員 | | | | | 開放日数 |
|-------|---------------|-------|--------|-------|--------|------|
| | 大人 (高校生以上) | 小、中学生 | 使用料免除者 | 団体利用 | 合計 | |
| 第二中学校 | 7,623 | 1,041 | 482 | 786 | 9,932 | 320 |
| 中野中学校 | 16,146 | 2,306 | 776 | 6,390 | 25,618 | 316 |

③都立中野特別支援学校

都立中野特別支援学校の体育館利用については、校舎の移転・建替準備のため、令和6年2月末をもって終了した。

(5) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に基づき、2年の任期で委嘱される非常勤公務員である。その役割は、地域におけるスポーツの普及・振興を図るために実技指導やスポーツに関する指導助言、スポーツ推進のための事業実施に係るコーディネーター（調整役）としてスポーツ振興に寄与することとされた。

スポーツ推進委員会主催の事業のほか、「中野区民ふれあい運動会」などの事業への協力も行っている。

（スポーツ基本法、中野区スポーツ推進委員に関する規則）

スコミDAY事業

| 会場 | 中部スポーツ・ コミュニティプラザ | 南部スポーツ・ コミュニティプラザ | 鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 実施回数 | 4 | 4 | 6 |
| 延参加人員 | 58 | 61 | 122 |

あるこう会

| | | |
|------|------------------------------|--------|
| 実施日 | 6/22 | 11/9 |
| 行き先 | 神田川～大宮八幡宮 | 沼袋～鷹の台 |
| 対象 | 小学生以上の区内在住、在勤、在学者（小学生は保護者同伴） | |
| 参加人員 | 18 | 27 |

重度障害者スポーツ支援

| | | | | |
|-------|----------------|-------|------|-------|
| 実施日 | 8/9 | 8/21 | | |
| 会場 | 中野区療育センターゆめなりあ | | | |
| 延参加人員 | 14 | 12 | | |
| 実施日 | 11/5 | 11/19 | 12/3 | 12/17 |
| 会場 | コロニーもみじやま | | | |
| 延参加人員 | 35 | 29 | 27 | 31 |
| 実施日 | 1/14 | 1/28 | 2/4 | 2/18 |
| 会場 | コロニーもみじやま | | | |
| 延参加人員 | 22 | 25 | 26 | 27 |

なかのボッチャフェスタ2024

| | |
|------|-------------------|
| 実施日 | 9/22 |
| 会場 | 総合体育館 |
| 対象 | 小学生以上の区内在住、在勤、在学者 |
| 参加人員 | 147 |

ニュースポーツ体験会

| | |
|------|-------------------|
| 実施日 | 3/15 |
| 会場 | 総合体育館 |
| 対象 | 小学生以上の区内在住、在勤、在学者 |
| 参加人員 | 117 |

第2 区民の主体的な活動を支えるスポーツ環境の整備

1 スポーツ環境整備

(1) スポーツ施設調整

①総合体育館、運動施設等の管理運営

総合体育館、平和の森公園多目的運動広場、上高田運動施設、哲学堂運動施設、妙正寺川公園運動広場、鷺宮運動広場の6施設を指定管理者が管理運営している。

スポーツ（フロア）教室

| 会場 | 対象／内容 | 教室数 | 参加人員 |
|-------|-----------------|-----|--------|
| 総合体育館 | 幼児対象（幼児体操ほか） | 8 | 2,499 |
| | 小学生対象（小学生体操ほか） | 12 | 6,222 |
| | 成人対象（リラックスヨガほか） | 47 | 35,084 |
| 合計 | | | 43,805 |

その他スポーツ教室

| 会場 | 事業名 | 回数 | 参加人員 |
|--------|-------------------------|----|-----------|
| 総合体育館 | レクリエーションスポーツ教室（知的） | 10 | 109 |
| | レクリエーションスポーツ教室（身体） | 10 | 100 |
| | 障害者テニス教室 | 20 | 43 |
| 哲学堂野球場 | ジャイアンツメソッド中野ベースボールアカデミー | 41 | 2,848 |
| 哲学堂弓道場 | スポーツ吹矢体験教室 | 12 | 92 |
| | 健康体操教室 | 24 | 150 |
| | ママフィット | 24 | 44 |
| 合計 | | | 141 3,386 |

中野区健康づくり月間イベント

| 会場 | イベント名 | 実施日 | 参加人員 |
|-----------|-------------|------|------|
| 総合体育館 | 姿勢メンテナンス | 1/20 | 14 |
| | はじめてのエアロビクス | 1/21 | 13 |
| | モーニングヨガ | 1/22 | 30 |
| | エアロビクス初級 | 1/22 | 29 |
| | b – i ペルヴィス | 1/22 | 7 |
| | ボディシェイプ | 1/22 | 9 |
| | 健康体操 | 1/23 | 26 |
| | ステップエクササイズ | 1/23 | 5 |
| | ニコニコ元気体操 | 1/24 | 21 |
| | ZUMBA | 1/24 | 46 |
| 骨盤改善ストレッチ | | | 24 |
| 合計 | | | 224 |

イベント事業

| 会場 | イベント名 | 実施日 | 参加人員 |
|------------------------|----------------------|---|------|
| 総合体育館 | サウンドテーブルテニス体験会 | 4/14、5/5、 6/30、7/28、 8/25、 11/24、 12/22、 1/26、3/30 | 223 |
| | ハツラツ週間 | 9/16～9/20 | 90 |
| | 「STTサウンドテーブルテニス大会」 | 2/9 | 80 |
| | 「健脚度測定」 | 10/14 | 18 |
| | 「トレーニングルーム 無料開放イベント」 | 10/14 | 284 |
| 総合体育館 平和の森公園多目的運動広場 | T-FIVE ファミリースポーツフェスタ | 4/28 | 160 |

| | | | |
|-----------|-------------------------|--|-------|
| 平和の森公園 | ノルディックウォーキング教室 | 4/19、5/17、 6/21、7/19、 8/23、9/23、 10/18、 12/20、 1/17、2/24、 3/21 | 77 |
| 上高田会議室 | フィットネスヨガ（全22回） | 4/1～3/31 | 132 |
| 哲学堂野球場 | 中野区・東洋大学連携事業「少年・少女野球教室」 | 11/24 | 90 |
| 哲学堂野球場、公園 | ノルディックウォーキング教室（全12回） | 4/10～3/12 | 180 |
| 合計 | | | 1,334 |

②スポーツ・コミュニティプラザの管理運営

地域スポーツクラブの活動拠点として、中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザを指定管理者が管理運営している。指定管理者は、地域スポーツクラブの事務局として事業等の活動を支援している。

地域スポーツクラブ会員数

| | | | |
|----|-------|-------|-------|
| 年度 | 4 | 5 | 6 |
| 個人 | 9,294 | 9,954 | 9,446 |
| 団体 | 293 | 288 | 303 |

※新規会員登録数及び既会員更新数の合計

③地域スポーツクラブを主体とする地域スポーツクラブ事業の実施

スポーツ・運動を通じた健康づくりに関する施策を効果的に推進するとともに、スポーツ・健康づくりを通じた地域住民の交流を図るための拠点としてスポーツ・コミュニティプラザを設置しており、区民で構成された地域スポーツクラブが主体となって「区民の健康づくり・体力づくり」「地域住民の交流」「学校部活動の支援」「障害者スポーツの普及推進」「スポーツ指導者的人材育成、競技力の向上」等の視点で様々な事業を行っている。

ア 地域スポーツクラブ運営委員会

地域スポーツクラブ事業の実施を通じて、中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例第1条の目的の達成を図るため、中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例施行規則第5条第1項の規定に基づき、中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザに地域スポーツクラブ運営委員会を設置している。運営委員の定数は各運営委員会15名以内とし、任期は1年としている。

委員会の構成員は、中野区町会連合会・（一社）中野区体育協会・中野区スポーツ推進委員会・中野区立中学校PTA連合会・中野区次世代育成委員会・中野区福祉団体連合会及び公認クラブ代表者により構成され、地域スポーツクラブ事務局が作成する事業計画の素案を案として定めることや区民のスポーツニーズの把握、地域スポーツクラブ事業の周知・自主活動に努め、運営委員会以外の場面においても事務局と協力して地域スポーツクラブ事業の発展に寄与する役割を担っている。

○開催状況 各地域スポーツクラブ運営委員会年3回（5月・10月・2月）

イ 地域スポーツクラブ理事会

地域スポーツクラブ運営委員会を統括する組織として、地域スポーツクラブ理事会を設置している。理事の定数は、15名以内とし、任期は2年としている。

理事会の構成員は、中野区町会連合会・（一社）中野区体育協会・東京商工会議所中野支部・学識経験者・（一社）中野区医師会・中野区商店街連合会・中野区スポーツ推進委員会・中野区立中学校長会・各地域スポーツクラブ運営委員長により構成され、地域スポーツクラブ事務局が作成

する事業計画案を、事業計画として決定することや決定した事業計画に基づき、事業内容や運営方法等について、運営委員会に助言を行うこと及び事業の実施状況を踏まえて、全区的なバランス等を勘案し、次年度の事業規模等について意見を述べる役割を担っている。

○開催状況 年2回（8月・1月）

教室事業（中部）

| 会場 | 事業名 | 回数 | 参加人員 |
|----------------------|----------------|-------|--------|
| 中部スポーツ・ コミュニティプラザ | 成人バドミントン | 50 | 458 |
| | 小学生バドミントン | 51 | 1,190 |
| | 小学生卓球 | 51 | 598 |
| | 小学生体育 | 51 | 623 |
| | 新体操教室(初級) | 47 | 507 |
| | 親子体操 | 51 | 256 |
| | 器械体操 | 51 | 736 |
| | 幼児体操 | 47 | 447 |
| | ヨガ教室 | 51 | 468 |
| | 筋トレ&ストレッチ | 98 | 993 |
| | リラックスヨガ | 48 | 502 |
| | キッズダンス | 51 | 324 |
| | キッズバレエ | 51 | 590 |
| | ジュニアバレエ | 51 | 468 |
| | 幼児新体操 | 50 | 526 |
| | こどもキックボクシング | 52 | 293 |
| | ストレッチ&体幹トレーニング | 49 | 425 |
| | ボクシング教室 | 48 | 413 |
| | 小学生フットサル | 50 | 835 |
| | 幼児サッカー | 102 | 1,283 |
| | 屋外テニス 低学年 | 47 | 613 |
| | カン・トレ | 51 | 135 |
| | メノポーズヨガ | 47 | 475 |
| | ボディメンテナンスヨガ | 51 | 522 |
| 合計 | | 1,296 | 13,680 |

教室事業（南部）

| 会場 | 事業名 | 回数 | 参加人員 |
|----------------------|-------------|----|-------|
| 南部スポーツ・ コミュニティプラザ | 親子体操 | 48 | 463 |
| | 小学生体操 | 45 | 929 |
| | 幼児体操 | 48 | 374 |
| | バドミントン | 48 | 1,381 |
| | フットサル | 49 | 998 |
| | スポーツウェルネス吹矢 | 49 | 754 |
| | 成人卓球 | 48 | 520 |
| | ジュニアダンス | 45 | 662 |
| | リズム体操 | 90 | 822 |
| | キッズバレエ | 49 | 505 |
| | ジュニアバレエ | 49 | 539 |
| | エアロビクス | 49 | 554 |
| | はじめてピラティス | 97 | 1,029 |
| | 筋トレ&ストレッチ | 98 | 1,183 |

| | | | |
|-------------------------------|---------------|-------|--------|
| 南部スポーツ・ コミュニティプラザ | ヨガ | 90 | 1,565 |
| | フラダンス | 49 | 618 |
| | 太極拳 | 49 | 575 |
| 南部スポーツ・ コミュニティプラザ 温水プール | 幼児水泳(水慣れほか) | 322 | 3,536 |
| | 小学生水泳(クロールほか) | 422 | 6,253 |
| | 成人水泳(水慣れほか) | 139 | 1,128 |
| | 水中運動 | 91 | 591 |
| | アクアビクス | 48 | 558 |
| 合計 | | 2,022 | 25,537 |

教室事業（鷺宮）

| 会場 | 事業名 | 回数 | 参加人員 |
|-------------------------------|--------------------|-------|--------|
| 鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ | 乳幼児対象(幼児体操ほか) | 375 | 3,765 |
| | 小学生対象(キッズダンスほか) | 337 | 4,222 |
| | 成人対象(50歳からの貯筋体操ほか) | 821 | 10,328 |
| | 成人対象(特別教室ほか) | 940 | 7,661 |
| 鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ 温水プール | 乳幼児対象(親子水中運動ほか) | 318 | 5,858 |
| | 小学生対象 | 266 | 7,771 |
| | 成人対象(成人水泳ほか) | 334 | 3,453 |
| | 成人対象(特別教室ほか) | 504 | 5,103 |
| 合計 | | 3,895 | 48,161 |

個人開放事業（中部）

| 会場 | 種目 | 回数 | 参加人員 |
|--------|---------|-----|------|
| 体育館 | 子ども運動広場 | 82 | 208 |
| | 卓球 | 52 | 19 |
| 屋外運動広場 | 屋外テニス | 47 | 21 |
| 合計 | | 181 | 248 |

個人開放事業（南部）

| 会場 | 種目 | 回数 | 参加人員 |
|-----|----------|-----|-------|
| 体育館 | バスケットボール | 45 | 936 |
| | パドルテニス | 48 | 840 |
| | バドミントン | 49 | 753 |
| | 卓球 | 48 | 298 |
| 合計 | | 190 | 2,827 |

個人開放事業（鷺宮）

| 会場 | 種目 | 回数 | 参加人員 |
|-----|-----------|-----|--------|
| 体育館 | 卓球＆バドミントン | 31 | 1,174 |
| | 卓球 | 82 | 2,077 |
| | バレーボール | 172 | 3,932 |
| | バドミントン | 173 | 2,585 |
| | バスケットボール | 151 | 4,350 |
| | パドルテニス | 21 | 433 |
| 合計 | | 630 | 14,551 |

障害者スポーツ普及啓発事業（中部）

| 会場 | 事業名 | 実施日 | 参加人員 |
|-----|----------------------|-----------|------|
| 体育館 | ふわふわトランポリン運動広場（全12回） | 4/28～3/30 | 69 |
| 合計 | | | 69 |

障害者スポーツ普及啓発事業（南部）

| 会場 | 事業名 | 実施日 | 参加人員 |
|-------|-----------------|-------------------------|------|
| 体育館 | やりたくなるサッカー教室 | 7/21, 9/15, 11/10, 2/16 | 107 |
| | ポッチャ大会 | 10/20 | 300 |
| | ポッチャ&ふうせんバレー体験会 | 6/16, 9/22, 12/8, 2/16 | 60 |
| | 競技用車イス体験会 | 12/8 | 55 |
| | ブラインドフットボール体験会 | 12/8 | 40 |
| | スポーツ吹矢 | 12/8 | 33 |
| 温水プール | 障害者水泳教室（全12回） | 4/14～3/9 | 104 |
| 合計 | | | 699 |

障害者スポーツ普及啓発事業（鷺宮）

| 会場 | 事業名 | 実施日 | 参加人員 |
|-------|----------------------------------|-------------------------|------|
| 体育館 | みんなで楽しむスポーツ教室 (知的・身体障害者)（全7回） | 4/27～3/22 | 67 |
| | ポッチャ&モルック体験会 | 6/2, 7/7, 8/4, 9/1, 3/2 | 106 |
| 温水プール | たのしい水泳教室 (知的・身体障害者)（全7回） | 4/20～3/15 | 183 |
| | 障害者初心者水泳教室（全18回） | 5/8～3/19 | 55 |
| | 障害者水泳教室（全17回） | 5/9～3/13 | 124 |
| 合計 | | | 535 |

イベント事業（中部）

| 会場 | イベント名 | 実施日 | 参加人員 |
|-----------|------------------------|----------------|------|
| 体育館 | ふわふわトランポリン&ミニトランポリン教室 | 4/21 | 14 |
| | GW特別教室 幼児体操体験 | 5/4, 5/5、5/6 | 2 |
| | GW特別教室 小学生てつぼう | 5/4, 5/5、5/6 | 18 |
| | ポッチャ体験 | 6/16 | 14 |
| | 子ども運動広場&ポッチャ体験 | 6/16 | 20 |
| | baseball15 | 7/21 | 6 |
| | 夏期特別幼児体操 | 7/29、8/12、8/26 | 3 |
| | 夏期特別小学生てつぼう | 7/29、8/12、8/26 | 6 |
| | 子ども運動広場&ポッチャ体験 | 9/15 | 10 |
| | スポーツの日 子ども運動広場開放 | 10/14 | 11 |
| | 体力測定会&運動不足解消レッスン | 11/17 | 12 |
| | 小学生(小学1～3年生)ふわふわトランポリン | 12/26、12/27 | 15 |
| | 幼児ふわふわトランポリン | 12/27 | 5 |
| | 小学生卓球大会 | 1/19 | 12 |
| | HADO体験会 | 1/19 | 21 |
| | 子ども運動広場特別開放 | 2/16 | 26 |
| | 子ども運動広場&パラスポーツ体験 | 3/16 | 5 |
| 多目的ルーム | スポーツの日 座ったままウォーキング体験 | 10/14 | 2 |
| トレーニングルーム | スポーツの日 トレーニングルーム無料開放 | 10/14 | 78 |
| フロント | 運動機能分析装置体験会 | 7/21、1/20 | 27 |

| | | | |
|--------|----------------------------|----------------------|-----|
| 屋外運動広場 | 春期ジュニアサッカー基礎向上(基本トレーニング) | 4/2, 4/3, 4/4 | 27 |
| | フットサル&サッカー競技体験 | 4/21 | 18 |
| | GW特別教室 ジュニアサッカー基礎向上 ドリブル特訓 | 5/3, 5/4, 5/5 | 16 |
| | 夏期ジュニアサッカー競技力向上 | 7/23 | 7 |
| | 夏期特別はじめての自転車 | 7/24, 25, 26 | 8 |
| | 夏期ジュニアサッカー競技力向上 | 7/30、8/6、8/13 | 26 |
| | 夏期サッカースキルアップ 攻撃 (ゴールを奪う) | 8/14, 8/15 | 20 |
| | 夏期ジュニアサッカー競技力向上 | 8/20, 8/27 | 21 |
| | ピックルボール | 10/20 | 22 |
| | ショートテニス&ピックルボール | 11/17 | 11 |
| | ジュニアサッカー基礎向上 コントロール | 12/26、12/27、1/7 | 34 |
| | ジュニアサッカー競技力向上 状況把握&ゲーム | 12/26、12/27、1/7、3/26 | 42 |
| | ジュニアサッカー基礎向上 トレーニング | 3/26, 3/27 | 26 |
| 合計 | | | 585 |

イベント事業（南部）

| 会場 | イベント名 | 実施日 | 参加人員 |
|--------|------------------------|------------|------|
| 体育館 | 初めてさんのピラティス | 4/14 | 28 |
| | すべての人にパドルテニスを | 6/16 | 42 |
| | ママさんバレー上達講座 | 8/11 | 27 |
| | 卓球スキルアップ講座 | 11/10 | 12 |
| | HADO体験会 | 12/8 | 43 |
| 多目的ルーム | おかげり！くびれ！ピラティス | 4/14 | 15 |
| | はじめて体操(年中) | 12/8 | 5 |
| | はじめて体操(年長) | 12/8 | 5 |
| | はじめてフラダンス(小学生) | 12/8 | 1 |
| | はじめてフラダンス(年長) | 12/8 | 2 |
| | ドローン体験会 | 3/30, 3/31 | 42 |
| | 親子で体力測定会 | 3/31 | 7 |
| プール | オリンピアン ~スキルUP！クロール（中学） | 7/14 | 4 |
| | オリンピアン ~スキルUP！クロール（一般） | 7/14 | 8 |
| | アクアジム 1部 | 10/6 | 42 |
| | オリンピアン 平泳ぎ（小・中学生） | 10/13 | 18 |
| | オリンピアン バタフライ（一般） | 10/13 | 9 |
| | オリンピアン クロール（小・中学生） | 2/9 | 12 |
| | オリンピアン バタフライ（18歳以上） | 2/9 | 15 |
| | 親子スキンシップ水泳 | 3/2 | 20 |
| 合計 | | | 357 |

イベント事業（鷺宮）

| 会場 | イベント名 | 実施日 | 参加人員 |
|-----|----------------|----------------|------|
| 体育館 | 初めてピラティス | 4/7 | 23 |
| | ピラティス・アドバンス | 4/7, 11/3 | 19 |
| | ステップ&トレーニング | 5/3 | 13 |
| | 健脚度&かんたんトレーニング | 5/3, 7/15、11/4 | 8 |
| | 子ども運動広場 | 5/4 | 153 |

| | | | |
|--------|------------------------|----------------------------------|-------|
| 体育館 | エアロ&ステップ | 9/23 | 11 |
| | 秋祭り こども縁日 | 9/23 | 350 |
| | バレー ボール 親子・ジュニア開放 | 10/6 | 1 |
| | バスケット ボール 親子・ジュニア開放 | 10/6 | 32 |
| | 初めてピラティス | 11/3 | 20 |
| | 指導者養成講座 | 1/19 | 6 |
| | 体力測定会 | 2/2 | 11 |
| | 卓球 親子・ジュニア開放 | 2/23 | 11 |
| | バドミントン ジュニア・親子開放 | 3/30 | 7 |
| | | | |
| 多目的ルーム | キックボクシング シェイプ | 4/29 | 9 |
| | ボディコンディショニング | 4/29 | 7 |
| | コアトレーニング | 4/29, 1/13、 2/11 | 14 |
| | ジャズファンク | 2/11, 2/24 | 25 |
| | 健脚度 & かんたんトレーニング | 2/24 | 7 |
| | 春休み1DAY体験 小学生体操 | 3/29 | 7 |
| | 春休み1DAY体験 幼児体操 | 3/29 | 14 |
| 第1会議室 | ドローン体験会 | 3/28 | 16 |
| | ちびっこフラダンス | 3/29 | 12 |
| ロビー | 母の日・父の日イベント『大好きな人似顔絵展』 | 5/7～6/16 | 43 |
| | 七夕イベント『星に願いを!』 | 6/23～7/7 | 458 |
| | ハロウィーン装飾 | 10/1～10/31 | - |
| プール | 水中ウォーキング | 4/7, 10/16、 2/23 | 33 |
| | キッズ親子水泳教室 | 5/4 | 3 |
| | やさしい平泳ぎ | 6/2 | 10 |
| | アクアダンス | 7/15 | 12 |
| | 成人短期教室「進む平泳ぎ」 | 7/25, 8/1、 8/22 | 30 |
| | 成人短期教室「初めてのクロール・背泳ぎ」 | 7/29、8/5、 8/19 | 15 |
| | 成人短期教室「やさしい平泳ぎ」 | 7/29、8/5、 8/19 | 15 |
| | やさしいバタフライ | 9/16、2/24 | 20 |
| | 鷺宮ウォーターパーク① | 9/23 | 148 |
| | 鷺宮水泳記録会 | 11/3 | 33 |
| | 平泳ぎイベント | 2/23 | 8 |
| | ポールプール① | 3/2, 3/9、 3/16, 3/23、 3/30 | 120 |
| | 春休み1DAY体験 小学生水泳水慣れ | 3/29 | 2 |
| | 春休み1DAY体験 小学生けのびバタ足 | 3/29 | 5 |
| | 春休み1DAY体験 小学生クロール | 3/29 | 10 |
| | 春休み1DAY体験 幼児水泳水慣れ | 3/29 | 4 |
| | 春休み1DAY体験 幼児水泳けのびバタ足 | 3/29 | 5 |
| | クイックターンに挑戦 | 3/31 | 8 |
| 合計 | | | 1,758 |

公認クラブ主催イベント（中部）

| 会場 | イベント名 | 実施日 | 参加人員 |
|--------|-------------------------|----------------------|------|
| 体育館 | 公認クラブDAY Nakatch体操クラブ | 5/18 | 4 |
| | 公認クラブDAY NBA | 5/19 | 5 |
| | 公認クラブDAY なかっち卓球の広場実行委員会 | 5/21 | 3 |
| | 第11回Nakatch杯体操競技大会 | 8/18 | 51 |
| | 第13回Nakatch杯タンブリング競技大会 | 9/15 | 52 |
| | 第12回Nakatch杯体操競技大会 | 12/15 | 37 |
| | 第14回Nakatch杯タンブリング競技大会 | 3/16 | 60 |
| 施設周辺 | クリーンウォーク | 2/16 | 18 |
| 屋外運動広場 | 公認クラブDAY なかっちアスリートクラブ | 5/19 | 1 |
| | なかっちミニサッカー大会U-10 | 6/16, 10/20、 2/16 | 132 |
| 合計 | | | 363 |

公認クラブ主催イベント（南部）

| 会場 | イベント名 | 実施日 | 参加人員 |
|--------|--------------------|-------------------|------|
| 体育館 | はじめてのエンジョイバスケットボール | 4/14 | 24 |
| | バスケットボール大会/NBA | 6/9、10/13、 3/9 | 486 |
| | フットサルクリニック①（幼児） | 7/14 | 19 |
| | フットサルクリニック③（小学生） | 7/14, 2/9 | 18 |
| | バスケットボール大会/南バス | 9/8, 1/12 | 140 |
| | フットサルクリニック（幼児の部） | 2/9 | 16 |
| | キッズダンスワークショップ | 5/12 | 16 |
| 多目的ルーム | ダンスワークショップ（幼児の部） | 2/9 | 13 |
| | ダンスワークショップ（小学生の部） | 2/9 | 11 |
| | 合計 | | 743 |

公認クラブ主催イベント（鷺宮）

| 会場 | イベント名 | 実施日 | 参加人員 |
|--------|--------------|------|------|
| 体育館 | ベースボール5体験会 | 3/2 | 19 |
| | フットサルクリニック | 3/20 | 45 |
| 屋外運動広場 | ティーボール体験会 | 1/26 | 56 |
| | ライフキネティック体験会 | 1/26 | 56 |
| | 走り方教室 | 1/26 | 56 |
| 合計 | | | 232 |

指導者養成講座（中部、南部、鷺宮）

| 講座数 | 修了者数 |
|-----|------|
| 6 | 49 |

健脚度測定

| 会場 | 回数 | 参加人員 |
|----|----|------|
| 中部 | 12 | 38 |
| 南部 | 12 | 3 |
| 鷺宮 | 11 | 109 |
| 合計 | 35 | 150 |

④施設予約システムの運用

総合体育館等のスポーツ施設の拡充に対応するとともに、施設の新設に応じて随時増設が可能な施設予約システムを平成30年3月8日から運用している。

第3章 障害者が安心して暮らせる地域社会（障害福祉課）

第1 個性と多様性が尊重され、社会で生き生きと活躍する障害者

1 障害者施策推進

（1）障害者計画等

令和6年3月に「中野区障害者計画」、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」（計画期間：いずれも2024年度から2026年度まで）を策定した。

「中野区障害者計画」は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を定めており（障害者基本法第11条）、特に、障害者の権利擁護、地域生活の継続の支援、入所施設等からの地域移行促進と定着支援、就労の支援、障害や発達に課題のある子どもへの支援を推進することを目的としている。

「障害福祉計画」は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を計画的に提供するため、これらのサービス提供見込量や提供方法等を定めている（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〈障害者総合支援法〉第88条）。

「障害児福祉計画」は、すべての人が地域において安心して生活を送ることができるよう、障害児への日常生活及び社会生活に必要な障害児通所支援、障害児相談支援等のサービス提供見込量や提供方法等を定めている（児童福祉法第33条）。

（2）障害者自立支援協議会

自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることなどを目的として平成22年障害者自立支援法の一部改正において法定化された。中野区においては平成20年2月から中野区障害者自立支援協議会を設置し、活動を実施している。平成30年6月から、課題別部会として相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会の3部会に加え、新たに差別解消部会を設置した。

協議会は、事業者、雇用、教育、保健等の関係機関等の実務担当者、障害当事者や家族を構成員とする会議体とし、区は事務局運営を担っている。事務局業務は一部委託している。

○開催状況 協議会全体会 6回、課題別部会（4部会） 32回、個別ケア会議 105回、
事業者連絡会 7回、相談支援機関会議 7回

（3）障害者差別の解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行され、合理的配慮の提供については、行政機関等は義務化された。これに伴い、平成29年3月に「中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、相談窓口を福祉推進分野（現：福祉推進課）に設置するとともに相談事案を検証する「中野区障害者差別解消検証会議」を設置し、障害者差別解消に関する相談体制を整備した。また、平成29年9月に、第三者機関である「中野区障害者差別解消審議会」を設置（中野区障害者差別解消審議会条例）した他、職員研修や、区民への啓発事業を行うことにより障害者差別解消への理解を進めている。

都内事業者による障害者への合理的配慮の提供については、平成30年10月1日に東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例が施行されたことに伴い、義務化された。さらに、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害者への合理的配慮の提供が全国的に義務化された。

令和2年4月に「中野区手話言語条例」および「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」を施行し、手話が言語であることの理解を促進するとともに、障害者の多様な意思疎通手段の普

及を推進している。

(4) 障害の理解促進・ふれあい交流事業【補助事業】(地域生活支援事業:必須)

障害の有無に関わらず互いを尊重し、共生できる社会の実現に向けて、障害の理解促進を目的とした障害のある人との交流事業について、一般財団法人中野区障害者福祉事業団と連携し、令和7年度から実施している。

令和7年度は、区内在住・在学の小学生親子を対象に、区内障害者就労施設利用者と共に自主生産品の作業体験を行うワークショップや、盲導犬の体験学習を行う予定である。

(5) ヘルプカード・ヘルプマーク啓発事業

障害のある人が、災害発生時や緊急時などにおいて、障害種別や特性に応じた支援を得られるよう、ヘルプカードとヘルプマークについて、配布及び普及啓発を行っている。

ヘルプカードは、緊急時の連絡先や、配慮してほしいことなどを記載するようになっており、支援を必要とする人が携帯することで、いざというときに支援をする人に必要な支援内容をわかりやすく伝えることを目的としている。

ヘルプマークは、なんらかの配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方が身につけることにより、日常生活や災害時において様々な支援を得やすくなることを目的としている。

(6) 障害福祉のしおり

障害のある人が必要なサービス等を選択して活用できるように、障害福祉に関する情報等をきめこまかに提供することを目的として、昭和58年から発行している。なお、平成21年度からは隔年で発行している。また、点字版及び音声版も作成している。

○発行状況 冊子6,000部、点字版13部、音声版48組（令和5年10月発行版）

(7) 中野区障害者福祉事業団運営助成【補助事業】(地域生活支援事業:任意)

障害のある人の雇用促進と、福祉活動の向上に寄与することを目的とする一般財団法人中野区障害者福祉事業団に対し、人件費等を補助している（一般財団法人中野区障害者福祉事業団に対する補助金の交付に関する規則）。※運営内容については191ページ参照。

| 運営助成状況 | | | | | | 単位：千円 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 運営助成額 | 31,422 | 33,336 | 34,269 | 35,166 | 35,034 | |

(8) 区民ふれあい運動会（地域生活支援事業:任意）

障害のある人の運動とレクリエーションの機会をつくり、健康増進と親睦を図り、併せて障害のある人との相互理解を深めるために、区と実行委員会との共催事業として昭和56年度から実施している。

《令和6年度》令和6年5月19日（日） 第二中学校にて実施 参加人員 513人

《令和7年度》令和7年5月18日（日） 雨天により中止

(9) 障害者社会活動センター【委託事業】

障害のある人及びその家族等を主たる構成員とする団体に、障害のある人の社会的交流の促進と自主的活動の援助を目的として、会議室等の場の提供をしている。

所 在 地 中野五丁目68番7号 スマイルなかの5階

事 業 開 始 平成7年3月1日

利 用 登 録 数 45団体

延 用 件 数 4,481件

延利用人数 28,015人

2 障害者就労支援

(1) 障害者の就労・雇用促進【委託事業】

障害のある人が、仕事を探し、就職し、就職後も安心して就労継続ができるよう支援を行う。企業に向けては、国や東京都の障害者雇用に関する制度の紹介や障害に関する情報提供を行っている。

障害のある人が就職し、就労を継続していくためには、区内の障害者就労施設や特別支援学校、保健・医療機関等さまざまな関係機関との連携が欠かせない。区は、これらの調整や仕組づくり等の支援を行っている（中野区障害者雇用促進事業実施要綱）。

※障害者の就労支援にかかる事業実績等については192ページ参照。

(2) 障害者等職場実習受入れ奨励金

障害のある人の職場実習を受ける機会を拡大し、就労及び職場への定着を促進するために、障害のある人の職場実習を受入れる事業主に対し、奨励金の支給を令和5年度から開始した。

支給の要件は、一般財団法人中野区障害者福祉事業団の利用登録を受けた中野区民の障害のある人について、当該事業団から職場実習の依頼を受け、実習生の受入れをしたこと、受入れの時間が1日あたり3時間以上であること等がある。

奨励金の額は、実習生1人につき1日当たり4千円、1事業主に対して同一年度内8万円を限度とする（中野区障害者等職場実習受入れ奨励金支給要綱）。

○支給件数 8件、実習受入れ日数 61日

(3) 障害者就労施設の受注機会の拡大

区内の障害者就労施設の受注機会を拡大するために、区における封入封かん、シール貼付、折込み等の障害者就労施設が受注可能な役務等について、障害者就労施設に優先的に発注する制度を平成22年度から実施している（中野区障害者就労施設等役務等調達促進要綱）。

(4) 障害者就労施設に係る共同受注促進事業【委託事業】

障害者就労施設が安定的に仕事を確保し、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上を目指して、受注開拓員が企業に営業活動を行い、受注・分配から納品まで、障害者就労施設に対して支援を行う。

○受注件数 343件、受注額 15,604,590円

第2 在宅で暮らし続けられる障害者

1 障害者手当等

(1) 手当

| 名 称 | 対象者の障害程度 | 支給の制限 (不支給の主な事由) | 給付額 | 対象者数 延支給件数 | 実施日 |
|---|---|---|-----------|-------------------|--------------------|
| 障害児 福祉手当 (国制度) | ① 身障手帳1級及び2級の一部 ② 愛の手帳1度及び2度の一部 ③ 精神障害及び病状が①②と 同程度と認められる者(日常生活 で常時介護が必要な者) | ・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金 受給者 ・20歳以上 | 月額15,690円 | 76人 735件 | 昭和61 年 4月1日 |
| 特別障害者 手当 (国制度) | 次の要件のいずれかの障害に該当 し常時特別の介助を必要とする者 ① 障害基礎年金1級相当の障害で ・障害が重複する者 ・障害基礎年金相当の障害が 重複する者 ・日常生活動作能力が低い者 ② 常時安静または就床する疾病や、 日常生活がほとんどできてい ない精神障害等 | ・所得制限 ・施設入所 ・3か月を超える入院 ・20歳未満 | 月額28,840円 | 301人 3,407件 | 昭和61 年 4月1日 |
| 経過的福祉 手当 (国制度) | 昭和61年3月末日現在の旧制度福祉 手当受給者で、昭和61年4月以降も 障害を理由とする公的年金を受給で きない者 | ・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金 受給者 | 月額15,690円 | 4人 54件 | 昭和61 年 4月1日 |
| 障害者福祉 手当 〔第1種〕 〔手当〕 | ① 身障手帳1・2級 ② 愛の手帳1～3度 ③ 脳性麻ひ、進行性筋萎縮症 ※ 20歳以上が対象(20歳未満は児 童育成手当〔障害手当〕または 第2種手当) | ・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成 手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請 | 月額15,500円 | 2,373人 28,462件 | 昭和49 年 10月1日 |
| 障害者福祉 手当 〔第2種〕 〔手当〕 | ① 身障手帳3級 ② 愛の手帳4度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④ 20歳未満の第1種手当対象者 | ・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成 手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請 | 月額5,000円 | 1,155人 13,207件 | 昭和49 年 10月1日 |
| 障害者福祉 手当 〔第2種〕 〔手当〕 (65歳以上) | ① 身障手帳3級 ② 愛の手帳4度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④ 第2種手当受給者で、毎年基準日 (8月1日)時点の年齢が65歳以上 | ・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成 手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請 | 月額2,500円 | 270人 3,201件 | 平成25 年 8月1日 |
| 難病患者 福祉手当 | 難病医療費助成制度の対象疾病等にり患 している者で、医療費助成の認定を受け ている者等 | ・所得制限 ・障害者福祉手当、児童育成 手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請 | 月額10,000円 | 1,486人 17,094件 | 昭和51 年 4月1日 |
| 東京都重度 心身障害者 手当 | ① 重度知的障害で、常時複雑な介 護を必要とする、程度の著しい精 神症状を有する者 ② 重度知的障害で、かつ、重度の 身体障害を合併している者 ③ 重度の四肢機能障害で座ってい ることが困難な者 | ・所得制限 ・施設入所 ・3か月を超える入院 ・65歳以上の新規申請 | 月額60,000円 | 受給146人 | 昭和48 年 10月1日 |

(2) 年金

| 名称 | 対象者 | 給付額 | 受給者数 | 実施日 |
|----------------|---|--|------|---------------|
| 東京都心身障害者扶養年金 | ○ 制度廃止時(平成19年3月1日)に年金を受給していた者は引き続き受給 | 月額 30,000円 (特約付きの場合は 月額 40,000円) | 83人 | 昭和44年 4月1日 |
| 東京都心身障害者扶養共済制度 | ① 知的障害のある人 ② 身体障害者手帳1~3級 ③ 精神または身体に永続的障害があり、その程度が①②と同程度 ※ 加入時に65歳未満で保険契約の対象となる健康状態の者 | 1口あたり 月額 20,000円 (加入は1人2口まで) | 23人 | 平成20年 4月1日 |

※受給者数は令和7年3月1日現在

(3) 心身障害者医療費助成

障害のある人の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例により、重度の障害のある人を対象に医療費の一部を助成している。

《事業の概要》

| 事業開始 | 昭和49年7月1日 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者 | <p>1 都内に住所を有している者 2 身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）または愛の手帳1・2度及び精神障害者保健福祉手帳1級の該当する者 3 医療保険の被保険者及び被扶養者 4 所得制限以下であること ○20歳以上の場合は、本人の前年の所得額が次の所得制限以下であること ○20歳未満の場合は、国民健康保険の世帯主または社会保険の被保険者本人の前年の所得額が次の所得制限以下であること</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | 単位：千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>0人</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 得 額</td> <td>3,661</td> <td>4,041</td> <td>4,421</td> <td>4,801</td> <td>5,181</td> <td>5,561</td> </tr> </tbody> </table> | 扶養親族数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 所 得 額 | 3,661 | 4,041 | 4,421 | 4,801 | 5,181 | 5,561 |
| 扶養親族数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | | | | | | | | | |
| 所 得 額 | 3,661 | 4,041 | 4,421 | 4,801 | 5,181 | 5,561 | | | | | | | | | |
| | 令和7年9月1日現在（対象者の令和6年分の所得額） | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>※対象とならない者 ○65歳以上で新規に障害認定を受けた者 ○生活保護を受けている者 ○後期高齢者医療制度の被保険者である住民税課税者</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------------|---|
| 助成の範囲 | 住民税課税者については、医療保険の自己負担額から「高齢者の医療の確保に関する法律」に準じた一部負担金等相当額を控除した額を助成する。 住民税非課税者については、医療保険の自己負担額を助成する（入院時の食事負担金、生活療養標準負担額を除く）。 |
| 医療費助成受給者数及び医療費助成支給状況 | |
| 年 度 | 2 3 4 5 6 |
| 身体障害による受給者 | 2,120 2,083 1,985 2,001 1,959 |
| 知的障害による受給者 | 267 270 280 282 282 |
| 精神障害による受給者 | 74 67 72 84 72 |
| 助 成 件 数 | 1,421 1,913 1,454 1,578 1,646 |
| 助 成 金 額 | 11,185,688 16,978,419 12,647,428 15,036,318 16,851,960 |

※助成件数・金額は、区が直接本人へ支給したもののみ。医療機関からの請求分は、区及び本人を経由せず東京都が支払うことで助成する。

(4) 原爆被爆者見舞金

広島、長崎で被爆された原爆被爆者に対し、その負担を少しでも軽くするため、昭和47年度から見舞金を支給している（中野区原子爆弾被爆者に対する見舞金支給要綱）。

○支 給 額 年10,000円

○支給人員 92人

(5) 交通機関の割引等

経済的負担を軽減して社会参加を促進するため、各種交通の割引証などの交付等を行っている。

| 内容 | 対象者 | | 取扱件数 |
|-----------------|---|---|---------|
| 都営交通無料乗車券 | 3年券 | 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、戦傷病者手帳所持者のうち特定の方、及び被爆者手帳所持者で健康管理手当の受給者 | 1,475 件 |
| | 1年券 | 生活保護受給世帯員又は児童扶養手当受給世帯員（世帯1枚）、中国残留邦人等、及び被救護者 | 1,469 件 |
| 民営バス乗車割引証(介護人付) | 第1種身体障害者手帳又は第1種・第2種愛の手帳所持者 | | 331 件 |
| 有料道路通行料金割引 | ① 本人運転の場合…身体障害者手帳所持者 ② 本人以外が運転の場合…第1種身体障害者手帳又は第1種愛の手帳所持者（障害者本人が乗車し、介護者が運転する場合） | | 668 件 |

2 地域生活支援

(1) 日常生活支援サービス

①介護人への支援及び介護人の派遣

ア 重度脳性麻ひ者介護

在宅の重度脳性麻ひ者の生活圏の拡大を図るため、障害のある人が推薦した介護人により、外出介助、その他必要な介護を行うことを目的として、昭和52年10月から実施している（中野区重度脳性麻ひ者介護事業実施要綱）。

○対象者 区内に在住する20歳以上の重度の脳性麻ひ者で、単独の屋外活動が困難な、身体障害者手帳1級の者。令和7年3月31日現在1人。

○介護日数 1か月に12日以内。介護人に対して1日あたり6,560円の手当を支払う。令和6年度の延介護日数144日。

イ 在宅障害者（児）緊急一時保護

在宅の障害のある人の家族等が、病気や休養等のため、障害のある人を一時的に介護できなくなったとき、また、ひとり暮らしの障害のある人が一時的な病気等により日常生活が困難になったときなどに、区に登録された介護人により保護することを目的として、昭和52年10月から実施している（中野区在宅障害者等介護人派遣緊急一時保護事業実施要綱）。

○対象者 (ア) 常時介護を受ける身体障害者手帳1・2級の者。

(イ) 常時介護を受ける愛の手帳1～3度の者、もしくは常時介護を受ける愛の手帳4度で区長が特に必要と認める者。

(ウ) 常時介護を受ける脳性麻ひまたは進行性筋委縮症を有する者。

(エ) 小学生以下の児童で、療育センターアポロ園等で療育指導等を受けているか、身体障害者手帳または愛の手帳を交付されている者。

(オ) 身体障害者手帳または愛の手帳を交付されている18歳以上のひとり暮らしの障害のある人で、家族の介護が受けられない者。

(カ) 難病患者等

○派遣回数 1か月に5日以内。介護人に対して手当を支払う。

介護人派遣手当額及び派遣回数

| | 半日 | 1日 | 宿泊 |
|-------|---------|---------|---------|
| 介護人手当 | 2,750 円 | 5,500 円 | 8,250 円 |
| 派遣回数 | 69 回 | 41 回 | 58 回 |

②住宅改善給付（中規模改修等）

重度の障害のある人に対して住宅の改善費を給付することにより、日常生活を容易なものとすることを目的として、昭和44年4月から実施している（中野区重度障害者（児）住宅改善事業実施要綱）。

平成12年4月からの介護保険制度の開始に伴い、介護保険の支給種目については介護保険優先となるため、65歳以上の設備改善給付は対象外となった。平成15年度以降は浴室、便所、玄関、台所、居室の改善が小規模改修及び中規模改修に統合された。平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、重度障害者（児）日常生活用具の給付事業は同法の地域生活支援事業に移行したため、住宅改善のみの事業となった。また、小規模住宅改修は平成19年度に地域生活支援事業に移行した。

支給状況

単位：件

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------------|---|---|---|---|---|
| 中規模住宅改修 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 屋内移動設備（器具） | 1 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| 屋内移動設備（設置） | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 |

③障害者福祉電話

外出困難な身体に重度の障害のある人に対して、負担を軽減するため、家庭用電話の基本料金等を助成することを昭和59年4月から実施している（中野区障害者電話基本料金等助成事業実施要綱）。

○対象者 区内に居住する18歳以上の者で、次のア～ウの要件をすべて備えている者。

- ア. 外出困難な者で、下肢、体幹、内部、視覚障害のいずれかが身体障害者手帳2級以上、または聴覚障害が身体障害者手帳2級の者。
- イ. 障害のある人のみの世帯、またはこれに準ずる世帯。
- ウ. 生活保護受給世帯、または住民税非課税もしくは所得税42,000円以下の世帯。

○利用人数 9人（貸与4人、自己保有5人）。令和6年度末現在の対象者数は7人。

④訪問理美容サービス

在宅の常時介護を要する重度障害のある人に対して、区が理容組合等に委託し出張理髪サービスを行う。昭和53年10月から在宅の常時介護を要する高齢者に対する訪問理容サービスとして開始したが、昭和61年度から重度障害のある人も対象に加えた。

平成16年度からは美容師の訪問も開始し、訪問理美容サービスとした。

サービス内容は調髪及び洗髪を基本とする。平成31年度から費用負担は1回1,500円である。年間1人あたりサービス利用券を4枚交付していたが、令和5年4月から6枚に変更している（中野区重度障害者（児）訪問理美容サービス事業実施要綱）。

なお、平成23年度から、65歳以上の高齢者は介護保険特別給付事業でサービスを提供。

利用状況

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 利用人数 | 12 | 15 | 16 | 15 | 19 |
| 延利用回数 | 27 | 28 | 36 | 52 | 63 |

⑤重度障害者寝具乾燥サービス

在宅の常時介護を要するひとり暮らし高齢者等及び重度障害のある人の寝具の乾燥、消毒、脱臭、水洗いのサービスを行うことによって、その生活環境を快適にすることを目的として、昭和50年11月から実施している（中野区重度障害者（児）寝具乾燥サービス事業実施要綱）。

対象者は、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度のうち常時失禁状態にある者。

1年間に水洗い3回、乾燥9回のサービスを行っている。

平成19年度から、住民税課税者は1回のサービスにつき実費の1割の費用負担がある。

なお、平成23年度から、65歳以上の高齢者は介護保険特別給付事業でサービスを提供。

利用状況

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|-----|----|----|----|----|
| 登録人数 | 11 | 9 | 9 | 8 | 7 |
| 延利用回数 | 101 | 79 | 79 | 61 | 55 |

⑥重症心身障害児（者）等在宅レスパイトサービス

在宅の重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、重症心身障害児（者）等を介護する家族の休養（レスパイト）を図る目的により、平成28年10月から事業を開始した（中野区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業実施要綱）。平成29年7月からは、医療的ケアの必要な18歳未満の方も対象とし、利用時間の単位や1月の上限回数等の内容についてさらに拡充し実施した。

また、令和4年度からは1月の上限回数を撤廃し、令和5年4月から利用上限時間を96時間から144時間に拡充し事業を実施している。

○対象者 中野区内に住所を有する者のうち、18歳に達するまでに下記ア～エの状態になつた者。

ア. 次の（ア）・（イ）のいずれかに該当する者

（ア）愛の手帳1度または2度程度の知的障害を有し、かつ、身体障害者手帳1級または2級程度の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）を有するに至った者

（イ）18歳未満で、東京都の定める医療的ケア（人工呼吸器管理・酸素吸入・経管栄養等）が必要である者

イ. 在宅で家族等による介護を受けて生活している者

ウ. 訪問看護により医療的なケアを受けている者

エ. 医師の指示書による医療的なケアを必要とする者

○利用実績 登録 52人 利用 28人 利用回数 329回

⑦就職奨励金

訓練等給付費の支給決定を受けた人のうち、就労移行支援または就労継続支援の訓練を行う施設において、訓練を終了し就職（自営業を含む）により自立する場合に必要な生活用品の購入費を支給する。平成17年4月から実施していた就職支度金を平成27年4月に就職奨励金へと名称を変更した（中野区障害者施設利用者就職奨励金支給要綱）。

○実人員 43人

⑧移動手段の確保

ア 福祉タクシー・福祉ガソリン事業

区内に住所を有する車いす等を使用する歩行困難な肢体不自由者等（特別養護老人ホーム入所者を除く）に、福祉タクシー及びリフト付福祉タクシーまたは福祉ガソリンを供給することにより社会生活の利便を図ることを目的として、福祉タクシー利用券の交付を昭和51年5月から、リフト付福祉タクシー利用券の交付を昭和55年8月から実施している。また、平成28年度から福祉ガソリン券との選択制を導入した。令和5年4月から福祉タクシー利用券は月額3,600円から4,000円に、福祉ガソリン券は月額3,000円から3,300円に変更し交付している（中野区福祉タクシー・福祉ガソリン事業実施要綱、中野区リフト付福祉タクシー事業実施要綱）。

○対象者 前年の所得（1月から7月までの申請については前々年の所得）が所得制限基準額を超えない者で、次のいずれかの障害に該当する者

下肢・体幹・移動機能障害1～3級、視覚・内部障害1・2級、上肢機能障害1級、知的障害1・2度

(ア) 福祉タクシー利用券

タクシー運賃として利用できる福祉タクシー利用券を交付。

○福祉タクシー利用券月額 4,000円 (300円券 12枚、100円券 4枚)

○交付件数 3,441件

○利用枚数 300円券 316,354枚、100円券 96,929枚

(イ) リフト付福祉タクシー利用券

リフト付福祉タクシーを利用するときの予約料金・迎車料金などが無料となる「車いす券」(1人月8枚)、「ストレッチャー券」(1人月2枚)を交付。なお、車いす券、ストレッチャー券は月単位でどちらか一方の交付となる。

○交付件数 車いす券 581件、ストレッチャー券 64件

○利用枚数 車いす券 8,725枚、ストレッチャー券 114枚

(ウ) 福祉ガソリン券

ガソリン、軽油の給油に利用できる福祉ガソリン券を交付。

○福祉ガソリン券月額 3,300円

○交付件数 462件

○利用枚数 1,100円券 11,376枚

イ 自動車運転教習費の助成

区内に住所を有する18歳以上の障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成することにより日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ることを目的として、昭和52年10月から実施している。助成限度額は申請時の住民税額により164,800円または82,400円(中野区障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱)。

○対象者 身体障害者手帳1～3級(ただし、下肢・体幹機能は1～5級、内部障害は1～4級)または愛の手帳1～4度が交付されている者

○助成実績 助成件数 5件

ウ 身体障害者用自動車改造費の助成

区内に住所を有する身体に重度の障害のある人が、就労等のために自動車を取得する際に、その障害用に自動車を改造することにより、社会参加の促進を図ることを目的として、昭和52年1月から実施している。助成限度額は133,900円以内の実費額(中野区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱)。

○対象者 身体障害者手帳(上肢・下肢・体幹機能1～2級)が交付されている者で、本人、配偶者または扶養義務者の所得が制限額以下の者

○助成実績 助成件数 1件

⑨その他の在宅福祉サービス [所管：地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課]

○三療サービス

○緊急通報システム

○おむつサービス

○高齢者自立支援住宅改修等

○認知症高齢者等個人賠償責任保険

○徘徊高齢者探索サービス

○高齢者補聴器購入費用助成

(2) 地域生活支援サービス

①移動支援（地域生活支援事業：必須）

ア 移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行う。平成18年10月から障害福祉サービスの外出介護が地域生活支援事業に移行し、移動支援となった。

利用者は区が委託契約を締結した事業者からサービスを受ける（中野区移動支援サービス事業実施要綱）

○利用実績 延利用人員 5,006人、延利用時間数 74,462.5時間

イ 通学等支援

自宅・学校・学童クラブ・特別支援学校のバスポイント間の移動介助を行う。平成30年4月から対象者を高校生まで拡大した。

○対象者 区内に居住する小・中・高校生で、障害者手帳（身体・知的・精神）を有する者、及びこれに準ずる障害のある者

○利用実績 延利用人員 722人、延利用時間数 6,835時間

ウ 車いすガイドヘルパー派遣

ひとり暮らし、その他の理由により介護者を得られない車いすの利用者に、日常生活の利便と地域社会の積極的な交流を図ることを目的として、平成2年4月から実施している。平成18年10月から障害者自立支援法の施行により、同法の地域生活支援事業の移動支援事業に移行した（中野区車いすガイドヘルプサービス事業実施要綱）。

○対象者 在宅の身体障害者手帳の交付を受けている車いす利用者

○利用時間 1回8時間まで

○派遣回数 月3回、年間36回以内

○利用登録者 5人

○派遣実績 延派遣回数 167回、延派遣時間数 762時間

②重度障害者（児）日常生活用具（地域生活支援事業：必須）

重度の障害のある人に対して、日常生活用具並びに設備の改善費を給付することにより、日常生活を容易なものとすることを目的として、昭和44年4月から実施している。平成12年4月から介護保険制度の開始に伴い、介護保険の支給種目については介護保険優先となった。

また、設備改善給付については、65歳以上は対象外となった。平成18年10月、障害者自立支援法の施行により、重度障害者（児）日常生活用具の給付事業は同法の地域生活支援事業に移行した。平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、日常生活支援サービスの難病患者等日常生活用具等給付事業と統合した（中野区重度障害者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱）。

給付状況

単位：件

| 種 目 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特殊寝台 | 9 | 7 | 7 | 4 | 10 |
| 特殊マット | 7 | 6 | 9 | 3 | 11 |
| 特殊尿器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 入浴担架 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 体位変換器 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 移動用リフト | 3 | 2 | 2 | 3 | 5 |
| 訓練いす | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 移動用リフトスリングシート | 5 | 1 | 2 | 4 | 2 |
| 浴槽（湯沸器含む） | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 浴槽（浴槽のみ） | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 入浴補助用具 | 12 | 13 | 15 | 13 | 15 |
| 便器 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| T字状・棒状つえ | 8 | 7 | 4 | 5 | 5 |
| 移動・移乗支援用具 | 12 | 16 | 16 | 5 | 12 |
| 頭部保護帽 | 4 | 10 | 6 | 6 | 7 |
| 特殊便器 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 火災警報器 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| 火災警報器（聴覚障害者用） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 火災警報器（単独） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 専用通報器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自動消火装置 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電磁調理器 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| ガス漏れ警報器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 屋内信号装置 | 4 | 2 | 4 | 5 | 3 |
| 音響案内装置 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 空気清浄器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| エアコンディショナー | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ポータブルトイレ | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 補聴器対応電話 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| フラッシュベル | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 透析液加温器 | 5 | 2 | 0 | 3 | 1 |
| ネブライザー（吸入器） | 11 | 10 | 8 | 11 | 10 |
| 電気式たん吸引器 | 18 | 16 | 17 | 17 | 17 |
| パルスオキシメーター ※1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 視覚障害者用体温計 | 9 | 4 | 5 | 7 | 0 |
| 視覚障害者用体重計 | 1 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 視覚障害者用血圧計 | 2 | 2 | 1 | 3 | 3 |
| 地デジラジオ | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 自家発電装置 ※2 | - | - | 3 | 0 | 0 |
| 蓄電池 ※2 | - | - | 16 | 2 | 6 |
| カーラインバーター ※2 | - | - | 1 | 0 | 0 |
| 携帯用会話補助装置 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| 情報・通信支援用具 | 3 | 7 | 13 | 4 | 5 |
| 点字ディスプレイ | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 点字器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 点字タイプライター | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ポータブルレコーダー | 6 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 視覚障害者用活字文書読み上げ装置 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 6 | 13 | 10 | 12 | 5 |
| 視覚障害者用時計 | 6 | 3 | 7 | 10 | 6 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 5 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 人工喉頭 | 4 | 5 | 2 | 5 | 4 |
| 会議用拡聴器 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 携帯用信号装置 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 視覚障害者用図書 | 7 | 0 | 1 | 3 | 1 |
| ストーマ装具 | 4,069 | 4,157 | 4,187 | 3,915 | 3,878 |
| 紙おむつ等 | 1,121 | 1,163 | 1,128 | 1,160 | 1,156 |
| 収尿器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 居宅生活動作補助用具 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 |
| 給付件数の合計 | 5,359 | 5,474 | 5,490 | 5,226 | 5,191 |

※1 平成25年度に難病患者日常生活用具と統合し、難病患者のみ給付対象物品として移行

※2 令和4年度から、自家発電装置、蓄電池、カーラインバーターを対象種目に追加

③人工肛門用装具等購入費助成

人工肛門及び人工膀胱用装具の購入費の一部を助成することにより人工肛門装着者等の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的として、昭和58年4月から実施している。平成18年10月に施行された障害者自立支援法に基づき地域生活支援事業に移行した（中野区人工肛門・人工膀胱用装具購入費助成事業実施要綱）。

○対象者 区内に居住する人工肛門、人工膀胱受術者

ただし生活保護受給者は除く。令和6年度年間助成実人員22人

○助成件数 人工肛門 延45件、人工膀胱 延2件

④訪問入浴サービス（地域生活支援事業：任意）

障害の程度により一般の浴槽では入浴が困難な者に対して、昭和54年から訪問入浴サービスを提供している。訪問入浴サービスは、週1回を限度に、受託業者が自宅まで浴槽を持ち込んで介助入浴を実施する（中野区障害者訪問入浴事業実施要綱）。施設入浴サービスについては77ページを参照。

○利用実人員 22人

○利用回数 889回

⑤精神障害回復者社会生活適応訓練＝デイケア〔所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター〕

すこやか福祉センターで、精神障害回復者のためにレクリエーションや創作活動、料理、話し合い、スポーツ、戸外活動等をとおして、参加者の自主性を尊重しつつ社会生活適応訓練を民間委託により行っている。

なお、参加者の社会復帰を一層促進するため、専門医師による助言を取り入れている。

⑥重度訪問介護利用者の大学等修学支援（地域生活支援促進事業）

重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学等の修学を支援する（中野区重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業実施要綱）。令和5年4月から実施している。

○対象者 区内に住所があり次の①～③すべてに該当する者

①重度訪問介護を利用している方、もしくはそれに準ずる者

②入学後に停学その他の処分を受けていない者

③学修の意欲があり、適切に単位を修得している者（病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く）

○利用実人員 2人

○延用時間 326.0 時間

⑦重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

重度の障害がある方の通勤支援や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施することにより、就労機会の拡大及び社会参加を促進する（中野区重度障害者等就労支援特別事業実施要綱）。令和5年4月から実施している。

○対象者 区内に住所があり次の①、②すべてに該当する者

①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている者

②1週間の所定労働時間が10時間以上である者

○利用実人員 1人

○延用時間 765.0 時間

(3) 意思疎通支援

①手話講習会等

ア 手話講習会【委託事業】(地域生活支援事業:必須)

聴覚障害及び言語機能障害のある人の福祉の向上に資するため、手話のできる中野区民の養成を目的として一般区民を対象に昭和48年度から実施している(中野区手話通訳者等養成事業実施要綱)。

手話講習会実施状況

| 年 度 | 4 | | 5 | | 6 | |
|-----------|-----|------|-----|------|-----|------|
| | 回数 | 参加者数 | 回数 | 参加者数 | 回数 | 参加者数 |
| 入 門 (昼) | 30 | 30 | 30 | 40 | 30 | 40 |
| 入 門 (夜) | 30 | 30 | 30 | 40 | 30 | 40 |
| 基 礎 (昼) | 37 | 23 | 37 | 15 | 37 | 25 |
| 基 礎 (夜) | 37 | 19 | 37 | 19 | 37 | 26 |
| 応 用 (昼) | 37 | 21 | 37 | 20 | 37 | 12 |
| 応 用 (夜) | 37 | 13 | 37 | 17 | 37 | 10 |
| 手話通訳者養成 | 40 | 8 | 40 | 10 | 40 | 9 |
| 合 計 | 248 | 144 | 248 | 161 | 248 | 162 |

イ やさしい手話教室【委託事業】(地域生活支援事業:必須)

区民の手話に対する理解を深め、手話を使用する全ての人に対して社会的障壁がない地域社会の実現をめざし、区民が手話を身近に感じる機会として令和2年度から実施している。

○実施回数 10回、実参加者数 73人

ウ コミュニケーション教室【委託事業】(地域生活支援事業:必須)

聴覚障害及び言語機能障害のある人のコミュニケーション意欲の向上を図り、人間関係を豊かにするため、昭和59年10月から実施している。

○実施回数 12回、延参加者数 498人

エ 聴覚障害者向け情報配信事業【委託事業】

区内在住の聴覚障害のある人が健聴者と同様の理解を得られるように、平成15年5月から「なかの区報」やその他の聴覚障害のある人に必要と思われる情報を、簡潔にまとめた内容を電子メールまたはファクシミリにて配信している。

○配信回数 22回、実人員 60人

②手話通訳者等派遣 (地域生活支援事業:必須)

ア 手話通訳者派遣

(ア) 区登録手話通訳者派遣

聴覚障害及び言語機能障害のある人の社会的活動を促進するため、聴覚障害及び言語機能障害のある個人または団体に対して、区に登録された手話通訳者を昭和59年4月から派遣している(中野区手話通訳者派遣事業実施要綱)。

○手話通訳者登録人数 29人

○手話通訳者派遣 派遣回数 537回、延派遣人数 628人

(イ) 手話通訳者派遣【委託事業】

平成19年4月から区登録派遣に加え、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センターに業務委託し、手話通訳者の派遣を実施している。

○手話通訳者派遣 派遣回数 64回、延派遣人数 70人

イ 要約筆記者派遣【委託事業】

聴覚障害及び言語機能障害のある人の社会的活動を促進するため、手話通訳者等ではコミュニケーションが難しい聴覚障害及び言語機能障害のある個人または団体に対して、平成19年4月から要約筆記者を派遣している（中野区要約筆記者派遣事業実施要綱）。

なお、本事業は社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センターに業務委託をしている。

○派遣回数 128回、延派遣人数 432人

ウ 代筆・代読支援者派遣【委託事業】

視覚障害のある人が社会生活を送る上で必要な情報を入手することや、各種手続きを行うことを支援するため、視覚障害のある個人に対して、令和4年3月から代筆・代読支援者を派遣している（中野区視覚障害者代筆・代読支援事業実施要綱）。

なお、本事業は区内の障害福祉サービス事業所に業務委託をしている。

○派遣回数 666回、実利用人数 25人

エ 失語症者向け意思疎通支援者派遣【委託事業】

失語症者の自立及び社会参加を促進するため、失語症者が参加している団体に対して、意思疎通支援者を派遣する事業（団体派遣）と、失語症者と意思疎通支援者との交流やマッチングを目的としたサロンの開催を、令和5年度から実施している（中野区失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要綱）。令和6年4月からは、上記に加え、失語症者の日常生活上の外出の際に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う事業（個人派遣）を実施している。

なお、本事業は中野区障害者福祉会館の運営事業者に業務委託をしている。

○団体派遣 派遣回数 12回、延派遣人数 45人

○個人派遣 派遣回数 17回、延派遣人数 17人

○失語症サロンへの派遣 派遣回数 18回、延派遣人数 94人

○失語症サロンの開催 実施回数 18回、延参加人数 82人

第3 障害者の自立を支えるサービスを適正に給付するしくみ

1 自立支援給付

(1) 障害福祉サービスの制度概要

①サービスの種類等

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、次のとおり（障害者総合支援法第5条）。

障害福祉サービスの種類

| | | |
|-------|---------|--|
| 介護給付 | 居宅系サービス | 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援 |
| | 施設系サービス | 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援 |
| 訓練等給付 | | 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助 |

平成15年4月に施行された支援費制度に代わり、障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要とするサービスを利用できる仕組みとなった。

平成24年4月にサービスの支給決定プロセスへ計画相談支援（サービス利用計画作成）が導入された。

平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正され、障害者の定義に新たに難病等が追加された。

平成26年4月には、①障害程度区分を障害支援区分への見直し、②重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者に加え重度の知的障害者及び精神障害者への拡大）、③ケアホームのグループホームへの一元化が行われた。

平成30年4月には、地域生活の支援として、就労定着支援、自立生活援助が新設された。

サービスには、居宅介護などを提供する「介護給付」、自立訓練や就労支援などを提供する「訓練等給付」、計画相談支援や地域相談支援を提供する「相談支援事業」がある。

②負担上限月額

障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担は原則1割とされているが、所得の状況に応じて次の区分の負担上限月額が設けられている。

| 区分 | | 訪問系サービス ・通所サービスの 負担上限月額 | | 入所施設 ・グループホームの 負担上限月額 | |
|---------------------|-----|-------------------------------|-------------------|-----------------------------|---------|
| 生活保護世帯 | | 0円 | | 0円 | |
| 区民税非課税世帯（低所得） | | 0円 | | 0円 | |
| 区民税 課税世帯 (一般) | 一般1 | 障害者 | 区民税所得割額 16万円未満 | 9,300円 | 37,200円 |
| | | 障害児（20歳未満 の入所者を含む） | 区民税所得割額 28万円未満 | 4,600円 | 9,300円 |
| | 一般2 | 障害者 | 区民税所得割額 16万円以上 | 37,200円 | 37,200円 |
| | | 障害児（20歳未満 の入所者を含む） | 区民税所得割額 28万円以上 | | |

※世帯の範囲

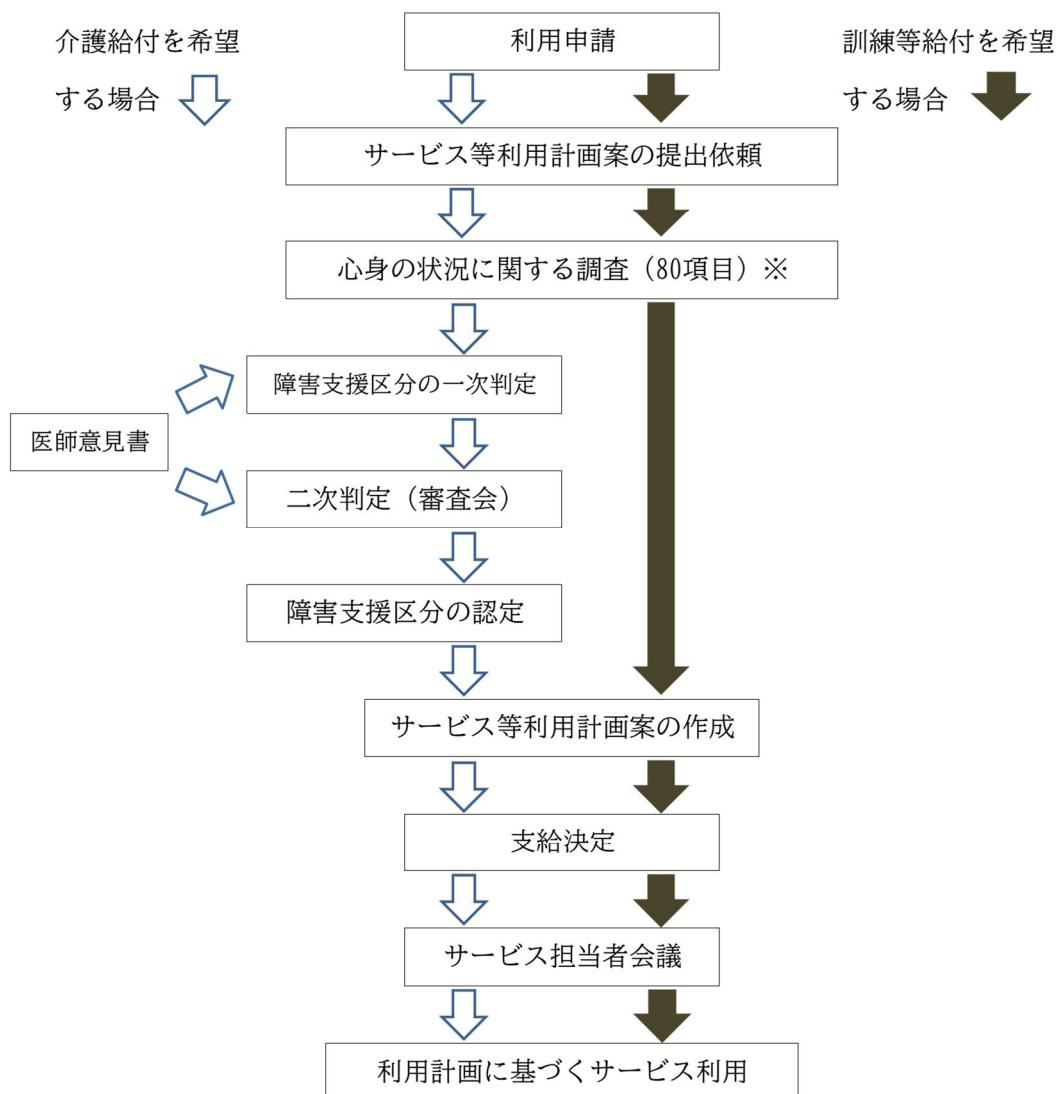
○障害者が18歳以上（18・19歳の施設入所者を除く）の場合

本人とその配偶者（ただし、生活保護受給世帯については、住民基本台帳での世帯）

○18歳未満の障害児と18・19歳の施設入所者の場合

保護者の属する住民票に記載されている人全員

障害福祉サービス利用の手続き（介護給付と訓練等給付では支給決定までの過程が異なる）



※心身の状況に関する調査（80項目）

移動や動作等に関連する項目（12項目）

寝返り・起き上がり、座位保持・立位保持、衣類の着脱など

身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

食事、入浴、排尿・排便、健康・栄養・薬の管理、金銭管理、家事、交通手段の利用など

意思疎通等に関連する項目（6項目）

視力、聴力、コミュニケーション、読み書きなど

行動障害に関連する項目（34項目）

昼夜逆転、暴言暴行、支援の拒否、こだわり、自己の過大評価、過食・多飲など

特別な医療に関連する項目（12項目）

点滴の管理、ストーマの処置、酸素療法、経管栄養、カテーテルなど

(2) 介護給付・訓練等給付

障害者総合支援法第5条に定められた事業で、主なサービス内容は次のとおりである。

①居宅介護等

障害のある人の家庭などにホームヘルパーを派遣して、入浴時の介護や調理・清掃などの家事援助のほか、通院時の介助を行う。重度の肢体不自由または重度の知的障害者もしくは精神障害により常に介護を必要とする人には、重度訪問介護として自宅での生活の介護及び外出時における移動中の介護を総合的に行う。

また、知的障害または精神障害により常時介護が必要な人が行動する際に、危険を回避するために必要な援護や介護を行う事業として行動援護があり、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護がある。

利用実績

| 年 度 | 4 | | 5 | | 6 | |
|--------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| | 延人員 | 利用時間 | 延人員 | 利用時間 | 延人員 | 利用時間 |
| 身体介護 | 1,938 | 46,344.5 | 2,037 | 52,585.5 | 2,098 | 54,068.5 |
| 家事援助 | 4,257 | 30,548.5 | 4,297 | 31,464.5 | 4,340 | 31,086.0 |
| 通院等介助 | 734 | 4,057.0 | 755 | 4,056.0 | 739 | 3,735.0 |
| 重度訪問介護 | 571 | 152,730.0 | 642 | 170,120.5 | 610 | 171,729.5 |
| 行動援護 | 102 | 4,354.5 | 167 | 6,280.0 | 128 | 5,927.0 |
| 同行援護 | 1,231 | 36,251.0 | 1,118 | 34,645.5 | 1,204 | 35,566.5 |
| 合 計 | 8,833 | 274,285.5 | 9,016 | 299,152.0 | 9,119 | 302,112.5 |

②生活介護

常時介護が必要な障害のある人に、主に日中、施設において日常生活の介護や生産活動などの機会を提供する事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|--------|--------|--------|
| 延人員 | 5,174 | 5,110 | 5,080 |
| 延日数 | 97,212 | 97,424 | 96,496 |

③短期入所

自宅で障害のある人を介護する保護者等が疾病などの場合に、短期間、施設に入所させて介護サービスを提供する事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-------|-------|-------|
| 延人員 | 1,001 | 1,127 | 1,231 |
| 延日数 | 5,425 | 5,445 | 5,638 |

④療養介護

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、主に日中、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|--------|--------|--------|
| 延人員 | 381 | 380 | 391 |
| 延日数 | 11,571 | 11,557 | 11,846 |

⑤施設入所支援

施設に入所している障害のある人に、主に夜間、食事や入浴、排せつなどの介助を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|--------|--------|--------|
| 延人員 | 2,112 | 2,094 | 2,052 |
| 延日数 | 63,362 | 62,817 | 61,148 |

⑥共同生活援助

地域の中にある障害者グループホームでの生活を希望する障害のある人に対して、日常生活における援助などを行うことにより、自立生活を助長することを目的とする事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|---------------------|---------------|--------|--------|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 延人員 3,174 | 3,303 | 3,453 |
| | 延日数 88,556 | 92,798 | 96,543 |

⑦自立訓練

自立した生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要な訓練等を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|------|--------------|-------|--------|
| 機能訓練 | 延人員 143 | 120 | 117 |
| | 延日数 1,373 | 1,129 | 1,310 |
| 生活訓練 | 延人員 458 | 599 | 706 |
| | 延日数 6,927 | 9,758 | 11,342 |

⑧就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|--------|--------|--------|
| 延人員 | 1,223 | 1,354 | 1,428 |
| 延日数 | 20,328 | 22,433 | 22,589 |

⑨就労継続支援

就労が困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動や作業等を行うことにより、知識及び能力の向上に必要な訓練等を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|---------------|--------|--------|
| A 型 | 延人員 446 | 488 | 508 |
| | 延日数 8,156 | 9,006 | 8,959 |
| B 型 | 延人員 5,590 | 5,794 | 5,915 |
| | 延日数 81,275 | 85,048 | 84,541 |

⑩就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て新たに雇用された障害のある人が、雇用事業所において就労を継続するために必要な連絡調整や課題解決への支援を行う事業。平成30年度新設。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延人員 | 564 | 490 | 556 |

⑪自立生活援助

一人暮らしの知的及び精神障害のある人等が、居宅において自立した日常生活を営むまでの様々な問題について、定期的な訪問または随時の相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う事業。平成30年度新設。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|---|----|----|
| 延人員 | 6 | 11 | 10 |

⑫計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定の過程で、サービスの申請や変更の申請の際に、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案してサービス等利用計画を作成し、サービス利用者を支援する事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-------|-------|-------|
| 延人員 | 4,901 | 5,121 | 5,562 |

⑬地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人や精神科病院に入院している精神障害のある人、その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|----|----|----|
| 延人員 | 30 | 30 | 41 |

⑭地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談支援を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-----|----|----|
| 延人員 | 112 | 92 | 65 |

(3) 補装具給付

身体に障害のある人の身体機能を補うため、補装具費支給対象障害者等に対して補装具費を支給する（障害者総合支援法第76条）。

車いす、補聴器、義手、義足、下肢装具、体幹装具、歩行器、盲人安全つえなどの購入費用、修理費用が対象。また、平成30年度から借受け（義肢装具、座位保持装置、重度障害者意思伝達装置、歩行器、座位保持椅子等の一部に限る）の費用も対象となる。

| 補装具の購入及び修理の実績 | | | |
|---------------|-----|-----|-----|
| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
| 購 入 | 251 | 326 | 301 |
| 修 理 | 222 | 241 | 212 |
| 貸 与 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 473 | 567 | 513 |

(4) 高額障害福祉サービス等給付費

同一利用者または同一世帯の複数の人が障害福祉サービス、介護保険サービス、補装具の支給等を利用した際に、世帯の負担を軽減する観点から一定の額を超えた負担額を償還払い方式により給付する。

また、平成30年度から、65歳になるまでに5年以上介護保険に相当する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）を利用した人が、一定の要件を満たす場合に、介護保険移行後に利用したサービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担額を償還払い方式により給付する（障害者総合支援法第76条の2）。

給付実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延人員 | 533 | 450 | 615 |

(5) 自立支援医療制度（更生医療）

身体に障害のある人の日常生活能力や職業生活能力を回復・増進させるために、障害の程度を軽減したり取り除いたりするための医療費を給付する（障害者総合支援法第58条）。対象となる障害は、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、内部機能障害（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫）。

給付実績

単位：件

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 腎臓障害（人工透析等） | 2,316 | 2,255 | 2,241 |
| 免 疫 機 能 障 害 | 6,261 | 6,444 | 6,447 |
| 肝 臓 機 能 障 害 | 5 | 23 | 35 |
| そ の 他 | 5 | 11 | 12 |
| 合 計 | 8,587 | 8,733 | 8,735 |

(6) 障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業助成

視覚障害者移動支援や重度訪問介護などに従事するヘルパー養成研修を実施する事業者に対して、研修開催経費の一部を助成する（中野区障害者居宅介護従業者基礎研修等事業及び障害者（児）移動支援従事者養成研修事業助成要綱）。

助成実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|------|---|---|---|
| 助成件数 | 1 | 1 | 2 |

(7) 障害者グループホーム家賃助成

障害者グループホーム入居者の負担を軽減するため、所得の状況に応じて支払った家賃の一部を助成する（中野区障害者グループホーム利用者家賃助成事業実施要綱）。

助成実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|------|-------|-------|-----|
| 助成件数 | 1,202 | 1,201 | 926 |

(8) 障害福祉サービス支給決定

障害者総合支援法においては、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、区がサービス利用の要否や種類・量などを決定するための判断材料とするために、サービスの利用希望者の心身の状況などについての調査（＝心身の状況に関する80項目のアセスメント）を行うこととしている（障害者総合支援法第20条）。

自立訓練や就労移行支援など訓練等給付のみの利用を希望する場合は、この調査の結果をもとに、地域生活・就労・介護者・居住など勘案すべき事項の調査とサービスの利用意向の聴取を行ったうえで、サービスの支給の決定を行う。

また、居宅介護や施設入所支援などの介護給付の利用を希望する場合は、この調査の結果とともに主治医の意見書等を勘案して障害支援区分の認定を行い、これに基づいてサービスの支給決定を行うこととしている（障害者総合支援法第21条・第22条）。

障害福祉サービス利用の手続きについては、59ページを参照。

決定件数

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| サービス支給決定（新規・更新・変更） | 3,728 | 3,807 | 3,747 |
| 利用者負担上限月額の改定 | 504 | 513 | 554 |
| 合 計 | 4,232 | 4,320 | 4,301 |

(9) 障害支援区分認定事務

障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うため、区長の附属機関として「障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会」（平成26年4月の法改正時に「障害者の障害程度区分に係る審査及び判定等に関する審査会」から名称変更。）を設置している。審査会の委員は、定数を30人以内とし、任期は2年としている。

審査会の構成員は、障害のある人等の保健・福祉に関する医師や社会福祉士などの学識経験を有する委員により構成される。障害支援区分の判定及び審査にあたっては、3合議体（1合議体につき委員5人）が順次行っている。

なお、障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分1～6の6段階となっている。

審査会運営実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|---------|----|----|----|
| 合議体開催回数 | 36 | 36 | 36 |
| 全体会開催回数 | 1 | 2 | 1 |
| 合 計 | 37 | 38 | 37 |

審査会運営実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 区分認定件数 | 453 | 482 | 604 |
| 意見聴取・報告件数 | 54 | 42 | 49 |
| 合 計 | 507 | 524 | 653 |

第4 障害者相談を活用し、必要なサービスを利用する障害者

1 障害者相談

(1) 障害者相談

区内5か所（すこやか福祉センター4か所及び障害福祉課）で障害のある人の保健と福祉に関する相談を行っている。障害福祉課の相談窓口には、手話通訳者を配置している。

さらに、地域の相談員として身体障害者相談員（9人）や知的障害者相談員（5人）を配置している（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）。

身体障害に関する相談

単位：件

| 相談内容 | 障害福祉課 | すこやか 福祉 センター | すこやか 障害者 相談支援 事業所 | 地域事務所 | 地域自立 生活支援 センター | 合 計 |
|----------------|--------|--------------------|----------------------------|-------|----------------------|--------|
| 身体障害者手帳 | 1,898 | 443 | 1,271 | — | 0 | 3,612 |
| 自立支援医療（更生医療） | 1,724 | 70 | 215 | — | 0 | 2,009 |
| 補装具 | 2,356 | 19 | 188 | — | 0 | 2,563 |
| 職業 | 4 | 0 | 8 | — | 7 | 19 |
| 在宅（自立支援給付相談等） | 3,740 | 1,321 | 6,610 | — | 0 | 11,671 |
| 生活 | 276 | 0 | 3 | — | 0 | 279 |
| 医療保健 | 30 | 6 | 433 | — | 310 | 779 |
| 施設 | 148 | 0 | 10 | — | 0 | 158 |
| 無料乗車券（都営・民営バス） | 2,333 | 327 | 219 | 35 | 0 | 2,914 |
| 福祉タクシー券 | 74 | 118 | 74 | 0 | 0 | 266 |
| 有料道路通行料金割引 | 402 | 218 | 148 | — | 0 | 768 |
| その他 | 1,890 | 116 | 1,202 | — | 549 | 3,757 |
| 合計 | 14,875 | 2,638 | 10,381 | 35 | 866 | 28,795 |

○手話相談件数 880件

※すこやか福祉センターは4所の計

※すこやか障害者相談支援事業所は4所（中部、北部、南部、鷺宮）の計

※地域事務所は5所の計

知的障害に関する相談

単位：件

| 相談内容 | 障害福祉課 | すこやか 福祉 センター | すこやか 障害者 相談支援 事業所 | 地域事務所 | 地域自立 生活支援 センター | 合 計 |
|----------------|-------|--------------------|----------------------------|-------|----------------------|--------|
| 愛の手帳 | 169 | 39 | 146 | 0 | 0 | 354 |
| 職業 | 12 | 0 | 29 | — | 29 | 70 |
| 在宅（自立支援給付相談等） | 1,688 | 348 | 2,765 | — | 0 | 4,801 |
| 生活 | 578 | 0 | 2 | — | 5 | 585 |
| 医療保健 | 54 | 0 | 140 | — | 1,043 | 1,237 |
| 施設 | 199 | 0 | 0 | — | 0 | 199 |
| 無料乗車券（都営・民営バス） | 227 | 93 | 98 | 13 | 0 | 431 |
| 教育 | 35 | 0 | 0 | — | 0 | 35 |
| 福祉タクシー券 | 5 | 5 | 4 | 0 | 0 | 14 |
| 有料道路通行料金割引 | 35 | 25 | 25 | — | 0 | 85 |
| その他 | 224 | 1 | 425 | 0 | 4,491 | 5,141 |
| 合計 | 3,226 | 511 | 3,634 | 13 | 5,658 | 12,952 |

※すこやか福祉センターは4所の計

※すこやか障害者相談支援事業所は4所（中部、北部、南部、鷺宮）の計

※地域事務所は5所の計

(2) 精神障害者等の相談 〔所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター〕

①精神保健相談

精神障害のある人とその家族及び心の悩みのある方を対象に、専門医師による個別相談を実施している。また、保健師による相談及び家庭訪問を隨時実施している。

②嗜癖相談

種々の依存症に悩む区民やその家族に対して、専門医師による相談を行い、健康の回復及び促進を図っている。家族問題・摂食障害等にも対応し、保健師による相談及び家庭訪問を隨時実施している。

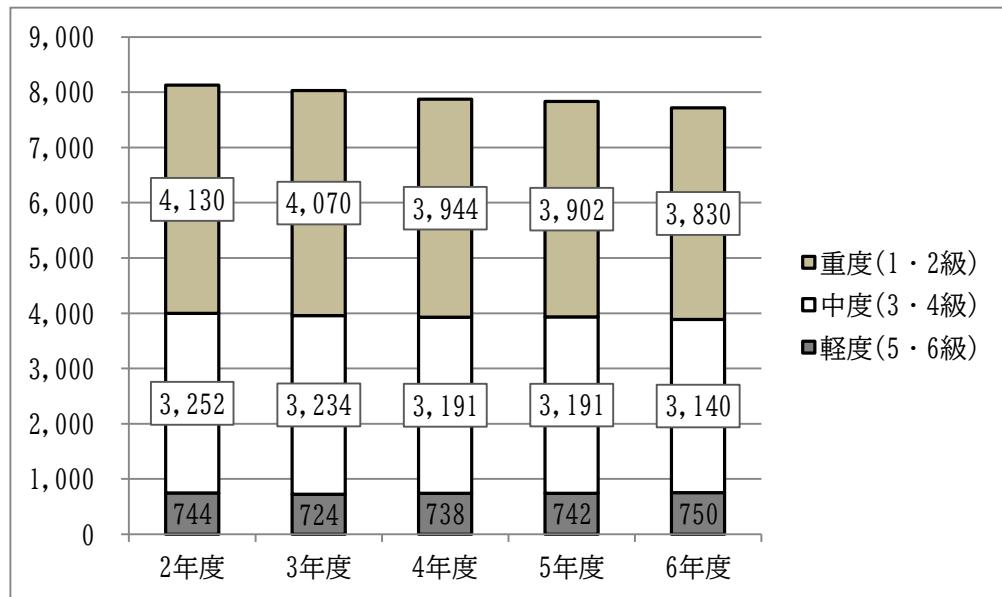
③高齢者精神保健相談

高齢者の認知症等の問題を抱える人やその家族、関係機関を対象に、専門医師による相談を行っている。また、保健師による相談及び家庭訪問を隨時実施している。

(3) 身体障害者・知的障害者・精神障害者手帳の所持者

「身体障害者手帳」、「愛の手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は、次のとおりである。

①身体障害者手帳所持者数の推移（年度別程度別）



身体障害者手帳程度別交付状況

単位：人

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 重度(1・2級) | 4,130 | 4,070 | 3,944 | 3,902 | 3,830 (82) |
| 中度(3・4級) | 3,252 | 3,234 | 3,191 | 3,191 | 3,140 (45) |
| 軽度(5・6級) | 744 | 724 | 738 | 742 | 750 (8) |
| 計 | 8,126 | 8,028 | 7,873 | 7,835 | 7,720 (135) |

()は18歳未満の再掲

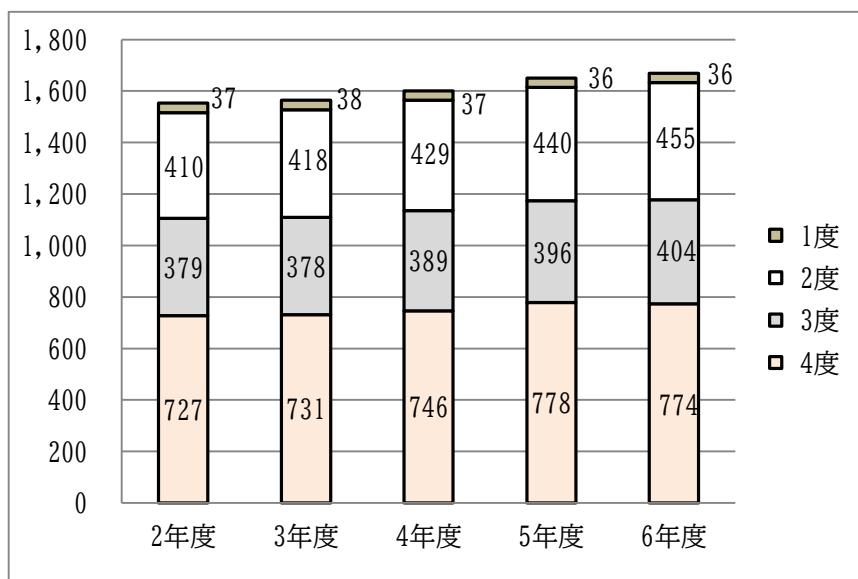
②部位別身体障害等級件数

単位：人

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----------|---------|---------------------|
| 視 覚 | 121 (3) | 234 (2) | 61 (2) | 60 (1) | 146 (2) | 45 (0) | — | 667 (10) |
| 聴覚・平衡機能 | 1 (0) | 129 (4) | 75 (5) | 244 (2) | 5 (0) | 215 (5) | — | 669 (16) |
| 肢 体 不 自 由 | 上肢機能 | 96 (23) | 435 (17) | 346 (11) | 123 (2) | 74 (2) | 185 (7) | 233 (3) 1,492 (65) |
| | 下肢機能 | 148 (20) | 173 (5) | 600 (4) | 1,047 (4) | 203 (0) | 148 (1) | 172 (4) 2,491 (38) |
| | 体幹機能 | 170 (31) | 234 (13) | 136 (4) | 1 (0) | 76 (1) | 1 (1) | — 618 (50) |
| | 脳原性麻痺 | 43 (2) | 26 (2) | 9 (1) | 10 (0) | 3 (1) | 4 (0) | 2 (0) 97 (6) |
| | 計 | 457 (76) | 868 (37) | 1,091 (20) | 1,181 (6) | 356 (4) | 338 (9) | 407 (7) 4,698 (159) |
| 内 部 障 害 | 1,747 (19) | 349 (0) | 587 (14) | 845 (7) | — | — | — | 3,528 (40) |
| 音声・言語機能 | — | — | 94 (1) | 77 (1) | 1 (0) | — | — | 172 (2) |
| 合 計 | 2,326 (98) | 1,580 (43) | 1,908 (42) | 2,407 (17) | 508 (6) | 598 (14) | 407 (7) | 9,734 (227) |

()は18歳未満の再掲

③愛の手帳所持者数の推移

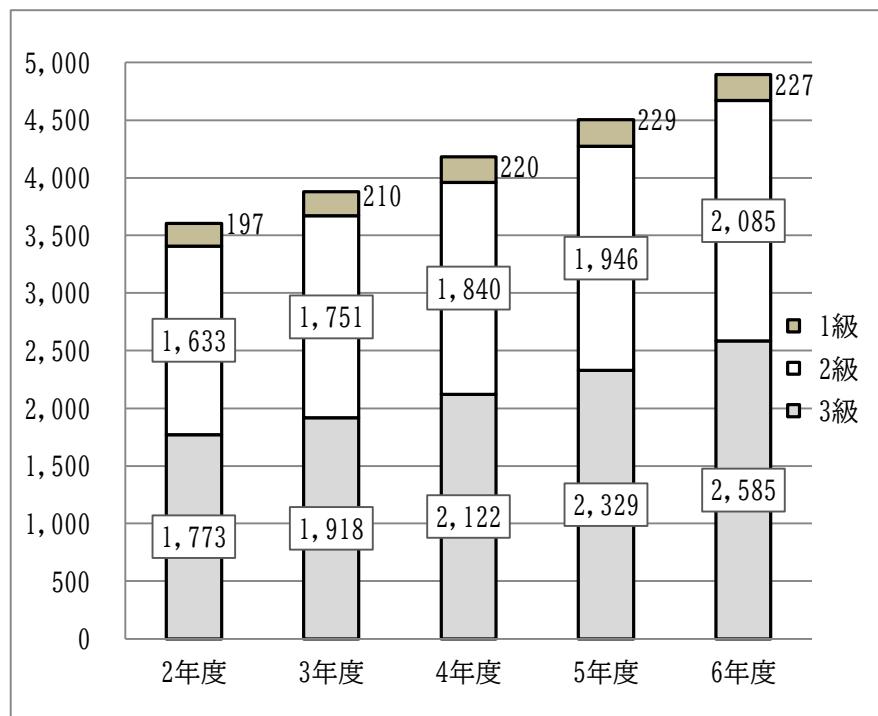


単位：人

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1度 | 37 (5) | 38 (3) | 37 (3) | 36 (4) | 36 (4) |
| 2度 | 410 (60) | 418 (64) | 429 (78) | 440 (81) | 455 (88) |
| 3度 | 379 (88) | 378 (89) | 389 (102) | 396 (112) | 404 (116) |
| 4度 | 727 (162) | 731 (160) | 746 (165) | 778 (176) | 774 (186) |
| 合計 | 1,553 (315) | 1,565 (316) | 1,601 (348) | 1,650 (373) | 1,669 (394) |

()は18歳未満の再掲

④精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数 単位：人

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 197 | 210 | 220 | 229 | 227 |
| 2級 | 1,633 | 1,751 | 1,840 | 1,946 | 2,085 |
| 3級 | 1,773 | 1,918 | 2,122 | 2,329 | 2,585 |
| 合計 | 3,603 | 3,879 | 4,182 | 4,504 | 4,897 |

(4) 放送受信料の減免

障害のある人の経済的負担を軽減するために、NHK放送受信料の減免のための証明書を発行する。
 ○証明書発行件数 203件

(5) 自立支援医療制度（精神通院医療）

平成17年度まで、在宅の精神障害のある人に対する適正な医療を普及するための通院医療費の助成（通院医療費公費負担制度－更新申請は2年毎）を実施していたが、平成18年4月1日から、障害者自立支援法施行により自立支援医療制度（精神通院医療）となった（平成18年度から毎年更新）。

自立支援医療（精神通院医療）の自己負担額は、1割負担を基本とするが、「世帯」の所得状況に応じて6つの区分を設け、各月ごとの自己負担上限額を定めている。

所得区分は、

- (a) 「生活保護」自己負担なし
- (b) 「低所得1」区民税非課税世帯で本人の収入が80万円以下の場合は負担上限額が2,500円
- (c) 「低所得2」区民税非課税世帯で本人の収入が80万円を超える場合は負担上限額が5,000円
- (d) 「中間所得1」区民税（所得割）が33,000円未満の課税世帯は1割負担。ただし、高額治療継続者の負担上限額は5,000円
- (e) 「中間所得2」区民税（所得割）33,000円以上235,000円未満の課税世帯は1割負担。ただし、高額治療継続者の負担上限額は10,000円

(f) 「一定以上」区民税（所得割）が235,000円以上の課税世帯は各健康保険等の負担割合。ただし高額治療継続者は1割負担で負担上限額は20,000円と設定された。(令和9年3月末までの経過措置)

自立支援医療利用者

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用人数 | 6,101 | 6,473 | 6,780 | 7,116 | 7,148 |

利用者の所得状況

| 区分 | 生活保護 | 低所得 1 | 低所得 2 | 中間所得 1 | 中間所得 2 | 一定以上 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|--------|--------|------|-------|
| 人数 | 1,791 | 1,706 | 391 | 791 | 1,990 | 479 | 7,148 |

利用者の年齢

| 年齢 | 0～9歳 | 10～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳～ | 合計 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------|
| 利用人数 | 1 | 44 | 896 | 1,403 | 1,551 | 1,705 | 594 | 954 | 7,148 |

利用者の疾病状況

| 分類 | F0 | F1 | F2 | F3 | F4 | F5 | F6 | F7 | F8 | F9 | G40 | 合計 |
|----|-----|-----|-------|-------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-------|
| 人数 | 376 | 186 | 1,247 | 3,461 | 629 | 42 | 51 | 57 | 332 | 406 | 361 | 7,148 |

《疾病分類》

- F0 症状性を含む器質性精神障害
- F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- F2 統合失調症・統合失調型障害及び妄想性障害
- F3 気分（感情）障害
- F4 神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害
- F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- F6 成人の人格及び行動の障害
- F7 精神遅滞（知的障害）
- F8 心理的発達の障害
- F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
- G40 てんかん

第5 適切なケアマネジメントにより支えられる障害者

1 障害者支援

(1) ケースワーカーによる障害者支援

地域ごとに担当するケースワーカーを配置して、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく福祉サービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所サービスの利用援助や障害者の総合的な相談支援業務およびケースワーク業務をすこやか障害者相談支援事業所等と連携し行っている。

○相談・支援延人数 延12,573人

(2) 障害者相談支援事業所 【所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター】【委託事業】

区内4か所のすこやか福祉センター内に設置し、障害者（児）の総合相談・福祉サービスの申請取次業務のほか、障害者総合支援法に基づく相談支援業務や障害福祉サービス利用支援などのケースワーク業務を行っている。

○対応件数 延50,215件

| 名称 | 所在地 | 開設年月 | 受託事業者 |
|------------------|--------------|---------|------------------|
| 中部すこやか障害者相談支援事業所 | 中央三丁目19番1号 | 平成22年7月 | 社会福祉法人中野あいいく会 |
| 北部すこやか障害者相談支援事業所 | 江古田四丁目31番10号 | 平成24年9月 | 特定非営利活動法人わかみやクラブ |
| 南部すこやか障害者相談支援事業所 | 弥生町五丁目11番26号 | 平成28年7月 | 特定非営利活動法人リトルポケット |
| 鷺宮すこやか障害者相談支援事業所 | 若宮三丁目58番10号 | 平成27年4月 | 社会福祉法人正夢の会 |

(3) 障害者地域自立生活支援センターワンダーハウス【委託事業】

平成15年度から、民間法人に委託し、身体または知的障害のある人及びその家族に対する相談支援業務を24時間体制で実施している。なお、運営委員会を設置し、事業の運営について協議している。特定非営利活動法人リトルポケットに委託。

○自立支援相談 延6,651人

○自立支援セミナー 3回開催、延30人

○理解促進セミナー 3回開催、延39人（地域生活支援事業：必須）

(4) 成年後見制度（地域生活支援事業：必須、地域生活支援促進事業）

この制度は、認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人々の、権利や財産を守ることを目的とした制度である（詳細は19ページ参照）。

法定後見制度では、本人に身寄りがないなどの特別な場合には区長による申立てを認めている（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）。

区長申立て件数

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----|---|---|---|---|---|
| 件数 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 |

※高齢者の区長申立て件数は20ページ参照。

(5) 障害者虐待防止センター（地域生活支援促進事業）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行され、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護などの支援を行うことが定められた。中野区では障害福祉課が障害者虐待防止センター機能を果たすこととし、虐待の通

報、届出の受理、虐待を受けた障害者の保護及び保護に係る居室の確保を行う他、啓発事業としセミナーの開催、リーフレット配布、虐待防止マニュアルの作成等を実施している。

障害者虐待通報・届出

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----|----|----|----|----|----|
| 件数 | 11 | 25 | 25 | 34 | 44 |

(6) 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域の相談拠点として、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施するものとして、中野区では令和4年7月に障害福祉課基幹相談支援係を設置し、その機能を担っている。

①障害福祉人材育成研修【委託事業】

障害福祉サービス等に従事する職員の保健・医療・福祉等の専門知識・技術の向上、障害者支援に係る総合的なスキルの獲得によるサービスの質の向上や地域の支援体制の強化を図ることを目的に、全10回の研修を実施。令和5年度より委託事業にて開始。

②精神障害者地域生活支援拠点 ippuku【委託事業】(地域生活支援事業：任意)

障害者の高齢化、重度化、「親亡き後」も見据え、障害者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行うことを目的とした拠点施設「ippuku」を平成31年度に設置した。特定非営利活動法人リトルポケットに委託。

主な機能

- 地域生活を維持するための相談や地域移行を推進するための相談
- 緊急時の受け入れや対応
- 体験の機会、場の提供
- 専門的人材の確保・養成

第6 さまざまな障害者施設によって支えられる障害者の自立

1 障害者施設基盤整備

(1) 障害者施設整備

①民間法人によるグループホーム等整備支援

ア 障害者グループホーム等整備支援事業【補助事業】

中野区内における障害者グループホーム等（障害者総合支援法に基づく共同生活援助または短期入所など）の整備を進めるにあたり、事業者の積極的な整備を誘致するために、設備または物品に係る経費の一部の補助を行っている（中野区障害者グループホーム等整備支援事業補助金交付要綱）。

イ 障害者グループホーム防火設備整備費補助事業【補助事業】

障害者グループホーム（障害者総合支援法に基づく共同生活援助）において消防法に規定する防火設備の整備を進めるために、事業者にスプリンクラーや自動火災報知設備等の整備に係る経費の補助を行っている（中野区障害者グループホーム防火設備整備費補助金交付要綱）。

②障害者施設の整備

区有地における障害者施設の整備を行っている。

○整備事業名 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業

| 所在地 | サービス種別 | 運営事業者 |
|--------------|------------|--------------------------------|
| 江古田 三丁目3番 | 共同生活援助 | 基本設計を策定した。施設整備に向け、実施設計を策定している。 |
| | 短期入所 | |
| | 地域生活支援拠点機能 | |

③障害者施設の運営支援

区有地における民間法人による障害者施設運営のための貸付を行っている。

| 事業所名 | サービス種別 | 貸付 |
|-------------|---------------|-------|
| 弥生町二丁目障害者施設 | 生活介護・就労継続支援B型 | 土地・建物 |
| | 共同生活援助 | |
| | 短期入所・日中一時支援 | |
| 大和町三丁目障害者施設 | 生活介護・就労継続支援B型 | 土地 |
| | 短期入所・日中一時支援 | |

(2) 自立支援事業所経営支援

①障害者日中活動系サービス推進事業【補助事業】

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所の安定した運営やサービス水準を維持し、利用者の福祉の向上を図るため、運営費の一部の補助を行っている（中野区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱）。

| 事業所名 | 事業種別 | 開所日数 | 延利用人数 |
|-----------------------------|--------------------------------|------|--------|
| 杉の子城山 | 生活介護、就労継続支援B型 | 240 | 8,481 |
| 杉の子弥生 | 生活介護、就労継続支援B型 | 240 | 3,580 |
| 杉の子大和 | 生活介護、就労継続支援B型 | 240 | 3,278 |
| 杉の子丸山 | 生活介護、就労継続支援B型 | 240 | 4,009 |
| コロニー中野 | 生活介護、就労継続支援A・B型 | 260 | 15,149 |
| コロニーもみじやま支援センター | 生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型 | 243 | 19,201 |
| ふらっとなかの | 就労継続支援B型 | 246 | 4,886 |
| ふらっとなかの | 生活介護 | 243 | 4,360 |
| カサ デ オリーバ | 就労継続支援B型 | 245 | 3,423 |
| すばるカンパニー | 就労継続支援B型 | 243 | 6,199 |
| ワークセンター翔和 ・翔和学園大学部（自立訓練） | 就労移行支援、就労継続支援B型、 自立訓練（生活訓練） | 257 | 11,633 |
| あとりえふあんとむ | 就労継続支援B型 | 262 | 3,787 |
| 中野区東部福祉作業センター | 就労継続支援B型 | 240 | 4,083 |
| ワクわーく | 就労継続支援A型 | 290 | 6,955 |
| ワーカライズ ニコ | 就労移行支援、自立訓練（生活訓練） | 240 | 1,819 |
| Su-Clu-Lab Terrace | 生活介護 | 257 | 4,389 |

②障害者通所施設利用者食費負担軽減支援補助（令和8年度まで実施予定）【補助事業】

障害者通所施設を運営する事業者に対して、平成18年度から食事提供に係るコストの削減をするために補助を行っている（中野区障害者通所施設利用者食費負担軽減支援補助金交付要綱）。

③障害者通所施設利用者集団健康診断【委託事業】

障害者通所施設内の利用者の健康保持と生活習慣病等の予防のため、平成20年度から区内事業所を対象に集団健康診断を実施している。

（3）自立支援事業所事業支援

①日中一時支援事業【委託事業】（地域生活支援事業：任意）

日中に、在宅の障害のある人を日常的に介護している者が、疾病等の理由により介護することが困難になったとき、もしくは一時的な休息が必要になったときなどに、障害のある人を一時的に見守る等の支援を行っている（中野区在宅障害者日中一時支援事業実施要綱）。

事業実施施設

| 事業所名 | 所在地 | 事業開始日 | 定員 | 延利用人数 |
|------------------|--------------|-------------|----|-------|
| 特別養護老人ホームしらさぎホーム | 白鷺二丁目51番5号 | 平成18年10月 1日 | 2 | 5 |
| 中野江原短期入所 | 江原町三丁目23番2号 | 平成21年 7月16日 | 2 | 151 |
| 障害者支援施設 江古田の森 | 江古田三丁目14番19号 | 平成24年 9月 1日 | 4 | 0 |
| もみじやま短期入所 | 中野五丁目3番32号 | 平成30年 5月 1日 | 4 | 112 |
| ショートステイやよい | 弥生町二丁目5番11号 | 令和 6年 4月 1日 | 1 | 3 |
| ショートステイやまと | 大和町三丁目18番2号 | 令和 7年 7月 1日 | 3 | - |

②障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業【補助事業】

生活介護事業所において、当該施設を利用している障害のある人を対象に、通所時間終了後引き続き実施する見守り等の支援について、事業者にその経費の一部の補助を実施している（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業補助金交付要綱）。

事業実施施設

| 事業所名 | 所在地 | 事業開始日 | 延利用人数 |
|-----------------|--------------|-----------|-------|
| 障害者支援施設 江古田の森 | 江古田三丁目14番19号 | 平成23年7月1日 | 47 |
| コロニーもみじやま支援センター | 中野五丁目3番32号 | 平成30年5月1日 | 250 |

③障害者自立生活体験事業【委託事業】

共同生活援助の支給決定を受けた障害のある人を対象に、共同生活援助において生活の場を提供し、利用者の地域における自立生活の助長に必要な支援を行っている（中野区障害者自立生活体験事業実施要綱）。

（4）重度障害者通所施設運営支援

重度障害のある人の地域生活を支援し、日中活動の場を確保することにより、社会参画を促進することを目的とする。

①本町五丁目指定障害福祉サービス事業所運営支援【補助事業】

指定障害福祉サービス事業所の運営団体に、利用者の送迎バス運行費用及び重度・重複の障害のある人の処遇充実に要する費用の補助を実施している（中野区本町五丁目指定障害福祉サービス事業所運営事業補助金交付要綱）。

○事業所の種別及び利用定員 生活介護 20人、就労継続支援B型 20人

| 事業所名 | 開所日数 | 延利用人数 |
|---------|------|-------|
| ふらっとなかの | 246 | 9,246 |

②障害者多機能型通所施設（中野五丁目）運営支援【補助事業】

障害者多機能型通所施設の運営団体に、利用者の送迎バス運行費用、重度障害のある人の処遇充実に要する費用及び医療的ケアが必要な人の支援に要する費用の補助を実施している（中野区障害者多機能型通所施設運営事業補助金交付要綱）。

○事業所の種別及び利用定員 生活介護30人（内、重症心身障害児（者）通所事業定員5人）、就労移行支援6人、就労継続支援B型64人
短期入所4人、短期緊急支援事業1人

| 事業所名 | 開所日数 | 延利用人数 |
|----------------------|------|--------|
| コロニーもみじやま支援センター | 243 | 19,201 |
| 重症心身障害児（者）通所事業（上段内数） | 243 | 242 |

③障害者短期入所事業所医療的ケア実施態勢の確保に関する支援【補助事業】

短期入所の運営団体に、医療的ケアを実施できる態勢を確保するために、看護職員配置に係る人件費の補助を実施している（中野区障害者短期入所事業所医療的ケア実施態勢の確保に関する補助金交付要綱）。

（5）民間団体事業支援【補助事業】

障害児（者）通所訓練事業を運営する団体に対して、その経費の一部を補助することにより在宅の障害のある人の自立を促進するとともに、保護者の負担の軽減を図ることを目的として、昭和49年度から補助を実施している（中野区障害児（者）通所訓練事業運営補助金交付要綱）。

| 団体名 | 事業実施回数 | 延利用人数 |
|-------------|--------|-------|
| さくら通所訓練グループ | 103 | 623 |

(6) 障害者福祉施設管理

就労の機会が限られている障害のある人の自立助長を目的として、障害者福祉作業施設を設置し、社会福祉法人等に提供している（中野区障害者福祉作業施設条例）。

①東部福祉作業施設

使用団体 特定非営利活動法人ハッピースマイル
事業所名 中野区東部福祉作業センター
利用定員 20人
所 在 地 中央二丁目22番10-101号
建物面積 延602.04m²
(うち東部福祉作業施設部分は224.37m²、他は東部シルバーワークプラザ)
開 設 昭和59年5月31日

②谷戸福祉作業施設

使用団体 社会福祉法人中野あいいく会
事業所名 杉の子城山
利用定員 40人
所 在 地 中野一丁目6番12号
建物面積 延620.19m²
開 設 平成11年4月1日

2 障害者施設運営

(1) 障害者福祉会館【指定管理】

①施設の概要

平成21年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営している（中野区障害者福祉会館条例）。地域における障害のある人の自立及び社会参加の支援等を目的として、生活介護・自立訓練（機能訓練）・地域活動支援センターの各事業・各種講習会・施設入浴事業などを行い、障害のある人の社会的活動の促進を図るとともに、集会室等の施設提供事業も行っている。

○開 設 昭和54年10月1日
○所 在 地 沼袋二丁目40番18号（沼袋区民活動センター及び備蓄倉庫を併設）
○施設規模 鉄筋コンクリート造（地上3階、地下1階）、
延面積 2,650.79m²（併設施設を除く）
○配置職員 館長、事務員、生活支援員、理学療法士、作業療法士、看護師、言語聴覚士、
管理員、嘱託医

②施設貸出等

ア 施設貸出

障害のある人がグループでリハビリテーションや自主的な活動をするための場を提供する（障害者福祉会館条例施行規則）。

○提供施設 多目的室、音楽室、調理実習室、スポーツ訓練室

貸出実績

| 件 数 | 延利用人数 |
|-----|-------|
| 465 | 5,039 |

イ 福祉図書・福祉機器

昭和54年より、在宅の障害のある人とその家族及び関係者やボランティア等の利用に供するため、福祉図書室（大坪ライブラリー）を設置して図書等の閲覧・貸出、また、視覚障害のある人等への福祉機器の提供を行っている。（障害者福祉会館図書室（大坪ライブラリー）運営要綱）。

蔵書数

| 蔵書分類 | 福祉専門書 | 点字図書 | テープ図書 |
|------|--------|------|--------|
| 冊数等 | 1,367冊 | 653冊 | 1,303巻 |

○提供福祉機器

視覚障害用パソコン、拡大読書機、点字複写機、点字タイプライターなど。

○貸出・利用

区内在住・在勤・在学者に対し貸し出す。ただし、点字図書及びテープ図書は視覚障害のある人に限る。また、機器の利用は館内利用のみとする。

③生活介護

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス支給決定を受けている者を対象に、心身の発達促進、日常生活能力の維持・向上に必要な支援を行い、日々の生活を充実させるとともに、社会的自立を図ることを目的として事業を行っている。生活介護通所時間終了後に引き続き見守り等の支援を行うタイムケア事業、医療的ケアを必要とする重症心身障害者のための東京都重症心身障害児（者）通所事業の実施など、事業を拡充している。

昭和54年から事業を開始し、平成18年10月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の生活介護に移行した（障害者総合支援法、中野区生活介護事業運営要綱）。

平成23年度から、タイムケア事業を開始し（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業実施要綱）、令和5年4月から、東京都重症心身障害児（者）通所事業を開始した（中野区重症心身障害児（者）通所事業運営要綱）。

○サービス内容 生活支援、作業活動支援、基本機能維持・改善のための個別訓練、その他日常生活・日中活動支援等（給食含む）。

○サービス提供日時 月～金曜日の午前9時30分から午後3時30分まで

○利用定員 32人

事業実績

| 事業名 | 実施回数等 | 延利用人数 |
|-------|----------------------|-------|
| 生活介護 | 通所 | 242日 |
| | 重症心身障害児（者）通所事業（通所内数） | 242日 |
| | 理学療法 | 50回 |
| | 作業療法 | 40回 |
| | 嘱託医健診・相談・指導 | 24回 |
| | 給食 | 242回 |
| タイムケア | 77回 | 113 |

④自立訓練

ア 自立訓練（機能訓練）

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一人ひとりの状態に即した機能訓練（個別・集団）を行っている。

昭和54年から事業を開始した後、平成18年10月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の自立訓練（機能訓練）に移行した（障害者総合支援法、中野区障害者自立訓練事業運営要綱）。

- 運動療法及び作業療法 月～金曜日の毎日、午前9時30分から午後3時30分まで
 ○言語療法 月・水・金曜日の週3回、午前9時30分から午後3時30分まで

事業実績

| 事業名 | | 実施回数等 | 延利用人数 |
|-------------|-------------|-------|-------|
| 自立訓練 | 理学療法 | 374回 | 573 |
| | 作業療法 | 234回 | 296 |
| | 言語療法 | 81回 | 81 |
| | 新規チェック | 6回 | 11 |
| | 保健指導 | 241回 | 1,583 |
| | 訪問指導 | 0回 | 0 |
| | 嘱託医健診・相談・指導 | 12回 | 14 |
| 新規利用等相談 | | 14件 | 17 |
| 自助具の貸し出し・相談 | | 0件 | 0 |

イ 地域活動支援

区内在住の障害のある人が、創作的活動、社会的交流等により、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、身近な地域で生き生きとした生活が送れるよう支援する。地域活動支援センター（Ⅱ型）として平成18年10月から実施している（障害者総合支援法、中野区地域活動支援センター事業運営要綱）。

- 事業実績 グループ活動回数 481回、延利用人数 1,150人

ウ 講座・講習

障害のある人の社会参画の機会の提供や、ボランティアの育成を目的として、昭和54年から、障害者福祉会館において各種講座・講習会、教養講座等を実施している（中野区障害者福祉会館条例）。

- 事業実績 講座開催 延67回、延参加人数 394人

実施講座等

| 対象者 | 講座内容 |
|--------|-------------------------|
| 障害のある人 | あみもの、書道、料理、体操、座位エクササイズ等 |
| 一般区民 | 点字講習会 |

エ 施設入浴サービス

障害の程度により一般の浴槽では入浴が困難な者に対して、昭和54年から施設入浴サービスを提供している。施設入浴サービスには、週1回を限度として施設職員の介助による機械浴槽での入浴を行う機械入浴と、週2回を限度として家族などの介助による入浴を行う介助入浴がある（中野区障害者施設入浴事業実施要綱）。

事業実績

| 入浴種類 | 実施回数 | 延利用人数 |
|------|------|-------|
| 機械入浴 | 0 | 0 |
| 介助入浴 | 51 | 51 |

⑤送迎バスの運行【委託事業】（地域生活支援事業：必須）

地域における障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を促進するため、障害者福祉会館等の区内の福祉施設を利用するための交通手段として送迎バスを運行する。

運行車両はマイクロバス4台、ワゴン車5台。

時刻表により指定のバス停を一日に2～3回巡回する。

昭和54年度から実施しており、バス運行事業者に委託している（中野区障害者福祉会館送迎バス運営要綱）。

事業実績

| 延運行台数 | 延利用人数 |
|-------|--------|
| 2,183 | 22,456 |

（2）かみさぎこぶし園【指定管理】

平成17年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営している。障害のある人の日常生活能力の維持・向上に必要な支援を行い、日々の生活の充実と、社会的自立を図ることを目的として事業を実施しており（障害者総合支援法、中野区立かみさぎこぶし園条例）、生活介護通所時間終了後に引き続き見守り等の支援を行うタイムケア事業、医療的ケアを必要とする重症心身障害者のための東京都重症心身障害児（者）通所事業を行なっている。

生活実習所として開設し、平成12年4月に知的障害者通所更生施設に移行。平成21年4月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の生活介護に移行した。

平成23年度から、タイムケア事業を開始し（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業実施要綱）、平成28年3月から、東京都重症心身障害児（者）通所事業を開始した（中野区重症心身障害児（者）通所事業運営要綱）。

- 開 設 平成6年10月
- 所 在 地 上鷺宮一丁目21番30号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造（地上2階）、延1,262.22m²
- サービス提供日時 月～金曜日の午前9時30分から午後3時30分まで
- 定 員 45人（内、重症心身障害児（者）通所事業定員5人）
- 配置職員 園長、事務員、生活支援員、看護師、調理員、作業療法士、理学療法士、嘱託医
- 事業内容 5つのグループに分かれての作業活動や課題別活動、機能訓練や健康の維持増進にかかる支援等を実施する。

事業実績

| 事業名 | 実施日数等 | 延利用人数 |
|----------------------|-------|-------|
| 通所 | 242日 | 8,265 |
| 重症心身障害児（者）通所事業（通所内数） | 242日 | 574 |
| 理学療法 | 312回 | 1,643 |
| 作業療法 | 0回 | 0 |
| 嘱託医健診・相談・指導 | 36回 | 302 |
| 給食 | 241回 | 7,387 |
| タイムケア | 90日 | 224 |

（3）弥生福祉作業所【指定管理】

平成26年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人正夢の会が運営している（中野区立弥生福祉作業所条例）。一般就労が困難な障害のある人に、作業・生活・就労支援等の支援を行い、自立への援助を図ることを目的としており、就労継続支援B型と生活介護（多機能型）に加え、就労移行支援、就労定着支援を行なっている。

- 開 設 昭和62年10月
- 所 在 地 弥生町四丁目36番15号（南中野児童館を併設）
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階のうち2・3階使用 延1,652m²
- 定 員 就労継続支援B型 45人、就労移行支援 6人、生活介護 24人
- 開設日時 月～金曜日の午前9時から午後5時まで

○対象者 障害者総合支援法による訓練等給付の支給決定を受けた者（就労移行支援及び就労継続支援B型）または介護給付の支給決定を受けた者（生活介護）

○事業内容 一般企業等との契約による受注作業及び事業所の自主生産品の製造・販売を行う。なお、毎月の就労工賃を利用者の就労時間等に応じて支払う。中野区障害者福祉事業団や企業における実習を実施するほか就職相談会等に参加するなどの就業支援を行う。

事業実績

| | 生活介護 | 就労移行支援 | 就労継続支援B型 |
|------------|------------|---------|------------|
| 開設日 | 244日 | 244日 | 244日 |
| 延利用人数 | 4,204人 | 230人 | 5,944人 |
| 年間総工賃 | 1,488,489円 | 70,068円 | 8,381,334円 |
| 月一人当たり平均工賃 | 6,176円 | 5,839円 | 28,392円 |
| 就労実習延人数 | — | 0人 | 0人 |
| 就労者数 | — | 0人 | 0人 |
| 給食数 | 4,342食 | 222食 | 6,076食 |
| 所外行事 | 8回 | 2回 | 6回 |
| クラブ活動 | — | — | 2クラブ |

(4) 仲町就労支援事業所【指定管理】

指定管理者制度により社会福祉法人東京コロニーが運営している（障害者総合支援法、仲町就労支援事業所条例）。障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の就労移行支援及び就労継続支援B型（多機能型）を実施する事業所として開設した。

仲町就労支援事業所の事業は、平成23年3月31日に廃止となった精神障害者社会復帰センター（スマイル社会復帰センター）で行われていた事業を引き継ぐものである。

○開設 平成23年4月

○所在地 中央三丁目19番1号

○施設規模 鉄筋コンクリート造 地上3階のうち3階使用 延668.42m²

○定員 就労移行支援 6人、就労継続支援B型 21人

○開設日時 月～金曜日の午前9時から午後5時まで

○対象者 障害者総合支援法による訓練等給付の支給決定を受けた者

○事業内容 一般企業等との契約による受注作業及び事業所の自主生産品の製造・販売を行う。なお、毎月の就労工賃を利用者の就労時間等に応じて支払う。企業実習や就労体験をとおして就労支援を行い、就労後は定着支援を行う。

事業実績

| | 就労移行支援 | 就労継続支援B型 |
|------------|--------|------------|
| 開設日 | 245日 | 245日 |
| 延利用人数 | 0人 | 3,672人 |
| 年間総工賃 | — | 6,971,074円 |
| 月一人当たり平均工賃 | — | 38,728円 |
| 就労実習延人数 | — | 0人 |

(5) 精神障害者地域生活支援センターせせらぎ【委託事業】

平成20年度から委託により、特定非営利活動法人リトルポケットが運営している。開設当初から“せせらぎ”を施設の愛称としており、精神障害のある人の地域における暮らしを支援し、安心してくつろげる場を提供することを目的として事業を実施している。日常生活についての支援や相談、地域交流事業（オープンスペース、各種講座）、通所事業（革工芸、木工）、臨床心理士による「心の相談室」

のほか、居住サポート事業、ピアカウンセリングを行うなど、利用者の状況に応じた事業の展開と、民間事業者の創意と工夫に基づいた運営によるサービスの充実に取り組んでいる。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律123号）に基づく精神障害者地域生活支援センターとして開設し、平成18年10月には、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行に伴い、「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める障害者相談支援事業及び地域活動支援センター（I型）等に移行した（精神障害者地域生活支援センター事業運営要綱）。

- 開設 平成13年10月
- 所在地 中野五丁目68番7号 スマイルなかの6階
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上7階のうち6階使用 延440.42m²
- 利用対象者 区内に在住する精神障害のある人とその家族など
- 通所事業利用契約者数 22人
- 居住サポート事業利用登録者数 5人

窓口開設時間

| 開設時間 | 月曜日 | 火～木曜日 | 金曜日 | 土・日曜日 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|
| オープンスペース | | 11時30分 | 13時00分 | 10時00分 |
| 電話相談、来所相談 | 休み | から | から | から |
| 居住サポート | | 19時30分 | 20時30分 | 17時00分 |

※祝日、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までは休み

登録者の状況

単位：人

| 登録者数 | 年齢別 | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 本人 | 293 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代～ |
| 家族 | 2 | | 0 | 10 | 36 | 82 | 98 | 53 | 16 |
| 計 | 295 | | | | | | | | |

年間利用者数及び相談支援事業実施状況

| | 年間実施日数 | 延利用人数 |
|------|--------|-------|
| 来所利用 | | 8,008 |
| 来所相談 | 297 | 2,317 |
| 電話相談 | | 8,004 |

定期プログラム・イベント等実施状況

| 事業区分 | 実施回数 | 延参加人数 | 事業内容 |
|----------|------|-------|-------------------------------|
| イベント | 27 | 412 | 麻雀大会、ピア講習会、特別講座など |
| 自主活動 | 22 | 161 | パドルテニス、きょうだい会、映画サークルなど |
| 定期プログラム等 | 191 | 2,417 | 女性向けプログラム、単身生活サポート、働く人のお話し会など |

3 障害者等歯科医療【委託事業】

一般の歯科医療機関での診療が困難な障害のある人、要介護高齢者の歯科診療、歯科保健指導、摂食指導及び相談事業を中野区歯科医師会に委託してスマイル歯科診療所で実施している。また、身近な地域で必要な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医との医療連携も行っている。

実施状況

| 延受診者数 | 延指導・相談者数 |
|-------|----------|
| 1,170 | 1,170 |

第7 障害や発達に課題のある子どもへの支援

1 支援体制及び相談体制の整備

(1) 療育相談【指定管理】

発達に課題のある子どもの子育て、医療、福祉に関する相談に応じ、福祉サービスの利用の必要性を判断し、子育てに関する助言・相談を行っている。

○療育センターアポロ園

令和6年度実績 実施日数 152日 利用人数 175人

○南部障害児通所支援施設（療育センターゆめなりあ）

令和6年度実績 実施日数 125日 利用人数 256人

(2) 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業補助【補助事業】

民間の特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの地域における活動の定着を図るため、当該事業所に対し、サービス等利用計画策定前の相談業務に要する経費の全部又は一部を補助している。

○事業実績 3事業所

| 事業所名 | 所在地 |
|-------------|---------------------------|
| まっしろキャンバス | 沼袋一丁目2番7号 |
| なごみ相談支援事業所 | 野方一丁目29番4号 竹内ビル1階 |
| なかのドリーム相談支援 | 本町四丁目48番17号 新中野駅上プラザ505号室 |

(3) 障害児通所支援施設第三者評価受審費補助【補助事業】

区内の障害児通所支援事業所におけるサービスの質の向上に資することを目的として、事業所が福祉サービス第三者評価を受審した場合に、500,000円を限度としてその経費を補助している。

○事業実績 1事業所

| 事業所名 | 所在地 | 事業種別 |
|--------|-----------------------------|-------------------|
| おでんくらぶ | 本町六丁目36番5号 シーアイマンション新中野102号 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

(4) 重症心身障害児通所支援事業所医療的ケア事業補助【補助事業】

人工呼吸や痰の吸引などの医療的ケアを必要とする児童が、身近な地域で安心して療育が受けられるよう、福祉の向上に寄与することを目的として、区内の障害児通所支援事業所が看護職員を2名以上配置して医療的ケアを実施する場合に当該事業所に対し、その経費の一部を補助している。

○事業実績 2事業所

| 事業所名 | 所在地 | 事業種別 |
|------------------|-----------------------------|-------------------|
| おでんくらぶ | 本町六丁目36番5号 シーアイマンション新中野102号 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 重症児デイPatto Potto | 中野六丁目14番5号 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

(5) 障害児相談支援事業運営費補助【補助事業】

障害児支援利用計画の作成を促進し、障害児通所支援を必要とする障害児及び保護者が、適切な相談支援を受けることができる体制を整えることを目的とし、区内障害児相談支援者に対し、障害児相談支援事業の運営費の一部を補助している。

○事業実績 7事業所

| 事業所名 | 所 在 地 |
|-----------------|-------------------------|
| まっしろキャンバス | 沼袋一丁目2番7号 |
| なごみ相談支援事業所 | 野方一丁目29番4号 竹内ビル1階 |
| 日本リック相談支援事業所りんく | 江古田二丁目19番8号 両国鳳月堂ビル101号 |
| 相談支援事業所abby | 中央二丁目30番9号 山王MGTビル305 |
| 相談支援事業所あいだっく | 本町三丁目19番11号 ライフピアハラ 1階 |
| リニエ相談支援中野 | 東中野三丁目16番14号 小谷ビル301 |
| 相談支援ばちばち | 中央二丁目30番9号 山王MGTビル334 |

(6) 重症心身障害児通所支援事業所非常用発電機購入補助【補助事業】

災害等により停電が発生した場合における、医療的ケアの必要な障害児の生命維持装置の駆動に必要な電源の確保のため、重症心身障害児を主な対象としている新規の民間障害児通所支援事業所に対し、非常用発電機の購入経費の全部又は一部を補助している。

○事業実績 1 事業所

| 事業所名 | 所 在 地 | 事業種別 |
|------------------|------------|-------------------|
| 重症児デイPatto Potto | 中野六丁目14番5号 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

2 障害児通所給付等

(1) 障害児通所給付の制度概要

障害や疾病等のある児童で障害児通所給付決定を受けた保護者に対し、障害児通所給付費の支弁を行う。

障害児通所支援の利用者負担は原則1割とされているが、所得の状況に応じて次の区分の負担上限月額が設けられている。

負担上限月額

| 区分 | 負担上限月額 |
|---------------|---|
| 生活保護世帯 | 0円 |
| 区民税非課税世帯（低所得） | 0円 |
| 区民税非課税世帯（一般） | 区民税所得割28万円未満（一般1） 4,600円 区民税所得割28万円以上（一般2） 37,200円 |

※世帯の範囲は、保護者の属する住民票に記載されている人全員

(2) 障害児通所支援等

①児童発達支援

未就学で支援が必要な子どもを対象として、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応支援等を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|--------|--------|--------|
| 延人員 | 6,849 | 7,636 | 7,467 |
| 延日数 | 32,873 | 39,088 | 42,139 |

②放課後等デイサービス

就学している障害児に、学校の授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|--------|--------|--------|
| 延人員 | 6,415 | 6,890 | 7,568 |
| 延日数 | 56,159 | 61,866 | 70,233 |

③居宅訪問型児童発達支援

通所が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|----|----|----|
| 延人員 | 6 | 8 | 27 |
| 延日数 | 25 | 13 | 45 |

④保育所等訪問支援

保育園、幼稚園等に支援員が訪問し、対象児の集団生活のサポートや成長・発達を保護者や保育士等と共有し集団生活への適応のために専門的な支援を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-------|-------|-------|
| 延人員 | 1,432 | 1,406 | 1,509 |
| 延日数 | 1,492 | 1,568 | 1,850 |

⑤障害児相談支援

障害児通所支援、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害や発達に課題のある子どもの状況を勘案し、障害児支援利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行う事業。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-------|-------|-------|
| 延人員 | 2,203 | 2,436 | 2,540 |

(3) 障害児入所支援

①医療型障害児入所施設

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活指導及び知能技能の付与並びに治療を行う。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-------|-------|-------|
| 延人員 | 39 | 62 | 49 |
| 延日数 | 1,489 | 1,707 | 1,535 |

②福祉型障害児入所施設

障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知能技能の付与を行う。

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-------|-------|-------|
| 延人員 | 32 | 57 | 49 |
| 延日数 | 1,335 | 1,807 | 1,489 |

(4) 高額障害児通所・入所給付費

同一利用者が障害児通所・入所支援、障害福祉サービス、補装具の支給等を利用したり、同一世帯の複数の人が障害児通所・入所支援、補装具の支給等を利用したりした際等に、世帯の負担を軽減する観点から、一定の額を超えた負担額を償還払い方式により給付する。

高額障害児通所支援給付費の給付実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延人員 | 197 | 204 | 358 |

高額障害児入所支援給付費の給付実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----|---|---|----|
| 延人員 | - | - | 25 |

3 医療的ケア児等に係る関係機関調整

重症心身障害児や医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、区内の関係機関等と必要な情報共有や検討等を行う。

○事業実績 医療的ケア児等支援地域協議会 年4回

委員として、学識経験者、保健医療、保育・教育、社会福祉関係者及び医療的ケア児等の家族等16名で協議の場を設置。

医療的ケア児等支援情報連絡会 年4回

参加者は、東京都医療的ケア児等コーディネーター研修修了者19名を中心とし、検討・研修等を行う。

4 児童相談所設置市事務

(1) 障害児通所支援事業者の新規指定等

児童相談所設置市として、障害児通所支援事業所に関し、区で指定、休止、廃止等を行う。

○事業実績 新規指定 7件 指定更新 3件 事業廃止 1件

(2) 障害児通所支援事業者の指導検査

児童相談所設置市として、障害児通所支援事業所に関し、区で検査、制限、停止等を実施する。

令和5年度以降は東京都福祉保健財団へ同行依頼し、実地指導を行っている。

○事業実績 実地指導 7件 集団指導等 3件 (研修会2回、集団指導1回)

5 障害児支援施設運営

(1) 療育センターアポロ園【指定管理】

平成26年度から指定管理者制度に移行し、令和5年度までは社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会、令和6年度からは社会福祉法人愛誠会が運営している(児童福祉法、障害児通所支援施設条例)。障害や発達に課題のある未就学児と家族が、もっている力を十分に発揮し、地域の中でともに生活できるよう支援を行うことにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として事業を実施している。平成22年度から業務委託による運営へ移行した後、指定管理者制度へ移行した。

○開 設 昭和62年4月

(障害者福祉会館の旧幼児指導係及び旧江古田分園を統合して開設)

○所 在 地 中野区江古田四丁目43番25号 (平成22年4月に現住所に移転)

○施設規模 鉄筋コンクリート造 延999.75m²

①児童発達支援事業

未就学で支援が必要な子どもを対象として、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応支援等を行う。個々の状況及び発達過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援・家庭への支援・幼稚園・保育園等と連携を図りながら支援を行う。通園に際し、送迎バスを運行している。

| | | | |
|--------|--------------------|-------|------|
| ア 実施方法 | 単独通園 | 3歳児 | 1クラス |
| | | 4～5歳児 | 2クラス |
| | 親子通園 | 1～2歳児 | 1クラス |
| | | 2～3歳児 | 1クラス |
| | | 3歳児 | 2クラス |
| | | 4歳児 | 1クラス |
| | 個別療育・小グループ（専門的な療育） | 0～5歳児 | |

イ 1日定員 40人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 登 録 人 数 | 360（0）人 | 378（0）人 | 378（0）人 |
| 事 業 実 施 日 | 286日 | 290日 | 293日 |
| 利 用 実 績 | 延8,534人 | 延9,004人 | 延8,239人 |
| | 29.8人/日 | 31.0人/日 | 28.1人/日 |

②保育所等訪問支援事業

保護者の依頼に基づいて、対象児が通っている保育園・幼稚園・認定こども園等を支援員が訪問し、保育園や幼稚園等と連携して集団生活への適応のために専門的な支援を行う。

○事業実績 登録者数 278人 延利用者数 613人 延訪問園数 388園

③障害児相談支援事業（平成30年10月1日から開始）

障害児通所支援の利用申請があった子どもについて、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを行う。

○事業実績 計画 119件 モニタリング 99件

④一時保護事業

障害や発達に課題のある子どもの保護者が、疾病・休養等により介護することが困難な場合、日中一時的に保護を行う事業。

○事業実績 登録数 57人 延利用人数 363人 利用時間合計 1,670時間

⑤きょうだい児対応

親子登園する場合において、対象児に適切な療育環境を提供するために、きょうだい児の保育を行う。

○事業実績 延利用人数 66人 対応日数 62日

⑥おもちゃライブラリー事業

障害児及び学齢前の健常児や保護者、教育者等に対し、おもちゃの貸出しを行う事業。

また、子どもの身体・心理・社会面の発達を踏まえたおもちゃと遊びに関する相談・助言・指導も行っている。

○事業実績 延利用人数 79人 おもちゃ貸出数 89個

(2) 重度・重複障害児通所支援施設（子ども発達センターたんぽぽ）【指定管理】

指定管理者制度により、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会が運営している（児童福祉法、障害児通所支援施設条例）。重度・重複障害のある乳幼児から高校生までの児童・生徒の訓練や医療的ケアを通じて、生活能力の向上や放課後等の家族支援を行うことにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として事業を実施している。

○開 設 平成26年10月
○所 在 地 中野区丸山一丁目17番2号
○施設規模 鉄筋コンクリート造 延612.49m²

① 児童発達支援事業

重度・重複障害のある乳幼児と保護者に対する支援、乳幼児の日常生活動作や運動機能の訓練等（医療的ケアを含む）を通して生活能力の向上を図るとともに、日夜、障害児の介護を担う保護者をはじめとする家族に対する支援を行っている。子どもの体調不良時等必要に応じてオンライン療育を実施。通園に際し、送迎バスを運行している。

ア 実施方法 3歳未満 親子通園
3歳以上 単独通園
イ 1日定員 5人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 登 録 人 数 ※ | 10（5）人 | 6（4）人 | 8（5）人 |
| 事 業 実 施 日 | 240日 | 240日 | 244日 |
| 利 用 実 績 | 延738人 | 延508人 | 延365人 |
| | 3.1人/日 | 2.1人/日 | 1.5人/日 |

②放課後等デイサービス事業

小学校1年生から高校3年生までの授業終了後の放課後や夏休み等の学校休業日にADLの向上のための訓練や創作活動及び適応訓練などを実施。子どもの体調不良時等必要に応じてオンライン療育を行っている。通所に際し、送迎バスを運行している。

ア 利用時間 平日 授業終了後～18時
学校休業日 9時～18時
イ 1日定員 10人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 登 録 人 数 ※ | 32（29）人 | 31（28）人 | 34（31）人 |
| 事 業 実 施 日 | 293日 | 293日 | 293日 |
| 利 用 実 績 | 延1,942人 | 延1,965人 | 延2,172人 |
| | 6.6人/日 | 6.7人/日 | 7.4人/日 |

③居宅訪問型児童発達支援事業

乳幼児等から高校生までの重度の障害の状態、その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う。

訪問回数 1人当たり 月2回程度
訪問時間 1回あたり 60分程度
定員 4人

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|------------------|------------------|-------------------|
| 登 録 人 数 | 0人 | 31 (1) 人 | 5 (5) 人 |
| 事 業 実 施 日 | 0日 | 2日 | 34 日 |
| 利 用 実 績 | 0 人/年 0.0 人/日 | 2 人/年 1.0 人/日 | 37 人/年 1.1 人/日 |

④一時保護事業

重度・重複障害のある児童の保護者が、疾病・休養等により介護することが困難な場合、日中一時的に保護を行う事業。

○事業実績　登録数　41人　うち医療的ケア児　36人
延利用人数　3人　利用時間合計　6時間

(3) 知的・発達等障害児通所支援施設（放課後デイサービスセンターみずいろ）【指定管理】

指定管理者制度により特定非営利活動法人わかみやクラブが運営している（児童福祉法、障害児通所支援施設条例）。知的・発達等の障害のある小学生から高校生までの児童・生徒を対象とした、放課後や夏休み等の学校休業日の支援を行うことにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として事業を実施している。

○開 設　平成 26 年 10 月
○所 在 地　中野区丸山一丁目17番2号
○施設規模　鉄筋コンクリート造 延 447.62 m²

①放課後等デイサービス事業

小学校 1 年生から高校 3 年生までの授業終了後の放課後や夏休み等の学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行っている。通所に際し送迎を行っている。

ア 利用時間　平日　授業終了後～18 時
学校休業日　9 時～18 時
イ 1 日定員　28 人

利用実績

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 登 録 人 数 | 53人 | 59人 | 60人 |
| 事 業 実 施 日 | 293日 | 293日 | 293日 |
| 利 用 実 績 | 6,343 人/年 21.6 人/日 | 6,843 人/年 23.3 人/日 | 6,795 人/年 23.2 人/日 |

②一時保護事業

知的・発達等の障害のある児童の保護者が、疾病・休養等により介護することが困難な場合、日中一時的に保護を行っている。

○事業実績　延利用人数　24 人　利用時間合計　265 時間

③ペアレントメンター養成事業（地域生活支援促進事業）

平成31年度から子どもの障害や発達に不安や戸惑いを感じる保護者を支援する取組の一つとして、ペアレントメンター養成事業を実施している。

ペアレントメンター活動（発達障害などの育児経験を持つ親が、同じような悩みを持つ親を支援する活動）は、専門家とは違った立場で同じ親として活動を行うもので、茶話会、グループ相談、個別相談を実施するほか、ミニ講座・企画講座・公開講座（シンポジウム）を実施している。茶話

会や講座に参加した保護者のうち、ペアレントメンター活動への参加希望者がペアレントメンターネットワーク研修を受講し、修了者を中野区ペアレントメンターとして登録している。

○登録メンター 19名

メンターミーティング 実施回数 4回 延参加者数 25人

メンターネットワーク研修 実施回数 4回 延参加者数 27人

○事業実績 区民向けシンポジウム 1回 参加者数 61人

グループ相談会 17回 延参加者数 102人

個別相談 33回 延利用者数 36人

若者たちのフリースペース 23回 延参加者数 222人

(4) 南部障害児通所支援施設（療育センターゆめなりあ）【指定管理】

指定管理者制度により社会福祉法人正夢の会が運営している（児童福祉法、障害児通所支援施設条例）。発達の課題や障害のある子どもに対し、障害の状況に応じて発達を支援することにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として事業を実施している。

○開設 平成28年9月

○所在地 中野区弥生町五丁目5番2号

○施設規模 鉄筋コンクリート造 延 1,100.06 m²

①児童発達支援事業

未就学で支援が必要な子どもを対象として、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応支援等を行う。個々の状況及び発達過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援・家庭への支援・幼稚園・保育園等と連携を図りながら支援を行う。通園に際し、送迎バスを運行している。

ア 実施方法

①クラス療育 2歳児 1クラス

3歳児以上 3クラス

②個別療育（専門的な療育） 0～5歳児

イ 1日定員 30人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 登 録 人 数 ※ | 194 (1) 人 | 200 (1) 人 | 189 (1) 人 |
| 事 業 実 施 日 | 286 日 | 287 日 | 286 日 |
| 利 用 実 績 | 延6,766 人 | 延6,787 人 | 延6,690 人 |
| | 23.7 人/日 | 23.6 人/日 | 23.4 人/日 |

②放課後等デイサービス事業

小学校1年生から高校3年生までの授業終了後の放課後や夏休み等の学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行っている。様々なプログラムを通し、子どもの主体性や社会性を育めるよう支援している。通所に際し、送迎バスを運行している。

ア 利用時間 平日 授業終了後～17時

学校休業日 10時～17時

イ 1日定員 20人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 登 録 人 数 ※ | 100 (1) 人 | 98 (1) 人 | 97 (1) 人 |
| 事 業 実 施 日 | 293 日 | 293 日 | 293 日 |
| 利 用 実 総 | 延4,532 人 | 延4,074 人 | 延4,085 人 |
| | 15.5 人/日 | 13.9 人/日 | 13.9 人/日 |

③保育所等訪問支援事業

保護者の依頼に基づいて、対象児が通っている保育園・幼稚園・認定こども園等を支援員が訪問し、保育園や幼稚園等と連携して集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

○登録者数 232 人 延利用者数 587 人 延訪問園数 323 園

④障害児相談支援事業（平成 29 年 10 月 1 日開始）

障害児通所支援の利用希望申請があった障害児について、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを行う。

○事業実績 計画 177 件 、モニタリング 159 件

⑤一時保護事業

障害や発達に課題のある子どもの保護者が、疾病・休養等により介護することが困難な場合、日中一時的に保護を行っている。

○事業実績 登録数 89 人（医療的ケア児 1 人）
延利用人数 304 人（医療的ケア児 1 人）
利用時間合計 1,181 時間

⑥きょうだい児対応

親子登園する場合において、対象児に適切な療育環境を提供するために、きょうだい児の保育を行う。

○事業実績 延利用人数 234 人 対応日数 136 日

地域生活支援事業

| 中野区事業名 | 地域生活支援事業名 | 事業分類 | 該当項 |
|---|-----------------------|------|--------|
| 理解促進研修・啓発事業（障害者差別解消推進） | 理解促進研修・啓発事業 | 必須事業 | 44 |
| 障害の理解促進・ふれあい交流事業 | | | 45、195 |
| 理解促進研修・啓発事業（手話） | | | — |
| 理解促進セミナー（障害者地域自立生活支援センターつむぎ） | | | 70 |
| 成年後見推進事業 | 成年後見制度利用支援事業 | 必須事業 | 70 |
| 手話通訳者派遣 | 意思疎通支援事業 | 必須事業 | 56 |
| 要約筆記者派遣 | | | 57 |
| 代筆・代読支援者派遣 | | | 57 |
| 失語症者向け意思疎通支援者派遣 | | | 57 |
| 手話通訳者設置事業 | | | 65 |
| 重度障害者（児）日常生活用具 | 日常生活用具給付等事業 | 必須事業 | 53 |
| 手話講習会 | 奉仕員養成研修事業 | 必須事業 | 56 |
| やさしい手話教室 | | | 56 |
| コミュニケーション教室 | | | 56 |
| 移動支援 | 移動支援事業 | 必須事業 | 53 |
| 送迎バスの運行 | | | 77 |
| 訪問入浴サービス | 訪問入浴サービス | 任意事業 | 55 |
| 日中一時支援事業 | 日中一時支援 | 任意事業 | 73 |
| 精神障害者地域生活支援拠点事業 (ippuku) | 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 | 任意事業 | 71 |
| 区民ふれあい運動会 | レクリエーション活動等支援 | 任意事業 | 45 |
| 中野区障害者福祉事業団運営助成（ユニークダンスを楽しむ区民の集い、区民ふれあいの集い） | | | 45、195 |
| 音声版及び点字版障害福祉のしおり | 点字・声の広報等発行 | 任意事業 | 45 |

地域生活支援促進事業

| 中野区事業名 | 地域生活支援促進事業名 | 事業分類 | 該当項 |
|-------------------|---------------------------|------|-----|
| 障害者虐待防止センター | 障害者虐待防止対策支援事業 | — | 70 |
| 成年後見推進事業 | 成年後見制度普及啓発事業 | — | 70 |
| ペアレントメンター養成事業 | 発達障害児者及び家族等支援事業 | — | 87 |
| 重度訪問介護利用者の大学等修学支援 | 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 | — | 55 |
| 重度障害者等就労支援特別事業 | 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 | — | 55 |

第4章 困窮から守られる暮らし（生活援護課）

第1 困窮から守られる暮らし

1 生活保護

(1) 生活保護の目的

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民にその困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立の助長を目的としている。

(2) 保護の適用

生活保護は、自分の収入だけで生活を営むことができない人に対して、最低限度の生活を保障する制度である。

国が定める保護の基準によって計算した最低生活費と、保護を受けようとする世帯の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行うものである。

(3) 保護の種類

保護の種類には、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8扶助があり、必要に応じて、それぞれの扶助を行う。

- 生活扶助 衣食、その他日常生活に必要な費用（食費・光熱水費・衣料・介護保険料等）
- 住宅扶助 住宅を維持するのに必要な費用（家賃・間代・地代・家屋補修費等）
- 教育扶助 義務教育に必要な費用（学用品費・給食費・交通費等）
- 介護扶助 介護サービスを受けるのに必要な費用（自己負担金等）
- 医療扶助 病気治療に必要な費用（医療費・移送費等）
- 出産扶助 出産に必要な費用（分娩費・衛生材料費等）
- 生業扶助 事業の開始、技能修得、就職の支度及び高等学校等の就学に必要な費用
- 葬祭扶助 葬祭に必要な費用（火葬料・納骨料等）

扶助別保護人員

| 年度 | 区分 | 保護世帯数 と保護人員 (各年度 月平均) | 扶助別保護人員（延） | | | | | | | | | | | |
|----|-----|--------------------------------|------------|--------|-------|--------|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | | | 生活 | 住宅 | 教育 | 介護 | 医療 | 出産 | 生業 | 葬祭 | 施設 | 委託 | 就労 | 進学 |
| 4 | 世帯数 | 6,891 | 72,474 | 75,413 | 961 | 15,994 | 62,773 | 1 | 585 | 285 | 301 | 302 | 72 | 12 |
| | 人員 | 7,621 | 80,164 | 83,536 | 1,231 | 16,406 | 67,833 | 1 | 635 | 285 | 301 | 302 | 72 | 12 |
| 5 | 世帯数 | 6,881 | 71,836 | 74,938 | 852 | 15,584 | 62,777 | 1 | 587 | 276 | 311 | 235 | 79 | 11 |
| | 人員 | 7,569 | 78,994 | 82,458 | 1,057 | 15,909 | 67,565 | 1 | 669 | 276 | 311 | 235 | 79 | 11 |
| 6 | 世帯数 | 6,852 | 71,333 | 74,345 | 756 | 15,343 | 62,796 | 1 | 665 | 234 | 339 | 246 | 103 | 16 |
| | 人員 | 7,504 | 78,102 | 81,399 | 887 | 15,673 | 67,651 | 1 | 727 | 235 | 339 | 246 | 103 | 16 |

※施設は、救護施設、更生施設、宿所提供的施設入所者数

※委託は、日常生活支援住居施設への入所を委託した数

※就労は、安定した職業についてことにより生活保護から自立した者に対して就労自立給付金を支給した数

※進学は、大学等に進学又は就職したことにより、進学・就職準備給付金を支給した数

(4) 世帯類型別にみた被保護世帯

被保護世帯数の月平均値で、単身者世帯が92.2%とその多くを占めている。世帯類型では高齢世帯（49.5%）と傷病・障害世帯（36.9%）を合わせると86.4%であり、これらの世帯では他の世帯類型と比べて経済的に自立することが困難な状況が見られる。

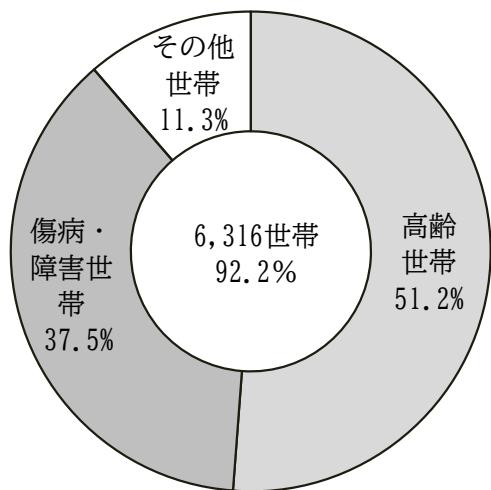
世帯類型別被保護世帯数

| 区分 | 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|---------|---------|-------|-------|-------|
| 単身者世帯 | 高齢世帯 | 3,392 | 3,324 | 3,233 |
| | 傷病・障害世帯 | 2,225 | 2,292 | 2,368 |
| | その他世帯 | 676 | 704 | 715 |
| | 小 計 | 6,293 | 6,320 | 6,316 |
| 二人以上の世帯 | 高齢世帯 | 183 | 166 | 158 |
| | 傷病・障害世帯 | 169 | 154 | 157 |
| | 母子世帯 | 111 | 107 | 99 |
| | その他世帯 | 135 | 134 | 122 |
| | 小 計 | 598 | 561 | 536 |
| | 合 計 | 6,891 | 6,881 | 6,852 |

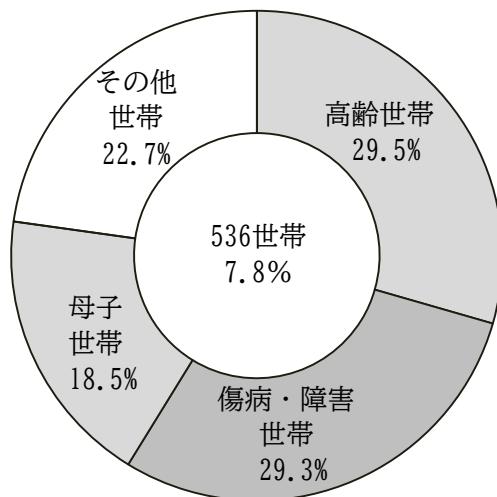
※各年度とも月平均

世帯類型割合

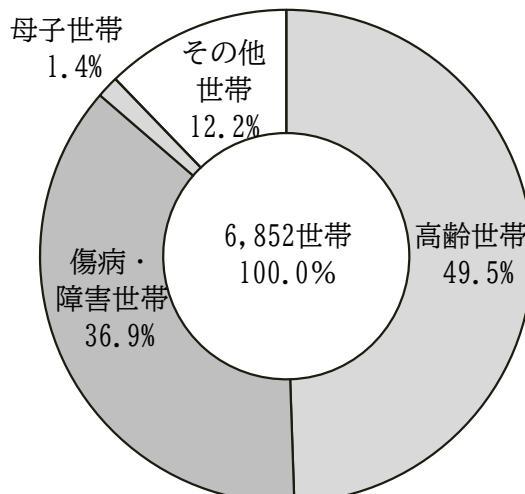
単身者世帯の構成



二人以上の世帯の構成

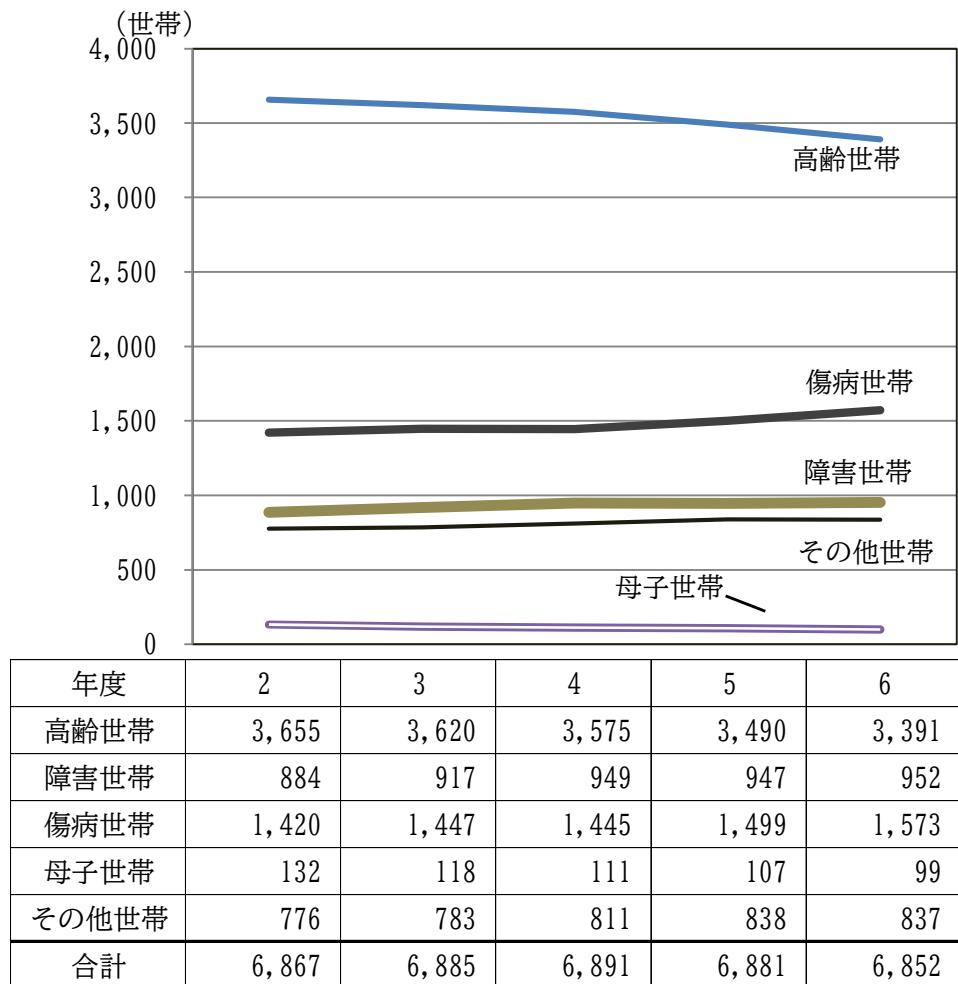


世帯の構成（合算）



(5) 世帯類型別被保護世帯数の推移（各年度月平均）

令和6年度の対前年度全世帯増加率は1.00倍で横ばいである。増加したのは傷病世帯で1.05倍であった。高齢世帯は令和3年度から減少傾向である。



(6) 受給者の年代別人数の推移（各年1月の受給者数）

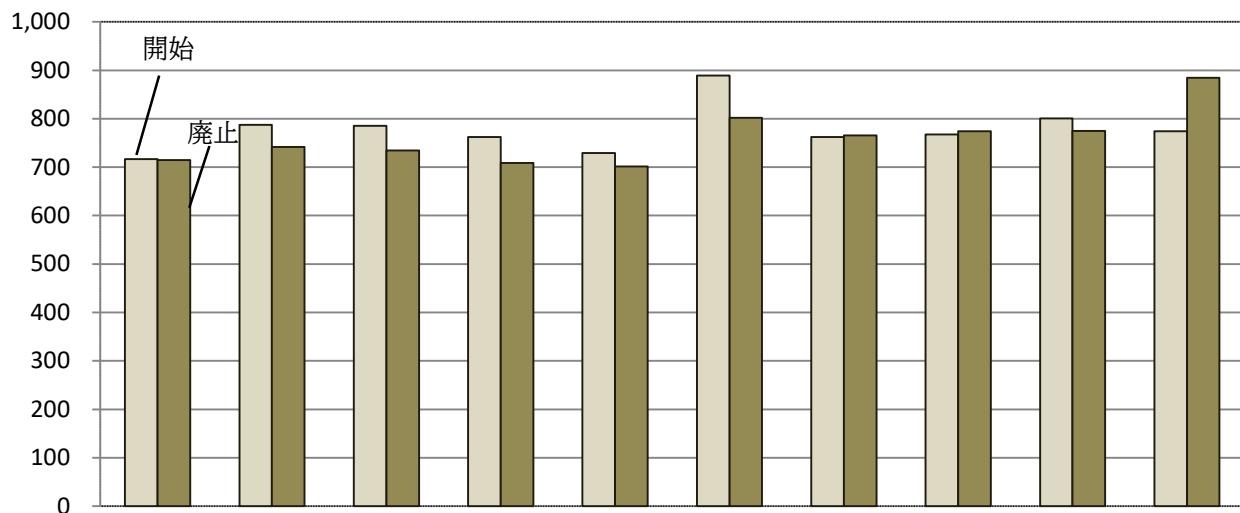
令和7年1月と令和3年1月の比較では、20歳代が1.69倍に、30歳代と80歳以上が1.10倍に増加しており、19歳以下が0.78倍に、70歳代は0.85倍に減少している。

対前年比では、20歳代が1.09倍に、30歳代と80歳以上が1.02倍に増加し、70歳代が0.95倍に、19歳以下が0.96倍に減少した。

| 年 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 80歳以上 | 1,157 | 1,210 | 1,249 | 1,248 | 1,269 |
| 70歳代 | 1,939 | 1,914 | 1,839 | 1,742 | 1,656 |
| 60歳代 | 1,391 | 1,366 | 1,305 | 1,272 | 1,270 |
| 50歳代 | 1,172 | 1,209 | 1,258 | 1,302 | 1,288 |
| 40歳代 | 965 | 953 | 917 | 873 | 852 |
| 30歳代 | 465 | 451 | 468 | 503 | 513 |
| 20歳代 | 180 | 210 | 238 | 280 | 304 |
| 19歳以下 | 261 | 248 | 229 | 211 | 203 |

(7) 保護の開始・廃止世帯数の推移

保護の開始と廃止の世帯数



| 年 度 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|-----|------|------|------|------|------|-----|-----|------|-------|
| 開始世帯数 | 717 | 787 | 785 | 762 | 729 | 889 | 762 | 767 | 801 | 774 |
| 廃止世帯数 | 715 | 742 | 734 | 709 | 701 | 802 | 765 | 774 | 775 | 884 |
| 増減数 | + 2 | + 45 | + 51 | + 53 | + 28 | + 87 | △ 3 | △ 7 | + 26 | △ 110 |

保護開始の理由

| 年 度 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 世帯主・員の傷病 | 226 | 191 | 226 | 212 | 212 | 181 | 226 | 237 | 213 | 224 |
| 稼動者の死亡・離別 | 11 | 11 | 6 | 7 | 18 | 1 | 5 | 7 | 8 | 4 |
| 収入・手持金の減少 | 412 | 494 | 497 | 456 | 433 | 619 | 449 | 460 | 513 | 469 |
| その他 | 68 | 91 | 56 | 87 | 66 | 88 | 82 | 63 | 67 | 77 |
| 合 計 | 717 | 787 | 785 | 762 | 729 | 889 | 762 | 767 | 801 | 774 |

《割合》

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯主・員の傷病 | 31.5% | 24.3% | 28.8% | 27.8% | 29.1% | 20.4% | 29.7% | 30.9% | 26.6% | 28.9% |
| 稼動者の死亡・離別 | 1.5% | 1.4% | 0.8% | 0.9% | 2.5% | 0.1% | 0.7% | 0.9% | 1.0% | 0.5% |
| 収入・手持金の減少 | 57.5% | 62.8% | 63.3% | 59.8% | 59.4% | 69.6% | 58.9% | 60.0% | 64.0% | 60.6% |
| その他 | 9.5% | 11.6% | 7.1% | 11.4% | 9.1% | 9.9% | 10.8% | 8.2% | 8.4% | 9.9% |

※その他は、住居がない等

保護廃止の理由

| 年 度 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 就労自立 | 88 | 100 | 94 | 86 | 97 | 102 | 107 | 98 | 109 | 152 |
| 就労以外の自立 | 105 | 106 | 89 | 82 | 100 | 85 | 97 | 89 | 88 | 93 |
| 死亡 | 243 | 276 | 281 | 333 | 321 | 351 | 355 | 359 | 346 | 367 |
| 失踪 | 69 | 62 | 76 | 60 | 42 | 56 | 45 | 52 | 39 | 40 |
| 転出移管 | 91 | 86 | 83 | 63 | 75 | 113 | 86 | 112 | 119 | 130 |
| その他 | 119 | 112 | 111 | 85 | 66 | 95 | 75 | 64 | 74 | 102 |
| 合 計 | 715 | 742 | 734 | 709 | 701 | 802 | 765 | 774 | 775 | 884 |

《割合》

| | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就労自立 | 12.3% | 13.5% | 12.8% | 12.1% | 13.8% | 12.7% | 14.0% | 12.7% | 14.1% | 17.2% |
| 就労以外の自立 | 14.7% | 14.3% | 12.1% | 11.6% | 14.3% | 10.6% | 12.7% | 11.5% | 11.4% | 10.5% |
| 死亡 | 34.0% | 37.2% | 38.3% | 47.0% | 45.8% | 43.8% | 46.4% | 46.4% | 44.6% | 41.5% |
| 失踪 | 9.7% | 8.4% | 10.4% | 8.5% | 6.0% | 7.0% | 5.9% | 6.7% | 5.0% | 4.5% |
| 転出移管 | 12.7% | 11.6% | 11.3% | 8.9% | 10.7% | 14.1% | 11.2% | 14.5% | 15.4% | 14.7% |
| その他 | 16.6% | 15.1% | 15.1% | 12.0% | 9.4% | 11.8% | 9.8% | 8.3% | 9.5% | 11.5% |

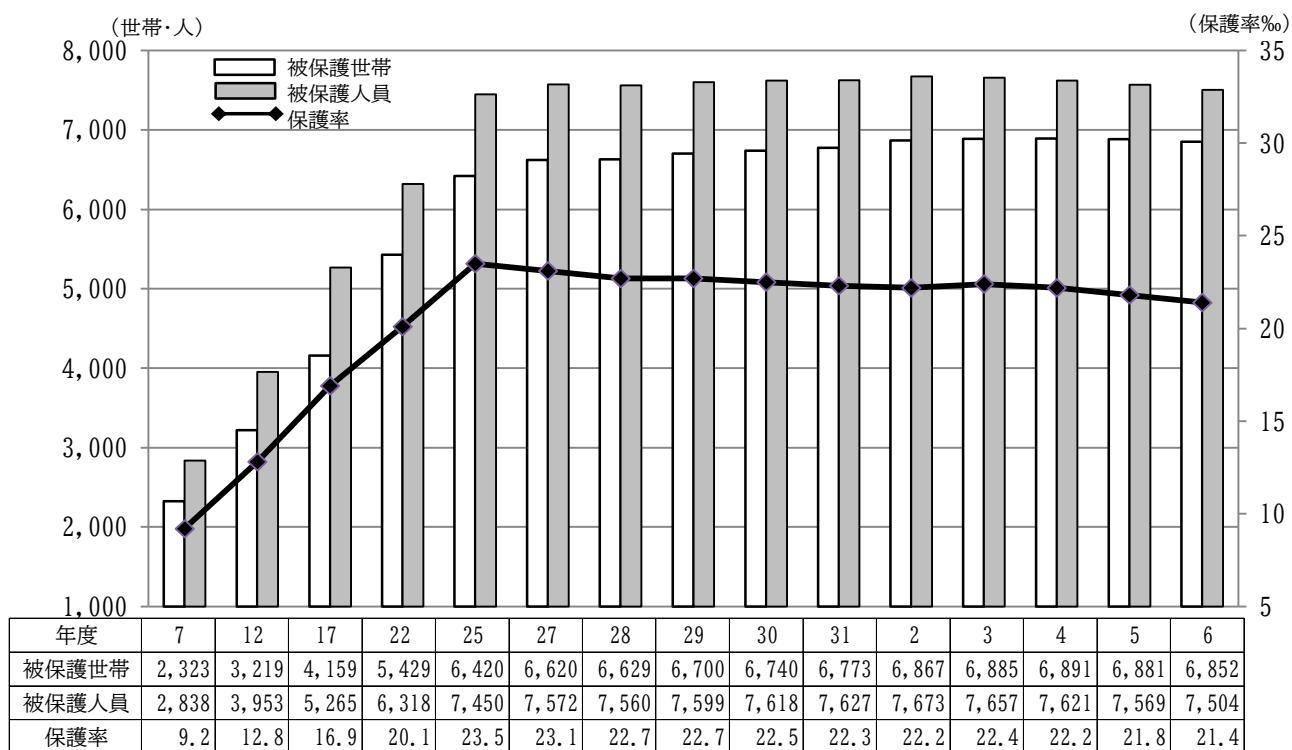
※就労以外の自立とは、就労以外の理由による収入の増加、傷病の治癒、社会保障給付金や仕送りの増加等をいう。

※その他は、指導・指示違反や公訴提起等である。

(8) 保護の推移

令和6年度の中野区の被保護世帯数は月平均6,852世帯、被保護人員は7,504人。保護率は前年度と比べて減少し、21.4%（人口1,000人に対する割合）となったが、23区平均の20.0%を上回っている。

被保護世帯・被保護人員及び保護率



※保護停止中の世帯、人員を含む。

※保護率算定の基礎人口は、「東京都の人口(推定)」各年10月1日現在（都総務局）による。ただし、平成27年度、令和2年度は総務省統計局「国勢調査結果」に基づき補正。

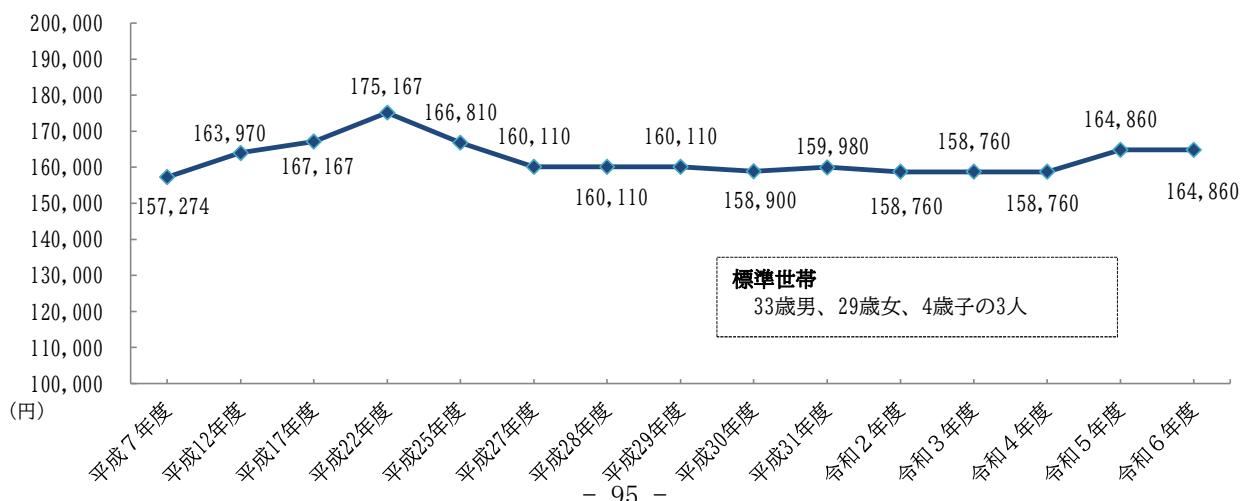
※被保護世帯、被保護人員は年度の月平均世帯、人員

※保護率（%）は、人口1,000人に対する被保護人員の割合（年度内平均）

(9) 保護の基準

保護額には、基本となる金額と、年齢、世帯構成、地域、その他の事情による加算額等があり、国が定めた最低限度の生活を維持できるとされる基準額を保護基準額という。平成16年から平成24年までは加算額等の変更のみで、保護基準額の改定はなかったが、平成25年8月から平成27年4月までの3か年および平成30年10月からの3か年でそれぞれ段階的に基準額引下げの見直しが行われた。また、令和5年10月にも保護基準額の見直しが行われた。

生活保護基準額の推移（標準世帯でみた生活扶助基準額）



(10) 保護施設の利用状況

身体または精神に障害がある等の理由で、居宅では日常生活を営むことが困難な人のために、救護施設、更生施設及び日常生活支援住居施設がある。この他、住宅のない人のための宿所提供的施設があり、必要に応じて措置委託している。

施設別利用人数内訳

| 年度 | | 4 | | 5 | | 6 | |
|------------|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
| 施設種別 | | 施設数 | 人数 | 施設数 | 人数 | 施設数 | 人数 |
| 入 所 | 救護施設 | 9 | 12 | 7 | 11 | 10 | 15 |
| | 更生施設 | 6 | 13 | 4 | 8 | 4 | 10 |
| | 宿所提供的施設 | 3 | 5 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 通 所 | 更生施設 | 3 | 3 | 5 | 8 | 4 | 7 |
| | 授産所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日常生活支援住居施設 | | 13 | 24 | 12 | 21 | 14 | 17 |

※各年4月時点の入所者数

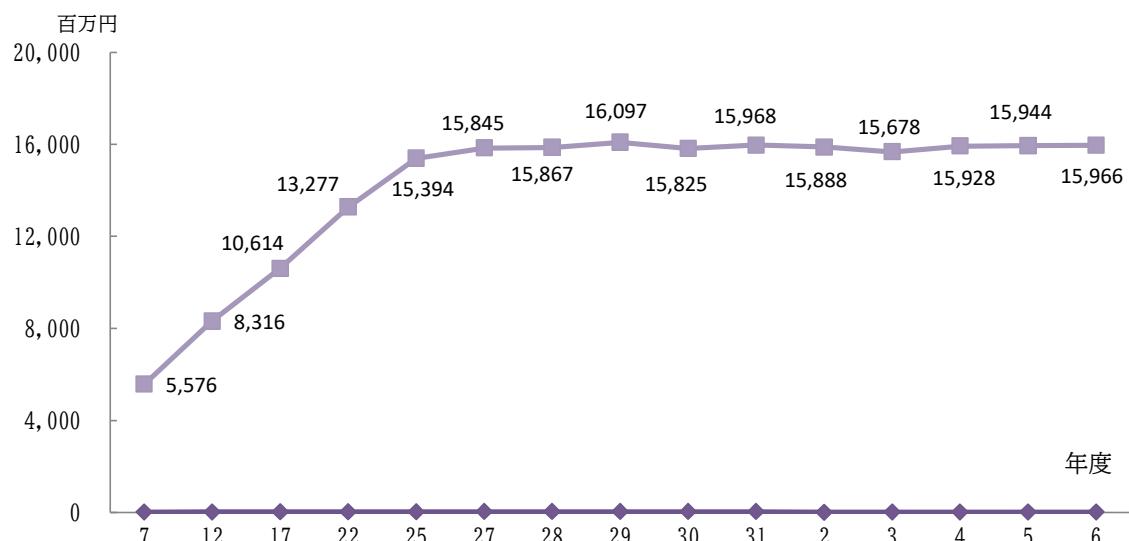
第2 自立生活を援護する相談

1 生活援護推進

生活保護法に基づく保護費等の執行管理、国や都の負担金や補助金の執行管理を行い、適正運営に努めている。

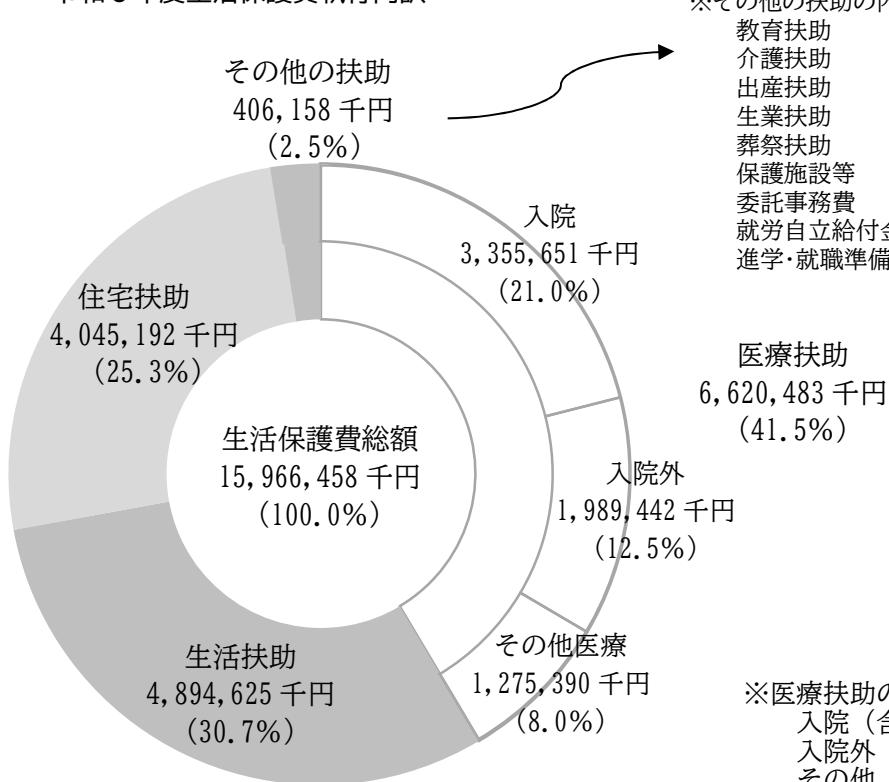
(1) 保護費の状況

生活保護費の推移



令和6年度の生活保護費は、前年度に比して22,328千円増加した。医療扶助は79,616千円増加したが、生活扶助は34,554千円減少、住宅扶助は20,454千円減少した。

令和6年度生活保護費執行内訳



※その他の扶助の内訳

| | | | |
|------------|---------|----|------|
| 教育扶助 | 10,115 | 千円 | 0.1% |
| 介護扶助 | 266,367 | 千円 | 1.6% |
| 出産扶助 | 371 | 千円 | 0.0% |
| 生業扶助 | 11,046 | 千円 | 0.1% |
| 葬祭扶助 | 44,094 | 千円 | 0.3% |
| 保護施設等 | 59,866 | 千円 | 0.4% |
| 委託事務費 | 7,551 | 千円 | 0.0% |
| 就労自立給付金 | 4,548 | 千円 | 0.0% |
| 進学・就職準備給付金 | 2,200 | 千円 | 0.0% |

医療扶助

6,620,483千円
(41.5%)

※医療扶助の内訳

| |
|---------------------|
| 入院 (含む食事) |
| 入院外 (医科外来、歯科外来) |
| その他 (調剤、訪問看護、治療材料等) |

(2) 中国残留邦人等支援

平成20年4月から、中国残留邦人及び樺太等残留邦人が老齢基礎年金を満額受給しても生活の安定が十分に図れない場合に、中国残留邦人等とその配偶者を対象に支援給付を行い、安心して生活が送れるよう支援している。令和6年度末現在、8世帯12人が受給している。

中国残留邦人等の支援状況

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----|----|----|----|----|----|
| 世帯数 | 10 | 10 | 10 | 8 | 8 |
| 実人員 | 15 | 14 | 14 | 12 | 12 |

また、中国語会話ができる支援相談員を配置して、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行っている（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）。

2 生活相談

(1) 生活相談

面接員を配置して経済的困窮者、低所得者の福祉向上のために、生活相談を行っている。

令和6年度の相談件数は令和5年度と比較し0.8%増となった。相談の主訴の内訳では、世帯主の傷病や手持ち金の減少が増加した。

①相談者の世帯類型

| 年 度 | 4 | | 5 | | 6 | |
|---------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 内 容 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 高齢世帯 | 1,377 | 31.6% | 1,414 | 29.0% | 1,465 | 29.7% |
| 傷病・障害世帯 | 1,510 | 34.7% | 1,719 | 35.2% | 1,788 | 36.3% |
| 母子世帯 | 83 | 1.9% | 78 | 1.6% | 62 | 1.3% |
| その他世帯 | 1,384 | 31.8% | 1,673 | 34.2% | 1,608 | 32.7% |
| 合 計 | 4,354 | 100.0% | 4,884 | 100.0% | 4,923 | 100.0% |

②相談の主訴

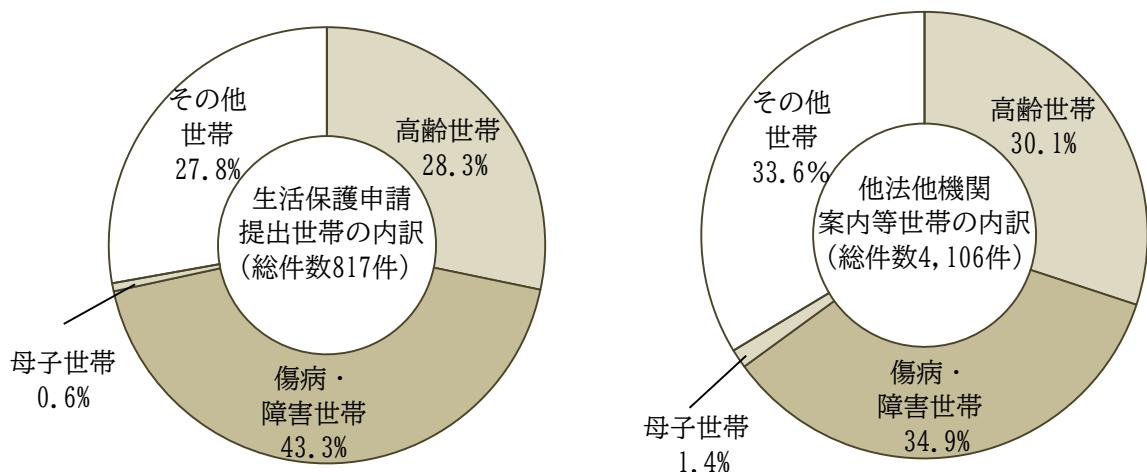
| 年 度 | 4 | | 5 | | 6 | |
|---------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 内 容 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 世帯主の傷病 | 988 | 22.7% | 878 | 18.0% | 1,195 | 24.3% |
| 世帯員の傷病 | 46 | 1.1% | 37 | 0.7% | 32 | 0.6% |
| 収入減少 | 353 | 8.1% | 379 | 7.8% | 430 | 8.7% |
| 手持ち金の減少 | 1,172 | 26.9% | 782 | 16.0% | 1,064 | 21.6% |
| 稼働者との離別 | 49 | 1.1% | 33 | 0.7% | 53 | 1.1% |
| 緊急保護入所 | 23 | 0.5% | 15 | 0.3% | 37 | 0.8% |
| 交通費等貸付 | 78 | 1.8% | 35 | 0.7% | 15 | 0.3% |
| そ の 他 | 1,645 | 37.8% | 2,725 | 55.8% | 2,097 | 42.6% |
| 合 計 | 4,354 | 100.0% | 4,884 | 100.0% | 4,923 | 100.0% |

※その他は、住居がない等

③生活保護の申請状況

| 年 度 | 4 | | 5 | | 6 | |
|----------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 内 容 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 生活保護の申請 | 796 | 18.3% | 829 | 17.0% | 817 | 16.6% |
| 他法他機関案内等 | 3,558 | 81.7% | 4,055 | 83.0% | 4,106 | 83.4% |
| 合 計 | 4,354 | 100.0% | 4,884 | 100.0% | 4,923 | 100.0% |

令和6年度申請状況の内訳



(2) 女性相談

女性相談支援員を配置し、女性の様々な問題や悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を行っている。

①相談件数（月別の実人数）

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 売春防止法関連 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 夫婦間（DV・その他） | 572 | 474 | 471 | 466 | 512 |
| 親族間（暴力・その他） | 83 | 98 | 123 | 116 | 117 |
| ストーカー・男女関係（暴力・その他） | 46 | 28 | 32 | 33 | 55 |
| 経済・仕事 | 56 | 63 | 79 | 78 | 68 |
| 医療・妊娠出産 | 117 | 94 | 64 | 96 | 93 |
| 住居 | 87 | 13 | 26 | 31 | 10 |
| その他 | 70 | 162 | 176 | 149 | 143 |
| 合計 | 1,031 | 932 | 973 | 969 | 999 |

※その他は、障害者・外国籍・犯罪被害者関係など

②一時保護（緊急を含む）

夫の暴力等により緊急避難を求めてくる女性・母子に対して、その生命・身体の安全と精神の安定を図るため、一時的に施設で保護をしている。

| 年度 | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | | 6 | |
|-------|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 利用者数 | 24 | | 17 | | 32 | | 27 | | 44 | |
| 実世帯数 | 18 | 14 | 14 | 12 | 24 | 19 | 23 | 20 | 24 | 21 |
| | | 4 | | 2 | | 5 | | 3 | | 3 |
| 延利用泊数 | 1,528 | | 1,000 | | 1,586 | | 2,070 | | 2,163 | |

(3) ホームレス対策等

①路上生活者対策

路上生活からの早期の社会復帰を促進するため、特別区と東京都は共同して自立支援事業を実施している。これは、緊急一時保護センター、自立支援センターへの入所を通じて就労による自立を支援するものである。

入所者数

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 緊急一時保護センター | 24 | 11 | 20 | 15 | 22 |
| 自立支援センター | 16 | 8 | 14 | 15 | 20 |

②行旅病人及び行旅死亡人等の取扱い

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、取扱いは区が行い、経費は東京都が負担している。

取扱件数

| 年 度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------------|----|---|----|----|----|
| 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 墓地、埋葬等に関する法律第9条 | 10 | 7 | 15 | 16 | 21 |

第3 支援を受けて自立する困窮者等

1 自立支援

(1) 被保護者自立支援

被保護者の自立を促進するため、生活保護法による金銭給付等以外の援護を実施している。

①自立支援プログラム

| 区分 | 内 容 | 支援者数等 | | |
|-----------------|---|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 就労支援プログラム | 被保護者及び生活困窮者等を対象に、次の事業を一体的に行っている。 ①就労支援事業 中野就職サポート（※1）及び区が委託した事業者等が、一般就労に向けて、専門的な見地から就労支援を行っている。 ②就労準備支援事業 直ちに一般就労を目指すことが困難な者に対して、生活習慣の改善、就労意欲の形成、就労能力向上のための訓練等を行っている。 | 支援者数 404人 就労者数 209人 | 支援者数 320人 就労者数 163人 | 支援者数 383人 就労者数 186人 |
| 精神保健福祉支援プログラム | 精神的疾患が原因で安定した生活を送ることが困難な場合、精神保健福祉士が相談・助言等の支援を行っている。 | 延支援件数 33,634件 | 延支援件数 30,816件 | 延支援件数 27,516件 |
| 財産管理支援プログラム | 保護費や年金等を自ら管理することが困難な場合、区が委託した事業者が代わって管理し、公共料金等の支払も代行している。 | 支援者数 135人 | 支援者数 157人 | 支援者数 168人 |
| 退院促進プログラム | 精神科病院に長期入院している場合で、退院を希望する者へ精神保健福祉士が退院に向けて支援を行っている。 | 退院者数 2人 | 退院者数 2人 | 退院者数 2人 |
| 高齢者居宅介護支援事業 | 65歳以上の高齢者世帯を対象に、介護サービスも含め各種の福祉サービスを適正に利用しながら、安定した居宅生活が送れるよう、支援を行っている。 | 支援世帯数 1,650世帯 | 支援世帯数 1,650世帯 | 支援世帯数 1,650世帯 |
| 長期入院・入所者支援プログラム | 家族や地域の受け入れが整わないとため、長期にわたって入院、入所している場合、地域社会に戻って生活ができるよう支援を行っている。 | 対象者数 576人 支援者数 43人 | 対象者数 606人 支援者数 44人 | 対象者数 612人 支援者数 39人 |
| 健康管理支援事業 | 区民健診の受診勧奨及び健康管理指導を行っている。また、健康相談や医療機関の受診にかかる相談等も行っている。 | 延支援件数 2,005件 | 延支援件数 2,153件 | 延支援件数 2,817件 |

（※1）中野就職サポート

区と東京労働局・ハローワーク新宿が、実施体制、連携方法等一体的な業務運営の事項を定めた協定を締結し、平成24年から事業を実施している。区の就労支援員とハローワーク新宿の就職支援ナビゲーター等が連携し、職業相談及び職業紹介、支援プランの作成、求人情報端末による求人情報の提供を行っている。

②自立促進事業

被保護者が地域の中で自立した生活を送れるように、必要な経費を支給している。

| 内容 | 件数 |
|--------------|-------|
| 就労支援（被服費支援等） | 45 件 |
| 社会参加活動支援 | 32 件 |
| 地域生活移行支援 | 522 件 |
| 健康増進支援 | 5 件 |
| 次世代支援 | 32 件 |

③その他の支援

| 区分 | 内容 | 人数 |
|-------|-----|-------|
| 入浴券配付 | 前期分 | 400 人 |
| | 後期分 | 390 人 |

(2) 生活困窮者自立支援制度

①自立相談支援事業

就労支援、その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っている。また、家計に問題を抱える生活困窮者に対して、家計改善支援を行う。

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-------------|-------|-----|-------|
| 新規相談受付者数（人） | 1,165 | 841 | 1,140 |

②住居確保給付金事業

離職等により住宅を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に、有期で住居確保給付金を支給するとともに、ハローワーク等と連携し再就職に向けた支援を行っている。

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 延相談件数（件） | 814 | 498 | 610 |
| 新規支給決定者数（人） | 314 | 66 | 31 |

③就労準備支援事業

就労意欲が未形成であったり、生活習慣上の問題等から、直ちに一般就労をめざすことが困難な者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行っている。

なお、被保護者を対象とした就労支援プログラムと一体的に実施している。

※支援実績は、第3-1-(1)-①の就労支援プログラムに記載

(3) 資金貸付

①自立生活資金

災害復旧、医療、葬儀などに要する費用の支払いが困難で、支払い期限までに他制度の貸付が受けられない場合などに、資金貸付を行っている（中野区自立生活資金貸付条例）。

貸付限度額

| 種 類 | | 限度額 |
|--------|-----|------|
| 自立生活資金 | 医療費 | 70万円 |
| | その他 | 50万円 |

貸付及び償還の状況

単位:千円

| 年 度 | 4 | | | 5 | | | 6 | | |
|----------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|
| | 貸付数 | 貸付金額 | 償還金額 | 貸付数 | 貸付金額 | 償還金額 | 貸付数 | 貸付金額 | 償還金額 |
| 自立生活資金 | 0 | 0 | 203 | 0 | 0 | 204 | 0 | 0 | 6 |
| 応急資金 | - | - | 88 | - | - | 136 | - | - | 67 |
| 生業資金 | - | - | 1,832 | - | - | 1,247 | - | - | 826 |
| 奨 学 金 | - | - | 3,938 | - | - | 2,534 | - | - | 1,737 |
| 高齢者等入院資金 | - | - | 72 | - | - | 74 | - | - | 63 |
| 女性福祉資金 | - | - | 3,711 | - | - | 5,121 | - | - | 2,084 |
| 合 計 | 0 | 0 | 9,844 | 0 | 0 | 9,316 | 0 | 0 | 4,783 |

※応急小口資金を含む応急資金、生業資金、奨学金、高齢者等入院資金、女性福祉資金の貸付は、平成19年度に自立生活資金に統廃合したため新規の貸付はない。

②受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都の事業で、中学3年生・高校3年生のいる世帯を対象に、塾代や高校・大学等の受験料の貸付を行っている。

受験生チャレンジ支援貸付事業利用状況

| 年 度 | 4 | 5 | 6 |
|---------|-----|-----|-----|
| 相談件数（件） | 644 | 812 | 880 |
| 申請件数（件） | 210 | 209 | 214 |

③資産活用福祉資金

65歳以上の方または障害者手帳を持つ方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、1年以上居住している区内自己所有の住宅及びその敷地を担保に、日常生活費等の資金貸付を行っている（中野区資産活用福祉資金貸付条例）。

貸付条件

| | | |
|-------|--|--|
| 貸付対象者 | 在宅福祉サービスを利用する、次のいずれかに該当する者 | |
| | (ア) 65歳以上の高齢者 (イ) 身体障害者（1～3級）、重度知的障害者 | |
| 貸付限度額 | 区が認める額（日常生活諸費は月額130,000円） | |

貸付状況

単位:千円

| 年 度 | 4 | | 5 | | 6 | |
|--------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 貸付数 | 貸付金額 | 貸付数 | 貸付金額 | 貸付数 | 貸付金額 |
| 資産活用 福祉資金 | 1世帯 1人 | 1,841 | 1世帯 1人 | 1,849 | 1世帯 1人 | 1,856 |

④東京都母子及び父子福祉資金

東京都の事業で、20歳未満の子を扶養している母子家庭及び父子家庭が、経済的自立のために必要とする12種類の資金貸付を行っている（母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例等）

貸付種類（12種類のうち令和6年度に貸付実績のあった資金）

| 貸付種類 | 貸付金内容 | 貸付限度額 |
|------|---------------------|--------------------|
| 修学資金 | 短期大学、専修学校（専門課程）修学資金 | 月額67,500円～131,000円 |
| | 大学修学資金 | 月額71,000円～146,000円 |

貸付及び償還の状況

単位:千円

| 年 度 | 4 | | | 5 | | | 6 | | |
|-------------------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|
| | 貸付数 | 貸付金額 | 償還金額 | 貸付数 | 貸付金額 | 償還金額 | 貸付数 | 貸付金額 | 償還金額 |
| 東京都母子及び 父子福祉資金 | 8件 | 5,379 | 132,620 | 9件 | 5,217 | 116,111 | 4件 | 2,909 | 113,792 |

第5章 健康を維持推進する暮らし（保健企画課）

第1 生涯を通じた健康づくり

1 保健企画

(1) 生活習慣病予防対策

①糖尿病予防対策事業

35歳から64歳までの区民で、特定健診などの結果、糖尿病予備群と判定された者のうち、医療機関により本事業に参加することが適当であると認定された者を対象としている。

対象者がスポーツジムで様々な運動メニューを体験して日常的な運動習慣を身に付け、食生活を含めた生活習慣を改善できるよう、平成23年度から事業を実施しており、令和6年度は31人が参加した。

②「中野区ウォーキングマップ」の配布

誰もが外に出て体を動かし、楽しみながら健康づくりが出来るよう、中野区認定観光資源、スポーツ施設、公園などを巡る12コースを掲載した「中野区ウォーキングマップ」を平成29年度に日本語版、多言語（英語・中国語・韓国語）版と合わせ40,000部作成した。日本語版のみ平成31年度に15,000部、令和5年度に10,000部増刷した。

各マップは区内公共施設で配布しているほか、区ホームページからもダウンロード可能となっている。

(2) 健康づくり支援

①中野区民の健康づくりを推進する会

※第5期の会期終了をもって休会としている

区民に身近な地域で健康づくり活動を行う機会を提供し、全区的な健康づくり区民運動の定着を目指すため、平成23年度に、医療機関等の団体、町会、商店会、スポーツ団体、子ども育成団体、教育機関等から選出された推進員（第5期である令和2年度及び令和3年度は14名）で構成する「中野区民の健康づくりを推進する会」を設置した。平成24年度以降は、この会を中心に「健康づくり研修会」、「なかの健康づくりフェスタ」などの事業を実施してきた。

②中野区健康づくりパートナー

平成24年度に、区民の健康づくりを推進するためのネットワーク拡大と健康づくり区民運動のきっかけづくりを目的に、健康づくり活動を実践する個人や団体、事業者をボランティア登録する健康づくりパートナー制度を創設した。健康づくりパートナーは、主に「中野区民の健康づくりを推進する会」と区が協働で行う健康づくり事業への協力者としての役割を担い、令和6年度は9人の個人と2つの団体が登録している。

③健康づくり普及啓発

年間を通じた健康づくり普及啓発を目的に、パネル展示、健康づくり月間事業などを実施している。

○世界禁煙デー（5月31日）、禁煙週間（5月31日～6月6日）

令和6年度は、区、中野区医師会の共催により中野駅前で街頭キャンペーンを実施した。禁煙に関する普及啓発を目的に、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」でのパネル展示を行った。

中野区の健康づくり
シンボルマーク・標語 →



中野はげんき応援区

○健康測定イベント（8月）

区民一人ひとりが抱える健康課題について理解促進を図ることを目的として、帝京平成大学との共催により中野区役所1階ナカノバで実施した。尿中ナトリウム・カリウム比検査、骨密度測定などの各種測定や健康に関する普及啓発を行い、約230人が参加した。

○健康づくり月間（1月）

1月の「健康づくり月間」の普及啓発事業として、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」でのパネル展示を行った。

○世界糖尿病デー（11月14日）

糖尿病予防に関する普及啓発を目的に、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」でのパネル展示を行った。

○女性の健康週間（3月1日～3月8日）

女性が自らの健康に目を向け、自らが健康づくりを実践できるよう、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」でのパネル展示を行った。

④健康手帳の交付

区民の自主的な健康管理の推進を目的として、健康診査結果の記録やその他必要事項を記載できる健康手帳を交付している。

交付対象は、健康増進法に基づき、原則として健康教育・健康相談等を受けた区民や特定保健指導を受けた40歳以上の区民としており、希望者には保健所、地域事務所及びすこやか福祉センターで手帳を交付している。

⑤食育推進

食に対する意識や理解を深めるとともに、健全な食生活を身に付けることで区民の健康づくりを推進するため、幅広い年齢層の区民を対象に食育推進事業を実施している。

○マスコットキャラクターを活用した食育の普及啓発

地域団体へ食育マスコットキャラクター「うさごはん」の着ぐるみを貸し出し、食育の普及に努めた。令和6年度の貸出回数は7回。

「うさごはん」をプリントしたグッズ（シール、エコバッグ）を作成し、食育講習会等区内食育事業参加者や区立保育園児等に配布している。



○食育月間（6月）

食育普及啓発を目的とした食育関連のパネル展示を行い、一般区民に広く食育の推進を働きかけている。

○食生活改善普及運動月間（9月）

「食事をおいしく、バランスよく」をテーマに、規則正しい食生活の普及啓発を働きかけている。令和6年度は区役所1階ロビーにて、食に関するパネル展を行った。加えて、包括連携事業の一つとして帝京平成大学、新渡戸文化短期大学と協同で「減塩」をテーマにレシピコンテストを行い、投票に参加した区民に対してうさごはんグッズを配布した。投票はウェブでも行い、会場とウェブで合計410票の投票があった。得票数の多かったレシピを表彰し、受賞したレシピは区役所新庁舎1階食堂で栄養バランスのとれた食事の大切さ、健康的な食習慣等の普及啓発を図るため健康メニューとして提供した。

○中野区ホームページでのPRの充実

うさごはんカレンダーの壁紙提供（カレンダーは協定による協働事業として専門学校東京テクニカルカレッジの学生が作成）、区のホームページで広く食育運動が地域に浸透するようPRを行った。

○食育リーフレットの作成

子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせた食育を広げるため、ライフステージを6つに分けたリーフレットを令和5年度に作成した。各リーフレットは対象ごとのライフイベントや区内公共施設で配布しているほか、区ホームページからもダウンロード可能となっている。また、リーフレットを活用した食育講習会を開催し、各年齢層に合わせた食習慣等についての意識啓発を行った。

○尿中ナトリウム・カリウム比検査による食生活改善アドバイス事業

令和6年度より、高血圧の予防・改善の一つである減塩について、尿中におけるナトリウムとカリウムの比率を検査し、分析結果に基づいて個々に応じた食生活改善のアドバイスを行い、区民に対して健康を意識した食生活が実践できるよう働きかけた。

令和6年度は、健康測定イベント及び郵送による申込で合計410名に尿中ナトリウム・カリウム比検査による食生活改善アドバイスを行った。

○食育推進事業補助金交付事業

区民の将来にわたる健康の確保と次代を担う感性豊かな人材の育成を行い、区民一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図れるよう食育の推進に寄与することを目的として、子どもの健やかな成長を主たる趣旨として実施する食育の推進に係る事業に対して補助金を交付している。

令和6年度交付実績：1団体、257,000円

○なかの里・まち連携事業の実施〔所管：産業振興課〕

「なかの里・まち連携 観光・体験交流事業」にて果物・野菜の収穫体験やそば打ち体験を行うことにより、参加者の食への理解を深める機会を設けている。また、区内の物産展にて安全・安心で新鮮な農産物を産地直送で販売している。生産者が販売することにより、農産物のおいしい食べ方や栄養などについて、生産者と直接話をしながら交流を図ることができる。

⑥受動喫煙防止対策

令和元年7月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が一部施行されたことを受け、区有施設における受動喫煙防止対策を推進した。

令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行されたことに伴い、区民及び飲食店等の管理権原者等に対し、制度の内容や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について引き続き普及啓発を行うとともに、法令違反の事業者に対する指導等を行っている。

⑦禁煙外来治療費助成事業

禁煙に取り組む区民を支援し、受動喫煙による周囲への健康被害を防止することを目的として、令和元年6月から、禁煙外来治療費助成事業を開始した。

令和6年度は72名の登録申請があり、そのうち21名に助成金を交付した。

第2 健康の自己管理を行う区民

1 がん等健診

健康増進法第19条の2に市町村は厚生労働省令で定めるものの実施に努めることとし、その省令で定める事業にがん検診や肝炎ウイルス検査などがあり、区は各種の健（検）診を行い、がんなどの疾患を早期発見し、早期治療につなげるとともに、健康管理に関する正しい知識の普及を行っている。

（1）がん等健診

①健康づくり健診

生活習慣病を早期発見し、早期治療につなげるため、35歳から39歳の区民及び健康保険の対象とならない40歳以上の生活保護受給者等の区民を対象に実施している。

健康づくり健診受診状況

| 区分 | | 合計 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75歳以上 | 前年度合計 |
|------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 受診者数 | 男 | 777 | 175 | 32 | 36 | 48 | 65 | 62 | 71 | 92 | 196 | 746 |
| | 女 | 913 | 366 | 13 | 32 | 35 | 48 | 42 | 33 | 44 | 300 | 820 |
| | 合計 | 1,690 | 541 | 45 | 68 | 83 | 113 | 104 | 104 | 136 | 496 | 1,566 |

健康づくり健診のメタボリックシンドローム判定

| 区分 | | 合計 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75歳以上 | 前年度合計 |
|------|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 受診者数 | | 1,690 | 541 | 45 | 68 | 83 | 113 | 104 | 104 | 136 | 496 | 1,566 |
| 結果判定 | 該当者 | 325 | 22 | 9 | 11 | 28 | 33 | 29 | 37 | 46 | 110 | 302 |
| | 予備群 | 185 | 46 | 7 | 16 | 9 | 13 | 18 | 16 | 13 | 47 | 211 |
| | 非該当 | 1,175 | 471 | 29 | 40 | 46 | 67 | 57 | 51 | 76 | 338 | 1,049 |
| | 判定不能 | 5 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 |

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

②肝炎ウイルス検査

B型及びC型肝炎ウイルス検査は、40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受診したことのない区民を対象に実施している。

肝炎ウイルス検査受診状況

| 区分 | | 合計 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75歳以上 | 前年度合計 | |
|------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 受診者数 | 男 | 1,318 | 235 | 140 | 114 | 99 | 138 | 197 | 129 | 266 | 1,139 | |
| | 女 | 1,313 | 209 | 82 | 119 | 109 | 139 | 199 | 149 | 307 | 1,336 | |
| | 合計 | 2,631 | 444 | 222 | 233 | 208 | 277 | 396 | 278 | 573 | 2,475 | |
| 結果 | B型 | 陰性 | 2,608 | 441 | 219 | 231 | 206 | 271 | 395 | 275 | 570 | 2,459 |
| | | 陽性 | 23 | 3 | 2 | 2 | 6 | 1 | 3 | 3 | 16 | |
| | C型 | 陰性 | 2,623 | 444 | 222 | 233 | 208 | 276 | 396 | 277 | 567 | 2,468 |
| | | 陽性 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 6 | 7 |

③乳がん検診

乳がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の女性を対象に視触診検査や乳房X線検査（マンモグラフィ検査）を隔年検診として実施している。

乳がん検診受診状況

| 区分 | 合計 | 40~ 44歳 | 45~ 49歳 | 50~ 54歳 | 55~ 59歳 | 60~ 64歳 | 65~ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 |
|------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 視触診検査受診者数 | 5,088 | 571 | 620 | 725 | 637 | 520 | 550 | 1,465 | 5,049 |
| 乳房X線検査受診者数 | 5,827 | 672 | 742 | 832 | 732 | 616 | 634 | 1,599 | 6,314 |
| 総合判定結果 | 異常なし | 5,236 | 567 | 636 | 745 | 672 | 556 | 578 | 1,482 |
| | 要精検 | 591 | 105 | 106 | 87 | 60 | 60 | 56 | 117 |
| | | | | | | | | | 542 |

乳がん検診精密検査受診状況

| 区分 | 合計 | 40~ 44歳 | 45~ 49歳 | 50~ 54歳 | 55~ 59歳 | 60~ 64歳 | 65~ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 |
|------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 受診者数 | 371 | 57 | 53 | 58 | 39 | 43 | 36 | 85 | 309 |
| 結果 | 異常なし | 199 | 34 | 21 | 27 | 18 | 24 | 20 | 55 |
| | 乳がん | 13 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 16 |
| | 乳がんの疑い | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| | その他疾患 | 155 | 21 | 31 | 30 | 19 | 16 | 13 | 126 |

④胃がん検診

胃がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の区民を対象に胃部X線検査を隔年検診として実施している。令和2年度より、50歳から59歳までの区民を対象に胃内視鏡検査を胃部X線検査との選択制・隔年検診として開始し、令和4年度より、69歳まで拡大した。

また、透視台上で指示に従って動けない等の理由で検診車での検診が困難な障害者手帳を持つ区民に対しては、個別検査（内視鏡検査）を実施している。

胃がん検診（胃部X線検査・個別検査）受診状況

| 区分 | 合計 | 40~ 44歳 | 45~ 49歳 | 50~ 54歳 | 55~ 59歳 | 60~ 64歳 | 65~ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 | |
|--------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-------|
| 胃部X線検査 | 受診者数 | 男 | 546 | 39 | 49 | 39 | 35 | 46 | 59 | 279 |
| | | 女 | 803 | 70 | 74 | 62 | 80 | 67 | 82 | 1,119 |
| | 合計 | 1,349 | 109 | 123 | 101 | 115 | 113 | 141 | 647 | 1,872 |
| 個別検査 | 結果 | 異常なし | 1,326 | 104 | 119 | 101 | 115 | 110 | 137 | 640 |
| | | 要精検 | 23 | 5 | 4 | 0 | 0 | 3 | 4 | 37 |
| | 受診者数 | 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 結果 | 異常なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 要治療 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

胃がん検診（胃内視鏡検査）受診状況

| 区分 | 合計 | 50~ 54歳 | 55~ 59歳 | 60~ 64歳 | 65~ 69歳 | 前年度 合計 |
|--------|------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 胃内視鏡検査 | 受診者数 | 男 | 452 | 99 | 118 | 106 |
| | | 女 | 863 | 204 | 251 | 204 |
| | 合計 | 1,315 | 303 | 369 | 310 | 1,098 |
| 結果 | 異常なし | 1,302 | 300 | 366 | 306 | 1,083 |
| | 要精検 | 13 | 3 | 3 | 4 | 15 |

胃がん検診（胃部X線検査・個別検査・胃内視鏡検査）精密検査受診状況

| 区分 | | 合計 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 |
|------|--------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 受診者数 | 男 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 21 |
| | 女 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 10 |
| | 合計 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 31 |
| 結果 | 異常なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 胃がん | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 胃がんの疑い | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他疾患 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 23 |

⑤子宮頸がん検診

子宮頸がんを早期発見し、早期治療につなげるため、20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を隔年検診として実施している。

子宮頸がん検診受診状況

| 区分 | 合計 | 20～ 24歳 | 25～ 29歳 | 30～ 34歳 | 35～ 39歳 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 | |
|------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-------|
| 受診者数 | 10,018 | 410 | 1,227 | 1,373 | 1,224 | 945 | 904 | 890 | 782 | 616 | 573 | 1,074 | 8,128 | |
| 結果 | 異常なし | 9,773 | 391 | 1,170 | 1,318 | 1,183 | 923 | 879 | 879 | 777 | 613 | 571 | 1,069 | 7,937 |
| | 要精検 | 245 | 19 | 57 | 55 | 41 | 22 | 25 | 11 | 5 | 3 | 2 | 5 | 191 |

子宮頸がん検診精密検査受診状況

| 区分 | 合計 | 20～ 24歳 | 25～ 29歳 | 30～ 34歳 | 35～ 39歳 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 |
|------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 受診者数 | 113 | 5 | 16 | 22 | 20 | 13 | 18 | 8 | 3 | 2 | 2 | 4 | 148 |
| 結果 | 異常なし | 46 | 2 | 3 | 6 | 8 | 7 | 8 | 4 | 2 | 2 | 0 | 460 |
| | 異形成 | 66 | 3 | 13 | 16 | 11 | 6 | 10 | 4 | 1 | 0 | 2 | 69 |
| | 子宮がん | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確定できず | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 |

⑥大腸がん検診

大腸がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の区民を対象に便潜血反応検査（2日法）を実施している。

大腸がん検診受診状況

| 区分 | 合計 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 | |
|------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|--------|
| 受診者数 | 男 | 9,780 | 453 | 569 | 647 | 701 | 763 | 1,064 | 5,583 | 9,804 |
| | 女 | 15,896 | 469 | 624 | 861 | 1,025 | 1,269 | 1,829 | 9,819 | 16,399 |
| | 合計 | 25,676 | 922 | 1,193 | 1,508 | 1,726 | 2,032 | 2,893 | 15,402 | 26,203 |
| 結果 | 異常なし | 23,701 | 871 | 1,126 | 1,428 | 1,632 | 1,911 | 2,718 | 14,015 | 24,260 |
| | 要精検 | 1,975 | 51 | 67 | 80 | 94 | 121 | 175 | 1,387 | 1,943 |

大腸がん検診精密検査受診状況

| 区分 | 合計 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 | |
|------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----|
| 受診者数 | 男 | 301 | 8 | 9 | 12 | 14 | 16 | 32 | 210 | 364 |
| | 女 | 352 | 9 | 11 | 15 | 13 | 19 | 39 | 246 | 467 |
| | 合計 | 653 | 17 | 20 | 27 | 27 | 35 | 71 | 456 | 831 |
| 結果 | 異常なし | 95 | 6 | 5 | 8 | 4 | 10 | 8 | 54 | 115 |
| | 大腸がん | 34 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 29 | 49 |
| | その他疾患 | 524 | 11 | 15 | 19 | 22 | 24 | 60 | 373 | 667 |

⑦眼科検診

緑内障や糖尿病網膜症、加齢黄斑変性など失明の恐れのある疾患の早期発見、早期治療を図るために、45・55・65歳の区民を対象に矯正視力検査、屈折検査、精密眼圧検査、細隙燈顕微鏡検査及び精密眼底検査を実施している。

眼科検診受診状況

| 区分 | | 合計 | 45歳 | 55歳 | 65歳 | 前年度合計 |
|-------------|--------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 受診者数 | 男 | 342 | 85 | 106 | 151 | 371 |
| | 女 | 777 | 165 | 301 | 311 | 852 |
| | 合計 | 1,119 | 250 | 407 | 462 | 1,223 |
| 結果 有所見項目 | 異常なし | 762 | 191 | 288 | 283 | 823 |
| | 有所見者数 | 357 | 59 | 119 | 179 | 400 |
| | 糖尿病網膜症 | 7 | 1 | 1 | 5 | 6 |
| | 緑内障 | 15 | 0 | 4 | 11 | 15 |
| | 緑内障の疑い | 155 | 32 | 62 | 61 | 160 |
| | その他 | 198 | 27 | 56 | 115 | 227 |

※ 有所見項目は重複所見あり。

⑧胃がんハイリスク診査

ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を検査し、胃がんの発生リスクを知ることで、より効果的に胃がんの予防や早期発見を図ることを目的として、40歳以上で過去に胃がんハイリスク診査が未受診の区民を対象に実施している。

胃がんハイリスク診査受診状況

| 区分 | | 合計 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 |
|-----------|------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 受診者数 | 男 | 435 | 223 | 36 | 25 | 44 | 26 | 36 | 45 | 384 |
| | 女 | 582 | 275 | 39 | 49 | 55 | 38 | 48 | 78 | 626 |
| | 合計 | 1,017 | 498 | 75 | 74 | 99 | 64 | 84 | 123 | 1,010 |
| 結果 要精検 | 異常なし | A | 775 | 404 | 57 | 60 | 76 | 47 | 56 | 757 |
| | | B | 181 | 73 | 13 | 11 | 20 | 13 | 22 | 201 |
| | | C | 49 | 15 | 4 | 3 | 3 | 2 | 4 | 39 |
| | | D | 12 | 6 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 13 |

胃がんハイリスク診査結果判定について

| 結果判定 | 異常なし | 要精検 | | |
|-----------|------|-----|----|----|
| | A | B | C | D |
| 血清ペプシノゲン値 | 陰性 | 陰性 | 陽性 | 陽性 |
| ピロリ菌抗体値 | 陰性 | 陽性 | 陽性 | 陰性 |
| 胃がん発生のリスク | 低 | → | 高 | |

胃がんハイリスク診査精密検査受診状況

| 区分 | | 合計 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70歳 以上 | 前年度 合計 |
|-----------|--------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 受診者数 | 男 | 37 | 17 | 3 | 1 | 4 | 3 | 5 | 4 | 39 |
| | 女 | 63 | 25 | 6 | 4 | 8 | 5 | 6 | 9 | 48 |
| | 合計 | 100 | 42 | 9 | 5 | 12 | 8 | 11 | 13 | 87 |
| 結果 胃がん | 異常なし | 11 | 7 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| | 胃がん | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 胃がんの疑い | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | その他疾患 | 85 | 34 | 8 | 3 | 12 | 7 | 11 | 10 | 81 |

⑨がん検診等の普及啓発

ア がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定

平成22年度に、がん検診の受診率向上を目的に、区民と接する機会を多く持つ民間企業と連携し、がん検診の普及啓発及び受診率向上に向けた取組を推進するため、民間企業2社（アフラック、西武信用金庫）と「がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定」を締結した。

さらに、平成26年4月には新渡戸文化学園と、平成29年9月にはキングス・ガーデン東京と協定を締結した。

これらの協定締結企業等とは、がん征圧月間、ピンクリボン運動月間に、区のお知らせ板、関係施設等に掲示するがん検診啓発用ポスターや町会・自治会掲示板に掲示するチラシの作成などについて協働で取り組んだ。

今後も、がん検診受診率向上に向けて民間企業等との連携を図っていく。

イ がんに関する普及啓発

がん征圧月間（9月）には、新渡戸文化学園の協力により、がんを知るパネル展を区役所及び中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」で開催した。また、ピンクリボン運動月間（10月）には、区役所で乳がんに関するパネル展を開催し、中野駅前で街頭キャンペーンを実施している。

（2）成人歯科健診

生活習慣病対策の一環として、歯周病等の予防及び早期発見・早期治療を推進するため、35歳から75歳の区民を対象に口腔内診査、出血判定・咀嚼力判定、義歯等に関する指導及び相談を実施している。

成人歯科健診受診状況

| 区分 | | 合計 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～75歳 | 前年度合計 |
|------|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 受診者数 | 男 | 2,152 | 84 | 394 | 348 | 248 | 210 | 248 | 290 | 330 | 2,389 |
| | 女 | 3,648 | 177 | 570 | 502 | 427 | 463 | 408 | 488 | 613 | 3,972 |
| | 合計 | 5,800 | 261 | 964 | 850 | 675 | 673 | 656 | 778 | 943 | 6,361 |
| 結果 | 異常なし | 1,009 | 44 | 158 | 135 | 110 | 100 | 121 | 147 | 194 | 1,132 |
| | 要指導 | 506 | 17 | 73 | 66 | 58 | 69 | 60 | 77 | 86 | 582 |
| | 要精検 | 4,285 | 200 | 733 | 649 | 507 | 504 | 475 | 554 | 663 | 4,647 |

（3）長寿（後期高齢者）健診

東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、後期高齢者医療制度加入者向けに、日常生活機能の維持、介護予防に着目した健診を実施している。

長寿（後期高齢者）健診受診状況

| 区分 | | 合計 | 前年度合計 |
|------|----|--------|--------|
| 受診者数 | 男 | 5,719 | 5,406 |
| | 女 | 10,297 | 9,994 |
| | 合計 | 16,016 | 15,400 |

長寿（後期高齢者）健診のメタボリックシンドローム判定

| 区分 | 合計 | 前年度合計 |
|------|--------|--------|
| 受診者数 | 16,016 | 15,400 |
| 結果判定 | 該当者 | 2,714 |
| | 予備群 | 2,007 |
| | 非該当 | 11,272 |
| | 判定不能 | 23 |
| | | 10 |

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

第3 国保データヘルス計画に基づく保健事業

1 特定健診・保健指導

(1) 特定健診・保健指導

①国保特定健診

40歳以上75歳未満の中野区国民健康保険被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健診を実施している。

国保特定健診受診状況

| 区分 | 合計 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70～ 74歳 | 前年度 合計 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 受診者数 | 男 | 6,707 | 507 | 602 | 704 | 768 | 842 | 1,248 | 2,036 |
| | 女 | 9,008 | 487 | 536 | 732 | 842 | 1,200 | 1,995 | 3,216 |
| | 合計 | 15,715 | 994 | 1,138 | 1,436 | 1,610 | 2,042 | 3,243 | 5,252 |
| | | | | | | | | | 16,599 |

国保特定健診のメタボリックシンドローム判定

| 区分 | 合計 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70～ 74歳 | 前年度 合計 |
|------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 結果判定 | 受診者数 | 15,715 | 994 | 1,138 | 1,436 | 1,610 | 2,042 | 3,243 | 5,252 |
| | 該当者 | 2,390 | 74 | 118 | 175 | 247 | 307 | 555 | 914 |
| | 予備群 | 1,922 | 120 | 134 | 180 | 185 | 245 | 412 | 646 |
| | 非該当 | 11,385 | 797 | 884 | 1,078 | 1,176 | 1,489 | 2,273 | 3,688 |
| | 判定不能 | 18 | 3 | 2 | 3 | 2 | 1 | 3 | 4 |
| | | | | | | | | | 9 |

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

②国保特定保健指導

国保特定健診の結果を踏まえて、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つのレベルに階層化し、被保険者の健康状態やライフスタイルに応じた生活習慣の改善を促す保健指導を実施している。

国保特定健診の特定保健指導階層結果

| 区分 | 合計 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60～ 64歳 | 65～ 69歳 | 70～ 74歳 | 前年度 合計 |
|---------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 特定健診受診者 | 15,715 | 994 | 1,138 | 1,436 | 1,610 | 2,042 | 3,243 | 5,252 | 16,599 |
| 階層結果 | 情報提供 | 13,881 | 804 | 928 | 1,211 | 1,384 | 1,812 | 2,931 | 4,811 |
| | 動機付け支援 | 1,237 | 88 | 99 | 102 | 94 | 101 | 312 | 441 |
| 階層結果 | 積極的支援 | 597 | 102 | 111 | 123 | 132 | 129 | - | 632 |
| | | | | | | | | | |

国保特定健診の特定保健指導実施状況

| 区分 | 合計 | 動機付け支援 | 積極的支援 | 前年度合計 |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| 対象者数 | 1,619 | 1,022 | 597 | 1,812 |
| 初回面接のみ | 43 | 32 | 11 | 37 |
| 支援終了者 | 60 | 50 | 10 | 82 |
| 実績評価のみ | 24 | 19 | 5 | 32 |

※ 国は特定保健指導の対象者の把握にあたり、メタボリックシンドロームの診断基準とは異なる判定値を決めている。腹囲の基準値を上回り、血液検査に加え、服薬歴・喫煙等のリスク要因の数により階層化している。

※ 初回面接のみは、6年度に開始し7年度に終了する予定の人数。支援終了者は、6年度に開始及び終了した人数。実績評価のみは、5年度に開始し6年度に終了した人数。

2 国保保健事業

(1) 国保保健事業

①糖尿病性腎症重症化予防事業

被保険者の糖尿病性腎症重症化予防によるQOL (Quality of Life) の向上及び医療費削減を目的とし、特定健診結果やレセプトデータから糖尿病性腎症が疑われる被保険者に対し保健指導を実施している。

実施状況

| 年度 | 参加人員 | 終了人員 |
|-------|------|------|
| 令和5年度 | 28名 | 24名 |
| 令和6年度 | 19名 | 16名 |

②生活習慣病ハイリスク者に対する受療勧奨事業

特定健診結果やレセプトデータから生活習慣病が疑われる被保険者に対し医療機関への受療勧奨と保健指導を実施している。

○実施状況

受療勧奨・保健指導実施人数 450 名

③治療中断者に対する受療勧奨事業

特定健診未受診者のうち、レセプトデータから生活習慣病の治療を中断している被保険者に対し治療再開を促す勧奨を実施している。

○実施状況

受療勧奨・保健指導実施人数 159 名

④ジェネリック医薬品利用促進事業

医療費削減を目的とし、レセプトデータから後発医薬品のある先発医薬品を服薬している者を抽出し、対象者に年3回医療費差額通知を発送している。

実施状況

| 年度 | 1回目 | 2回目 | 3回目 |
|-------|--------|--------|--------|
| 令和5年度 | 2,617通 | 2,750通 | 2,435通 |
| 令和6年度 | 1,497通 | 1,885通 | 1,130通 |

⑤重複服薬指導事業

過剰服薬による健康被害の防止と医療費削減を目的とし、複数の医療機関から計 60 日以上の同薬効の処方を受けている月が年に 3 ヶ月以上ある者に適正量の服薬を促す通知を発送する。

○実施状況

通知発送数 219 通

第4 安心できる地域医療体制の整備

1 地域医療

(1) 地域医療機能の検討

新型コロナウイルス感染症対応で明らかとなった区の課題や、第8次東京都保健医療計画における医療提供のあり方を踏まえ、地域における適切な医療提供体制を確保するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる展開に向け、関係機関と協議を行い、区に求められる地域医療機能の検討を進めていく。

(2) 救急医療体制支援

①休日医療・歯科医療拠点事業

ア 休日診療

日曜、国民の祝日、年末年始の休診日に医療機関が当番制で診療を行うことにより、急病時でも区民が安心して医療を受けられる体制を確保する。中野区医師会に委託して実施している。

《診療時間》 午前9時～正午、午後1時～午後5時

《当 番 医》 1休日6か所。原則として南北各3か所に配置している。往診は行わない。

実施状況

| | 実施日数 | 延実施医療機関数 | 利用状況（延利用人数） | | | |
|-------|---------------|----------|-------------|------------------------|-------------|------------|
| | | | 合 計 | すぐに手術が必要な者または病院移送を要する者 | 当日診療を必要とする者 | 平日でも診療可能の者 |
| 令和6年度 | 年度実績 | 72 | 431 | 14,612 | 417 | 12,309 |
| | 1医療機関1日あたりの平均 | | 33.9 | 1.0 | 28.6 | 4.4 |
| 令和5年度 | 年度実績 | 73 | 438 | 14,552 | 336 | 12,273 |
| | 1医療機関1日あたりの平均 | | 33.2 | 0.8 | 28.0 | 4.4 |

イ 休日歯科診療

国民の祝日、年末年始の休診日に歯科医療機関が当番制で歯科診療を行うことにより、急病時でも区民が安心して医療を受けられる体制を確保する。中野区歯科医師会に委託して実施している。

《診療時間》 午前9時～正午、午後1時～午後5時

《当 番 医》 1休日2か所。原則として南北各1か所に配置している。ただし、12月30日、31日及び1月2日については、3か所配置している。

実施状況

| | 実施日数 | 延実施医療機関数 | 利用状況（延利用人数） | | |
|-------|---------------|----------|-------------|-------------|------------|
| | | | 合 計 | 当日診療を必要とする者 | 平日でも診療可能の者 |
| 令和6年度 | 年度実績 | 26 | 55 | 291 | 291 |
| | 1医療機関1日あたりの平均 | | 5.3 | 5.3 | - |
| 令和5年度 | 年度実績 | 23 | 49 | 264 | 264 |
| | 1医療機関1日あたりの平均 | | 5.4 | 5.4 | - |

ウ 休日調剤薬局

日曜、国民の祝日、年末年始の休診日に調剤薬局が当番制で応急調剤を行うことにより、急病時でも区民が安心して薬の処方を受けられる体制を確保する。中野区薬剤師会に委託して実施している。

- 《調剤時間》 午前9時～正午、午後1時～午後5時30分
- 《当番薬局》 令和2年度から、当番薬局数を1休日あたり2か所から3か所に増やした。
ゴールデンウィーク、年末年始については、4か所配置している。
- 《調剤センター》 中野区薬剤師会に調剤センターを置き、当番薬局の薬剤不足等に対応している。

実施状況

| | | 実施日数 | 延実施薬局数 | 利用状況（延利用人数） | | | | | |
|-------|-------------|------|--------|-------------|-------|-------|-----|-----|-----|
| | | | | 合計 | 内科 | 小児科 | 外科 | 歯科 | その他 |
| 令和6年度 | 年度実績 | 72 | 227 | 6,926 | 4,453 | 1,934 | 22 | 34 | 483 |
| | 1薬局1日あたりの平均 | | | 30.5 | 19.6 | 8.5 | 0.1 | 0.1 | 2.1 |
| 令和5年度 | 年度実績 | 73 | 230 | 7,311 | 5,128 | 1,729 | 1 | 21 | 432 |
| | 1薬局1日あたりの平均 | | | 31.8 | 22.3 | 7.5 | 0.0 | 0.1 | 1.9 |

エ 歯科医療拠点事業

日曜における歯科急病患者の歯科救急電話相談及び歯科診療を実施することにより、日曜の歯科診療を確保し区民の健康を守る。平成26年度から中野区歯科医師会に委託して実施している。平成26年度はスマイル歯科診療所で実施し、平成27年度からは区内歯科診療所の当番制により実施している。

《実施医療機関》 区内歯科診療所 1か所

《実施内容》 祝日、年末年始を除く毎週日曜日

歯科診療 午前9時～正午、午後1時～午後5時

歯科救急電話相談 午前9時～正午

実施状況

| | | 実施日数 | 延実施医療機関数 | 利用状況（延利用人数） | |
|-------|----------|------|----------|-------------|------|
| | | | | 歯科救急電話相談 | 歯科診療 |
| 令和6年度 | 年度実績 | 46 | 46 | 12 | 81 |
| | 1日あたりの平均 | | | 0.3 | 1.8 |
| 令和5年度 | 年度実績 | 50 | 50 | 32 | 86 |
| | 1日あたりの平均 | | | 0.6 | 1.7 |

②小児初期救急医療体制

ア 小児初期救急医療事業

一般診療所等の診療時間終了後的小児救急医療体制の整備を図るため、準夜間における小児初期診療（診療科目は小児科）を医療機関に委託して通年実施している。

《委託医療機関》 新渡戸記念中野総合病院

《所在地》 中野区中央四丁目59番16号

《対象者》 原則として満15歳以下の小児

《診療時間》 午後7時～午後10時

利用状況

| | 実施日数 | 延患者数 | 1日平均患者数 | 電話相談件数 |
|-------|------|------|---------|--------|
| 令和6年度 | 365 | 513 | 1.4 | 1,017 |
| 令和5年度 | 366 | 534 | 1.5 | 1,195 |

イ 小児初期救急医療事業推進協議会

当該事業の円滑かつ継続的な運営を確保し、その推進を図るため、関係機関等の協力を得て協議会を設置している。令和6年度は対面にて1回開催した。

第6章 健康不安のない地域社会（保健予防課）

第1 健康危機から守られる地域社会

1 予防対策

（1）定期予防接種（予防接種法第2条）

定期予防接種対象者

| 対象疾病 | | 接種対象 |
|------------------|------------------|---|
| A類疾病 | ジフテリア | 生後2月から生後90月及び11歳以上13歳未満 |
| | 百日せき | 生後2月から生後90月 |
| | 破傷風 | 生後2月から生後90月及び11歳以上13歳未満 |
| | 急性灰白髄炎 | 生後2月から生後90月 |
| | 麻しん | 生後12月から生後24月及び小学校就学前1年間 |
| | 風しん | 生後12月から生後24月及び小学校就学前1年間 |
| | 日本脳炎 | 生後6月から生後90月及び9歳以上13歳未満 ただし、平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については20歳未満 |
| | B C G（結核） | 1歳未満 |
| | H i b 感染症 | 生後2月から生後60月 |
| | 肺炎球菌感染症 | 生後2月から生後60月 |
| | ヒトパピローマウイルス感染症 | 小学6年生から高校1年生相当の女子 ただし、平成9年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子については令和7年3月末まで |
| | 水痘 | 生後12月から生後36月 |
| B類疾病 | B型肝炎 | 1歳未満 |
| | ロタウイルス | 1回 出生6週0日後から出生24週0日後まで 5回 出生6週0日後から出生32週0日後まで |
| | 風しん抗体検査・風しん5期 | 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性 |
| | インフルエンザ | (1)65歳以上 (2)60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 |
| 肺炎球菌感染症 (高齢者) | 肺炎球菌感染症 (高齢者) | (1)65歳 (2)インフルエンザ接種対象者(2)と同様の者 |
| | 新型コロナウイルス感染症 | (1)65歳以上 (2)インフルエンザ接種対象者(2)と同様の者 |

定期予防接種は、一定の年齢者に期日または期間を定めて実施するものであり、「A類疾病」と「B類疾病」に分けられる。対象疾病及び接種対象者は上表のとおりで、委託医療機関において接種する個別接種方式で実施している。

急性灰白髄炎（ポリオ）の予防接種は、経口生ポリオワクチンが使用されてきたが、平成24年9月から不活化ポリオワクチンでの接種になり、平成24年11月からは原則としてジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオの四種混合ワクチン（D P T - I P V）での接種となった。さらに令和6年4月からジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・H i b 感染症の五種混合ワクチン（D P T - I P V - H i b）での接種となった。

予防接種法の改正により、A類疾病に平成25年4月からH i b（ヒブ）感染症、肺炎球菌感染症（小児）、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）の3疾病が、平成26年10月から水痘が、平成28年10月からB型肝炎が、令和2年10月からロタウイルスが追加された。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、平成25年6月14日から積極的勧奨が差し控えられていたが、令和4年4月に再開された。なお、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子については、キャッチアップ接種の対象者として、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を受けられることになった。なお、令和5年度は平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの女子、令和6年度は平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれの女子も対象とした。

日本脳炎の予防接種は、接種後に重い副反応があった事例をきっかけに平成17年度から平成21年度まで積極的な勧奨を差し控えられてきたが、現在は通常通りの接種が可能である。なお、この影響により予防接種を受ける機会を逸した平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれまでの者については、20歳未満の間、また、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた1期対象期間中に未接種の者も9歳から13歳未満の間であれば平成28年4月から定期予防接種の対象者としていた。

定期予防接種実施状況（中野区民実績分）

単位：人

| 対象疾病 | 期 別 | 回 次 | 5 | | | 6 | | |
|---|------|-----|-------|-------|---------|-------|-------|---------|
| | | | 対象者数 | 委託実施数 | 接種率 (%) | 対象者数 | 委託実施数 | 接種率 (%) |
| ロタウイルス（1価） | 第1回 | — | 2,103 | 1,034 | 49.2% | 2,029 | 989 | 48.7% |
| | | — | 2,103 | 1,027 | 48.8% | 2,029 | 957 | 47.2% |
| 計 | | | 4,206 | 2,061 | 49.0% | 4,058 | 1,946 | 48.0% |
| ロタウイルス（5価） | 第1回 | — | 2,103 | 1,080 | 51.4% | 2,029 | 1,061 | 52.3% |
| | | — | 2,103 | 1,087 | 51.7% | 2,029 | 1,075 | 53.0% |
| B型肝炎 | 第3回 | — | 2,103 | 1,071 | 50.9% | 2,029 | 1,028 | 50.7% |
| | | — | 6,309 | 3,238 | 51.3% | 6,087 | 3,164 | 52.0% |
| H i b 感染症 | 第1回 | — | 2,103 | 2,135 | 101.5% | 2,029 | 2,063 | 101.7% |
| | | — | 2,103 | 2,141 | 101.8% | 2,029 | 2,055 | 101.3% |
| 肺炎球菌感染症 | 第3回 | — | 2,103 | 2,000 | 95.1% | 2,029 | 1,913 | 94.3% |
| | | — | 6,309 | 6,276 | 99.5% | 6,087 | 6,031 | 99.1% |
| D P T (ジフテリア・百日せき・破傷風) | 1期初回 | 1 | 2,103 | 2,143 | 101.9% | 2,029 | 27 | 1.3% |
| | | 2 | 2,103 | 2,140 | 101.8% | 2,029 | 204 | 10.1% |
| D P T - I P V (ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎) | 1期初回 | 3 | 2,103 | 2,154 | 102.4% | 2,029 | 377 | 18.6% |
| | | — | 2,102 | 2,023 | 96.2% | 2,028 | 1,799 | 88.7% |
| 計 | | | 8,411 | 8,460 | 100.6% | 8,115 | 2,407 | 29.7% |
| D P T - I P V - H i b (ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・H i b 感染症) | 1期初回 | 1 | 2,103 | 2,137 | 101.6% | 2,029 | 2,071 | 102.1% |
| | | 2 | 2,103 | 2,151 | 102.3% | 2,029 | 2,071 | 102.1% |
| D T (ジフテリア・破傷風) | 2 | 3 | 2,103 | 2,154 | 102.4% | 2,029 | 2,024 | 99.8% |
| | | — | 2,102 | 2,032 | 96.7% | 2,028 | 1,964 | 96.8% |
| 計 | | | 8,411 | 8,474 | 100.7% | 8,115 | 8,130 | 100.2% |
| M R (麻しん・風しん混合) | 1期 | 1 | 2,102 | 2,059 | 98.0% | 2,028 | 1,882 | 92.8% |
| | | — | 2,102 | 0 | 0.0% | 2,028 | 0 | 0.0% |
| M R (麻しん・風しん混合) | 2期 | 1 | 2,102 | 1 | 0.0% | 2,028 | 1 | 0.0% |
| | | — | 2,102 | 0 | 0.0% | 2,028 | 1 | 0.0% |
| 計 | | | 8,411 | 1 | 0.0% | 8,115 | 4 | 0.0% |
| 日本脳炎 | 1期初回 | 1 | 2,053 | 2,359 | 114.9% | 1,955 | 2,165 | 110.7% |
| | | 2 | 2,053 | 2,282 | 111.2% | 1,955 | 2,177 | 111.4% |
| 日本脳炎 | 1期追加 | — | 2,096 | 2,097 | 100.0% | 1,979 | 2,158 | 109.0% |
| | | — | 2,029 | 1,950 | 96.1% | 2,081 | 2,014 | 96.8% |
| 計 | | | 8,231 | 8,688 | 105.6% | 7,970 | 8,514 | 106.8% |

| 対象疾病 | 期 別 | 回 次 | 5 | | | 6 | | | | |
|----------------|--------------------------------------|-----|--------------|-----------|--------------|--------------|-----------|--------------|-------|--|
| | | | 対象者数 (注1) | 委託実施 数 | 接 種 率 (%) | 対象者数 (注1) | 委託実施 数 | 接 種 率 (%) | | |
| ヒトパピローマウイルス感染症 | 小学6年生～高校1年生 相当の女子 | 第1回 | — | 934 | 842 | 90.1% | 949 | 857 | 90.3% | |
| | | 第2回 | — | 934 | 577 | 61.8% | 949 | 658 | 69.3% | |
| | | 第3回 | — | 934 | 333 | 35.7% | 949 | 269 | 28.3% | |
| | 平成9年4月2日～ 平成20年4月1日生まれの女性 (注2) | 第1回 | — | 19,167 | 1,029 | 5.4% | 21,145 | 3,646 | 17.2% | |
| | | 第2回 | — | 19,167 | 892 | 4.7% | 21,145 | 2,924 | 13.8% | |
| | | 第3回 | — | 19,167 | 844 | 4.4% | 21,145 | 2,473 | 11.7% | |
| 計 | | | 60,303 | 4,517 | 7.5% | 66,282 | 10,827 | 16.3% | | |
| 水痘 (みずぼうそう) | | 初回 | — | 2,102 | 2,075 | 98.7% | 2,028 | 1,896 | 93.5% | |
| | | 追加 | — | 2,046 | 1,913 | 93.5% | 2,013 | 1,919 | 95.3% | |
| 計 | | | 4,148 | 3,988 | 96.1% | 4,041 | 3,815 | 94.4% | | |

※定期予防接種のうちB C Gの接種実施状況は133ページに掲載。

(注1) 標準的な接種期間とされる中学1年生女子の総数

(注2) 令和5年度は、平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性

平成31年4月から、国の追加的対策で、風しん抗体検査・風しん5期の定期接種が開始された。

対象者は、抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性である。実施期間は令和4年3月末までであったが、対象者の抗体保有率90%の目標を達成するため、接種期間を3年間延長し、令和7年3月31日で終了した。

| 風しん抗体検査・風しん5期定期接種実施状況 | | 対象者数 | 種類 | 委託実施数 | 接種率(%) |
|-----------------------|---------------------------|--------|------|-------|--------|
| 風しん抗体検査・風しん5期定期接種 | 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 | 17,395 | 抗体検査 | 465 | 2.7% |
| | | | 予防接種 | 66 | 0.4% |

高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種は期間を設定して平成13年12月から、肺炎球菌感染症予防接種は平成26年10月から、新型コロナワクチン予防接種は令和6年3月31日をもって臨時接種が終了し、令和6年10月から定期予防接種（B類疾病）として委託医療機関において実施している。

肺炎球菌感染症の対象者は、65歳の者及び60歳～65歳未満で一定の障害のある者である。特例として、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間、各年度末時点で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者も対象としていた。いずれも、これまでに1回でも23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者は対象外である。

| 高齢者インフルエンザ予防接種実施状況（中野区民実績分） | | | 対象者数 | 委託実施数 | 接種率(%) |
|-----------------------------|----------|-------------------------------|--------|--------|--------|
| インフルエンザ | 65歳以上 | 昭和34年12月31日以前に生まれ、接種日に65歳以上の者 | 68,002 | 33,661 | 49.5 |
| | 60～65歳未満 | 特定の障害のある者 | 117 | 45 | 38.5 |
| 合 計 | | | 68,119 | 33,706 | 49.5 |
| 前 年 度 • 合 計 | | | 68,369 | 32,627 | 47.7 |

| 高齢者肺炎球菌予防接種実施状況（中野区民実績分） | | | 対象者数 | 委託実施数 | 接種率(%) |
|--------------------------|----------|------------------------------|--------|-------|--------|
| 肺炎球菌 感染症 | 65歳 | 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 生まれの者 | 3,080 | 793 | 25.7 |
| | 60～65歳未満 | 特定の障害のある者 | 90 | 5 | 5.6 |
| 合 計 | | | 3,170 | 798 | 25.2 |
| 前 年 度 • 合 計 | | | 11,518 | 2,574 | 22.3 |

| 新型コロナワイルスワクチン予防接種実施状況（中野区民実績分） | | | 対象者数 | 委託実施数 | 接種率(%) |
|--------------------------------|----------|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 新型コロナワイルス感染症 | 65歳以上 | 昭和35年4月1日以前に生まれ、接種日に65歳以上の者 | 68,957 | 19,708 | 28.6 |
| | 60～65歳未満 | 特定の障害のある者 | 117 | 26 | 22.2 |
| 合 | | | 69,074 | 19,734 | 28.6 |

(2) 任意予防接種支援

①中野区小児任意予防接種費用助成

任意予防接種を受ける乳幼児の保護者に対し、医療機関へ支払う予防接種費用の一部を助成している。平成29年4月から、流行性耳下腺炎の助成回数を1回から2回に拡大し、平成29年10月から、小児インフルエンザ予防接種の助成を実施している。小児インフルエンザ予防接種は、令和5年10月より、対象者を拡大し、生後6か月から中学3年生までの者を助成対象とした。また、令和6年度から助成額を2,000円に増額した。

任意予防接種費用助成（中野区小児任意予防接種費用助成要綱）

| 対象疾病 | 助成対象者 | 助成回数 | 助成額 | 助成実績 |
|---------|----------------|------|---------|----------|
| 流行性耳下腺炎 | 1歳以上小学校就学前の幼児 | 2回 | 4,000 円 | 3,482 件 |
| インフルエンザ | 生後6か月から中学3年生まで | 2回 | 2,000 円 | 21,359 件 |

②麻しん風しん（MR）混合ワクチン

2歳から19歳未満までのMR予防接種を1回も接種を行ったことがない者（定期予防接種対象年齢の者を除く）及び小学校1年生から19歳未満までのMR予防接種を1回行ったことがある者についても任意予防接種（公費負担）を行っている。

任意予防接種（公費負担）実施状況

| 対象疾病 | 接種対象者 | 助成件数 |
|---------------|--|------|
| MR（麻しん・風しん混合） | 1期（生後12月以上24ヶ月未満）と2期（小学校就学前の1年間）の対象年齢の間の幼児 | 11 |
| 麻しん | | 0 |
| 風しん | | 0 |
| MR（麻しん・風しん混合） | 小学1年生から19歳未満までの者 | 34 |
| 麻しん | | 0 |
| 風しん | | 0 |

③風しんワクチン接種支援事業

免疫のない女性が妊娠初期に風しんウイルスに感染して先天性風しん症候群（CRS）児が出生することを防ぐことを目的として、平成25年3月18日から予防接種の費用に対する一部助成を行っている。また、平成26年度からは風しん抗体検査の費用について全額助成を行っている。

平成30年12月から助成対象者を拡大した。平成31年4月から抗体検査の結果により予防接種も全額助成を行っている。

なお、平成31年度から令和6年度までは、国の追加的対策の風しん抗体検査・風しん5期定期接種の対象者（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性）は風しんワクチン接種支援事業の対象から除いて、実施していた。

風しん抗体検査及び予防接種支援事業

| 助成対象者 | | | 助成内容 | 助成実績 |
|-------|---------|--|------|-------|
| 女性 | 19歳以上 | 妊娠を予定または希望している者 妊婦健診等で風しんの抗体価が低かった者 | 抗体検査 | 371 件 |
| | | 妊娠を予定または希望している19歳以上の女性もしくは妊婦と同居している者 | 予防接種 | 328 件 |
| | 19歳以上 | 妊娠を予定または希望している19歳以上の女性もしくは妊婦と同居している者 | 抗体検査 | 6 件 |
| | | 妊娠を予定または希望している19歳以上の女性もしくは妊婦と同居していない者 | 予防接種 | 2 件 |
| 男性 | 19歳以上 | 妊娠を予定または希望している19歳以上の女性もしくは妊婦と同居している者 | 抗体検査 | 498 件 |
| | | 妊娠を予定または希望している19歳以上の女性もしくは妊婦と同居していない者 | 予防接種 | 151 件 |
| 男性 | 30歳～59歳 | 妊娠を予定または希望している19歳以上の女性もしくは妊婦と同居していない者 | 抗体検査 | 28 件 |
| | | 妊娠を予定または希望している19歳以上の女性もしくは妊婦と同居していない者 | 予防接種 | 8 件 |

男女別の計

| 助成対象者 | 助成内容 | 助成実績 |
|-------|------|-------|
| 女性 | 抗体検査 | 377 件 |
| | 予防接種 | 330 件 |
| 男性 | 抗体検査 | 526 件 |
| | 予防接種 | 159 件 |

④帯状疱疹任意予防接種費用助成

帯状疱疹の発症と重症化の防止を目的として、50歳以上の中野区民に対し、令和5年3月から医療機関へ支払う予防接種費用の一部助成を行っている。

帯状疱疹任意予防接種費用助成

| 対象ワクチン | 助成回数 | 助成額 | 助成実績 |
|----------------------|------|----------|---------|
| 生水痘ワクチン (ビケン) | 1回 | 4,000 円 | 180 件 |
| 不活化ワクチン (シングリックス) | 2回 | 10,000 円 | 4,538 件 |

⑤男子HPVワクチン任意予防接種費用助成

性感染症等の発症及び男女間の性交渉による女性への感染を防止することを目的として、小学6年生から高校1年生に相当する男子を対象に、令和5年8月から医療機関へ支払う予防接種費用の全額助成を行っている。なお、令和6年度は平成19年4月2日から令和20年4月1日生まれの男子も対象とした。

男子HPVワクチン任意予防接種費用助成

| 対象疾病 | 助成対象者 | 期 別 | 回 次 | 6 | | |
|----------------|------------------|-----|-----|--------|-------|--------|
| | | | | 対象者数 | 委託実施数 | 接種率(%) |
| ヒトパピローマウイルス感染症 | 小学6年生～高校1年生相当の男子 | 第1回 | — | 5,630 | 313 | 5.6% |
| | | 第2回 | — | 5,630 | 283 | 5.0% |
| | | 第3回 | — | 5,630 | 275 | 4.9% |
| 計 | | | | 16,890 | 871 | 5.2% |

⑥高齢者肺炎球菌任意予防接種費用助成

高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種の対象者である間に接種することができなかった66歳以上の中野区民を対象に、令和6年9月から令和7年3月まで医療機関へ支払う予防接種費用の一部助成を行った。

高齢者肺炎球菌任意予防接種費用助成

| 対象疾病 | 助成対象者 | 助成回数 | 助成額 | 助成実績 |
|---------|------------------|------|---------|-------|
| 高齢者肺炎球菌 | 66歳以上で過去に接種歴のない者 | 1回 | 5,000 円 | 117 件 |

⑦骨髓移植等による予防接種の免疫消失者に対する再接種費用助成

骨髓移植等の医療行為により既に受けた定期予防接種の効果が期待できないとの医師の判断を受けた方（免疫消失者）の疾病予防を目的として、次表に掲げる特定疾病の区分に応じた年齢未満の中野区民に対して、令和4年4月から再接種費用の一部助成を実施している。

骨髓移植等による予防接種の免疫消失者に対する再接種費用助成

| 特定疾病 | 基準年齢※ | 助成実績 |
|-----------------------|-------|------|
| ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎 | 15歳 | 0 件 |
| 麻しん・風しん | 20歳 | 0 件 |
| 日本脳炎 | 20歳 | 0 件 |
| 結核 | 4歳 | 0 件 |
| H i b 感染症 | 10歳 | 0 件 |
| 肺炎球菌感染症 | 6歳 | 0 件 |
| ヒトパピローマウイルス感染症 | 20歳 | 0 件 |
| 水痘 | 20歳 | 1 件 |
| B型肝炎 | 20歳 | 0 件 |

※基準年齢未満の中野区民が対象

（3）臨時予防接種（予防接種法第6条）

新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、予防接種法附則第7条の特例規定に基づいて実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の予防接種法においては、同法第6条第3項の予防接種とみなして同法の各規定が適用された。

なお、令和6年度の実施はなかった。

(4) 予防接種による健康被害の救済措置

予防接種法第15条により健康被害に対する救済補償が法制化されている。

予防接種健康被害の救済措置

| 給付項目 | 根拠規定 | 給付人員 | 原因予防接種名 |
|----------|-----------------|------|------------------------------------|
| 医療費・医療手当 | 予防接種法第16条第1項第1号 | 9 | 急性灰白髄炎 B C G 新型コロナワイルスワクチン |
| 障害年金 | 予防接種法第16条第1項第3号 | 3 | 百日せき第1期 急性灰白髄炎 新型コロナワイルスワクチン |
| 死亡一時金 | 予防接種法第16条第1項第4号 | 1 | 新型コロナワイルスワクチン |
| 葬祭料 | 予防接種法第16条第1項第5号 | 1 | 新型コロナワイルスワクチン |

(5) 国民健康・栄養調査（健康増進法第10条）

国民健康・栄養調査は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするものであり、国からの委託を受け毎年秋に行っている。令和6年度は、「健康日本21（第三次）」の指標に関する地域ごとの状況把握、比較分析し、健康づくり施策の資料とするため、大規模調査として、調査対象1地区6世帯に協力を依頼し実施した。

(6) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血幹細胞の提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業所の負担を軽減し、より多くの骨髄・末梢血幹細胞移植を実現できるよう、平成29年4月から、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者及びドナーが勤務する事業所に対し、助成金を交付する事業を実施している。

助成件数

| 年度 | ドナー | 事業所 |
|----|-----|-----|
| 5 | 3 | 1 |
| 6 | 2 | 1 |

(7) 原子爆弾被爆者助成（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例）

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の傷害作用により、今なおその健康や生活上特別な影響を受けている被爆者の状況に鑑み、国は健康の管理、医療の給付及び特別手当等の支給を行っている。

また、東京都は、介護手当及び健康診断受診奨励金の支給や、被爆者の子に対する健康診断及び医療費の助成等の制度を独自に実施している。区は申請の窓口を設け経由事務を行っている。

申請書・届出書受理状況

| 申請書・届出書の名称 | 件数 |
|----------------|----|
| 健康診断受診奨励金支給申請書 | 3 |
| 一部負担金相当額支給申請 | 14 |
| 医療費助成認定申請 | 12 |
| 居住地変更届 | 2 |
| 精密検査受診交通費支給申請書 | 0 |
| 葬祭料支給申請書 | 0 |
| その他 | 9 |
| 合 計 | 40 |
| 前年度の合計 | 37 |

(8) 特定疾患等に係る医療費助成等（難病の患者に対する医療等に関する法律、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則）

難病はその性格上、長期の療養を要し多額の医療費を必要とするため、患者本人はもとより、家族に対しても精神面、介護面及び経済面等において深刻な負担を与える。その負担軽減を図るため、東京都が医療券を交付し、医療費の自己負担額を助成している。現在の難病医療費助成制度は、令和6年4月1日から国の指定難病すべての341疾病、4特定疾患治療研究事業及び2特殊医療が対象とされている。加えて、東京都の単独疾病として8疾病及びB型・C型ウイルス肝炎に対するインターフェロン治療等が医療費助成の対象とされている。また、東京都は小児精神障害者入院医療費助成として18歳未満の小児精神病の入院治療費のうち医療費の自己負担額を公費負担している。区はこれらの申請の窓口を設け経由事務を行っている。

特定疾患等に係る医療費助成申請件数

| 区分 | 医療費助成申請件数 | |
|-------------------------------|-----------|--------|
| 総 数 | 合計 | 新規(再掲) |
| 国の対象疾患 計 | 2,823 | 465 |
| 1 球脊髄性筋萎縮症 | 6 | 1 |
| 2 筋萎縮性側索硬化症(ALS) | 28 | 9 |
| 3 脊髄性筋萎縮症 | 1 | 0 |
| 4 原発性側索硬化症 | 3 | 1 |
| 5 進行性核上性麻痺 | 44 | 16 |
| 6 パーキンソン病 | 392 | 77 |
| 7 大脳皮質基底核変性症 | 5 | 0 |
| 8 ハンチントン病 | 3 | 0 |
| 9 神經有棘赤血球症 | 0 | 0 |
| 10 シャルコー・マリー・トゥース病 | 0 | 0 |
| 11 重症筋無力症 | 60 | 6 |
| 12 先天性筋無力症候群 | 0 | 0 |
| 13 多発性硬化症／視神經脊髄炎 | 85 | 6 |
| 14 慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロバチー | 20 | 3 |
| 15 封入体筋炎 | 1 | 1 |
| 16 クロウ・深癪症候群 | 0 | 0 |
| 17 多系統萎縮症 | 13 | 2 |
| 18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く) | 51 | 5 |
| 19 ライソゾーム病 | 8 | 1 |
| 20 副腎白質ジストロフィー | 1 | 0 |
| 21 ミトコンドリア病 | 2 | 0 |
| 22 モヤモヤ病 | 46 | 11 |
| 23 ブリオン病 | 0 | 0 |
| 24 亜急性硬化性全脳炎 | 1 | 0 |
| 25 進行性多巣性白質脳症 | 0 | 0 |
| 26 HTLV-1関連脊髄症 | 0 | 0 |
| 27 特発性基底核石灰化症 | 0 | 0 |
| 28 全身性アミロイドーシス | 18 | 6 |
| 29 ウルリッヒ病 | 0 | 0 |
| 30 遠位型ミオパチー | 4 | 0 |
| 31 ベスレムミオパチー | 0 | 0 |
| 32 自己貪食空胞性ミオパチー | 0 | 0 |
| 33 シュワルツ・ヤンペル症候群 | 0 | 0 |
| 34 神経線維腫症 | 18 | 5 |
| 35 天疱瘡 | 11 | 6 |
| 36 表皮水疱症 | 0 | 0 |
| 37 肫胞性乾癥(汎発型) | 5 | 0 |
| 38 スティーブンス・ジョンソン症候群 | 0 | 0 |
| 39 中毒性表皮壊死症 | 0 | 0 |
| 40 高安動脈炎 | 5 | 1 |
| 41 巨細胞性動脈炎 | 13 | 1 |
| 42 結節性多発動脈炎 | 6 | 2 |
| 43 顕微鏡的多発血管炎 | 26 | 9 |
| 44 多発血管炎性肉芽腫症 | 7 | 2 |
| 45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 | 25 | 5 |
| 46 悪性関節リウマチ | 9 | 0 |
| 47 バージャー病(ビュルガー病) | 1 | 0 |
| 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 | 0 | 0 |
| 49 全身エリテマトーデス(SLE) | 159 | 10 |
| 50 皮膚筋炎／多発性筋炎 | 60 | 4 |
| 51 全身性強皮症 | 56 | 9 |
| 52 混合性結合組織病 | 18 | 1 |
| 53 シェーグレン症候群 | 70 | 8 |
| 54 成人発症スチル病(R6.4.1疾病名変更) | 17 | 3 |
| 55 再発性多発軟骨炎 | 2 | 2 |
| 56 ベーチェット病 | 40 | 4 |
| 57 特発性拡張型心筋症 | 52 | 6 |
| 58 肥大型心筋症 | 17 | 0 |
| 59 拘束型心筋症 | 0 | 0 |
| 60 再生不良性貧血 | 24 | 6 |
| 61 自己免疫性溶血性貧血 | 2 | 2 |
| 62 発作性夜間ヘモグロビン尿症 | 1 | 0 |
| 63 特発性血小板減少性紫斑病 | 25 | 5 |
| 64 血栓性血小板減少性紫斑病 | 0 | 0 |
| 65 原発性免疫不全症候群 | 4 | 1 |
| 66 IgA腎症 | 37 | 8 |
| 67 多発性囊胞腎 | 33 | 3 |
| 68 黄色韌帶骨化症 | 13 | 3 |
| 69 後縦韌帶骨化症 | 43 | 12 |
| 70 広範脊柱管狭窄症 | 7 | 0 |
| 71 特発性大腿骨頭壞死症 | 37 | 11 |
| 72 下垂体性ADH分泌異常症 | 7 | 0 |
| 73 下垂体性TSH分泌亢進症 | 0 | 0 |
| 74 下垂体性PRL分泌亢進症 | 6 | 0 |
| 75 クッシング病 | 3 | 1 |
| 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 | 0 | 0 |
| 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 | 8 | 1 |
| 78 下垂体前葉機能低下症 | 38 | 6 |
| 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) | 0 | 0 |
| 80 甲状腺ホルモン不応症 | 1 | 0 |
| 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 | 3 | 0 |
| 82 先天性副腎低形成症 | 0 | 0 |
| 83 アジソン病 | 0 | 0 |
| 84 サルコイドーシス | 36 | 4 |
| 85 特発性間質性肺炎 | 45 | 17 |
| 86 肺動脈性肺高血圧症 | 11 | 2 |
| 87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症 | 0 | 0 |
| 88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 | 13 | 0 |
| 89 リンパ脈管筋腫症(LAM) | 2 | 1 |
| 90 網膜色素変性症 | 45 | 3 |
| 91 バッド・キアリ症候群 | 1 | 0 |
| 92 特発性門脈圧亢進症 | 2 | 0 |
| 93 原発性胆汁性胆管炎 | 17 | 0 |
| 94 原発性硬化性胆管炎 | 6 | 2 |
| 95 自己免疫性肝炎 | 11 | 1 |
| 96 クローン病 | 154 | 15 |
| 97 潰瘍性大腸炎 | 444 | 66 |
| 98 好酸球性消化管疾患 | 3 | 1 |
| 99 慢性特発性偽性腸閉塞症 | 0 | 0 |
| 100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 | 0 | 0 |
| 101 腸管神経節細胞僅少症 | 0 | 0 |
| 102 ルビンシュタイン・テイビ症候群 | 0 | 0 |
| 103 CFC症候群 | 0 | 0 |
| 104 コステロ症候群 | 0 | 0 |
| 105 チャージ症候群／チャージ連合 | 0 | 0 |
| 106 クリオピリン関連周期性熱症候群 | 1 | 1 |
| 107 若年性特発性関節炎 | 1 | 1 |
| 108 TNF受容体関連周期性症候群 | 0 | 0 |
| 109 非典型溶血性尿毒症症候群 | 0 | 0 |
| 110 プラウ症候群 | 0 | 0 |
| 111 先天性ミオパチー | 2 | 0 |
| 112 マリネスコ・シェーグレン症候群 | 0 | 0 |
| 113 筋ジストロフィー | 18 | 2 |
| 114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 | 0 | 0 |
| 115 遺伝性周期性四肢麻痺 | 2 | 0 |
| 116 アトピー性脊髄炎 | 0 | 0 |
| 117 脊髄空洞症 | 2 | 1 |
| 118 脊髄髓膜瘤 | 0 | 0 |
| 119 アイザックス症候群 | 0 | 0 |
| 120 遺伝性ジストニア | 0 | 0 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------------------------|----|---|-----|-----------------------------|----|----|
| 121 | 脳内鉄沈着神経変性症 (R6.4.1疾病名変更) | 0 | 0 | 182 | アペール症候群 | 0 | 0 |
| 122 | 脳表ヘモジデリン沈着症 | 1 | 0 | 183 | ファイファー症候群 | 0 | 0 |
| 123 | H T R A 1 関連脳小血管病 (R6.4.1疾病名変更) | 0 | 0 | 184 | アントレー・ビクスラー症候群 | 0 | 0 |
| 124 | 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 | 0 | 0 | 185 | コフィン・シリス症候群 | 0 | 0 |
| 125 | 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 | 0 | 0 | 186 | ロスマンド・トムソン症候群 | 0 | 0 |
| 126 | ペリー病 (R6.4.1疾病名変更) | 0 | 0 | 187 | 歌舞伎症候群 | 0 | 0 |
| 127 | 前頭側頭葉変性症 | 9 | 2 | 188 | 多脾症候群 | 0 | 0 |
| 128 | ピッカースタッフ脳幹脳炎 | 2 | 2 | 189 | 無脾症候群 | 0 | 0 |
| 129 | 痙攣重積型 (二相性) 急性脳症 | 0 | 0 | 190 | 鰓耳腎症候群 | 0 | 0 |
| 130 | 先天性無痛無汗症 | 0 | 0 | 191 | ウェルナー症候群 | 0 | 0 |
| 131 | アレキサンダー病 | 1 | 0 | 192 | コケイン症候群 | 0 | 0 |
| 132 | 先天性核上性球麻痺 | 0 | 0 | 193 | プラダー・ウィリ症候群 | 4 | 2 |
| 133 | メビウス症候群 | 1 | 0 | 194 | ソトス症候群 | 0 | 0 |
| 134 | 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 | 0 | 0 | 195 | ヌーナン症候群 | 0 | 0 |
| 135 | アイカルディ症候群 | 0 | 0 | 196 | ヤング・シンプソン症候群 | 0 | 0 |
| 136 | 片側巨脳症 | 0 | 0 | 197 | 1p36欠失症候群 | 0 | 0 |
| 137 | 限局性皮質異形成 | 0 | 0 | 198 | 4p欠失症候群 | 0 | 0 |
| 138 | 神経細胞移動異常症 | 0 | 0 | 199 | 5p欠失症候群 | 0 | 0 |
| 139 | 先天性大脑白質形成不全症 | 0 | 0 | 200 | 第14番染色体父親性ダイソミー症候群 | 0 | 0 |
| 140 | ドラベ症候群 | 0 | 0 | 201 | アンジェルマン症候群 | 0 | 0 |
| 141 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん | 0 | 0 | 202 | スマス・マギニス症候群 | 0 | 0 |
| 142 | ミオクロニー欠神てんかん | 0 | 0 | 203 | 22q11.2欠失症候群 | 0 | 0 |
| 143 | ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん | 0 | 0 | 204 | エマヌエル症候群 | 0 | 0 |
| 144 | レノックス・ガストー症候群 | 0 | 0 | 205 | 脆弱X症候群関連疾患 | 0 | 0 |
| 145 | ウエスト症候群 | 0 | 0 | 206 | 脆弱X症候群 | 0 | 0 |
| 146 | 大田原症候群 | 0 | 0 | 207 | 総動脈幹遺残症 | 0 | 0 |
| 147 | 早期ミオクロニー脳症 | 0 | 0 | 208 | 修正大血管転位症 | 1 | 1 |
| 148 | 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん | 0 | 0 | 209 | 完全大血管転位症 | 1 | 0 |
| 149 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 | 0 | 0 | 210 | 単心室症 | 2 | 0 |
| 150 | 環状20番染色体症候群 | 0 | 0 | 211 | 左心低形成症候群 | 0 | 0 |
| 151 | ラスマッセン脳炎 | 0 | 0 | 212 | 三尖弁閉鎖症 | 2 | 1 |
| 152 | P C D H 19関連症候群 | 0 | 0 | 213 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 | 0 | 0 |
| 153 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 | 0 | 0 | 214 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 | 2 | 0 |
| 154 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 | 0 | 0 | 215 | アロー四徴症 | 1 | 0 |
| 155 | ランドウ・クレフナー症候群 | 0 | 0 | 216 | 両大血管右室起始症 | 1 | 0 |
| 156 | レット症候群 | 0 | 0 | 217 | エプスタイン病 | 0 | 0 |
| 157 | スタージ・ウェーバー症候群 | 1 | 0 | 218 | アルポート症候群 | 0 | 0 |
| 158 | 結節性硬化症 | 3 | 0 | 219 | ギャロウェイ・モワト症候群 | 0 | 0 |
| 159 | 色素性乾皮症 | 1 | 0 | 220 | 急速進行性糸球体腎炎 | 4 | 1 |
| 160 | 先天性魚鱗癬 | 0 | 0 | 221 | 抗糸球体基底膜腎炎 | 1 | 1 |
| 161 | 家族性良性慢性天疱瘡 | 1 | 1 | 222 | 一次性ネフローゼ症候群 | 45 | 10 |
| 162 | 類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。) | 10 | 3 | 223 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | 0 | 0 |
| 163 | 特発性後天性全身性無汗症 | 1 | 0 | 224 | 紫斑病性腎炎 | 3 | 0 |
| 164 | 眼皮膚白皮症 | 0 | 0 | 225 | 先天性腎性尿崩症 | 0 | 0 |
| 165 | 肥厚性皮膚骨膜症 | 0 | 0 | 226 | 間質性膀胱炎 (ハンナ型) | 2 | 1 |
| 166 | 弾性線維性仮性黄色腫 | 1 | 0 | 227 | オスラー病 | 3 | 0 |
| 167 | マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 (R6.4.1疾病名変更) | 7 | 2 | 228 | 閉塞性細気管支炎 | 1 | 0 |
| 168 | エーラス・ダンロス症候群 | 1 | 1 | 229 | 肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性) | 2 | 0 |
| 169 | メンケス病 | 0 | 0 | 230 | 肺胞低換気症候群 | 1 | 1 |
| 170 | オクシピタル・ホーン症候群 | 0 | 0 | 231 | α 1-アンチトリプシン欠乏症 | 0 | 0 |
| 171 | ウィルソン病 | 2 | 0 | 232 | カーニー複合 | 0 | 0 |
| 172 | 低ホスファターゼ症 | 0 | 0 | 233 | ウォルフラム症候群 | 0 | 0 |
| 173 | VATER症候群 | 0 | 0 | 234 | ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。) | 0 | 0 |
| 174 | 那須・ハコラ病 | 0 | 0 | 235 | 副甲状腺機能低下症 | 1 | 0 |
| 175 | ウィーバー症候群 | 0 | 0 | 236 | 偽性副甲状腺機能低下症 | 0 | 0 |
| 176 | コフィン・ローリー症候群 | 0 | 0 | 237 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症 | 0 | 0 |
| 177 | ジュベール症候群関連疾患 | 0 | 0 | 238 | ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 | 2 | 0 |
| 178 | モワット・ウィルソン症候群 | 0 | 0 | 239 | ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 | 0 | 0 |
| 179 | ウィリアムズ症候群 | 0 | 0 | 240 | フェニルケトン尿症 | 3 | 0 |
| 180 | A T R - X症候群 | 0 | 0 | 241 | 高チロシン血症1型 | 0 | 0 |
| 181 | クルーゾン症候群 | 0 | 0 | 242 | 高チロシン血症2型 | 0 | 0 |

| | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|----|---|-----|--------------------------------------|-------|-----|
| 243 | 高チロシン血症3型 | 0 | 0 | 304 | 若年発症型両側性感音難聴 | 1 | 0 |
| 244 | メープルシロップ尿症 | 0 | 0 | 305 | 遅発性内リンパ水腫 | 0 | 0 |
| 245 | プロピオン酸血症 | 0 | 0 | 306 | 好酸球性副鼻腔炎 | 131 | 25 |
| 246 | メチルマロン酸血症 | 0 | 0 | 307 | カナバン病 | 0 | 0 |
| 247 | イソ吉草酸血症 | 0 | 0 | 308 | 進行性白質脳症 | 0 | 0 |
| 248 | グルコーストランスポーター1欠損症 | 0 | 0 | 309 | 進行性ミオクローヌステンカン | 0 | 0 |
| 249 | グルタル酸血症1型 | 0 | 0 | 310 | 先天異常症候群 | 0 | 0 |
| 250 | グルタル酸血症2型 | 0 | 0 | 311 | 先天性三尖弁狭窄症 | 0 | 0 |
| 251 | 尿素サイクル異常症 | 0 | 0 | 312 | 先天性僧帽弁狭窄症 | 0 | 0 |
| 252 | リジン尿性蛋白不耐症 | 0 | 0 | 313 | 先天性肺静脈狭窄症 | 0 | 0 |
| 253 | 先天性葉酸吸收不全 | 0 | 0 | 314 | 左肺動脈右肺動脈起始症 | 0 | 0 |
| 254 | ポルフィリン症 | 1 | 0 | 315 | ネイルバテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症 | 0 | 0 |
| 255 | 複合カルボキシラーゼ欠損症 | 0 | 0 | 316 | カルニチン回路異常症 | 0 | 0 |
| 256 | 筋型糖原病 | 0 | 0 | 317 | 三頭酵素欠損症 | 0 | 0 |
| 257 | 肝型糖原病 | 0 | 0 | 318 | シトリン欠損症 | 1 | 0 |
| 258 | ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスクフェラーゼ欠損症 | 0 | 0 | 319 | セピアブリリン還元酵素（S R）欠損症 | 0 | 0 |
| 259 | レシチンコレステロールアシルトランスクフェラーゼ欠損症 | 0 | 0 | 320 | 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（G P I）欠損症 | 0 | 0 |
| 260 | シトステロール血症 | 0 | 0 | 321 | 非ケトーシス型高グリシン血症 | 0 | 0 |
| 261 | タンジール病 | 0 | 0 | 322 | β -ケトチオラーゼ欠損症 | 0 | 0 |
| 262 | 原発性高カイロミクロン血症 | 0 | 0 | 323 | 芳香族L-アミノ酸脱炭素酵素欠損症 | 0 | 0 |
| 263 | 脳膜黄色腫症 | 0 | 0 | 324 | メチルグルタコン酸尿症 | 0 | 0 |
| 264 | 無 β リボタンパク血症 | 0 | 0 | 325 | 遺伝性自己炎症疾患 | 0 | 0 |
| 265 | 脂肪萎縮症 | 0 | 0 | 326 | 大理石骨病 | 0 | 0 |
| 266 | 家族性地中海熱 | 1 | 0 | 327 | 特発性血栓症（遺伝性血栓症素因によるものに限る。） | 1 | 0 |
| 267 | 高IgD症候群 | 0 | 0 | 328 | 前眼部形成異常 | 0 | 0 |
| 268 | 中條・西村症候群 | 0 | 0 | 329 | 無虹彩症 | 0 | 0 |
| 269 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 | 0 | 0 | 330 | 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症 | 0 | 0 |
| 270 | 慢性再発性多発性骨髄炎 | 0 | 0 | 331 | 特発性多中心性キャッスルマン病 | 7 | 0 |
| 271 | 強直性脊椎炎 | 21 | 5 | 332 | 膠様滴状角膜ジストロフィー | 0 | 0 |
| 272 | 進行性骨化性線維異形成症 | 0 | 0 | 333 | ハッチンソン・ギルフォード症候群 | 0 | 0 |
| 273 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 | 0 | 0 | 334 | 脳クレアチン欠乏症候群※ | 0 | 0 |
| 274 | 骨形成不全症 | 2 | 1 | 335 | ネフロン癆※ | 0 | 0 |
| 275 | タナトフォリック骨異形成症 | 0 | 0 | 336 | 家族性低 β リボタンパク血症1（ホモ接合体）※ | 0 | 0 |
| 276 | 軟骨無形成症 | 0 | 0 | 337 | ホモシスチン尿症※ | 0 | 0 |
| 277 | リンパ管腫症／ゴーハム病 | 0 | 0 | 338 | 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症（令和6年4月1日疾病名変更） | 0 | 0 |
| 278 | 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変） | 0 | 0 | 339 | MECP2重複症候群（令和6年4月1日追加） | 0 | 0 |
| 279 | 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変） | 0 | 0 | 340 | 線毛機能不全症候群（カルタグナー症候群を含む。）（令和6年4月1日追加） | 0 | 0 |
| 280 | 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変） | 0 | 0 | 341 | TRPV4異常症（令和6年4月1日追加） | 0 | 0 |
| 281 | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 | 0 | 0 | | | | |
| 282 | 先天性赤血球形成異常性貧血 | 0 | 0 | | 都の対象疾病 計 | 861 | 252 |
| 283 | 後天性赤芽球癆 | 0 | 0 | | 悪性高血圧 | 0 | 0 |
| 284 | ダイアモンド・ブラックファン貧血 | 0 | 0 | | 原発性骨髄線維症 | 0 | 0 |
| 285 | ファンコニ貧血 | 0 | 0 | | 母班症 | 0 | 0 |
| 286 | 遺伝性鉄芽球性貧血 | 0 | 0 | | 肝内結石症 | 0 | 0 |
| 287 | エプスタイン症候群 | 0 | 0 | | 古典的特発性好酸球增多症候群 | 1 | 0 |
| 288 | 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 | 1 | 1 | | びまん性汎細気管支炎 | 0 | 0 |
| 289 | クロンカイト・カナダ症候群 | 0 | 0 | | 遺伝性QT延長症候群 | 0 | 0 |
| 290 | 非特異性多発性小腸潰瘍症 | 0 | 0 | | 網膜脈絡膜萎縮症 | 0 | 0 |
| 291 | ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型） | 0 | 0 | | スモン | 2 | 0 |
| 292 | 総排泄腔外反症 | 0 | 0 | | アリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるカイザート・ヤコブ病に限る） | 0 | 0 |
| 293 | 総排泄腔遺残 | 0 | 0 | | 劇症肝炎（更新のみ） | 0 | - |
| 294 | 先天性横隔膜ヘルニア | 0 | 0 | | 重症急性胰炎（更新のみ） | 0 | - |
| 295 | 乳幼児肝巨大血管腫 | 0 | 0 | | 先天性血液凝固因子欠乏症 | 27 | 3 |
| 296 | 胆道閉鎖症 | 1 | 0 | | 人工透析を必要とする腎不全 | 637 | 79 |
| 297 | アラジール症候群 | 0 | 0 | | 肝B型・C型ウイルス肝炎 | 194 | 170 |
| 298 | 遺伝性脾炎 | 0 | 0 | | 国・東京都 前年度合計 | 3,745 | 602 |
| 299 | 囊胞性線維症 | 0 | 0 | | | | |
| 300 | IgG4関連疾患 | 12 | 4 | | | | |
| 301 | 黄斑ジストロフィー | 1 | 1 | | | | |
| 302 | レーベル遺伝性視神経症 | 1 | 0 | | | | |
| 303 | アッシャー症候群 | 0 | 0 | | | | |

(9) 給食施設等適正指導

健康増進法第18条及び第20条から第24条に基づき、特定給食施設（1回100食以上または1日250食以上を配食）及びその他の給食施設に対し、給食施設の栄養管理が適切に行われ、利用者の健康増進が図られるよう施設の特性に応じた栄養管理方法について指導する。

①特定給食施設及びその他の施設の届出数と指導状況

給食施設

| 施設分類 | 管理栄養士または栄養士 | 施設数 | | | | | | | | | | 延指導数 | |
|--------|-------------|-----|----|-----|----|-------|--------|--------|--------|-----|-----|------|-----|
| | | 合計 | 学校 | | 病院 | 介護医療院 | 老人福祉施設 | 児童福祉施設 | 社会福祉施設 | 事業所 | 寄宿舎 | | |
| | | | 公立 | その他 | | | | | | | | | |
| 特定給食施設 | 配置 | 75 | 30 | 4 | 4 | 0 | 4 | 26 | 0 | 3 | 0 | 4 | 84 |
| | 未配置 | 11 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 1 | 10 |
| その他の施設 | 配置 | 69 | 0 | 1 | 3 | 0 | 4 | 52 | 2 | 2 | 1 | 4 | 113 |
| | 未配置 | 50 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 14 | 4 | 11 | 1 | 16 | 51 |
| 合計 | | 205 | 31 | 8 | 7 | 0 | 10 | 96 | 6 | 20 | 2 | 25 | 258 |
| 前年度 | | 210 | 32 | 8 | 7 | 0 | 10 | 96 | 6 | 20 | 2 | 29 | 626 |

②特定給食施設従事者の講習会

特定給食栄養管理業務の円滑な運営と管理栄養士・栄養士・調理師の資質向上を図るため、特定給食施設従事者を対象に行政上必要な事項の伝達を目的とする講習会を行っている。

栄養管理者講習会の実施状況

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------|-----|-----|-----|-----|----|
| 開催回数 | 7 | 4 | 6 | 6 | 3 |
| 受講者数 | 121 | 224 | 286 | 282 | 91 |

③特別用途食品・保健機能食品・機能性表示食品に関する相談

特別用途食品は、販売に供する食品について、乳幼児用、妊産婦用、病者用等の特別な用途に適する旨の表示をした食品のことをいう。また、保健機能食品制度は、消費者が安心して食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう、適切に情報提供することを目的としている。これらの制度に関わる相談業務を行っている。

令和6年度の相談・指導件数は0件。

④食品の表示に関する相談及び指導（健康増進法第65条（虚偽誇大広告の禁止）、食品表示法（保健事項））

食品の表示は、品質に関する情報を消費者に正しく提供するという重要な役割を果たしている。健康増進法第65条（虚偽誇大広告の禁止）及び食品表示法（保健事項）は、販売に供する食品が健康の保持増進に影響を与えるものとして、適切に情報提供することを目的としており、食品販売業者等を対象に相談及び指導・助言を行っている。また、区外食品販売業者等による違反疑いの表示を発見した際は、迅速に該当自治体へ被疑情報の回付により適正表示指導を依頼している。

令和6年度の相談・指導件数は8件。

2 大気汚染医療費助成

(1) 大気汚染医療費助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しづ（続発症を含む））の罹患者に、東京都が医療費を助成し、健康障害の救済を図る。

新規申請は18歳未満の罹患者に限定され、18歳の誕生日が属する月の末日まで助成される。

現在認定を受けて医療券を持っている生年月日が平成9年4月1日以前の者は、更新申請のみ可能である。

平成30年度から、平成9年4月1日以前生まれで認定を受けている方には、月額6千円の自己負担制度が導入された。

①申請要件

次のいずれにも該当することが条件とされる。

○対象疾病に罹患していること。

○18歳未満であること。

○東京都内に引き続き1年以上（3歳未満は6か月以上）住所を有していること。

○申請日以降に喫煙しないこと。

○健康保険等に加入していること。

②申請の受付

保健予防課及び各すこやか福祉センターで、新規及び更新に係る認定申請書の受付を行う。

③認定審査

毎月1回開催する大気汚染障害者認定審査会で認定の適否を審査し、医療費助成対象者の認定を行う。

④医療券の交付

医療費助成対象として認定した申請者に医療券（原則2年間有効）を交付する。

⑤東京都への進達

認定審査会の結果と医療券の交付状況を東京都に進達する。

各年度末現在認定者数

単位：人

| 年 度 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 新規認定者 | 16 | 13 | 11 | 12 | 8 | 0 | 0 |
| 更新認定者 | 1,643 | 1,408 | 1,289 | 1,161 | 1,104 | 1,018 | 942 |
| 合 計 | 1,659 | 1,421 | 1,300 | 1,173 | 1,112 | 1,018 | 942 |

認定者数内訳（疾病別、年齢別）

単位：人

| 年 齢 | 0～17歳 | 18～19歳 | 20～39歳 | 40～59歳 | 60～74歳 | 75歳以上 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 気管支ぜん息 | 0 | 0 | 85 | 353 | 240 | 264 | 942 |
| 慢性気管支炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ぜん息性気管支炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 肺気しづ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 85 | 353 | 240 | 264 | 942 |

第2 結核の早期発見・拡大防止・患者支援

1 結核予防

平成19年に感染症法が改正され、結核は二類感染症として位置付けられた。感染症法に基づいて、必要な健康診断等地域における予防対策をすすめている。

(1) 予防接種及び健康診断（予防接種法第2条第2項及び感染症法第53条の2）

①予防接種

乳幼児の重症結核を予防するため、1歳未満児に対してBCG接種を行っている。なお、平成24年度までは定期予防接種の対象が6か月未満児であったため、6か月以上1歳未満児に対しては任意接種（公費負担）として行った。

BCG集団接種は、中野区医師会に委託し中野区保健所において実施していたが、個別接種が可能な医療機関の増加による個別接種件数の伸びに伴い、平成29年度をもって終了とした。

BCG接種（中野区民実績分）

| 年 度 | BCG接種者数 |
|-----|---------|
| 5 | 2,107 |
| 6 | 2,067 |

②事業所、学校、施設等における健康診断（感染症法第53条の2）

病院、診療所、助産所、学校及び施設（介護老人保健施設、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から6号までに規定する施設）の長には、従事者、新入生（小中学校を除く）及び65歳以上の入所者に対し健康診断の実施及び報告が義務付けられている。

また、区には上記に該当しない65歳以上の区民に対して健康診断の実施が義務付けられている。

定期結核健診報告

| 区分 | 対象施設数 | 報告施設数 | 対象者数 | 受診者数 | | 経過観察 | 発見患者数 | 報告率(%) | 受診率(%) | 前年度 | |
|--------------|--------------|-------|------|--------|--------|------|-------|--------|--------|------|---------|
| | | | | 直接撮影 | 喀痰検査 | | | | | 報告率 | 受診率 |
| 従事者 | 事業所 | 591 | 265 | 4,095 | 3,719 | 40 | 24 | 0 | 45% | 91% | 60 92 |
| | 学校 | 62 | 56 | 3,682 | 3,072 | 11 | 0 | 0 | 90% | 83% | 98 85 |
| | 施設 | 16 | 10 | 385 | 354 | 26 | 1 | 0 | 63% | 92% | 80 100 |
| 生徒・学生 | 高等学校 | 14 | 13 | 2,992 | 2,981 | 0 | 0 | 0 | 93% | 100% | 93 99 |
| | 短大 | 2 | 2 | 223 | 220 | 0 | 0 | 0 | 100% | 99% | 100 100 |
| | 大学 | 5 | 4 | 1,855 | 1,792 | 0 | 0 | 0 | 80% | 97% | 100 92 |
| | 各種学校 | 19 | 14 | 1,721 | 1,709 | 0 | 0 | 0 | 74% | 99% | 95 100 |
| 施設入所者(65歳以上) | | 19 | 10 | 453 | 439 | 0 | 0 | 0 | 53% | 97% | 79 99 |
| 区民 | 65歳以上 | - | - | 55,763 | 24,507 | 0 | 0 | 0 | - | 44% | - 38 |
| | その他 | - | - | - | 29 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | (再掲) 結核健診 | - | - | - | 22 | - | 0 | 0 | - | - | - |

※令和6年度は、健診機会のない区在住・在勤者を対象とした結核健診を3回実施した。

(2) 結核対策推進事業（感染症法第53条の2第3項）

①日本語学校就学生等健康診断

上記（1）の定期健康診断が義務付けられていない日本語学校を対象に、学校に在学する外国人留学生の健康の確保、結核のまん延防止を目的として、健康診断を無料で実施している。

新型コロナウイルス感染症の影響で激減していた海外からの就学生の来日増加に伴い、令和4年度は平成29年度以来5年ぶりに1名、令和6年度に1名の患者が発見された。

単位：人

| 年度 | 学校数 | 延受診者数 | 健診内容 胸部X線 | 結果 | | | 発見患者数 |
|----|-----|-------|--------------|------|-------|-----|-------|
| | | | | 異常なし | 要経過観察 | 要精密 | |
| 4 | 3 | 279 | 279 | 266 | 11 | 2 | 1 |
| 5 | 3 | 205 | 205 | 193 | 7 | 5 | 0 |
| 6 | 3 | 318 | 318 | 314 | 0 | 4 | 1 |

②結核対策特別促進事業

健康保険に加入していない、定期的な健康診断を受けにくい等の結核ハイリスクグループに対して、健康診断を無料で実施している。平成31年度から申し込みはなかったが、令和6年度は新たに外国生まれの方に受診勧奨し、健康診断を実施した。

単位：人

| 年度 | 実施回数 | 延受診者数 | 健診内容 胸部X線 | 結果 | | | 発見患者数 |
|----|------|-------|--------------|------|-------|-----|-------|
| | | | | 異常なし | 要経過観察 | 要精密 | |
| 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 3 | 20 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 |

③区立小・中学校の結核精密健診（区教育委員会から受託）

区教育委員会は「学校における結核対策マニュアル」（平成24年3月・文部科学省）に基づき、区立小・中学校の児童・生徒に対して、学校ごとに問診票での調査及び内科健診を実施し、精密検査の必要な児童・生徒を選定している。選定された生徒・児童のうち保健所長が必要と判断した児童・生徒に胸部エックス線検査を実施している。

単位：人

| 年度 | 学校数 | 延受診者数 | 検診内容 胸部X線 | 結果 | | | 発見患者数 |
|----|-----|-------|--------------|------|-------|-----|-------|
| | | | | 異常なし | 要経過観察 | 要精密 | |
| 4 | 21 | 66 | 66 | 63 | 3 | 0 | 0 |
| 5 | 24 | 63 | 63 | 60 | 1 | 2 | 0 |
| 6 | 23 | 107 | 107 | 106 | 1 | 0 | 0 |

(3) 患者管理（感染症法第53条の12）

発見された結核患者が、確実に治療を完了し早期に社会復帰できるように支援するとともに、周囲への感染防止に努めている。保健所長は医師及び病院管理者からの届出後すみやかに所管区域内に居住する結核患者について、病状、受療状況及び生活環境等を把握し、保健師による保健指導、家族等に対する健康診断等、支援を実施している。

結核総登録者数、病型別、年齢階層別（令和6年12月31日現在）

単位：人

| 年齢階層別 | 登録者総数 | 活動性結核 | | | | | | | | | | 不活動性不明 | (別掲) 潜在性 結核 感染症 | | |
|-----------|-------|-------|--------|--------|------|-----|---|--------|-----|---------|----|--------|--------------------------|----|--|
| | | 合計 | 活動性肺結核 | | | | | その他の結核 | 菌陰性 | 活動性肺外結核 | | | | | |
| | | | 小計 | 喀痰塗抹陽性 | 初回治療 | 再治療 | 計 | | | | | | | | |
| 合計 | | 92 | 20 | 15 | 12 | 12 | 0 | 2 | 1 | 5 | 56 | 16 | 6 | 10 | |
| 0歳～4歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 5歳～9歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 10歳～14歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 15歳～19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 20歳～29歳 | 15 | 4 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 6 | 0 | 2 | |
| 30歳～39歳 | 10 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | |
| 40歳～49歳 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2 | 1 | 3 | |
| 50歳～59歳 | 18 | 4 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 13 | 1 | 0 | 1 | |
| 60歳～69歳 | 5 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | |
| 70歳以上 | 34 | 7 | 6 | 4 | 4 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 22 | 5 | 4 | 2 | |
| (再掲)80歳以上 | 21 | 6 | 5 | 3 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 | 3 | 3 | 0 | |
| 前年・合計 | 99 | 19 | 14 | 7 | 7 | 0 | 6 | 1 | 5 | 64 | 16 | 5 | 11 | | |

活動性結核新登録者数、病型別、性別・年齢階層別（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）

単位：人

| 年齢階層別 | 合計 | 活動性結核 | | | | | | | | (別掲) 潜在性 結核 感染症 | |
|-----------|----|--------|--------|----------|-----|-------------------|-------------|-------------|----|--------------------------|--|
| | | 活動性肺結核 | | | | | | | | | |
| | | 小計 | 喀痰塗抹陽性 | | | その他の 結核菌 陽性 | 菌陰性・ その他 | 活動性肺 外結核 | | | |
| | | | 計 | 初回 治療 | 再治療 | | | | | | |
| 合 計 | 26 | 20 | 12 | 11 | 1 | 7 | 1 | 6 | 16 | | |
| 男 | 17 | 15 | 7 | 6 | 1 | 7 | 1 | 2 | 9 | | |
| 女 | 9 | 5 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 4 | 7 | | |
| 0歳～4歳 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 5歳～9歳 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 10歳～14歳 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 15歳～19歳 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 20歳～29歳 男 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | | |
| 女 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 30歳～39歳 男 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 女 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | | |
| 40歳～49歳 男 | 3 | 3 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | | |
| 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | | |
| 50歳～59歳 男 | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | | |
| 女 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | | |
| 60歳～69歳 男 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | | |
| 女 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | | |
| 70歳以上 男 | 7 | 5 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 4 | | |
| 女 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | |
| (再掲) 男 | 6 | 4 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | | |
| 80歳以上 女 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 前年・合計 | 30 | 24 | 11 | 11 | 0 | 11 | 2 | 6 | 10 | | |

登録患者の年間異動

単位：人

| 年 | 前 年 末 登 録 数 | 新登録患者数 | | 転 入 | 除外 | | | | | | 当 年 末 登 録 数 | |
|---|----------------------------|--------|------------|--------|--------------|---------|---|--------|--------|--------|----------------------------|--|
| | | 合 計 | 新登録 | | 死亡 | | | 治 癒 | 転 出 | 転 症 | | |
| | | | 活動性 肺結核 | | 結核 死 亡 | その 他 | | | | | | |
| 5 | 101 | 30 | 24 | 6 | 16 | 42 | 0 | 4 | 28 | 7 | 3 | |
| 6 | 99 | 26 | 20 | 6 | 8 | 42 | 1 | 8 | 25 | 7 | 1 | |
| | | | | | | | | | | | 92 | |

※各年1月1日から12月31日まで

結核登録者の年次推移

①新登録患者（人）及び罹患率（人口10万対）の年次推移（各年1月1日から12月31日まで）

| 年度 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新登録患者数 | 44 | 48 | 41 | 40 | 36 | 30 | 26 |
| 罹 患 率 | 13.02 | 14.04 | 11.98 | 11.66 | 10.46 | 8.65 | 7.40 |
| 人 口 ※ | 338,069 | 341,985 | 342,116 | 343,190 | 344,050 | 346,704 | 351,266 |

※各年10月1日現在の推計人口

②新登録患者数：年次別登録時活動性の分類（各年1月1日から12月31日まで）

単位：人

| 年度 | 合計 | 活動性肺結核 | | | | | 活動性肺外結核 | (別掲)潜在性結核感染症 | | |
|----|----|---------|--------|------|-----|-----------|---------|--------------|--|--|
| | | 活動性肺結核計 | 喀痰塗抹陽性 | | | その他の結核菌陽性 | | | | |
| | | | 小計 | 初回登録 | 再治療 | | | | | |
| 30 | 44 | 36 | 22 | 19 | 3 | 8 | 6 | 8 | | |
| 31 | 48 | 36 | 10 | 10 | 0 | 20 | 6 | 12 | | |
| 2 | 41 | 32 | 18 | 16 | 2 | 12 | 2 | 9 | | |
| 3 | 40 | 32 | 19 | 17 | 2 | 11 | 2 | 8 | | |
| 4 | 36 | 28 | 16 | 16 | 0 | 10 | 2 | 8 | | |
| 5 | 30 | 24 | 11 | 11 | 0 | 11 | 2 | 6 | | |
| 6 | 26 | 20 | 12 | 11 | 1 | 7 | 1 | 6 | | |

③活動性結核登録者数（人）及び有病率（人口10万対）の年次推移（各年12月31日現在）

| 年度 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 活動性全結核 | 32 | 33 | 34 | 26 | 23 | 19 | 20 |
| 有 病 率 | 9.47 | 9.65 | 9.94 | 7.58 | 6.69 | 5.48 | 5.69 |
| 活動性肺結核 | 23 | 23 | 25 | 20 | 19 | 14 | 15 |
| 有 病 率 | 6.80 | 6.73 | 7.31 | 5.83 | 5.52 | 4.04 | 4.27 |
| 人 口 ※ | 338,069 | 341,985 | 342,116 | 343,190 | 344,050 | 346,704 | 351,266 |

※各年10月1日現在の推計人口

結核についての保健師活動実績（延べ件数）

| 年度 | 家庭訪問 | 所内相談 | 電話相談 | 文書連絡 | 関係機関連絡 |
|----|------|------|-------|------|--------|
| 3 | 56 | 63 | 300 | 98 | 651 |
| 4 | 156 | 476 | 870 | 180 | 2,411 |
| 5 | 122 | 299 | 1,052 | 831 | 1,430 |
| 6 | 132 | 180 | 1,572 | 279 | 2,297 |

（4）結核患者服薬支援事業（D O T S (D irectly O bserved T reatment S hort-course : 直接監視下短期化学療法) 事業）

結核のまん延を防止し、近年問題となっている多剤耐性菌の発生を防ぐためにも、結核患者が確実に治療完了することが重要である。

従前の保健所における服薬支援事業に加え、さらに支援を充実させるため、中野区薬剤師会に委託し「中野区結核患者直接服薬支援（D O T S）事業」を平成19年5月から開始している。

新たに発生した結核患者のうち必要と認められ、本人の同意が得られた者について、来局又は訪問により薬剤師が服薬確認と相談に応じている。

中野区薬剤師会DOTS実施状況

| 実施薬局 | 実施対象者 | 実施延べ件数 | | |
|------|-------|--------|----|----|
| 0 | 0 | 来局 | 訪問 | 合計 |
| | | 0 | 0 | 0 |

※令和6年度に薬局DOTSを検討した結核患者はいたが、合併症や本人の希望によりいずれも導入できなかった。

(5) 管理検診（感染症法第53条の13）

結核登録患者のうち、医療が必要にもかかわらず治療を放置している者、治療終了後医療機関において医師の管理下にない者等を対象に、必要に応じて中野区保健所及び委託医療機関にて精密検査及び、その病状の経過を的確に把握するための患者管理を実施している。

管理検診受診状況

単位：人

| 受診者 延 数 | 検査 | | 結果 | | | | | | |
|------------|------------|------------|---------------|-------------|---------------|-------------|-------------------|-------|---|
| | 胸 部 X 線 | 喀 痰 検 査 | 異 常 な し | 要 経過 観 察 | 要 精 密 | | | 要 医 療 | |
| | | | | | 異 常 な し | 要 経過 観 察 | 医 療 終了後 再 発 | | |
| 53 | 53 | 0 | 49 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 |

(6) 接触者への対応（感染症法第15条）

患者が発生した場合、感染源や感染経路を確認し、又、その患者からの感染拡大を食い止めることは対策の基本であり、関係者への積極的疫学調査を実施し、家族や接触者に対して中野区保健所及び委託医療機関にて健康診断を実施している。

平成19年の法改正に伴い、従来の胸部エックス線検査とツベルクリン反応検査に加え、IGRA (Interferon-Gamma Release Assays: インターフェロン-γ遊離試験) 検査が導入され、潜在性結核感染症治療対象者が発見されている。

接触者健診実施状況

単位：人

| 区 分 | 受診者 延 数 | 検査 | | | | 結果 | | | 潜在性 結核 感染症 治療 | 発 見 患 者 数 |
|-------|------------|------------|------------------|------------|------------|---------------|-------------|-------|------------------------|--------------|
| | | 胸 部 X 線 | ツベル クリン 反応 | IGRA 検査 | 喀 痰 検 査 | 異 常 な し | 要 経過 観 察 | 要 精 密 | | |
| 家 族 | 37 | 12 | 2 | 23 | 0 | 36 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 接 触 者 | 622 | 273 | 0 | 349 | 0 | 590 | 14 | 18 | 10 | 1 |

(7) 医療費公費負担

結核は長期の治療を要する感染症であり、その治療には多額の費用を必要とする。患者の負担を軽減し、治療の徹底及び適正な医療の普及を図るため、感染症診査協議会（平成19年3月までは「結核の診査に関する協議会」）において、就業制限（感染症法第18条）、入院の延長（同法第20条）及び一般患者に対する医療（同法第37条の2）の公費負担申請に関する必要な事項を審議し、その審査に基づき医療費を公費負担している。

①勧告入院患者に対する医療費公費負担（感染症法第37条及び第42条）

結核を感染させるおそれがあるために感染症指定医療機関に入院することを勧告した患者に対して、感染予防と徹底した治療の実施を目的として、その医療に要する費用の全額を医療保険と公費で負担する（所得割が56万4千円を超える者は月額2万円を限度に自己負担額が生じる）。

②一般患者に対する医療費公費負担（感染症法第37条の2及び第42条）

適正な医療の普及と患者の医療費負担を軽減することを目的として、結核医療に要する費用についてその95%を医療保険と公費で負担する。

なお、自己負担分5%については、東京都医療費助成制度が適用される場合がある。

結核医療費公費負担診査状況

単位：件

| 区分 | | 合計 | 被用者保険 | | 国民健康保険 | 生活保護 | その他 | 後期高齢 |
|--------|----|----|-------|----|--------|------|-----|------|
| | | | 本人 | 家族 | | | | |
| 合計 | 申請 | 74 | 26 | 4 | 12 | 9 | 0 | 23 |
| | 承認 | 74 | 26 | 4 | 12 | 9 | 0 | 23 |
| 勧告入院 | 申請 | 17 | 6 | 0 | 2 | 2 | 0 | 7 |
| | 承認 | 17 | 6 | 0 | 2 | 2 | 0 | 7 |
| 一般患者 | 申請 | 57 | 20 | 4 | 10 | 7 | 0 | 16 |
| | 承認 | 57 | 20 | 4 | 10 | 7 | 0 | 16 |
| 前年度・合計 | 申請 | 73 | 17 | 8 | 27 | 5 | 0 | 16 |
| | 承認 | 72 | 17 | 8 | 27 | 5 | 0 | 15 |

結核医療費公費負担支払状況

単位：円

| 区分 | 合計 | | 支払基金分 | | 国保連合会分 | | 療養費分 | |
|--------|-----|------------|-------|-----------|--------|-----------|------|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 合計 | 379 | 11,518,086 | 198 | 9,084,567 | 181 | 2,433,519 | 0 | 0 |
| 37条 | 57 | 10,423,368 | 27 | 8,506,277 | 30 | 1,917,091 | 0 | 0 |
| 37条の2 | 322 | 1,094,718 | 171 | 578,290 | 151 | 516,428 | 0 | 0 |
| 前年度・合計 | 468 | 8,415,052 | 168 | 5,502,230 | 300 | 2,912,822 | 0 | 0 |

※ 感染症法第37条：勧告入院患者に対する医療

感染症法第37条の2：上記以外の結核患者の医療

（8）結核指定医療機関（感染症法第38条）

結核治療における医療費の公費負担医療を担当する医療機関の指定は、平成23年度までは都道府県知事の権限であり、区は申請の受理及び届出の審査を実施していた。

平成23年8月30日公布の地域主権改革第2次一括法により、平成24年度から結核指定医療機関の指定、変更、辞退の届出の受理、審査及び指定書の交付を実施している。

また、結核指定医療機関の状況は、医療費公費負担を審査するうえで必要なことから、社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に指定状況を報告している。

結核指定医療機関申請状況

単位：件

| 新規申請 | 変更申請 | 辞退申請 |
|------|------|------|
| 10 | 8 | 6 |

2 感染予防

感染症法による疾病類系

| 類型 | 感染症名等 | 性 格 | 主な対応・措置 |
|---------------|--|---|--|
| 一類 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 | 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症 | 原則入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置 |
| 二類 | 急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9） | 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症 | 状況に応じて入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置 |
| 三類 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス | 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くなりが、特定の業務への就業によって集団発生を起こしうる感染症 | 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置 |
| 四類 | E型肝炎、A型肝炎、黄熱、狂犬病、ジカウイルス感染症、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く）、日本脳炎、マラリア、エムポックス（サル痘）など44疾病 | 人から人への感染はほとんどないが、動物や飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症 | 動物の措置を含む消毒等の対物措置 |
| 五類 | アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型・A型を除く）、後天性免疫不全症候群、梅毒、風しん、麻疹、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）など48疾病 | 国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症 | 感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開 |
| 新型インフルエンザ等感染症 | 新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19を除く） 再興型コロナウイルス感染症 | 国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型または再興型のインフルエンザ、新型または再興型のコロナウイルス感染症 | 状況に応じて入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置 |
| 指定感染症 | 政令で一年以内の期間に限定して指定される感染症 | 既知の感染症のうち上記一～三類に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要性が生じた感染症 | 一～三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置を実施（政令で規定） |
| 新感染症 | （当初） 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症 （要件指定後：所見特定） 政令で症例などの要件を指定した後に、一類感染症と同様の扱いをする感染症 | 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と病状等が異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症 | （当初） 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て、個別に応急対応（政令指定後） 政令で症例等の要件を指定した後に、一類感染症に準じた対応 |

平成19年4月1日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）が改正され、結核予防法が廃止となり結核が二類に加わると同時に細菌性赤痢や腸チフスなど従来の二類感染症が三類に変更されるなど疾病の類型について見直された。

その後、平成20年5月12日に新興感染症としての流行が懸念される鳥インフルエンザ（H5N1）が二類感染症に追加された。平成25年5月6日に鳥インフルエンザ（H7N9）が、同7月26日には中東呼吸器症候群（MERS）が指定感染症に定められ、平成27年1月21日にはそれぞれ二類感染症に変更された。平成28年2月15日にジカウイルス感染症が四類感染症に追加され、平成30年1月1日に、百日咳が五類感染症の全数報告に、風しんが直ちに届け出なければならない五類感染症に定められる等、隨時所要の改正がなされた。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日より「指定感染症（二類相当）」、令和3年2月13日より「新型インフルエンザ等感染症」、令和5年5月8日より「五類感染症」に指定された。

(1) 感染症発生動向

①全数届出集計

感染症患者発生届出数の推移

| 類 | 疾患名 | 5年 | 6年 | 7年 |
|---------------|----------------------|------------|------------|-----------|
| | | (5.1~5.12) | (6.1~6.12) | (7.1~7.3) |
| 一類 | — | 発生届出なし | | |
| 二類 | 結核 | 35 | 28 | 9 |
| 新型インフルエンザ等感染症 | 新型コロナウイルス感染症 | 1,609 | - | - |
| 三類 | 細菌性赤痢 | 0 | 1 | 0 |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 6 | 13 | 2 |
| 四類 | E型肝炎 | 5 | 1 | 2 |
| | エムポックス | 1 | 0 | 0 |
| | レジオネラ症 | 4 | 3 | 1 |
| | レプストピラ症 | 0 | 1 | 0 |
| 五類 | アメーバ赤痢 | 1 | 2 | 1 |
| | ウイルス性肝炎(B型肝炎) | 0 | 1 | 0 |
| | カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 | 1 | 2 | 0 |
| | 急性脳炎 | 0 | 1 | 0 |
| | 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 | 2 | 3 | 0 |
| | 後天性免疫不全症候群 | 12 | 7 | 2 |
| | ジアルジア症 | 1 | 0 | 0 |
| | 侵襲性インフルエンザ菌感染症 | 0 | 1 | 0 |
| | 侵襲性肺炎球菌感染症 | 1 | 2 | 5 |
| | 水痘(入院例) | 0 | 3 | 1 |
| | 梅毒 | 14 | 19 | 10 |
| | 播種性クリプトコックス症 | 0 | 0 | 0 |
| | 百日咳 | 2 | 2 | 15 |
| | 風しん | 0 | 1 | 0 |
| | 麻しん | 0 | 0 | 1 |
| | 薬剤耐性 アシネットバクター感染症 | 2 | 0 | 0 |

※令和5年の新型コロナウイルス感染症の患者発生届出数は、1月1日から5月7日までの報告数

※各分類とも、主に発生届出のあったものを掲載。

※新型コロナウイルス感染症については新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)において担当保健所として担当した患者数を計上。令和4年9月26日からは発生届出対象が高齢者等重症化リスクの高い方等に限定化。令和5年5月8日から五類感染症の定点把握対象疾患となったため、令和5年第1週から第18週分までの報告数を掲載。

②定点把握対象疾患報告数

東京都指定による定点医療機関からの報告。区内の定点数は、表「中野区の定点数」に掲載。

中野区の定点数

| 区分 | 箇所数 | 届出時期 |
|------------------------|-----|-----------------|
| インフルエンザ/ COVID-19定点 | 10 | 週報(次の月曜) |
| 小児科定点 | 6 | 週報(次の月曜) |
| 眼科定点 | 1 | 週報(次の月曜) |
| 基幹定点 | 0 | 週報(月曜)・月報(翌月初日) |
| S T D 定点 | 2 | 月報(翌月初日) |

週単位、月単位の定点医療機関からの報告数

単位：件

| 疾患名 | 6年 | 7年 | | |
|---------------|-----------------------------|---------------|-----|---|
| | (6.1~6.12) | (7.1~7.3) | | |
| インフルエンザ・小児科定点 | インフルエンザ | 4406 | | |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 2371 | | |
| | R S ウィルス | 116 | | |
| | 咽頭結膜熱 | 64 | | |
| | A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 | 1463 | | |
| | 感染性胃腸炎 | 1808 | | |
| | 水痘 | 188 | | |
| | 手足口病 | 1956 | | |
| | 伝染性紅斑 | 231 | | |
| | 突発性発疹 | 157 | | |
| | ヘルパンギーナ | 241 | | |
| | 流行性耳下腺炎 | 28 | | |
| 眼科定点 | 不明発疹症 | 1 | | |
| | M C L S (川崎病) | 0 | | |
| | 急性出血性結膜炎 | 0 | | |
| | 流行性角結膜炎 | 11 | | |
| | 細菌性髄膜炎 | 0 | | |
| | 無菌性髄膜炎 | 0 | | |
| 基幹定点 | マイコプラズマ肺炎 | 0 | | |
| | クラミジア肺炎（オウム病を除く） | 0 | | |
| | 感染性胃腸炎(病原体がコロナウイルスであるものに限る) | 0 | | |
| | | 0 | | |
| | | 0 | | |
| 月報 | S T D 定点 | 性器クラミジア感染症 | 105 | 5 |
| | | 性器ヘルペスウイルス感染症 | 0 | 1 |
| | | 尖圭コンジローマ | 27 | 0 |
| | | 淋菌感染症 | 59 | 4 |
| | | トリコモナス症 | 9 | 0 |
| 基幹定点 | メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 | 0 | 0 | |
| | | 0 | 0 | |
| | ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 | 0 | 0 | |
| | 薬剤耐性綠膿菌感染症 | 0 | 0 | |

(2) 緊急時防疫対応

①患者発生時防疫対応（新型コロナウイルス感染症を除く）

医師からの患者発生届出等により、保健所は発生所在地へ急行し、患者家族及び接触者・同行者に対し健康調査を実施する。感染源・感染経路と病原菌保有者の調査を実施し、消毒・保健指導を実施することにより疾病のまん延防止に努めている。

患者発生時防疫措置検査状況（第二類、第三類感染症）

| 項目 | 検査数 | 陽性数 | 陽性率 |
|------------|-----|-----|---------|
| 合計 | 28 | 2 | 7.14 % |
| 患者（保菌者）関係者 | 14 | 0 | 0.0 % |
| 患者および全治経過者 | 15 | 2 | 13.33 % |
| 海外渡航関係者 | 0 | 0 | 0.0 % |
| 前年度・合計 | 22 | 1 | 4.5 % |

②新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

「中野区新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月施行）を根拠とする中野区における計画であり、平成26年6月に策定した。

新型インフルエンザ等の国内発生が確認され、政府及び東京都において「新型インフルエンザ等対策本部」が設置された場合には、区条例を根拠とした区対策本部を設置し、本行動計画に基づき、全庁をあげての実施体制をとることとしている。国や都の動向をふまえ、令和6年度より改定の準備を進めている。

③新型コロナウイルス感染症の流行対策

令和2年当初から始まった国内感染・流行に対処するため、新型コロナウイルス感染症が指定感染症（二類相当）に指定となり、令和3年2月13日から新型インフルエンザ等感染症に指定され、令和4年9月26日からは発生届出対象が限定化された。高齢者施設等を中心に積極的疫学調査やクラスター対策等の防疫対応を引き続き実施した。令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症は感染症法に規定される五類感染症に変更となった。（詳細は145ページ「（5）新型コロナウイルス感染症対応」を参照のこと）。

（3）エイズ等性感染症対策

①エイズに関する相談・検査

エイズに対する不安を取り除き正しい知識を普及するため、昭和62年2月からエイズ相談とHIV検査を実施している。

平成21年度から委託によるHIV即日検査・相談を開始し、休日の検査・相談実施による受検機会の拡大とともに、若い世代や同性愛者等のハイリスク行動・ターゲットグループへの普及啓発と感染予防のための行動変容を促す個別相談の体制を強化した。

平成22年度から受託してきた公益財団法人エイズ予防財団の特例検査委託が平成25年度をもって廃止されたため、平成27年度からは委託の受検定員を50人から70人に増員実施している。

令和6年度からは、偶数月の第3金曜日の夜間2回、第1日曜日4回の年6回実施している。

また、通常検査・相談については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言等の影響により、募集人数や回数等を縮小して対応した年もあったが、令和5年度から通常の検査体制で実施している。

エイズに関する相談、検査については全て匿名・無料で実施している。

HIV通常検査・相談実施状況

| 区分 | 相談件数 | | | 電話相談 | | | 来所相談 | | | 検査件数 | | | 検査陽性者 | |
|--------|------|-----|-----|------|----|---|------|-----|-----|------|-----|----|-------|---|
| | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 合計 | 524 | 413 | 111 | 40 | 31 | 9 | 484 | 382 | 102 | 248 | 195 | 53 | 0 | 0 |
| 前年度・合計 | 438 | 319 | 119 | 32 | 28 | 4 | 406 | 291 | 115 | 214 | 155 | 59 | 1 | 0 |

※相談件数は電話相談と来所相談の合計。

HIV即日検査・相談実施状況

| 区分 | 相談件数 | | | 電話相談 | | | 来所相談 | | | 検査件数 | | | 検査陽性者 | |
|--------|------|-----|-----|------|-----|----|------|-----|----|------|-----|----|-------|---|
| | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 合計 | 258 | 214 | 44 | 40 | 31 | 9 | 258 | 214 | 44 | 258 | 214 | 44 | 2 | 0 |
| 前年度・合計 | 857 | 756 | 101 | 547 | 478 | 69 | 310 | 278 | 32 | 310 | 278 | 32 | 2 | 0 |

※相談件数は電話相談と来所相談の合計。

②エイズ・キャンペーン

エイズに関する正しい知識の普及に努め、HIV（エイズウイルス）への感染予防はもとより、エイズ患者やHIV感染者への差別・偏見のない地域社会づくりを目指している。

- HIV検査・相談の実施について、区報、ホームページ等による情報提供を実施した。
- 世界エイズデーに併せてレッドリボン運動の実施及び展示啓発を実施した。
- 人権週間に併せてエイズについての展示啓発を実施した。
- 二十歳のつどいで 20 歳の方を対象に配布した資料にエイズ啓発ホームページのURLを掲載するとともに、啓発資材（モバイルクリーナー）の配布を実施した。

③その他の性感染症検査実施状況

近年、若い人たちの間に性器クラミジア・淋菌・梅毒・ヘルペスなどの性感染症（STI）が流行している。都内での感染増加やSTIにかかるとHIVに感染しやすくなることを考慮し、HIV通常検査・相談と同時に、無料の梅毒検査及びクラミジア抗体検査を実施している。

梅毒検査

| 区分 | 合計 | 男 | 女 |
|------|------------|-----|-----|
| 検査者数 | RPR法 | 506 | 409 |
| | TPLA法 | 5 | 5 |
| | TPイムノクロマト法 | 258 | 214 |
| 陽性者数 | 15 | 15 | 0 |

性器クラミジア感染症検査

| 区分 | 合計 | 男 | 女 |
|------|--------|-----|----|
| 検査者数 | 248 | 195 | 53 |
| 陽性者数 | IgA 抗体 | 51 | 44 |
| | IgG 抗体 | 77 | 63 |

(4) 肝炎対策（肝炎ウイルス検査）

過去の血液製剤投与によるC型肝炎ウイルス感染、集団予防接種を原因とするB型肝炎ウイルス感染の問題を契機に、肝炎ウイルス感染の早期発見を促すため、平成19年6月から無料の肝炎ウイルス検査を実施している。これまでに区民健診、職場健診等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない区民を対象としている。

近年になって性感染症としてのB型肝炎が懸念されたため、平成27年度からHIV通常検査・相談と同時に無料のB型肝炎ウイルス検査を実施することとした。

C型肝炎ウイルス検査（平成25年改定C型肝炎ウイルス検査判定区分による）

| 区分 | 合計 | 男 | 女 |
|------|----|----|----|
| 検査者数 | 76 | 31 | 45 |
| 陽性者数 | 0 | 0 | 0 |

B型肝炎ウイルス（HBs抗原）検査

| 区分 | 合計 | 男 | 女 |
|------|-----|-----|----|
| 検査者数 | 324 | 226 | 98 |
| 陽性者数 | 0 | 0 | 0 |

(5) 新型コロナウイルス感染症対応

令和元12月に、中華人民共和国湖北省武漢市において最初の患者が発見されて以来、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は世界中に拡大し、令和2年1月30日に世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。

中野区では令和2年2月7日に「帰国者・接触者電話相談センター」（後の中野区新型コロナコールセンター）を設置、区民や医療機関、事業所等からの相談に対応している。また、4月29日に中野区医師会と協同で「中野区PCR検査センター」を開設し、患者の早期発見と感染拡大防止に努めた。令和2年2月26日に区内で最初に検査陽性者が発生した以降は、患者発生に伴う積極的疫学調査と患者の療養先（医療機関・宿泊療養施設）の調整、濃厚接触者への健康観察や必要な検査や受診調整、又、区内施設において患者が発生した場合には、クラスター対策を目的に感染源の推定、濃厚接触者の特定、適切な感染管理についての指導や助言を実施してきた。

令和3年度は、変異株の出現による感染の波（第4・5・6波）が繰り返し生じた。重症化リスクの高い変異株や、より感染力の高い変異株による流行にみまわれたが、患者の病態に応じた入院・施設への搬送を実施すると同時に、酸素濃縮器やパルスオキシメーター等の配達を通じ、自宅療養者や自宅待機者への患者支援を24時間体制で実施した。

令和4年1月からは、感染力が増強された変異株オミクロン株によるこれまでにない感染者数の爆発を受け、国の対策の再整備を受け、都が開設した新たな患者への支援機関の協力のもと、増え続ける患者の対応を引き続き行った。令和4年7月末には、1日当たりの新規感染者数が全期間を通じて最大人数を記録するなど、第7波として感染爆発を呈した。同年9月、国は高齢者等重症化リスクの高い方を守ることに重点を置き、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、自宅療養期間の見直しと発生届出対象の限定化を実施した。区は国の方針を受け、重症化リスクの高い方への入院調整等医療提供への支援を実施するとともに、増加した感染者に対応するため、My HER-SYS画面活用による療養証明書の発行や、SNS活用による情報発信を実施した。発生届限定化以降の感染者数減少を受け、令和4年11月にはPCR検査センターを一時休止した。その後新たな感染の波が生じ、令和4年12月末には第8波としての感染者数のピークを迎えた。特に高齢者施設等においてクラスターが多数発生し、入院等医療提供体制が逼迫した。区は感染状況に応じた入院調整等の支援を実施するとともに、クラスターの発生を繰り返す高齢者施設等に対して、感染拡大防止の指導を継続した。

令和5年1月以降から、感染症法上の分類の見直しの議論が本格化し、高齢者等重症化リスクの

高い方を守ることを念頭に、必要な感染対策を講じながら段階的に移行する方針が示された。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症は感染症法に規定される五類感染症に変更となり、入院措置等の行政の関与を原則とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応に移行することとなった。区は区民が適切な医療を受けられるよう国や都の動向を踏まえながら、入院調整等医療機関への支援を継続した。そして、過渡期における受診や自宅療養等についての区民の不安に対し引き続き相談対応を実施した。

令和5年10月以降に、他の疾病と同様に入院の要否を医療機関が判断し医療機関間での調整を基本となる仕組みに移行することに伴い、中野区新型コロナコールセンターは令和5年9月30日をもって終了した。

令和6年3月には、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、区民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えた区の感染症予防に対する取り組みを明らかにするため、「中野区感染症予防計画」を策定した。

令和6年度は「中野区感染症予防計画」に基づき新興感染症等の対応に備えた、区職員（医療専門職）に対する研修会や、区内医療機関等との合同訓練を実施した。

新型コロナウイルス感染症 国・都・区における状況と保健医療対策

| | | | |
|------|---------|-------|--|
| 令和2年 | 1月 | 16日 | 【国】国内初の感染者を確認 |
| | | 24日 | 【都】都内初の感染者を確認 |
| | | 29日 | 【国】湖北省在留邦人に対し、チャーター便による帰国を開始 【都】帰国者・接触者電話相談センターを設置 【区】健康危機管理連絡調整会議を立上げ |
| | | 2月 1日 | 【国】新型コロナウイルスを指定感染症、検疫感染症へ指定 |
| | | 3日 | 【区】健康危機管理対策本部の設置 |
| | 2月 | 7日 | 【国】クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）が横浜港沖に到着 【区】帰国者・接触者外来での診療開始 【区】帰国者・接触者電話相談センターの設置 |
| | | 13日 | 【国】新型コロナウイルス感染症を原因とする国内初の死者を公表 |
| | | 19日 | 【国】クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）の乗客下船開始 |
| | | 26日 | 【国】国民に対し、イベント自粛を要請 |
| | | 27日 | 【区】区内における初の陽性者届出 【国】全国の学校に休校を要請 |
| | | 3月 6日 | 【国】PCR検査の保険診療適用が開始 |
| | 4月 | 7日 | 【国】東京都に対し緊急事態宣言を発令（4月7日～5月25日） |
| | | 7日 | 【都】宿泊療養施設1号をオープン |
| | | 24日 | 【区】自宅待機者にパルスオキシメーター配布を開始 |
| | | 29日 | 【区】PCR検査センター開設 |
| | 5月 | 1日 | 【国】「新しい生活様式」を提言 |
| | | 13日 | 【区】ゴールデンウィーク中も相談・検査体制を維持 【国】抗原定性検査キットの承認 |
| | 7月 | 3日 | 【国】接触確認アプリ（COCOA）の機能開始 |
| | | 9日 | 【都】モニタリング会議を公開で開始 |
| | | 13日 | 【都】感染症対策部が発足 |
| | 8月 3日 | | 【区】HER-SYSを導入 |
| | 9月 | 16日 | 【都】診療・検査医療機関の指定開始 |
| | | 16日 | 【区】診療・検査医療機関へのHER-SYS ID振り出し開始 |
| | | 29日 | 【国】全世界の新型コロナウイルス感染症による死者数が100万人を超える |
| | 10月 | 1日 | 【都】東京iCDCが発足 |
| | | 23日 | 【国】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について通知 |
| | | 30日 | 【都】発熱相談センターの開設 |
| | 12月 25日 | | 【国】国内初の変異株感染者を確認 |
| 令和3年 | 1月 | | 【都】都内初の変異株感染者を確認 |
| | | 8日 | 【国】東京都に対し2回目の緊急事態宣言を発令（1月8日～3月21日） |
| | | 20日 | 【区】新型コロナウイルスワクチン接種担当を設置 |
| | | 25日 | 【区】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策チームが始動 |
| | | 27日 | 【都】自宅療養者フォローアップセンター事業の区部導入開始 【国】世界の感染者数が1億人を超える |
| | 2月 | 1日 | 【都】平日夜間も含めた夜間入院相談窓口の設置 |
| | | 3日 | 【国】新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法、検疫法の一部改正を公布（2月13日施行） |
| | | 17日 | 【国】新型コロナウイルスワクチンを承認 【国】新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施について指示 |

| | | |
|------|---------|--|
| 令和3年 | 3月 | 【国】アルファ株、デルタ株等、変異株の世界的伝播拡大 【都】医療従事者等ワクチン接種開始 【区】医療従事者向けワクチン接種実施病院にワクチンが供給、接種開始 【区】新型コロナワイルスワクチン接種実施計画を策定 |
| | 4月 | 【国】東京都に対し3回目の緊急事態宣言を発令（4月25日～6月20日） 【区】新型コロナワイルスワクチン接種を開始 【区】75歳以上の接種開始（中野区医師会館） |
| | 5月 | 【区】個別医療機関での接種開始 【区】65歳から74歳の接種開始 【国】自衛隊大規模接種センターを東京都及び大阪府に設置 |
| | 6月 | 【国】接種対象者を16歳から12歳に引き下げ 【区】区民活動センターでの集団接種開始 【区】16歳から64歳で基礎疾患のある方及び高齢者施設等従事者への接種開始 【区】16歳から64歳で保育士・幼稚園教諭、高齢者居宅系サービス事業者及び障害者訪問系サービス事業者への接種開始 【区】16歳から64歳の一般の方への接種開始 |
| | 7月 | 【国】変異株デルタ株への置き換わりが急速に進行 【国】東京都に対し4回目の緊急事態宣言を発令（7月12日～9月30日） 【国】オリンピック競技大会（7月23日～8月8日） 【区】新型コロナワイルス感染症予防接種証明書（ワクチン接種証明書）発行開始 |
| | 8月 | 【区】12歳から15歳の接種開始 【国】パラリンピック競技大会（8月24日～9月5日） |
| | 9月 | 【国】新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について通知 |
| | 10月 | 【区】中野サンプラザでの集団接種開始 【区】東京ドームでの集団接種開始（文京区、新宿区、港区、板橋区） |
| | 11月 | 【国】5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について通知 【区】新型コロナワイルスワクチン追加接種実施計画策定 |
| | 12月 | 【国】医療従事者への3回目接種開始 【区】医療従事者への新型コロナワイルスワクチン追加接種（3回目接種）を開始 |
| | 令和4年 1月 | 【国】変異株オミクロン株による新規陽性者が急増 【区】新型コロナワイルスワクチン追加接種（3回目接種）を開始 【区】新型コロナワイルスワクチン小児接種実施計画策定 【国】東京都に対しまん延防止等重点措置を発令（1月21日～3月21日まで延長） 【都】自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）の開設 |
| | 2月 | 【区】第5週（1月31日～2月6日）の感染者数が3,339人／週と過去最多 【区】新型コロナワイルス宿泊・自宅療養証明書の電子申請受付開始 【国】5歳から11歳への接種開始 |
| | 3月 | 【区】新型コロナワイルスワクチン小児接種（5歳～11歳）を開始 【国】12歳から17歳の3回目接種開始 【国】新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について通知 |
| | 4月 | 【区】12歳から17歳の3回目接種開始 【都】高齢者・障害者施設へ即応支援チームの派遣開始 【都】新型コロナワイルス感染症に関する東京都検査体制整備計画の策定 |
| | 5月 | 【区】新型コロナワイルスワクチン4回目接種実施計画策定 【都】都内初のBA.5変異株感染者を確認 【国】60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患有する方等への4回目接種開始 【区】60歳以上の方への4回目接種開始 |
| | 6月 | 【区】療養証明書の画面活用推進のため、発生届のHER-SYS上でMyHER-SYSを付与 |

| | | | |
|------|-----|-----|--|
| 令和4年 | 7月 | 15日 | 【区】第30週（7月25日から7月31日）の感染者数が5,391人／週と過去最多 |
| | | 22日 | 【都】高齢者医療支援型施設（世田谷玉川）の設置 |
| | | | 【国、区】4回目接種の対象拡大（医療従事者、高齢者施設等の従事者） |
| | 8月 | 1日 | 【都】新型コロナウイルス感染症を疑い症状がある者に抗原定性検査キットの配布 |
| | | 3日 | 【都】東京都陽性者登録センターの開設 |
| | 9月 | 2日 | 【国】生後6ヶ月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について通知 |
| | | 6日 | 【国】5歳から11歳への3回目接種開始 |
| | | 7日 | 【区】新型コロナウイルスワクチン小児追加接種実施計画策定 |
| | | 16日 | 【国】陽性者の自宅療養期間の見直し |
| | | 20日 | 【区】5歳から11歳への追加接種（3回目接種）開始 |
| | | 26日 | 【区】オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種実施計画策定 |
| | | | 【国】オミクロン株対応ワクチン接種開始 |
| | | | 【国】新型コロナウイルス感染症の発生届限定化 |
| | 10月 | 1日 | 【都】陽性者登録センターの運営開始 |
| | | 24日 | 【国】HER-SYSによる日時報告の運用開始 |
| 令和5年 | 11月 | 1日 | 【区】PCR検査センター一時休止 |
| | | 9日 | 【区】生後6か月から4歳への初回接種開始 |
| | 2月 | 16日 | 【国】5歳から11歳用オミクロン株対応ワクチンの配送について通知 |
| | 3月 | 7日 | 【国】令和5年度の新型コロナワイルスワクチン接種について通知 |
| | | 8日 | 【国】5歳から11歳へのオミクロン株対応ワクチン接種開始 |
| | | 13日 | 【区】小児オミクロン株対応2価ワクチン追加接種実施計画策定 |
| | | 24日 | 【区】5歳から11歳へのオミクロン株対応ワクチン接種開始 |
| | 4月 | 1日 | 【区】令和5年度中野区新型コロナワイルスワクチン接種（春開始接種）実施計画策定 |
| | 5月 | 7日 | 【区】PCR検査センター廃止 |
| | | 8日 | 【国】新型コロナウイルス感染症が感染症法上の五類感染症に類型変更 |
| | | | 【都】自宅療養者フォローアップセンター・うちさぽ東京・自宅療養者医療支援終了 |
| | 8月 | 22日 | 【区】令和5年度中野区新型コロナワイルスワクチン接種（秋開始接種）実施計画策定 |
| | | 20日 | 【国、区】令和5年度秋開始接種開始 |
| | | 30日 | 【都】入院調整本部（都・各保健所）による入院調整の終了 |
| | 9月 | | 【区】中野区新型コロナコールセンター終了 |
| | | 22日 | 【国】令和6年度以降の新型コロナワイルスワクチンの接種について通知 |
| 令和6年 | 3月 | 5日 | 【区】中野区感染症予防計画策定 |
| | | 11日 | 【国】特例臨時接種終了に伴う新型コロナワイルスワクチンの取扱い等について通知 |
| | | 25日 | 【国】HER-SYSの運用終了 |
| | | 30日 | 【都】東京都新型コロナ相談センター終了 |
| | | 31日 | 【国、区】新型コロナワイルスワクチンの特例臨時接種終了 |
| | 4月 | 1日 | 【国】新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけ |
| | | | 【区】中野区感染症予防計画施行 |
| | 10月 | 1日 | 【国、区】新型コロナワイルスワクチン定期予防接種開始 |

第3 地域でその人らしく生きるための精神保健支援・自殺対策

1 精神保健支援

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいる。

中野区の精神保健支援は、保健所保健予防課（精神保健支援係）実施の事業（「措置入院者退院後支援」「自殺対策」等）、障害福祉課実施の各障害福祉サービスの給付や相談、虐待対応等の他、地域における個別相談対応は、住まいに身近な地域支えあい推進部すこやか福祉センター（区内4カ所に設置）で実施している。

（1）自殺対策の推進（自殺対策基本法）

自殺は、健康問題や多重債務等の経済的な問題、家庭問題等の様々な問題が複雑に関係しており、社会問題として取り組まなければならない課題である。区は、平成21年度から自殺に関する正しい知識の普及啓発や、様々な問題に対応するための相談窓口の周知を行っている。又、相談を受ける職員・関係機関等に対して、自殺の危険性を察知し、セーフティネットとしての役割を担うためのゲートキーパー養成研修等を実施している。

平成28年に国の自殺対策基本法の一部が改正され、各都道府県及び区市町村に対して、地域自殺対策計画の策定が義務付けられた。このことを受けて、中野区ではさらに自殺対策を全区的な取組とするため、平成30年度に中野区自殺対策審議会を設置し、平成31年度に「第1期中野区自殺対策計画～いのちを守り、つまずいても再出発できるまち中野～」（5か年計画）を策定した。

その後、第1期計画で必要な考え方や取組は継続し、令和2年以降に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症とその後の影響、新たな課題に対応した取組を盛り込み、国の自殺総合対策大綱及び東京都の自殺総合対策計画を踏まえた上で、令和6年に「第2期中野区自殺対策計画～つながるまちなかの絆プラン～」（5か年計画）を策定した。

令和6年度の主な取組

①自殺対策メール相談（自殺ハイリスク者を対象としたメール相談）事業

中野区は20～40代に自殺者が多い傾向があり、これらの若年層は電話や通話による相談が苦手とされる。このため、令和2年7月より若年層を対象とした相談ツールとして本事業を開始している。

インターネット上で自殺関連語の検索に連動して表示される広告を活用、自殺のハイリスク者に対してメールによる相談を行い、自殺の中止・感情や行動の変化につながるよう支援する。

実績（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

| | |
|---|-------|
| 新規受付者数 | 147人 |
| 相談者数 (新規受付者数のうち継続相談に至った数) | 84人 |
| 感情や行動の変化率 (感情の変化・援助要請行動・援助要請意図のいずれかの変化が認められた相談者の率) | 50.0% |

②中野区自殺対策審議会

専門家や関係者の総合的・専門的な視点から、自殺対策や中野区自殺対策計画の次期計画に向けた改定内容を検討することを目的としている。

| 開催年月日 | 参加委員 | 議題 |
|----------|------|----------------------------------|
| 令和6年9月6日 | 13人 | 自殺対策に係る施策の推進に関し、事業の評価・課題・改善点について |

③人材育成事業

「自殺は誰にでも起こりうる危機」であるという認識を区民が持てるよう、自殺予防のために求められる理解と援助について、理解を深めることを目的とする。また支援者による早期発見、適切な関係機関への確実なつなぎから、自殺対策の推進を図る。

| 実施年月日 | 会場 | 対象 | 参加人員 | 内容 |
|------------|------------|-------|------|---|
| 令和6年9月17日 | 中野区保健所 | 一般区民 | 16人 | テーマ：自殺対策講演会「ゲートキーパー研修～身近な人のSOS その時あなたは!?」 |
| 令和6年9月13日 | オンライン | 介護事業者 | 19人 | テーマ：対人援助者の為のストレスマネジメント |
| 令和6年10月31日 | 中野区社会福祉協議会 | 地域関係者 | 24人 | テーマ：「子どもたちが抱えているメンタルヘルスへの気づき」 |

④普及啓発事業

より多くの区民にとって、自殺対策が自分自身にも関わることであるという認識を持てるよう、普及啓発活動を行う。また生きづらさを抱えた人への支援として相談窓口の周知を図る。

| 開催年月日 | 開催内容 |
|------------------------------------|--|
| 令和6年9月、令和7年3月 (自殺対策強化月間に合わせて実施) | 区報特集記事掲載、区役所ロビーパネル展示、駅前ガード下展示、懸垂幕掲示、区立図書館特別企画展示、区民活動センター・中野区内駅構内展示 |
| 令和7年1月 | 成人つどい案内状に二次元コードを掲載 (リーフレット掲載サイト) |
| 令和7年3月 | 中野区内中学校の卒業生にリーフレット配布 |

(2) 精神保健に係る申請等（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条、23条、33条）

精神障害またはその疑いのある者のうち、精神保健指定医の診察と必要な保護を要する状態にあることを知った者は、東京都知事に対してその措置をとるよう申請をすることができる（法第22条）。

又、警察官は職務を執行するにあたり、精神障害のために自傷、他害のおそれがある者を発見したときは、直ちに最寄りの保健所に通報することになっている（法第23条）。さらに精神障害のある者の医療保護入院に際して、保護義務者がいないときまたはその意思を表示することができないときは、その者の居住地または現在地を管轄する区長が保護義務者となることができる（法第33条第3項）。

保健所は、これらの申請や通報の受理の経由事務と、同意事務を行っている。

申請通報同意件数

| 年度 | 22条申請 | 23条通報 | 33条同意 | 同意解除 |
|----|-------|-------|-------|------|
| 5 | 0 | 98 | 31 | 25 |
| 6 | 0 | 97 | 21 | 25 |

※なお、自立支援医療・精神保健福祉手帳等申請は障害福祉課及びすこやか福祉センター併設の相談支援事業所にて受理を行っている。

(3) 措置入院者等退院後支援

措置入院者に対し、退院後に措置入院を繰り返すことなく地域で安定したその人らしい生活を送ることを目指し、入院中に本人の同意を得て退院後の支援計画を作成、地域で支援者につなぐとともに必要な保健福祉サービス等の調整を行っている。

令和6年度は、対象となる措置入院は44件であり、うち本事業利用者は11件だった。

(4) 医療中断予防訪問等事業

地域生活において様々な課題を抱え、精神科医療の必要が高いにも関わらず未治療や治療中断となり非自発的入院を繰り返している者、自ら周囲に支援を求めることが困難な者等を対象とする事業である。精神保健相談員を含めた保健所職員と関係機関職員等が連携し、多職種チームとして訪問等を実施し、アセスメント及び支援を行うことで、適切な医療の導入及び関係者等のネットワーク構築を図り、地域においてその人らしい生活が送れるようになることを目的としている。

令和6年度事業利用・新規受理ケース1件、事例検討ケース実4件、その他相談件数延べ23件となっている。令和7年度も引き続き関係機関等へ事業利用紹介、周知に努めていく。

(5) 地域精神保健連絡協議会

地域において精神障害者が安心して生活していくよう、①中野区における地域精神保健福祉の事業に關すること、②関係機関及び関係団体とのネットワーク作りや調整に關すること、を学識経験者等の外部委員と精神保健支援業務を所管する庁内関係部署とで共に協議している。

| 開催年月日 | 参加委員 | 議題 |
|-----------|------|--|
| 令和6年5月17日 | 12人 | 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」に照らし合わせた“中野区の精神保健業務調査”的まとめ報告、区の課題整理及び意見交換 |
| 令和7年1月24日 | 13人 | ピアソーターの活用に関わる事業展開の報告。精神科医療と地域連携についての意見交換。 |

(6) 精神障害者等対応研修会

区の保健師・庁内職員、関係機関等の職員を対象に、精神保健福祉に関わる人材育成を目的として研修を実施し、様々な症状や背景を持つ精神障害者の対応等について知識と対応力の向上を図ることを目的としている。

第7章 衛生的で環境にやさしい暮らしの推進（生活衛生課）

第1 衛生的で安心な生活環境が守られるまち

1 衛生環境

(1) 衛生害虫等の防除指導

①ねずみ・衛生害虫等の防除相談

蚊、ハチ等の生活に密着する害虫の防除についての相談対応や、区民の自主防除に関する支援相談を行っている。また、ねずみの駆除に関しては食物管理等の指導や相談対応を行い、必要に応じて粘着シート等を配布している。

ねずみ・衛生害虫等相談件数

単位：件

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|-----|-----|-----|-------|-----|
| ハチ | 315 | 393 | 453 | 365 | 333 |
| ねずみ | 247 | 188 | 250 | 346 | 283 |
| 衛生害虫等 | 436 | 413 | 293 | 350 | 281 |
| 合計 | 998 | 994 | 996 | 1,061 | 897 |

②ねずみ・衛生害虫等の普及啓発

パネル展示等により、ねずみや衛生害虫の防除方法等の知識の普及に努めている。

中野駅ガード下ギャラリーパネル展示

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------|----|----|----|----|----|
| 防除知識展示回数(回) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 防除知識展示日数(日) | 54 | 54 | 37 | 40 | 38 |

③スズメバチの巣の除去

ハチの相談に対しては、対応方法の指導を行っている。ただし、特に危険なスズメバチについては、区民の依頼により、委託事業者による巣の除去を実施している。

スズメバチ除去作業

単位：個

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------------|----|----|-----|----|-----|
| スズメバチの巣の除去 | 80 | 96 | 102 | 73 | 102 |

④あき地の除草対策

あき地が適正に管理され、区民が健康で安全な生活を送れるように、雑草が繁茂しているあき地の所有者に対し除草指導を行っている。なお、所有者自身があき地の雑草を除去できないときは、区が有料で受託し除草を行っている。

あき地受託除草状況

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------------------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 受託除草箇所数(箇所) | 11 | 5 | 6 | 3 | 8 |
| 受託除草面積(m ²) | 1,121.02 | 525.15 | 537.30 | 332.99 | 920.48 |

⑤カラスの危害対策

繁殖期のカラスの危害を防止するため、緊急を要する場合に、巣の撤去やヒナの捕獲を行っている。また、餌やり防止などの啓発活動を実施し、環境の悪化防止に取り組んでいる。

カラスの相談件数、巣の撤去数、ヒナの捕獲数

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 相談受付件数(件) | 82 | 97 | 72 | 39 | 39 |
| 巣の撤去数(個) | 1 | 2 | 3 | 1 | 5 |
| ヒナの捕獲数(羽) | 0 | 4 | 5 | 0 | 1 |

⑥ハクビシン・アライグマの被害対策

ハクビシン等による住み着き、ふん尿、庭の果実荒らし等の被害に対し、安全及び生活衛生の確保の必要性から、箱わな設置方式による駆除事業を行っている。

ハクビシン・アライグマ相談件数、箱わな設置回数、駆除頭数

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談受付件数(件) | 185 | 325 | 326 | 289 | 207 |
| 箱わな設置回数(回) | 112 | 109 | 104 | 104 | 105 |
| ハクビシン等駆除(頭) | 20 | 16 | 12 | 21 | 15 |

2 愛護動物との共生推進

(1) 狂犬病の予防・畜犬登録

狂犬病の発生と犬による人畜等への危害を防止するため、飼い犬の登録とともに、狂犬病予防定期集合注射を実施している。

令和4年6月に改正動物の愛護及び管理に関する法律が施行され、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップ装着及び環境大臣指定登録機関への情報登録が義務化された。登録情報が指定登録機関から通知されることによって狂犬病予防法に基づく登録申請とみなされ、装着されたマイクロチップは鑑札とみなされるため、従来の鑑札とマイクロチップ識別番号による飼い犬の登録管理を行う。

狂犬病予防定期集合注射 実施頭数

単位：頭

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 実施頭数 | 504 | 1,195 | 1,283 | 1,241 | 1,365 |

飼い犬の登録（鑑札の交付件数、マイクロチップでの登録件数）

単位：件

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|---------------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 新規登録（鑑札交付） | 891 | 928 | 343 | 87 | 89 |
| 新規登録（マイクロチップ） | - | - | 789 | 969 | 923 |
| 再交付 | 149 | 131 | 71 | 59 | 80 |
| 合計 | 1,040 | 928 | 1,059 | 1,115 | 1,092 |

畜犬登録頭数

単位：頭

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 畜犬登録数 | 9,184 | 9,263 | 9,646 | 10,019 | 9,941 |

狂犬病予防注射済票交付件数

単位：件

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規交付 | 6,635 | 6,888 | 6,989 | 7,027 | 7,066 |
| 再交付 | 36 | 33 | 35 | 19 | 45 |
| 合計 | 6,671 | 6,921 | 7,024 | 7,046 | 7,111 |

廃犬頭数

単位：頭

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 廃犬頭数 | 669 | 553 | 560 | 556 | 596 |

咬傷犬被害数

単位：件

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------|---|---|---|----|----|
| 咬傷犬被害数 | 5 | 7 | 5 | 13 | 16 |

(2) ペットの適正飼養**①ペットの適正飼養**

犬及び猫の正しい飼い方についてのパンフレットを配布するなどのPRを実施し、区民からの相談や苦情について対応を行っている。また「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、広く区民に対し、動物の適正飼養について相談や苦情に対応するとともに正しい知識の普及に努めている。

犬・猫の苦情・相談件数

単位：件

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------|-----|-------|-----|-----|-------|
| 犬の苦情・相談件数 | 695 | 760 | 628 | 628 | 864 |
| 猫の苦情・相談件数 | 241 | 477 | 299 | 261 | 199 |
| 合計 | 936 | 1,237 | 927 | 889 | 1,063 |

愛護動物適正飼養の普及啓発

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------------|----|----|----|----|----|
| 犬の飼い方教室(回) | - | - | 1 | 1 | 2 |
| 犬の飼い方教室参加者数(人) | - | - | 18 | 11 | 39 |
| 猫の飼い方教室(回) | - | - | 1 | 1 | 2 |
| 猫の飼い方教室参加者数(人) | - | - | 18 | 11 | 18 |
| ペット相談会(日) | 4 | - | - | 2 | 2 |
| ペット相談会参加者数(人) | 31 | - | - | 10 | 18 |
| 愛護動物適正飼養展示日数(日) | 21 | 15 | 10 | 11 | 10 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記事業を中止した。

令和2年度 犬の飼い方教室、猫の飼い方教室

令和3年度 犬の飼い方教室、猫の飼い方教室、ペット相談会

令和4年度 ペット相談会

②飼い主のいない猫対策事業への助成

愛護動物と共生ができる地域社会づくりを目指す一環として、飼い主のいない猫を増やさないこと及び猫の管理が地域相互理解のもとに適正に行われることを目的として事業を実施している。

(ア) 町会・自治会に対する助成事業

飼い主のいない猫を「地域猫」として見守るための不妊去勢手術やルール作りを行う町会・自治会に対し助成事業を行っている。

飼い主のいない猫対策助成団体数

単位：団体

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----|---|---|---|---|---|
| 団体数 | 8 | 5 | 4 | 5 | 2 |

(イ) 中野区地域猫共生推進員制度

令和5年度より既に地域猫活動を行っている、またはこれから活動予定の個人ボランティアを対象に、要件を満たした者を「中野区地域猫共生推進員」として認定し、不妊・去勢手術費等に対する支援を行うとともに、地域猫活動の核となるよう育成している。

令和6年度認定者数 19名（転出により年度途中で1名減につき、6年度末認定者数18名）

第2 食品衛生に不安のない暮らし

1 食品衛生

食品衛生は、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全と健康の保護を図ることを目的としている。

食品衛生監視として、食品関係施設の許認可、監視指導、違反食品や苦情・食中毒事件への対応を行っている。

また、食品安全確保対策として、食品取扱者に対する業態別講習会や消費者参加による懇談会・パネル展示などの開催、区報・ホームページなども使って広く衛生知識の普及啓発を図っている。

これらの事業は毎年度策定する「中野区食品衛生監視指導計画」に基づいて実施されている。

(1) 食品衛生監視

①食品衛生関係施設と監視指導

食品関係の製造販売等の営業者は、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、東京都ふぐの取扱い規制条例等に基づく許認可を得て営業を行っている。これらの許認可営業施設に対しては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、施設の改善と食品の取扱いについて、監視及び指導を実施している。このほか、表示を要する食品及び添加物については、食品表示法により指導取締を実施している。

これらの通常の監視指導のほか、夏期・歳末等食中毒が多発しやすい時期には、特別監視指導を実施することにより、食品衛生の徹底に努めている。

平成30年6月の食品衛生法改正により、令和3年6月1日に新たな食品衛生法に基づく許可・届出制度が開始された。改正前の食品衛生法は、経過措置期間が設けられていることから、改正前の食品衛生法に基づく許可と改正後の食品衛生法に基づく許可・届出施設が存在している。

また、食品衛生法改正により、食品衛生管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が制度化された。HACCPの導入に際しては、事業者の状況や食品ごとの特性等を踏まえつつ、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことが重要であり、中野区の食品事業者も一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理を実施することとなったことから、HACCPに沿った衛生管理の実現に向け、監視指導時のリーフレット配布や講習会を通じた積極的な情報提供を行い、HACCPの円滑な導入に向けて食品事業者等を支援している。

令和6年度の根拠法令別の許可、届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数等は、次表(ア)～(ク)のとおりである。これらの監視指導の総件数（※1）は1,657件、監視指導軒数（※2）は1,180軒であった。

※1 監視指導件数：許可業種及び届出業種ごとに計上。スーパーマーケット等、複数許可等を有した施設を監視した場合、有している許可等の数を計上した数値となる。

※2 監視指導軒数：複数許可等を有した施設を監視した場合でも1施設として計上した数値

(ア) 改正前食品衛生法第52条に規定する許可業種の許可件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

| 業種(*1) | 許可件数(*2) | | 廃業数 | 営業所数 | 監視指導件数 |
|---------------|----------|----|-----|-------|--------|
| | 新規 | 更新 | | | |
| 飲食店営業 | - | - | 564 | 1,643 | 250 |
| 喫茶店営業 | - | - | 29 | 35 | 1 |
| 菓子製造業 | - | - | 77 | 171 | 26 |
| あん類製造業 | - | - | 0 | 1 | 0 |
| アイスクリーム類製造業 | - | - | 2 | 23 | 5 |
| 乳類販売業 | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 食肉処理業 | - | - | 3 | 7 | 2 |
| 食肉販売業 | - | - | 14 | 51 | 11 |
| 食肉製品製造業 | - | - | 1 | 2 | 1 |
| 魚介類販売業 | - | - | 9 | 49 | 28 |
| 魚肉ねり製品製造業 | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 食品の冷凍・冷蔵業 | - | - | 2 | 1 | 1 |
| 清涼飲料水製造業 | - | - | 0 | 1 | 1 |
| 乳酸菌飲料製造業 | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 氷雪販売業 | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 食用油脂製造業 | - | - | 0 | 0 | 0 |
| みそ製造業 | - | - | 0 | 2 | 0 |
| 酒類製造業 | - | - | 0 | 2 | 0 |
| 豆腐製造業 | - | - | 2 | 4 | 2 |
| めん類製造業 | - | - | 2 | 4 | 5 |
| そうざい製造業 | - | - | 3 | 38 | 3 |
| かん詰又はびん詰食品製造業 | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 添加物製造業 | - | - | 0 | 1 | 0 |
| 令和4年度 | - | - | 755 | 3,446 | 606 |
| 令和5年度 | - | - | 703 | 2,743 | 456 |
| 令和6年度 | - | - | 708 | 2,035 | 336 |

*1 その他の業種（中野区内に許可施設がない業種）

マーガリン又はショートニング製造業、納豆製造業、氷雪製造業、
乳処理業、乳製品製造業、集乳業、魚介類せり賣営業、食品の放射線照射業、
特別牛乳さく取処理業、ソース類製造業、しょう油製造業

*2 許可件数は許可申請中または保留のものは含まない。

(イ) 改正後食品衛生法第55条に規定する許可業種の許可件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

| 業種(*1) | 許可件数(*2) | | 廃業数 | 営業所数 | 監視指導件数 |
|---------------|----------|----|-----|-------|--------|
| | 新規 | 更新 | | | |
| 飲食店営業 | 604 | - | 72 | 2,196 | 920 |
| 調理機能を有する自動販売機 | 1 | - | 0 | 7 | 1 |
| 食肉販売業 | 13 | - | 0 | 54 | 30 |
| 魚介類販売業 | 5 | - | 0 | 39 | 38 |
| 食肉処理業 | 2 | - | 0 | 8 | 2 |
| 菓子製造業 | 34 | - | 8 | 118 | 47 |
| アイスクリーム類製造業 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| 清涼飲料水製造業 | 0 | - | 0 | 1 | 0 |
| 食肉製品製造業 | 1 | - | 0 | 1 | 1 |
| 水産製品製造業 | 0 | - | 0 | 1 | 0 |
| 食用油脂製造業 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| みそ又はしょうゆ製造業 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| 酒類製造業 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| 豆腐製造業 | 0 | - | 0 | 5 | 6 |
| 麵類製造業 | 0 | - | 0 | 4 | 2 |
| そうざい製造業 | 8 | - | 2 | 38 | 14 |
| 冷凍食品製造業 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| 漬物製造業 | 1 | - | 0 | 2 | 1 |
| 密封包装食品製造業 | 0 | - | 0 | 3 | 0 |
| 食品の小分け業 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| 添加物製造業 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| 令和4年度 | 657 | - | 43 | 1,297 | 804 |
| 令和5年度 | 671 | - | 78 | 1,890 | 910 |
| 令和6年度 | 669 | - | 82 | 2,477 | 1,062 |

*1 その他の業種

魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、冰雪製造業、液卵製造業、納豆製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業

*2 許可件数は許可申請中または保留のものは含まない。

(ウ) 改正後食品衛生法第57条に規定する届出業種の届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

| 業種 | 届出件数 | 廃業数 | 営業所数 | 監視指導件数 |
|---|------|-----|-------|--------|
| 魚介類販売業 (包装) | 0 | 0 | 10 | 1 |
| 食肉販売業 (包装) | 6 | 2 | 28 | 0 |
| 乳類販売業 | 4 | 7 | 125 | 4 |
| 氷雪販売業 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) | 50 | 31 | 102 | 1 |
| 弁当販売業 | 4 | 1 | 29 | 1 |
| 野菜果物販売業 | 6 | 1 | 55 | 2 |
| 米穀類販売業 | 0 | 0 | 17 | 0 |
| 通信販売・訪問販売 | 0 | 1 | 4 | 0 |
| コンビニエンスストア | 8 | 15 | 163 | 19 |
| 百貨店、総合スーパー | 2 | 0 | 71 | 47 |
| 自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。) | 13 | 11 | 96 | 1 |
| その他食料・飲料販売業 | 70 | 21 | 443 | 40 |
| 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が 定められた添加物の製造を除く。) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| いわゆる健康食品の製造・加工業 | 0 | 0 | 3 | 5 |
| コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) | 6 | 0 | 36 | 1 |
| 農産保存食料品製造・加工業 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 調味料製造・加工業 | 3 | 1 | 21 | 2 |
| 糖類製造・加工業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 精穀・製粉業 | 0 | 0 | 6 | 1 |
| 製茶業 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 海藻製造・加工業 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 卵選別包装業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他食料品製造・加工業 | 1 | 1 | 11 | 0 |
| 行商 | 4 | 0 | 15 | 1 |
| 集団給食施設 | 4 | 8 | 120 | 105 |
| 器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、 営業とみなされないもの | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公衆衛生に与える影響が少ない営業 | 20 | 4 | 63 | 0 |
| 令和4年度 | 188 | 39 | 1,212 | 267 |
| 令和5年度 | 160 | 45 | 1,327 | 208 |
| 令和6年度 | 201 | 104 | 1,424 | 231 |

(エ) 東京都ふぐの取扱い規制条例の届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

| 区分 | 届出件数 | 廃業数 | 営業所数 | 監視指導件数 |
|-------|------|-----|------|--------|
| ふぐ取扱所 | 4 | 5 | 33 | 27 |
| 令和4年度 | 0 | 2 | 44 | 23 |
| 令和5年度 | 2 | 12 | 34 | 22 |
| 令和6年度 | 4 | 5 | 33 | 27 |

(オ) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する許可件数、廃止数、営業所数及び監視指導件数

| 年度 | 許可件数 | 廃止数 | 営業所数 | 食鳥処理 衛生管理者数 | 監視指導件数 |
|----|------|-----|------|----------------|--------|
| 4 | 0 | 1 | 6 | 6 | 0 |
| 5 | 1 | 1 | 6 | 6 | 1 |
| 6 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 |

(力) 食品衛生法施行細則第9条の届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

| 年度 | 届出件数 | 廃業数 | 営業所数 | 監視指導件数 |
|----|------|-----|------|--------|
| 4 | 0 | 1 | 3 | 0 |
| 5 | 1 | 0 | 4 | 1 |
| 6 | 1 | 0 | 5 | 1 |

(キ) 中野区行事における臨時営業等の取扱要綱に基づく届出

| 年度 | 届出数 | 監視指導件数 |
|----|-----|--------|
| 4 | 66 | 42 |
| 5 | 113 | 84 |
| 6 | 156 | 86 |

(ク) 食品衛生許可営業所数の推移

| 年度 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 食品衛生法関係 | 5,947 | 5,955 | 5,960 | 5,936 |
| 食鳥処理の事業の規制及び 食鳥検査に関する法律関係 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| 東京都ふぐの取扱い規制条例関係 | 128 | 44 | 34 | 33 |
| 中野区食品衛生法施行細則第9条 | 4 | 3 | 4 | 5 |
| 合 計 | 6,086 | 6,008 | 6,004 | 5,980 |

②試験検査

ア 現場簡易検査

業種別一斉監視及び重点監視の際、簡易で効率的・科学的な検査方法として、スタンプスプレット法※等による現場簡易検査を実施している。この検査の結果、調理従事者や食品販売業者等の食品の取扱状況や調理器具・調理施設の衛生管理、食品等の汚染度合いを科学的データとして迅速に把握し、食品関係営業者に対する衛生指導を行っている。

※スタンプスプレット法……スタンプラバーディスクにより、器具や手指、食品などの表面に付着する細菌を採取し、これを培地上に塗布することにより、検査対象の汚染度を測定する方法。

検査件数内訳

| 業 種 | 検査軒数 | 検査件数 | 大腸菌群 | |
|--------|------|------|------|------|
| | | | 適 | 不良 |
| 飲食店営業 | 仕出弁当 | 88 | 92 | 91 1 |
| | 集団給食 | 68 | 69 | 69 0 |
| | すし屋 | 58 | 58 | 57 1 |
| 魚介類販売業 | 28 | 28 | 28 | 0 |
| 営業届出施設 | 40 | 42 | 42 | 0 |
| 令和4年度 | 264 | 268 | 267 | 1 |
| 令和5年度 | 252 | 258 | 256 | 2 |
| 令和6年度 | 282 | 289 | 287 | 2 |

判定基準：次の値以上の検出を不良とした。

大腸菌群 手指、食器類 101個
まな板 1,001個

イ 収去検査

食品衛生行政を実効あるものにするためには、食品の科学的な検査が不可欠である。収去検査は、飲食店及び食品販売店から食品等を持ち帰り、細菌、添加物等の科学的分析を行う検査方法で、分析には、試験項目、内容により中野区保健所で行うものと東京都健康安全研究センターに委託して行うものがある。

(ア) 収去検査（中野区保健所実施検査）

| 検体名 | 検体数 | 細菌検査 | | 化学検査 | |
|-------------|-----|------|---------------|------|-----------|
| | | 適 | 否、要注意 又は参考 | 適 | 否又は 参考 |
| 魚介類・魚介類加工品 | 17 | 14 | 0 | 3 | 0 |
| 食肉・卵及びその加工品 | 11 | 8 | 0 | 3 | 0 |
| 乳・乳製品 | 8 | 6 | 0 | 2 | 0 |
| 野菜・果実・農産加工品 | 26 | 9 | 2 | 15 | 0 |
| 菓子類 | 53 | 13 | 2 | 38 | 0 |
| 清涼飲料水・氷雪 | 7 | 0 | 0 | 7 | 0 |
| そうざい類 | 184 | 181 | 3 | 0 | 0 |
| その他 | 16 | 0 | 0 | 16 | 0 |
| 合計 | 322 | 231 | 7 | 84 | 0 |

*「その他」には容器・包装、相談、苦情、参考品の検査を含む。

(イ) 収去検査（東京都健康安全研究センター委託実施検査）検体数

| 検査区分 | 年度 | 総数 | 細菌検査 | 菌型検査 | ウイルス検査 | 化学検査等 |
|-------|----|-----|------|------|--------|-------|
| 一般検査 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食中毒検査 | 4 | 171 | 80 | 34 | 57 | 0 |
| | 5 | 282 | 141 | 43 | 88 | 10 |
| | 6 | 150 | 70 | 5 | 73 | 2 |

* 化学検査等には真菌・寄生虫・害虫検査を含む。

③違反食品等調査及び処置

食品衛生法に違反する食品等が発見された場合、これを迅速に排除するため、流通状況の調査や販売の停止、自主回収等を指導している。通常、違反の処理は広域な調査が必要となるため、東京都を始め他道府県と連絡をとりながら実施している。

(ア) 違反食品等調査及び処置状況

| 発生年月 | 対象食品 | 違反内容 | 探知 | 処置 |
|--------------------|-------------------|----------------------------|----------|---------------|
| 令和6年3月から 令和6年9月 | 健康食品（紅麹含有食品） | 食品衛生法第6条 (有毒な若しくは有害な物質) | 東京都からの通知 | 調査結果を 都に報告 |
| 令和6年7月 | スナップエンドウ（生鮮・冷蔵） | 食品衛生法第13条 (残留農薬) | 東京都からの通知 | 調査結果を 都に報告 |
| 令和6年8月 | ねぎ（生鮮・冷蔵） | 食品衛生法第13条 (残留農薬) | 東京都からの通知 | 調査結果を 都に報告 |
| 令和6年8月 | 中国菓子（ラーティアオ） | 食品衛生法第12条 (添加物) | 東京都からの通知 | 調査結果を 都に報告 |
| 令和6年9月 | 緑豆 | 食品衛生法第13条 (残留農薬) | 東京都からの通知 | 調査結果を 都に報告 |
| 令和6年11月 | きぬさや（生鮮） | 食品衛生法第13条 (残留農薬) | 東京都からの通知 | 調査結果を 都に報告 |
| 令和7年2月 | 蟹味チップス（鍋巴 - 蟹黄味） | 食品衛生法第12条違反 (添加物) | 東京都からの通知 | 調査結果を 都に報告 |
| 令和7年3月 | 加熱食肉製品（加熱後 包装） | 食品衛生法第13条 (製造基準) | 東京都からの通知 | 調査結果を 都に報告 |

(イ) 食品等の自主回収（リコール）制度報告状況（区内）

| 年度 | 報告数 |
|----|-----|
| 4 | 1 |
| 5 | 1 |
| 6 | 4 |

④食中毒事件及び処置

区民や病院等から食中毒の届出を受けると、ただちに原因食品、原因施設、対象者の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっている。

また、原因施設や対象者が区外の場合は、東京都を通じ、他の区市町村等へ施設や対象者の調査を依頼している。同様に、区内の施設や対象者の調査を依頼されることもある。

(ア) 区内の施設が原因となったもの

| 発生年月日 | 原因施設 | 原因食品 | 患者数 | 原因物質 | 営業停止日数 |
|-----------|-------|-------------------|-----|--------|--------|
| 令和7年1月11日 | 飲食店営業 | 当該施設にて 提供された食品 | 20 | ノロウイルス | 5 |
| 令和7年2月9日 | 飲食店営業 | 当該施設にて 調理された弁当 | 100 | ノロウイルス | 3 |

(イ) 食中毒関連調査件数及び調査対象者数

| 年度 | 件数 | 調査対象者数 | 施設調査数 |
|----|----|--------|-------|
| 4 | 25 | 27 | 8 |
| 5 | 43 | 55 | 7 |
| 6 | 46 | 86 | 10 |

⑤営業者への衛生知識の普及

食品関係営業者に対する衛生知識の普及向上を図り、感染症、食中毒等の事故を防止するため、区内の全業態の事業者を対象とした食品取扱者衛生講習会など、各種の講習会等を開催している。

営業者への衛生知識の普及

| 実施形態 | 回数 | 延受講人員 |
|-----------------|----|-------|
| 全業態一括講習会 | 1 | 588 |
| 食品業者業種別講習会 | 3 | 80 |
| 学校給食従事者に対する講習会 | 1 | 84 |
| 保育園給食従事者に対する講習会 | 1 | 88 |
| 自主的衛生管理支援学習会 | 2 | 31 |
| 各食品関係施設従事者講習会 | 3 | 80 |
| 令和4年度 | 17 | 1,087 |
| 令和5年度 | 12 | 1,090 |
| 令和6年度 | 11 | 951 |

⑥苦情処理

苦情は、食品そのものに関するものと、営業施設及び取扱いに関するものに大別できる。さらにその中には、購入した食品が腐敗していた、カビが発生していたなど原因が明確なものと、原因がわからず、それを明らかにするために様々な調査や検査を行わなければならない場合がある。

また、これらの苦情が食中毒事件の探知、違反食品の発見に結びつくこともある。

苦情処理

(単位：件)

| 年度 | 合計 | 異物混入 | 腐敗・変敗 | かびの発生 | 異味・異臭 | 変色 | 変質 | 食品等の取扱い | 表示 | 有症苦情（食中毒の疑い） | 施設・設備不良 | 安全性への疑義 | その他 |
|----|-----|------|-------|-------|-------|----|----|---------|----|--------------|---------|---------|-----|
| 4 | 62 | 8 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 6 | 3 | 18 | 8 | 0 | 13 |
| 5 | 72 | 11 | 0 | 1 | 4 | 1 | 1 | 6 | 8 | 23 | 8 | 0 | 9 |
| 6 | 110 | 16 | 0 | 6 | 8 | 0 | 0 | 11 | 0 | 32 | 14 | 0 | 23 |

(2) 食品の安全確保

①消費者への衛生知識の普及

消費者に対する衛生知識の普及啓発を図り、食品による事故の防止や食品の安全性などに対する理解を深めるため、講習会や相談を実施している。また、事業者、消費者および行政の関係者間で情報交換を行うリスクコミュニケーションも開催している。

消費者への衛生知識の普及

| 実施形態 | 回数 | 延受講人員 |
|------------|----|-------|
| 一般区民向け講習会 | 1 | 23 |
| 意見交換会、懇談会等 | 1 | 18 |
| 令和4年度 | 3 | 56 |
| 令和5年度 | 3 | 113 |
| 令和6年度 | 2 | 41 |

②中野駅ガード下ギャラリーパネル展示、食の安全安心展、街頭相談

消費者、食品関係営業者の別に関わらず、広く衛生知識の普及啓発を図り、食中毒等の事故の防止や食品の安全性などに対する理解を深めるためのパネル展示や街頭相談を行っている。

中野駅ガード下ギャラリーパネル展示

| 年度 | 展示回数 | 延展示日数 |
|----|------|-------|
| 4 | 2 | 48 |
| 5 | 2 | 40 |
| 6 | 2 | 38 |

食の安全安心展

| 年度 | 展示回数 | 延展示日数 |
|----|------|-------|
| 4 | 1 | 3 |
| 5 | 1 | 3 |
| 6 | 1 | 7 |

街頭相談

| 年度 | 実施回数 | 普及啓発人数 |
|----|------|--------|
| 4 | 1 | 220 |
| 5 | 1 | 230 |
| 6 | 1 | 300 |

第3 安全・快適・清潔な暮らし

1 医薬環境衛生

(1) 医務薬事監視

①医療施設

病院・診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所及び衛生検査所等の医療施設に関する開設・廃止等の届出受理及び許認可事務、並びにこれらの施設への監視指導を実施している。

«根拠法規» 医療法、中野区専属薬剤師を置かなければならない診療所の基準に関する条例、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律

医療施設数及び監視件数

| | | 開設届 | 変更届 | 廃止数 | 施設数 | 監視指導等件数 |
|---------|------------|-----|-----|-----|-------|---------|
| 令和6年度合計 | | 90 | 300 | 86 | 1,646 | 153 |
| 医科 | *病院(20床以上) | 0 | 3 | 0 | 8 | 0 |
| | 診療所 | 合計 | 30 | 137 | 31 | 335 |
| | | 有床 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| | | 無床 | 30 | 137 | 31 | 329 |
| 歯科 | 診療所 | 合計 | 9 | 45 | 7 | 246 |
| | | 有床 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 無床 | 9 | 45 | 7 | 246 |
| 助産所 | 合 | 計 | 6 | 1 | 2 | 24 |
| | 有 | 床 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 無 | 床 | 6 | 1 | 2 | 22 |
| 施術所 | あん摩・はり・きゅう | 16 | 51 | 19 | 316 | 19 |
| | 柔道整復 | 13 | 61 | 20 | 156 | 17 |
| | 出張施術者 | 15 | 0 | 6 | 522 | 0 |
| 歯科技工所 | | 1 | 2 | 1 | 39 | 1 |
| 衛生検査所 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和5年度 | | 89 | 255 | 64 | 1,642 | 143 |
| 令和4年度 | | 66 | 234 | 75 | 1,617 | 130 |

※都知事の所管事務であり、保健所では救急医療機関認定に関する調査を行っている。

※施設数は、開設日、変更日、廃止日を基準に計上している。

②薬事衛生

ア 薬局及び医薬品販売業等

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局及び医薬品販売業者等に対して、開設許可、各種届出の受理及び監視指導を行っている。また、消費者に対しては、薬の知識や情報提供など各種の相談に応じている。

(ア) 監視指導

薬局及び医薬品販売業者等による医薬品等の取扱い並びに保管状況、無承認・無許可医薬品の販売及び不正表示・広告などを調査する目的で、これらの施設に立ち入り、監視指導を行っている。

«根拠法規» 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)、薬剤師法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例

薬事関係施設数及び監視指導件数

| 業 種 | 許可等件数 | | 廃止数 | 施設数 | 監視指導件数 |
|---------|---------------|----|-----|-------|--------|
| | 新規 | 更新 | | | |
| 令和6年度合計 | 118 | 83 | 69 | 1,831 | 1,208 |
| 許可 | 薬局 | 14 | 34 | 9 | 185 |
| | 薬局製造医薬品製造販売業 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| | 薬局製造医薬品製造業 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| | 医薬品販売業（店舗販売業） | 4 | 13 | 3 | 61 |
| | 高度管理医療機器販売業 | 19 | 22 | 8 | 193 |
| | 高度管理医療機器貸与業 | 18 | 14 | 6 | 145 |
| 届出 | 管理医療機器販売業 | 38 | - | 23 | 860 |
| | 管理医療機器貸与業 | 25 | - | 16 | 379 |
| その他 | 医薬部外品販売業 | - | - | - | 194 |
| | 化粧品販売業 | - | - | - | 194 |
| 令和5年度 | | | | | 1,032 |
| 令和4年度 | | | | | 1,179 |

※廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

(イ) 収去検査

薬局及び医薬品販売業者等に対する一斉監視において、不良等の疑いのある医薬品等を収去し、試験検査を行っている。

収去検査（東京都健康安全研究センター委託）

| 検体種別 | 検体数 | | |
|---------|-----|---|---|
| | 総数 | 適 | 否 |
| 令和6年度合計 | 5 | 5 | 0 |
| 医薬品 | 3 | 3 | 0 |
| 医薬部外品 | 1 | 1 | 0 |
| 化粧品 | 1 | 1 | 0 |
| 医療機器 | 0 | 0 | 0 |
| 令和5年度 | 5 | 5 | 0 |
| 令和4年度 | 5 | 5 | 0 |

イ 麻薬小売業及び向精神薬・覚醒剤原料取扱施設

薬局のうち麻薬小売業の免許を有する施設、向精神薬免許みなし薬局等、覚醒剤原料取扱い薬局に対し、医薬品事故防止のために麻薬等の適切な譲渡、保管管理、取扱い等について監視指導を行っている。また、免許の交付、各種届出の受理を行っている。

«根拠法規» 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

麻薬小売業及び向精神薬・覚醒剤原料取扱い施設

| 業 種 | 免許交付数 | | 廃止数 | 施設数 | 監視指導件数 |
|-------------|-------|----|-----|-----|--------|
| | 新規 | 更新 | | | |
| 令和6年度合計 | 12 | 25 | 8 | 520 | 461 |
| 麻薬小売業 | 12 | 25 | 8 | 150 | 143 |
| 向精神薬免許みなし薬局 | - | - | - | 185 | 159 |
| 覚醒剤原料取扱い薬局 | - | - | - | 185 | 159 |
| 令和5年度 | | | | | 394 |
| 令和4年度 | | | | | 443 |

※廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

ウ 毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者

毒物及び劇物を販売する施設は、保健衛生上の見地から登録制とし、保管管理や取扱い状況についての監視指導を実施している。また、業務上毒物劇物を取扱う施設に対しても隨時監視

指導を実施し、各種届出の受理を行っている。

«根拠法規» 毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取扱施設数及び監視指導件数

| 業 種 | 登録件数 | | 廃止数 | 施設数 | 監視指導件数 |
|-------------------|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 新規 | 更新 | | | |
| 令和6年度合計 | 4 | 9 | 3 | 136 | 26 |
| 一般販売業 | 4 | 8 | 3 | 63 | 25 |
| 農業用品販売業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定品目販売業 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 |
| 要届出 業務上 取扱者 | 電気めっき業 電気熱処理業 運輸業 しろあり防除業 | - - - - | 0 0 0 0 | 0 0 0 0 | 0 0 0 0 |
| 非届出業務上取扱者 | - | - | - | 70 | 0 |
| | 令和5年度 | | | | 26 |
| | 令和4年度 | | | | 38 |

※廃止後は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

エ 家庭用品の監視

一般に市販されている衣類やスプレーなどの化学製品を中心とする家庭用品を試買し、法令で規制されている有害物質の検査を行うとともに、販売者に対して法の普及啓発を行っている。

基準不適合の家庭用品が発見された場合は、販売業者に対し販売禁止及び製品回収等の措置を講ずるよう指導するとともに、不適合品が広域に流通することのないよう卸売・輸入・製造業者の所在地自治体に通報を行っている。

«根拠法規» 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

家庭用品試買結果

| 検 体 種 別 | 検査項目数 | | | 試買 検体数 | 監視店舗数 |
|------------------|--------------|----------|----------|-----------|-------|
| | 総数 | 適 | 否 | | |
| 令和6年度合計 | 43 | 42 | 1 | 36 | 5 |
| 内訳 | 繊維製品 ・革製品 | 19 12 | 19 11 | 0 1 | |
| | 家庭用 化学製品 | 4 8 | 4 8 | 0 0 | |
| | その他 | | | | |
| | 令和5年度 | 41 | 41 | 0 | 35 |
| | 令和4年度 | 43 | 43 | 0 | 35 |

オ 普及啓発

消費者、開設者並びに施設管理者に対して薬事講習会や相談により情報の提供に努めている。

また、東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会の活動支援を通じて、大麻等の薬物乱用を防止するための普及啓発を行っている。

薬事衛生に関する知識の普及啓発

| 実施形態 | 回数 | 延参加人数 | 対象 |
|---------|----|-------|----------|
| 令和6年度合計 | 57 | 353 | |
| 街頭相談 | 1 | 9 | 消費者 |
| 窓口相談 | 54 | 54 | 消費者 |
| 講習会 | 2 | 290 | 営業者（管理者） |
| 令和5年度 | 57 | 358 | |
| 令和4年度 | 56 | 293 | |

(2) 環境衛生監視

①環境衛生関係施設と監視指導

環境衛生関係施設の許認可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため、環境衛生監視員による立入監視指導を実施している。

«根拠法規» 理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法、水道法、墓地及び埋葬等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、中野区プールの衛生管理に関する条例、中野区小規模給水施設の衛生管理に関する指導要綱、中野区コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱、中野区コインシャワー営業施設衛生指導要綱

環境衛生関係施設と監視指導

| 業種 | 令和6年3月 31日現在 | 許可(確認) | 廃業 | 令和7年3月 31日現在 | 監視指導件数 |
|----------------------------|-----------------|--------|----|-----------------|--------|
| 理容所 | 197 | 5 | 9 | 193 | 6 |
| 美容所 | 564 | 26 | 12 | 578 | 28 |
| クリーニング所 | 249 | 4 | 4 | 249 | 4 |
| 一般 | 121 | 0 | 2 | 119 | 0 |
| リネン | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 取次 | 119 | 3 | 2 | 120 | 3 |
| 無店舗取次 | 8 | 1 | 0 | 9 | 1 |
| 興行場 | 11 | 0 | 0 | 11 | 9 |
| 常設 | 11 | 0 | 0 | 11 | 9 |
| 仮設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 旅館業 | 127 | 70 | 6 | 191 | 185 |
| 旅館・ホテル | 95 | 70 | 4 | 161 | 160 |
| 簡易宿所 | 32 | 0 | 2 | 30 | 25 |
| 下宿 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公衆浴場 | 33 | 1 | 1 | 33 | 36 |
| 普通 | 19 | 0 | 0 | 19 | 25 |
| その他の公衆浴場 | 14 | 1 | 1 | 14 | 11 |
| プール | 51 | 1 | 4 | 48 | 14 |
| 許可 | 11 | 0 | 1 | 10 | 14 |
| 届出 | 40 | 1 | 3 | 38 | 0 |
| 水道施設 | 2,379 | 7 | 33 | 2,353 | 0 |
| 専用水道 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 簡易専用水道 | 351 | 7 | 6 | 352 | 0 |
| 小規模給水施設 | 2,026 | 0 | 27 | 1,999 | 0 |
| 温泉利用施設 | 4 | 1 | 0 | 5 | 1 |
| 墓地等 | 44 | 0 | 0 | 44 | 0 |
| 墓地 | 41 | 0 | 0 | 41 | 0 |
| 納骨堂 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 火葬場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定建築物 | 86 | 1 | 1 | 86 | 0 |
| 3,000-10,000m ² | 57 | 0 | 0 | 57 | 0 |
| 10,000m ² 超 | 29 | 1 | 1 | 29 | 0 |
| コインオペレーション クリーニング | 132 | 2 | 0 | 134 | 21 |
| コインシャワー | 9 | 0 | 0 | 9 | 0 |
| 総数 | 3,886 | 118 | 70 | 3,934 | 304 |

②営業施設の理化学及び細菌学的検査

ア 理容所・美容所

利用者と従業員の健康被害を防止するため、施設の二酸化炭素の濃度等を測定し室内環境基準が達成されるよう指導している。空気環境測定が必要な施設に加えて、新規開設施設の測定

も行っている。

理美容所空気検査

| 年度 | 延検査施設数 | 検査結果 (施設数) | |
|----|--------|------------|----|
| | | 適 | 不適 |
| 3 | 42 | 42 | 0 |
| 4 | 40 | 40 | 0 |
| 5 | 45 | 45 | 0 |
| 6 | 31 | 31 | 0 |

イ 興行場

映画館等の興行場は、多数の人が集まるため、場内空気の換気機能に重点を置き、二酸化炭素の濃度測定や落下細菌数等の検査を行い、施設の衛生保持を指導している。

興行場空気検査

| 年度 | 延検査施設数 | 検査箇所数 | 検査結果 (施設数) | |
|----|--------|-------|------------|----|
| | | | 適 | 不適 |
| 3 | 11 | 19 | 11 | 0 |
| 4 | 11 | 23 | 9 | 1 |
| 5 | 11 | 19 | 11 | 0 |
| 6 | 9 | 17 | 8 | 1 |

ウ 公衆浴場

公衆浴場は「中野区公衆浴場法施行条例」に基づき、普通公衆浴場（いわゆる銭湯）とその他の公衆浴場（サウナ風呂等）に分類されている。循環浴槽を持つ公衆浴場に対し、衛生基準項目について調査し、その結果に基づいて衛生保持を指導している。

（ア）普通公衆浴場

普通公衆浴場について、営業時における浴槽水の水質検査を実施し衛生保持を指導している。

普通公衆浴場浴槽水検査

| 年度 | 延検査施設数 | 検体数 | 検査結果 (施設数) | |
|----|--------|-----|------------|----|
| | | | 適 | 不適 |
| 3 | 51 | 158 | 10 | 11 |
| 4 | 44 | 160 | 9 | 10 |
| 5 | 38 | 141 | 11 | 6 |
| 6 | 44 | 160 | 12 | 7 |

（イ）その他の公衆浴場

その他の公衆浴場について、浴槽水の水質検査を実施し衛生保持を指導している。

その他公衆浴場浴槽水検査

| 区分 | 年度 | 延検査施設数 | 検体数 | 検査結果 (施設数) | |
|------------|----|--------|-----|------------|----|
| | | | | 適 | 不適 |
| サウナ・スポーツ施設 | 3 | 7 | 23 | 5 | 1 |
| | 4 | 7 | 22 | 5 | 1 |
| | 5 | 10 | 33 | 5 | 2 |
| | 6 | 8 | 27 | 8 | 0 |
| 高齢者福祉施設 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| | 4 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| | 5 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| | 6 | 2 | 2 | 2 | 0 |

エ プール

プールは、経営するにあたって許可を受けることが必要な営業プールと届出が必要な学校プールに分類される。プール病などの感染防止を図るため水質検査を実施し、施設が衛生的に管理されるよう指導している。

プール水質検査

| 年度 | 延検査施設数 | 検体数 | 検査結果（施設数） | |
|----|--------|-----|-----------|----|
| | | | 適 | 不適 |
| 3 | 14 | 38 | 6 | 4 |
| 4 | 11 | 35 | 9 | 1 |
| 5 | 12 | 33 | 7 | 2 |
| 6 | 10 | 28 | 8 | 1 |

③衛生的環境の確保

ア 環境衛生に関する相談件数

【営業関係施設等】理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、住宅宿泊事業、興行場、特定建築物、墓地など環境衛生関係施設についての相談を受けている。

【飲料水】安全な飲料水を確保するため、貯水槽の衛生的管理や井戸水の利用について相談を受けている。

【住宅等の室内環境】一般住宅やマンションなどのシックハウス症候群をはじめとした室内環境についての相談を受けている。

環境衛生に関する相談件数

| 年度 | 営業関係施設等 | 飲料水 | 住宅等の室内環境 | 総数 | |
|----|---------|-----|----------|-------|----|
| | | | | 適 | 不適 |
| 3 | 835 | 13 | 8 | 856 | |
| 4 | 881 | 35 | 9 | 925 | |
| 5 | 1,056 | 34 | 3 | 1,093 | |
| 6 | 4,776 | 84 | 4 | 4,864 | |

イ レジオネラ症対策

近年、全国的にレジオネラ症の感染事例が報告されている。そこで、レジオネラ症の発生を予防するため、感染源となりうる設備を有する公衆浴場、社会福祉施設、プールなどの施設を対象として、自主管理の強化、衛生管理の指導、水質検査等を実施している。

レジオネラ属菌検査

| 区分 | 年度 | 延検査施設数 | 延検査件数 | 検査結果（延検査件数） | |
|--------|----|--------|-------|-------------|----|
| | | | | 適 | 不適 |
| 公衆浴場 | 3 | 56 | 174 | 149 | 25 |
| | 4 | 51 | 182 | 162 | 20 |
| | 5 | 47 | 170 | 158 | 12 |
| | 6 | 51 | 185 | 176 | 9 |
| 社会福祉施設 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| | 4 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| | 5 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| | 6 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| プール | 3 | 14 | 27 | 23 | 4 |
| | 4 | 11 | 25 | 23 | 2 |
| | 5 | 12 | 21 | 18 | 3 |
| | 6 | 10 | 19 | 18 | 1 |

ウ ビル衛生管理講習会について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物（多数の人が利用する事務所、店舗等で延べ面積3,000m²以上の建築物）のうち、3,000m²～10,000m²のものについ

ては区が、10,000m²を超えるものについては東京都のビル衛生検査担当が指導を行っている。

毎年1回、特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容の解説、管理方法等の情報提供を目的とした5区共同（中野区、豊島区、杉並区、板橋区、練馬区）の講習会を実施している。

第4 ブロックビル衛生管理講習会

| 年度 | 参加施設数 | 受講者数 |
|----|-------|------|
| 3 | 20 | 20 |
| 4 | 20 | 20 |
| 5 | 28 | 31 |
| 6 | 21 | 25 |

エ 環境衛生に関する啓発事業

環境衛生に関する情報の提供、意識の向上を図り、一般区民や営業施設関係者等を対象とした各種講習会を開催している。

環境衛生啓発事業

| 年度 | 回数 | 延受講人数 |
|----|----|-------|
| 3 | 3 | 70 |
| 4 | 4 | 79 |
| 5 | 5 | 94 |
| 6 | 3 | 61 |

④旅館業法について

旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設であり、新たに旅館を営業する場合は、旅館業法に基づく許可が必要である。近年、自宅の一部やマンションの空き室などを宿泊場所として提供する「民泊サービス」が増加しているが、当該サービスについては、同法に基づく許可を受けるか、住宅宿泊事業法に基づく届出を行う必要がある。区は、同法に基づく開設相談、衛生管理の監視指導、苦情対応を行っている。

【旅館業・住宅宿泊事業関係】相談・苦情対応の状況

| 年度 | 開設相談 | 苦情件数 | その他の問い合わせ |
|----|-------|------|-----------|
| 3 | 131 | 141 | 131 |
| 4 | 258 | 23 | 91 |
| 5 | 576 | 34 | 17 |
| 6 | 3,335 | 196 | 121 |

⑤住宅宿泊事業法について

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行された。同法は、事業者の届出制度を確立することにより、事業者の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としている。

区は、同法に基づく「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」を制定し、良好な住環境の確保を図るため、以下のとおり区独自のルールを定めている。

ア 住居専用地域における平日の「民泊」禁止

住居専用地域（※）を事業の実施を制限する区域（制限区域）と定め、この区域内では、平日の期間（月曜日の正午～金曜日の正午。ただし、祝日等の正午から翌日の正午までの期間は除く）は、原則として事業の実施を禁止している。

※住居専用地域=都市計画法に定める第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域

イ 制限区域内での許可制度

家主同居型（ホームステイ型）で必要な要件を満たす事業者は、区長の許可を受けることにより、制限区域内であっても一定の条件を付した上で平日に事業を実施することが認められる。

住宅宿泊事業の届出（許可）件数

| 年度 | 新規 | 廃止 | 施設数 |
|----|--------|-------|---------|
| 3 | 5(0) | 14(1) | 135(20) |
| 4 | 20(0) | 31(1) | 124(19) |
| 5 | 52(1) | 23(1) | 153(19) |
| 6 | 191(0) | 23(0) | 321(19) |

【参考】施設別衛生指導基準

| 区分 | 衛生基準 | | 指導基準 | |
|----------------------------|---|--|-------------------|--|
| | 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
| 理・美容所 (室内空気) | 二酸化炭素 | 5000ppm以下 | 一酸化炭素 温度 湿度 | 10ppm以下 17°C～28°C (冷房時の外気温との差が7°C以内) 40%～70% (衛生管理要領) |
| 興行場 (室内空気) | 二酸化炭素 浮遊粉じん 落下細菌数 照度 | 1500ppm以下 0.2mg/m³以下 30個以下 20ルクス以上 (区条例・規則) (上映中は0.2ルクス以上) | | |
| 公衆浴場 (浴槽水) | 濁度 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌群 レジオネラ属菌 | 5度以下 25mg/l以下 1個/ml以下 検出されないこと (区条例) | | |
| 特定建築物 (室内空気) | 温度 相対湿度 気流 二酸化炭素 一酸化炭素 浮遊粉じん等 | 18°C～28°C 40%～70% 0.5m/sec以下 1000ppm以下 6ppm以下 0.15mg/m³以下 | | |
| プール (プール水及びプール屋内 空気) | 水素イオン濃度 濁度 過マンガン酸カリウム消費量 残留塩素 大腸菌 一般細菌 レジオネラ属菌 二酸化炭素 | pH5.8～8.6 2度以下 12mg/l以下 遊離残留塩素として0.4mg/l以上 100ml中検出されないこと 1ml中200CFU以下 検出されないこと 1500ppm以下 (区規則) | | |

(3) 試験検査

保健所検査室では、感染症予防、食品衛生及び環境衛生等に係る細菌、化学検査を行っている。

また、病原体迅速診断法（PCR法）による細菌及びノロウイルスなどの迅速検査を導入し、感染症、食中毒対策等の充実・強化に努めている。

①衛生検査

ア 腸内細菌検査

患者発生時における関係者検便をはじめ、食品衛生担当から依頼された有症苦情相談のふん便検査を実施している。

検査件数

| 搬入区分 | | 総数 | 赤痢菌 | パラチチフス菌A・菌 | 腸大管腸出血性大腸菌 | 病原性大腸菌 | 黄色ブドウ球菌 | サルモネラ | セレウス菌 | ウエルシュ菌 | カンピロバクター | 腸炎ビブリオ | その他のビブリオ | エルシニア | エロモナス | プレジオモナス | ノロウイルス | ロタウイルス | アデノウイルス |
|--------|-----------|-----------|----------|------------|------------|--------|---------|-------|-------|--------|----------|--------|----------|-------|-------|-----------|--------|--------|---------|
| 合計 | | 71 (9) | 1 (1) | 0 | 28 (1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 (7) | 14 | 14 | |
| 保健予防 | 小計 | 71 (9) | 1 (1) | 0 | 28 (1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 (7) | 14 | 14 | |
| | 三類患者関係者 | 29 (2) | 1 (1) | 0 | 28 (1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | その他 | 42 (7) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 (7) | 14 | 14 | |
| 衛生食品 | 食中毒、苦情相談等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 前年度・合計 | | 25 | 1 | 7 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | |

※ () 内は陽性者数

イ 食品細菌検査

食品衛生法に基づき食品衛生監視員が取去した食品について、食中毒菌や汚染指標菌（一般細菌・大腸菌群）の検査を実施している。

また、区民からの食品依頼検査、苦情・相談に係る検査も行っている。

検査件数

| 搬入区分 | 合計 | 一般細菌 | 大腸菌群 | 黄色ブドウ球菌 | サルモネラ | 大腸菌 | セレウス菌 | ウエルシュ菌 | カンピロバクター | 腸炎ビブリオ | 腸管出血性大腸菌6血清群 | その他 |
|--------|-------|------|------|---------|-------|-----|-------|--------|----------|--------|--------------|-----|
| 合 計 | 2,868 | 230 | 230 | 230 | 220 | 230 | 224 | 224 | 178 | 28 | 1,068 | 6 |
| 食品衛生 | 2,868 | 230 | 230 | 230 | 220 | 230 | 224 | 224 | 178 | 28 | 1,068 | 6 |
| 依頼検査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度・合計 | 3,605 | 279 | 280 | 279 | 266 | 279 | 274 | 274 | 235 | 22 | 1,410 | 7 |

※腸管出血性大腸菌6血清群 (0157、026、0103、0111、0121、0145)

ウ 食品化学検査

食品の安全を確保するため、食品衛生監視員が収去した食品等について、食品の性状や添加物の検査を実施した。また、同時に食品衛生検査施設管理基準（G L P）で定められたコントロール検体も処理した。

そのほか、区民からの食品依頼検査、苦情・相談に係る検査を行った。

この検査は、令和7年度から委託となった。

検査件数

| 搬入区分 | 総 数 | | 食品衛生 | | その他 | | 備 考 |
|------------|------|-------|------------|-------|---------|-----|-----------------|
| | | | 収去検査及び苦情検査 | | 食品依頼検査等 | | |
| | 項目 | 細項目 | 項目 | 細項目 | 項目 | 細項目 | |
| 合 計 | 232 | 1,488 | 232 | 1,488 | 0 | 0 | |
| 着色料 | 68 | 816 | 68 | 816 | 0 | 0 | 許可及び不許可酸性タル色素 |
| 保存料 | (8) | 70 | 350 | (8) | 70 | 350 | ソルビン酸ほか4細項目 |
| 人工甘味料 | (11) | 68 | 272 | (11) | 68 | 272 | サッカリンほか3細項目 |
| 漂白剤 | (3) | 11 | 11 | (3) | 11 | 11 | 0 |
| 発色剤 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 酸化防止剤1 | 6 | 18 | 6 | 18 | 0 | 0 | BHA、BHT、TBHQ |
| 酸化防止剤2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | アスコルビン酸、エリソルビン酸 |
| 酸化防止剤3 | (1) | 2 | 2 | (1) | 2 | 2 | 0 |
| EDTA・CaNa2 | | | | | | | |
| 食肉検査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ニコチン酸ほか3細項目 |
| 過酸化水素 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| プロピレンジリコール | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 油脂変敗 | 6 | 18 | 6 | 18 | 0 | 0 | 粗脂肪、酸価、過酸化物価 |
| 栄養成分等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 水分含量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | pH |
| 品目数 | 84 | | 84 | | 0 | | |
| 前年度 | 品目数 | 77 | | 77 | | 0 | |
| | 合 計 | 208 | 1,277 | 208 | 1,277 | 0 | 0 |

※ () 内は定量検査件数の再掲

エ 水質検査

生活利用水（プール水・浴槽水）の衛生を確保するため、化学・細菌検査を行った。
この検査は、令和7年度から委託となった。

検体別件数

| 搬入総数 | 総数 | プール水 | 浴槽水 | | その他 |
|--------|-----|------|------|-----|-----|
| | | | 自主検査 | 行政 | |
| 合 計 | 217 | 28 | 52 | 137 | 0 |
| 生活衛生 | 217 | 28 | 52 | 137 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | — | 0 | 0 |
| 前年度・合計 | 209 | 33 | 46 | 130 | 0 |

検査項目別検査件数

| 検査項目 | 総数 | 生活衛生 | | | その他 | |
|--------|---------|------|-----|-----|-----|--|
| | | プール水 | 浴槽水 | | | |
| | | | 自主 | 行政 | | |
| 合 計 | 733 | 154 | 52 | 527 | 0 | |
| 細菌 | 小 計 | 390 | 73 | 52 | 265 | |
| | 一般細菌 | 27 | 27 | — | — | |
| | 大腸菌 | 27 | 27 | — | — | |
| | 大腸菌群 | 130 | — | — | 130 | |
| | レジオネラ属菌 | 206 | 19 | 52 | 135 | |
| 化学 | 小 計 | 343 | 81 | — | 262 | |
| | pH値 | 27 | 27 | — | — | |
| | 濁度 | 157 | 27 | — | 130 | |
| | 有機物等 | 159 | 27 | — | 132 | |
| 前年度・合計 | | 686 | 159 | 46 | 481 | |

